

令和4年9月定例会

決算審査特別委員会会議録

行 田 市 議 会

## 令和4年 行田市議会決算審査特別委員会会議録目次

### ◎決算審査特別委員会（10月3日）

付託案件	1
出席委員（7名）	2
欠席委員（0名）	2
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	3
開会（午前 9時29分）	4
開会の宣告	4
開議の宣告	4
議案第60号（総括）について	5
休憩（午前10時12分）	15
<hr/>	
再開（午前10時18分）	15
質疑	15
会計課所管部分について	18
質疑	19
休憩（午前10時37分）	20
<hr/>	
再開（午前10時39分）	20
議会事務局所管部分について	21
質疑	22
休憩（午前10時48分）	23
<hr/>	
再開（午前10時56分）	23
監査委員事務局所管部分について	23
質疑	25
休憩（午前11時 7分）	26
<hr/>	

再 開（午前 11 時 11 分）	2 6
総合政策部所管部分について	2 7
質 疑	3 4
休 憩（午後 0 時 26 分）	4 7
<hr/>	
再 開（午後 1 時 28 分）	4 7
総務部及び選挙管理委員会事務局所管部分について	4 7
質 疑	5 1
散会の宣告	6 4
散 会（午後 2 時 40 分）	6 4



◎決算審査特別委員会（10月7日）

付託案件	6 5
出席委員（7名）	6 6
欠席委員（0名）	6 6
説明のため出席した者	6 6
事務局職員出席者	6 7
開 議（午前 9 時 29 分）	6 8
開議の宣告	6 8
環境経済部及び農業委員会事務局所管部分について	6 8
質 疑	8 0
休 憩（午前 11 時 33 分）	1 0 3
<hr/>	
再 開（午前 11 時 39 分）	1 0 3
教育委員会所管部分について	1 0 4
休 憩（午後 0 時 27 分）	1 1 8
<hr/>	
再 開（午後 1 時 31 分）	1 1 8

質 疑	1 1 8
散会の宣告	1 3 8
散 会（午後 2時41分）	1 3 9



◎決算審査特別委員会（10月11日）

付託案件	1 4 1
出席委員（7名）	1 4 2
欠席委員（0名）	1 4 2
説明のため出席した者	1 4 2
事務局職員出席者	1 4 3
開 議（午前 9時29分）	1 4 4
開議の宣告	1 4 4
消防本部所管部分について	1 4 4
質 疑	1 5 0
休 憩（午前10時09分）	1 5 5

---

再 開（午前10時25分）	1 5 5
都市整備部所管部分について	1 5 5
質 疑	1 5 9
休 憩（午前10時57分）	1 6 3

---

再 開（午前11時14分）	1 6 3
建設部所管部分について	1 6 4
質 疑	1 7 2
散会の宣告	1 7 8
散 会（午後 0時14分）	1 7 8



◎決算審査特別委員会（10月20日）

付託案件	179
出席委員（7名）	180
欠席委員（0名）	180
説明のため出席した者	180
事務局職員出席者	181
開議（午前 9時29分）	182
開議の宣告	182
市民生活部所管部分について	182
質疑	190
休憩（午前10時44分）	203
<hr/>	
再開（午前10時59分）	203
健康福祉部所管部分について	203
質疑	214
休憩（午後 0時29分）	227
<hr/>	
再開（午後 0時32分）	227
議案第60号の討論	227
議案第60号の採決	227
閉会の宣告	228
閉会（午後 0時35分）	228
署名委員	229

決 算 審 査 特 別 委 員 会

1 0 月 3 日 ( 月 曜 日 )

令和4年行田市議会決算審査特別委員会会議録

- 開会年月日 令和4年10月3日（月曜日）
- 開催場所 第2委員会室
- 付議事件 議案第60号 令和3年度行田市一般会計歳入歳出決算認定について  
議案第60号（総括）について  
会計課所管部分について  
議会事務局所管部分について  
監査委員事務局所管部分について  
総合政策部所管部分について  
総務部及び選挙管理委員会事務局所管部分について

○出席委員（7名）

委員長	吉田豊彦	委員	3番	江川直一	委員
副委員長	福島ともお	委員	4番	小林修	委員
1番	高澤克芳	委員	5番	町田光	委員
2番	村田秀夫	委員			

---

○欠席委員（0名）

---

○説明のため出席した者

小巻健二	会計管理者
蓮沼義典	副会計管理者兼 会計課長
新井康夫	議会事務局長
中村和則	監査委員事務局長
渡邊直毅	総合政策部長
鴨田和彦	総合政策部次長兼 秘書課長
浅見知正	総合政策部次長兼 財政課長
島田あかね	総合政策部次長兼 企画政策課長
川上清	広報広聴課長
石川学	財政管理課長
細谷博之	情報政策課長
横田英利	総務部長
菅原広志	総務課長兼 選挙管理委員会 書記長
松田正	人事課長

吉	田	明	夫	税 務 課 長
野	辺	博	彦	人 権 推 進 課 長
瀬	尾	昌	之	契 約 検 査 課 長
高	橋	栄	一	総 務 部 副 参 事 (工事検査担当)

---

○事務局職員出席者

書 記	大 澤 光 弘
	榎 本 悦 子
	亀 山 智 弘

午前 9時 29分 開会

△開会の宣告

○委員長 皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、決算審査特別委員会をただいまより開催させていただきます。

10月に入り、大変しのぎやすい季節になりまして、よかったなと思うのですが、コロナはまだまだこの先どうなるか心配ですが、一刻も早く終息していければいいかと思うところでございます。

今日から決算審査特別委員会が、5日間にわたって委員の皆さんには、大変公私ともにお忙しい中、誠に恐縮でございますがご協力を賜って、ここに開会させていただきます。今日は項目が多岐にわたるので、皆様には、慎重審議も大事ですが、大事な部分だけ質疑していただければありがたい。冒頭に申しますけど、数字のほうは、決算として受けておりますので、主要な項目とか、それらについて皆さんの思うところを質疑していただければ、執行部の方からご回答いただけたらと思いますので、その点よろしくお願い申し上げ、ご挨拶に代えさせていただきます。

ただいまから決算審査特別委員会を開会いたします。

本日は傍聴者が見えていないですが、傍聴者の入退室は自由となっておりますので、見えたときには、また改めて私のほうから傍聴者には注意事項をお願いしていきますので、よろしくお願いいたします。

当委員会に付託されております案件は、議案第60号 令和3年度行田市一般会計歳入歳出決算認定についてであります。

審査につきましては、お手元に配付しました審査日程により行います。

なお、執行部におかれましては、審査方針等を踏まえ、簡潔明瞭な説明を準備していただいておりますので、委員の皆様も、審査における着眼点に基づき、効率のよい質疑に努めていただきますようお願いいたします。

---

△開議の宣告

○委員長 これより審査に入りますが、議事の整理上、発言は委員長の許可を得てから行うようにお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

---

△議案第60号（総括）について

○委員長 初めに、小巻会計管理者より、ご挨拶を含め、総括事項につきまして説明を求めます。

小巻会計管理者。

○会計管理者 皆さんおはようございます。

吉田委員長をはじめ、委員の皆様には、日頃より本市の会計事務にご理解、ご協力をいただきまして、誠にありがとうございます。また、本日はお忙しい中ご審査をいただきますこと、誠にありがとうございます。

それでは、令和3年度決算のうち、一般会計に係る歳入歳出決算の概要、実質収支に関する調書、財産に関する調書についてご説明申し上げます。

失礼ですが、着座にて説明させていただきます。

まず、説明前に、本日配付いたしましたこちらの資料をご覧ください。

まず、1枚目、カラーの資料ですが、これは令和2年度、令和3年度の歳入額及び歳出額を比較したもので、決算書には、前年度対比増減率については一番右の欄に記載されておりますが、増減の金額については記載されておられません。説明において増減金額を申し上げますので、その際の参考にしていただければと存じます。

また、もう1枚の資料、不納欠損内訳書、令和3年度ですが、こちらは不納欠損の項目、件数、金額について集計したものでございます。なお、個々の欠損理由などの詳細につきましては、下にあります記載の担当課の審査の際にお願いできればと思います。

それでは、早速説明に入らせていただきます。

まず、こちらの厚い決算書になりますが、1ページをお願いいたします。歳入歳出決算書総括表でございます。

まず、歳入ですが、一番上、一般会計の左から3列目になります。こちらに収入済額が記載されてございます。まず、全体の収入済額は、一般会計318億5,328万6,611円で、前年度と比較しますと43億8,571万7,521円の減額、率にして12.10%の減となっております。

歳出につきましては、右側、2ページの左から2列目、支出済額は286億2,446万8,810円で、前年度と比較しますと59億7,266万8,351円の減額、率にして17.26%の減でございます。

歳入歳出とも前年度と比較して大幅な減額となりました。その理由としては、令和2年度に引き続き新型コロナウイルス感染症への各種対策が図られてきましたが、令和2年度では、

最も大きな施策として特別定額給付金給付事業、行田市における事業費総額80億8,610万9,739円が実施されました。この事業額が減となったことなどによるものでございます。これら新型コロナウイルス感染症対策は、主に国庫補助金を財源とし、その収入額は30億3,531万292円となっております。

表の一番右の欄、歳入歳出差引残額は32億2,881万7,801円で、この差引残額は、いわゆる形式収支でございます。

続きまして、実質収支について説明しますので、飛びますが、295ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございますが、一番上の欄、一般会計におきまして、295ページの一番右の欄、3、歳入歳出差引額32億2,881万7,801円、これは先ほどの形式収支でございますが、ここから右側、296ページの右から3列目、4、翌年度へ繰り越すべき財源の計3億7,025万2,036円を差し引いたものが、その右の欄の5、実質収支額で28億5,856万5,765円となり、最終的に令和3年度に属すべき収入と支出の実質的な差額で、決算剰余金となります。

なお、当年度実質収支から前年度実質収支を差し引いた、いわゆる単年度収支につきましては13億7,355万2,528円の黒字となっております。

次に、申し訳ありませんが、3ページにお戻りください。一般会計歳入歳出決算書でございます。

まず、歳入でございますが、4ページ、一番左の列、収入済額の欄をお願いいたします。

1款市税の収入済額103億7,623万8,104円は、前年度対比1.47%の減、表にはありませんが、金額では1億5,506万4,642円の減額となっております。先ほどの色刷りのものを参照していただければと思います。

税収の推移を見ますと、平成28年度以前の5年間は103億円台を維持し、平成29年度に105億円台となり、平成30年度に固定資産の評価替えにより104億円台に減額となったものの、令和元年度には個人・法人所得が増加し、106億円台後半まで増加しました。しかし、令和2年度においては、法人市民税税率の引下げに加え、新型コロナウイルス感染症の影響による法人所得の減などにより105億円台と落ち込み、さらに、令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響による個人所得の減少や固定資産の評価替えによる在来家屋評価額の減により103億円台へ落ち込む結果となってしまいました。

歳入全体に占める市税の割合ですが、令和2年度は29.06%、令和3年度は32.58%で3.52ポイントのプラスとなりました。なお、参考ではございますが、令和2年度と令和3年度の

歳入全体には、それぞれ特別な措置として新型コロナウイルス感染症の各種対策に対する補助が含まれておりますので、新型コロナウイルス感染症対策の国庫補助額がそれぞれありますが、それを除いた歳入額で比較しますと、歳入に対する市税割合は、令和2年度が39.04%、令和3年度は36.01%となり、3.03ポイントのマイナスとなります。

それでは、各項で申し上げますと、その下の欄、1項市民税でございますが、収入済額46億5,107万3,532円は、前年度対比2.12%の減、金額では1億54万2,820円の減額となっております。このうち個人市民税は、新型コロナウイルス感染症の影響により個人所得が減少し、前年度と比較して1.61%、金額では6,740万9,188円の減額となりました。また、法人市民税は、昨年度からの税率引下げの影響から、前年度と比較して5.84%、金額では3,313万3,636円の減額となりました。

2項固定資産税は43億1,112万5,258円で、前年度対比2.07%の減、金額では9,113万9,633円の減額となっております。減額の主な理由は、評価替えに伴い在来家屋評価額が減となったことによるものでございます。

3項軽自動車税は2億4,790万1,326円で、前年度対比4.38%の増、金額では1,039万5,586円の増額となっております。増額の主な理由は、登録台数が増加したこと及び旧税額の自家用車の新車への買換えが進んだことによる新税額との差額による増に加え、環境性能割が増となったことによるものでございます。

4項市たばこ税は5億6,219万9,761円で、前年度対比8.38%の増、金額では4,347万9,315円の増額となっております。

5項都市計画税は6億98万2,327円で、前年度対比2.86%の減、金額では1,771万6,836円の減額となっております。減額の理由は、固定資産税同様、評価替えによる家屋評価額の減によるものです。

6項入湯税は295万5,900円で、前年度対比18.42%の増、金額では45万9,750円の増額となっております。増額の理由は、入湯客数の増によるものでございます。

なお、市税全体の収納率は97.74%で、前年度97.23%より0.51ポイントのプラスとなっております。

また、収入済額の右側の欄になりますが、市税の不納欠損額は4,122万2,576円で、前年度より504万8,376円の増となりました。

その右隣、収入未済額は1億9,818万603円で、前年度より6,567万325円の減となりました。次の2款地方譲与税から、5ページ、上から4番目の11款交通安全対策特別交付金までの

うち、10款地方交付税を除いた9つがいわゆる交付金で、交付金の合計が26億4,396万7,000円の収入となっており、前年度と比較すると、率にして13.19%の増、金額では3億809万3,233円の増額となっております。増額の主な理由は、地方特例交付金において自動車税減収補填特例交付金や軽自動車税減収補填特例交付金の廃止などによる減はありましたが、新たに創設された新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金や地方譲与税、法人事業税交付金などが増となったことによるものでございます。

次に、5ページ、上から3番目になりますが、10款地方交付税は53億1,126万1,000円で、前年度と比較して18.27%の増、金額では8億2,045万4,000円の増額となっております。増額の主な理由は、まず、普通交付税は、臨時経済対策費、臨時財政対策債償還基金費といった臨時的な措置や地域デジタル社会推進費といった新たな措置により7億9,409万6,000円の増額となりました。また、特別交付税につきましては、マイナンバーカードを活用した住民票等のコンビニ交付に係る経費などに対して措置されたことなどにより2,635万8,000円の増額となったものでございます。

次に、1つ飛びまして、12款分担金及び負担金は6,946万7,820円で、前年度と比較して5.46%の増、金額では359万7,560円の増額となっております。

隣の欄、不納欠損額は、保育所入所費負担金で8件、85万9,300円でございます。

次に、13款使用料及び手数料は3億2,530万9,217円で、前年度対比5.55%の増、金額では1,710万6,068円の増額となっております。増額の主な理由としては、学童保育室保育料、斎場使用料、博物館入館料などが増となったことによるものでございます。

なお、隣の欄、不納欠損額8万9,500円の内容は、保育所保育料1件、6万1,500円、学童保育室保育料2件、2万8,000円でございます。

次に、14款国庫支出金は71億2,805万7,976円で、前年度対比46.68%の減、金額では62億4,095万3,129円の減額となっております。減額の主な理由は、新型コロナウイルス感染症対策として子育て世帯臨時特別給付金や住民税非課税世帯等臨時特別給付金、ワクチン接種対策関連補助金などの増がございましたが、特別定額給付金給付事業やひとり親世帯臨時特別給付金事業などが減額となったことによるものでございます。

15款県支出金は、18億8,659万4,985円で、前年度対比2.38%の増、金額では4,381万7,936円の増額となっております。増額の主な理由としては、新型コロナウイルス感染症対策として、インフルエンザ予防接種事業費補助金や児童福祉施設等感染拡大防止対策支援事業費補助金などが減額となりましたが、衆議院議員選挙執行費委託金や水田麦・大豆産地生産性向

上事業補助金などが増額となったことによるものでございます。

続きまして、7ページ、8ページをお願いいたします。

16款財産収入の収入済額は8,419万7,542円で、前年度対比84.74%の増、金額では3,862万1,547円の増額となっております。増額の主な理由としては、土地売却収入の増によるものでございます。

17款寄附金は5,741万4,091円で、前年度対比31.68%の増、金額では1,381万4,091円の増額となっております。増額の主な理由は、ふるさと納税寄附金が増額となったことなどによるものでございます。

18款繰入金は1,985万5,576円で、前年度対比44.54%の増、金額では611万8,819円の増額となりました。増額の主な理由は、総合福祉会館非常用電源設備整流器更新工事のため662万2,000円を社会福祉事業費基金から繰入れしたものでございます。

19款繰越金は16億4,186万6,971円で、前年度対比76.13%の増、金額では7億968万6,283円の増額となっております。増額の主な理由は、純繰越金の増額によるものでございます。

20款諸収入は6億1,185万3,329円で、前年度対比73.67%の増、金額では2億5,954万713円の増額となっております。増額の主な理由としては、学校給食費無償化の終了に伴い学校給食費納付金が増加したものでございます。

なお、隣の欄、不納欠損額385万8,187円の内容は、ひとり親家庭等医療扶助費返還金1件、3万9,147円、生活保護費返還金70件、381万9,040円でございます。

次に、21款市債は、16億9,720万3,000円で、前年度対比11.04%の減、金額では2億1,062万円の減額となっております。市債収入のうち18.77%の3億1,850万円が、いわゆる事業債、特定財源で、かんがい排水路整備事業、出水対策事業、都市公園整備事業、橋りょう長寿命化事業、消防施設整備事業、小学校体育館耐震改修や設備改修事業、地域公民館設備・産業文化会館設備・学校給食センター設備などの改修事業に対するものでございます。残りの13億7,870万3,000円は、地方交付税の振替措置のある臨時財政対策債となっております。

以上で歳入に対する説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳出についてご説明しますので、9ページをお願いいたします。

9ページ、一番右の支出済額の欄をお願いいたします。

まず、1款議会費は2億3,545万4,501円で、前年度対比4.54%の減、表にはございませんが、金額では1,118万6,046円の減額となっております。減額の主な理由は、会議録作成部数の削減や期間満了による議場内音響映像システムのリース料の減などによるものでござい

す。

次に、2款総務費は35億4,492万3,422円で、前年度対比18.31%の増、金額では5億4,855万857円の増額となっております。増額の主な理由は、基金積立金が増となったことなどによるものでございます。

次に、3款民生費は127億2,701万7,470円で、前年度対比32.98%の減、金額では62億6,388万2,986円の減額となっております。減額の主な理由は、特別定額給付金をはじめ、新型コロナウイルス感染症への各種対策が終了したことなどによるものでございます。

次に、4款衛生費は21億9,337万8,001円で、前年度対比29.60%の増、金額では5億94万83円の増額となっております。増額の主な理由は、新型コロナウイルスワクチン接種事業などの経費が増となったことなどによるものでございます。

次に、5款労働費は2,327万6,723円で、前年度対比23.97%の減、金額では733万7,264円の減額となっております。減額の主な理由は、シルバー人材センター補助金が減額となったことなどによるものでございます。

11ページをお願いいたします。

6款農業費、支出済額は3億9,256万4,292円で、前年度対比14.83%の増、金額では5,068万8,476円の増額となっております。増額の主な理由は、水田麦・大豆産地生産性向上事業や主食用米次期作支援金事業の実施及び令和2年度には縮小開催されていまして田んぼアート、米づくり体験事業推進協議会補助金などの増によるものでございます。

次に、7款商工費は5億7,224万4,707円で、前年度対比24.26%の減、金額では1億8,327万8,453円の減額となっております。減額の主な理由は、商工センター改修工事の完了、新型コロナウイルス感染症の影響による各種イベント等の中止、中規模事業者への緊急支援事業や家賃の支援事業などが終了となったことによるものでございます。

次に、8款土木費は24億4,286万8,910円で、前年度対比17.01%の減、金額では5億64万2,020円の減額となっております。減額の主な理由は、出水対策事業、幹線道路整備や道路修繕工事、水城公園東側園地再整備事業の減やJR行田駅前再整備事業が終了となったことなどによるものでございます。

次に、9款消防費は9億1,648万8,968円で、前年度対比0.35%の増、金額では354万3,639円の増額となっております。増額の主な理由は、消防車両更新事業の減があったものの、新型コロナウイルス感染症対策用消耗品や自動式心臓マッサージ機器の購入などにより増額となったものでございます。

次に、10款教育費は27億7,020万2,946円で、前年度対比3.96%の減、金額では1億1,433万903円の減額となっております。減額の主な理由は、学校統廃合に伴う開校・閉校記念事業補助金、ICT支援員派遣委託料、給食費無料化終了に伴う扶助費の支給、GIGAスクール構想推進によるタブレットの借上げ、これらの増はあったものの、学校ICT活用推進のための小・中学校環境整備及び備品の購入、富士見公園庭球場更新工事などの事業が前年度で終了したことによるものでございます。

次に、11款公債費は27億594万9,940円で、前年度対比0.16%の増、金額では452万2,481円の増額となっております。これは、総務債以下11の市債元金償還金及び利子償還金におきまして、それぞれの償還額の増減はございますが、総計、トータルでは増となったものでございます。公債費のうち、交付税の振替措置がある臨時財政対策債や減税補填債、減収補填債を合わせたいわゆる特例地方債の償還額は13億6,860万6,337円で、公債費支出総額に占める割合は50.58%となっております。

次に、財産に関する調書についてご説明申し上げますので、297ページをお願いいたします。

まず、1、公有財産の（1）土地及び建物についてですが、増減のあった箇所についてご説明申し上げます。

まず、一番左の欄、区分の右隣、土地（地積）の欄が3つに分かれておりまして、その真ん中、決算年度中の増減高、こちらの欄をご覧ください。なお、欄内の上の数字が増、下の数字が減でございます。

まず、上から2つ目、行政財産のその他の行政機関の消防施設47.00平方メートルの増は、民間事業者の開発行為に伴い、都市計画法に基づき帰属された防火水槽用地1箇所。2つ下、公共用財産の学校13.52平方メートルの増は、埼玉小学校職員駐車場用地の一部が県道拡幅用地に該当し、売却時の測量に伴う地積更正によるもの。その下、29.44平方メートルの減は、売却のため当該土地の全体の地積更正後の面積が29.44平方メートルでしたので、こちらを普通財産へ区分変更したことによる減でございます。その3つ下、その他の施設14.42平方メートルの増は、民間の開発行為に伴い、都市計画法に基づき帰属されたごみ集積所5箇所分、2つ下、普通財産61.58平方メートルの増は、先ほどご説明いたしました埼玉小学校職員駐車場用地の普通財産への区分変更及び旧勤労会館跡地売却時の測量に伴う地積更正によるもの。1,115.85平方メートルの減は、埼玉小学校職員駐車場用地、旧勤労会館跡地及び棚田区画整理保留地1箇所、こちらを売却したものでございます。

次に、その右の区分、建物でございます。まず、木造の欄ですが、同様に決算年度中の増

減高の欄をお願いします。

下から4つ目、公有財産のその他の施設39.94平方メートルの減は、下中条水防倉庫の解体。2つ下の普通財産63.93平方メートルの減は、酒巻集会所を解体したものでございます。

次に、右ページになりますが、建物、非木造でございますが、同じように、決算年度中の増減高をご覧ください。

上から3つ目になりますが、公共用財産の公園5.35平方メートルの増は、公園内トイレ1棟を新築したものでございます。

続きまして、297ページの下のほうになりますが、(2)山林、(3)動産、(4)物件については、該当はございません。

299ページをお願いいたします。

一番上、(5)無体財産権につきましては、決算年度中の増減はなく、昨年と同様でございます。

次の(6)有価証券につきましても、決算年度中の増減はございません。

また、次の(7)出資による権利につきましても、決算年度中の増減はございませんでした。

次に、2、物品は、取得価格50万円以上の物品について、老朽化や破損、あるいは耐用年数の経過により入替えを行ったことなどによる増減を記載しているものでございまして、299ページの普通乗用車から、飛びまして302ページ、真ん中よりやや下になりますが、埼玉県収入証紙まで、それぞれ決算年度末現在までの計数が記載されております。

なお、一番最後の埼玉県収入証紙につきましては、令和2年度中、新型コロナウイルス感染症の影響により国外へ渡航する方が激減し、県収入証紙を手数料としているパスポートの発行数が例年の10分の1以下に落ち込み、さらに、各種免許証の書換えや取得時の講習手数料としての県収入証紙販売数が減少したことなどによりまして会計課の手持ち在庫が増え、令和3年度においては、県証紙購入需要に対して、この手持ち在庫で十分に対応することができました。決算年度中の新規購入、仕入れはありませんでしたが、決算書調製時において本表への在庫記載漏れ339万円が判明しましたので、決算年度中の増として計上し、決算年度末残高は1,697万3,270円となっております。

次に、302ページ、下段の3、債権は、貸付金関係でございます。表の右から2列目、決算年度中増減額の上の数字が増、下の数字が減でございます。

最初の入学準備金貸付金40万円の増額は2名への貸付け、73万1,000円の減額は15名からの

償還、次の同和对策住宅建設資金貸付金289万7,715円の減額は18名からの償還、次の災害生活資金貸付金7万円の減額は1名からの償還、一番下の老人保健施設・老人福祉施設等整備資金貸付金857万4,000円の減額は3件の貸付先法人からの償還によるものでございます。

続きまして、303ページをお願いいたします。

4、基金でございます。基金の運用につきましては、一般会計や特別会計に運用益を取り込みまして事業に活用するものと、運用益自身を基金自身に組み入れて積み立てるもの、この2種類がございます。表の右から2列目、決算年度中増減高の上の数字が増、下の数字が減でございます。

(1) 教育振興基金の決算年度中増減高201万823円の増は、運用利子収入23万823円及び寄附金178万円を積み立てたもの、1,557万6,757円の減は、一般会計へ繰り出ししたものでございます。

(2) 社会福祉事業費基金の決算年度中増減高26万8,211円の増は、運用利子収入を積み立てたもの、662万2,000円の減は、一般会計へ繰り出ししたものでございます。

(3) 財政調整基金の決算年度中増減高2億278万5,676円の増は、運用利子収入278万5,676円と、新たに2億円を積み立てたものでございます。

(4) 交通災害共済基金及び(5) 職員退職手当基金の決算年度中増減高欄の金額は、運用利子収入の積立てが主なものでございます。

(6) 交通遺児入学準備基金は、運用利子を一般会計へ繰り入れており、決算年度中の増減はございません。

(7) ふるさとづくり基金の決算年度中増減高218万4,645円の増は、運用利子収入11万1,645円及び寄附金207万3,000円を積み立てたもの、1,065万3,000円の減は、一般会計へ繰り出ししたものでございます。

次のページをお願いいたします。

(8) 土地開発基金、一番上の表になりますが、決算年度中増減高7万円の増は、運用利子収入を積み立てたものでございます。

次に、ページのやや下になりますが、(9) 減債基金、決算年度中増減高3億7,801万4,275円の増は、運用利子収入24万9,275円、新たに3億7,776万5,000円を積み立てたものでございます。

次のページをお願いいたします。

一番上、(10) 国民健康保険基金及びその次の(11) 介護保険給付費準備基金の決算年度

中増減高の金額は、運用利子収入を積み立てたものでございます。

(12) 地域振興基金は、運用利子収入を一般会計に繰り入れておりますので増減はございません。

次の(13) ごみ処理施設整備基金は、運用利子収入214万3,220円及び施設整備資金4億円を積み立てたものでございます。

次に、(14) 森林環境整備促進基金は、運用利子収入3,000円及び地方譲与税の森林環境譲与税収入657万6,000円を積み立てたものでございます。

続きまして、一番下の基金合計についてご説明いたします。

基金の運用につきましては、全基金残高を一括運用し、従来の定期預金による運用に加え、国債、地方債などの債券による運用を行っております。

表区分の現金・預金の決算年度中増減高の上段は、先ほど各基金別に説明した運用利子、寄附金、資金等の各基金への積立額及び運用時における国債売却代金の預金への戻入れ額の合計10億6,139万8,837円が増となったものでございます。

下段は、債券の購入資金として5億9,876万5,958円の現金・預金が減となったものでございます。

その下、区分、債券につきましては、決算年度中増減高、上段の5億9,876万5,958円の増は、額面で埼玉県債、こちらは20年ものですが1億円、国債、こちら20年の国債ですが5億円の合計6億円の債券を新たに購入したもので、実際の購入額は債券の額面6億円より123万4,042円安く購入したものでございます。

下段の減でございますが、こちらは、平成30年に9,922万円で購入した国債を売却したものでございます。売却額は1億130万7,000円で、購入代金9,922万円を差し引くと208万7,000円の売却益となりました。なお、売却益208万7,000円につきましては、各基金の残高で案分し、決算年度中の運用利子収入として各基金へ配分しております。

この結果、一番下の合計欄でございますが、基金の前年度末現在高は65億3,310万5,688円、決算年度中増減高は9億6,217万8,837円の増、決算年度末の現在高、基金総額は74億9,528万4,525円となっております。

以上で、令和3年度一般会計に係る歳入歳出決算書、実質収支に関する調書、財産に関する調書についての概要説明を終わらせていただきます。

○委員長 説明ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

午前 10時 12分 休憩

---

午前 10時 18分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

△質 疑

○委員長 次に、質疑を行います。

細部にわたるものについては、後日、予算を執行した担当課の審査のときに質疑をお願いしたいと思いますので、本日は、総括事項に対する質疑を行います。

なお、質疑及び答弁につきましては、簡潔明瞭をお願いいたします。

質疑のある方は、順次発言を願います。

質疑のある方は挙手をお願いします。

小林委員。

○4番 小林委員 1点ですけれども、歳出の11ページの中で、土木費のほうで5億円減ったということで、説明の中で、これは会計課じゃなくて事業課のほうの内容で出水対策が終わったとか東側園地が終わったために減額になったという説明があったんですけども、実際、出水対策というのは繰越したためになく、また、東側園地というのは中止だと思うんですけども、その辺についてはどうなんですか。

○委員長 執行部の答弁をお願いします。

○会計管理者 総括ということで、終わったと申し上げましたけれども、考え方としてはおっしゃるとおりでよろしいかと思えます。

○委員長 よろしいですか。

他に。

村田委員。

○2番 村田委員 基金の運用について、先ほど説明があったんですが、この点での質疑はこの段階でよろしいでしょうか。基金の運用です。

○委員長 はい。

○2番 村田委員 では、質疑をいたします。

県債ですとか国債の購入ですとかもやられての運用という説明があったんですが、この基金、金額も大変大きいですし、それぞれ基金の性質によって、現金として必要な時期ですと

か、規模ですとか、いろいろ複雑になるかと思うんですが、それを計画的に運用して今回これだけの利益、208万円あったということのようなんですが、もう少し国債の種類ですとか、そういうものの選んだ理由ですとか、必要な年間を通じての債券の購入のタイミングですとか、そういうものの運用の少し実務的なといいますか、実際上の工夫ですとか、もう少しお聞きしたいのと、20年物の県債、これはきっと比較的高収益かとは思いますが、より高利率の債券ですとか、外国債も含めたそういう運用というのはされていないのか、あるいはされていないとしても検討ですとかそういうのはされているのか、伺いたいと思います。

○委員長 執行部の答弁、会計管理者。

○会計管理者 それでは、お答え申し上げます。

まず、債券の運用につきましては、行田市資金管理運用基準というのを定めておきまして、債券の最高の長さのものを20年までと定めてあります。また、今外国債等のご提案がありましたけれども、債券につきましては、その中で国債か地方債ということで限定しております。なぜかといいますと、まだ今始めたばかりでございますので、そういったことで限定しているところがございます。

なお、債券のほうで今10年物、20年物、30年物といろいろございますが、10年物ですと大体1年間の利率が0.1%でございます。ただ、今は、例の日本銀行におきまして0.25%ということで、どんどん買っている状態でございます。利回りというのは、現在の国債の価値を定めるものでございまして、通常の年利とは違います。年利は0.1%です。1億円買っても10万円くらいしかつきません。ただ、国債の価値として今国債を売った場合、10年物を売った場合には、0.25%ですから国債の価値が下がっている形になります。1億円では売れませんので、九千何百万円という形になってしまいます。要は、0.1%の利子をつけるのに0.25%ということは、そういう形になってまいります。要は、国債の価値が下がっている形になっております。そんな中で、本市としましては、20年国債、または20年の県債を中心に購入しております。現在、20年の国債の利率は0.9まで上がりました。1億円買えば90万円の利子が入ってくる形になります。

なお、国債をどこまで、債券に対して買うかということで、基準で定めているのが、保有する基金総額の2分の1までということと定めております。そして、令和3年度においては、基金総額約75億円のうち15億円を債券により運用してきまして、こちらの内容としましては、債券というのは3月、6月、9月、12月といったこの4カ月のときに一定の入札がございます。これとは別に、間でも既に発行された国債を買うことができます。それは株と同じで、

現在の価値で買わなければなりません。価値が上がっているときに買うと、1億円の国債が欲しくても1億円を超えてしまいます。価値が下がっているのが買いどきなので、4年度はもう既に7億円ないし8億円ぐらい買っています。

そういったことで、今後、計画としましては、令和6年度までに債券による運用を、総額で額面25億円から30億円まで、このくらいを運用したいと考えております。これでやりますと、利子収入だけで年間約1,500万円、これが見込めると考えております。そのようなことで、また、先ほど説明でお話ししましたが、債券を売ったことによりまして、30年の債券を9,922万円で買って1億130万7,000円、要は、208万7,000円それで収益が上がりました。

このように、単に利子の収入だけではなくて、そのときの相場で国債の価値を見極めまして、1億円を超えているタイミングであれば、ずっと持っているよりも売ってしまったほうがいいタイミングが必ず来ます。その際には、今20年国債というのが積極的に取引されておりますので、こちらからそれを売却するといった、そういったことによってどんどん利益を上げていきたい、このように考えておりまして、今は始まってやっと3年目くらいでございますが、私どもとしましては、ただ置いておくだけではなくて、積極的に基金は運用していきたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○委員長 よろしいですか。

では、村田委員。

○2番 村田委員 分かりやすい説明をありがとうございました。

先ほどの説明の中で、始めたばかり、3年目ということなのですが、これは市の運用基準というのを定めて、例えば20年物の債券が、30年物じゃなくて20年物までということや、2分の1を上限とする、こういう規定を整備したのが令和何年度になるんでしょうか。その点を。

○委員長 では、答弁をお願いします。

○会計管理者 規定を定めたのが、たしか平成30年3月28日と記憶しております。その基準を定めた日でございます。

○委員長 よろしいですか。他によろしいですか。

[発言する者なし]

○委員長 他に質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。総括事項の審査を、これをもって終了とさせていただきます。

---

△会計課所管部分について

○委員長 次に、会計課所管部分についての審査を行います。

蓮沼会計課長、説明をよろしくをお願いします。

○会計課長 それでは、令和3年度行田市一般会計歳入歳出決算のうち、会計課所管部分についてご説明申し上げます。

初めに、歳出についてご説明いたしますので、歳入歳出決算事項別明細書の78ページをお願いいたします。

2款総務費、1項1目一般管理費の備考欄、下から2つ目、◎会計課関係経費でございますが、3節時間外勤務手当は、会計課職員5名の時間外勤務手当でございます。

次の23節事務取扱資金は、市税や手数料等を窓口で収納している17部署に対して、釣銭用資金を支出したものでございます。

少し飛びまして、83ページをお願いいたします。

上から2つ目、4目会計管理費は、予算現額368万2,000円に対しまして、支出済額は343万6,080円で、執行率は93.32%でございます。

右ページの備考欄の◎出納事務費の主なものを申し上げますと、1節、4節及び8節は、会計課の会計年度任用職員1名分の人件費で、そのうち1節会計年度任用職員報酬は、埼玉県最低賃金の改定に伴う報酬額の引上げにより、当初予算額に不足が生じたため、こちらの点線以下に記載のとおり、11節から1万1,020円を流用したものでございます。

少し飛びまして、11節の3つ目、保険料は、公金等の持ち運びや保管時の事故等の損害に対応するための保険料でございます。

次の手数料は、公金を債権者の口座に振り込む際などに必要な各種手数料及び庁舎内に設置されている指定金融機関の派出所に係る手数料でございます。

17節庁用器具費は、人事異動や組織改正等に伴いまして、出納員及び現金取扱員の領収印を作成したもので、作成個数が当初の見込みを上回ったため、予算に不足が生じ、こちらも点線以下に記載のとおり、10節から4,809円を流用したものでございます。

続きまして、少し飛びまして、110ページをお願いいたします。

17目諸費の備考欄、一番上の◎県収入証紙等購入費は、会計課において販売しております埼玉県収入証紙及び切手、収入印紙、はがき等の買受代金で、支出済額は304万5,900円、不用額が3,010万1,100円でございます。これは新型コロナウイルス感染症の影響により、県収

入証紙及び切手、収入印紙等の売りさばき額が減少している状況の中で、前年度からの繰越しが多く発生し、その繰越し在庫で賄うことができたことによるものでございます。

以上で歳出の説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、戻りまして、61ページをお願いいたします。

20款諸収入、2項1目市預金利子は、歳計現金の普通預金及び大口定期預金等の利子で、収入済額は51万5,447円でございます。

続きまして、63ページをお願いいたします。

4項1目雑入の上から2つ目、2節県収入証紙等売捌収入は、会計課において販売しております県収入証紙と郵便切手類等の売りさばき収入及び郵便切手類等の売りさばき手数料に係る収入で、収入済額は2,261万2,391円でございます。

続きまして、69ページをお願いいたします。

15節雑入のうち、右ページ備考欄の上から4行目、会計事務取扱資金回収金は、先ほど歳出でご説明いたしました各窓口に支出した釣銭用資金を回収したものでございます。

5行下になりますが、生命保険等事務手数料は、職員個人が加入している生命保険料を給料から控除し、会計課において各保険会社別にまとめて支払う事務に対して、各保険会社から支払われた事務手数料でございます。

以上で会計課所管部分の説明を終わらせていただきます。

○委員長 ありがとうございます。

---

#### △質 疑

○委員長 次に、質疑を行います。質疑のある方は順次発言をお願いします。

村田委員。

○2番 村田委員 県の収入証紙等の購入の関係ですけれども、64ページと110ページ、決算書のほうですね、64ページの歳入と110ページの歳出、備考であるわけですけれども、先ほどの総括での説明ともう一度併せて、売りさばきの金額のほうが非常に大きくて、歳入のほうが大きくて、購入費が300万円と非常に小さいんですけれども、その繰越しされたというのは、この決算書の中にはどこかに出てくるのかどうなのか、どういう形で大体のバランスシートが整合性をもって表現されているのか、その辺を改めて説明いただきたいと思います。

○委員長 蓮沼課長。

○会計課長 バランスシートまではいかないですけれども、財産に関する調書の302ページ、財産に関する調書の一番下に、埼玉県収入証紙につきましては、前年の現在高と年度中の増減、そして決算年度の末の現在高、こちらが表記されております。

以上です。

○委員長 よろしいですか。

村田委員。

○2番 村田委員 物品ですとかと同じように、まさに物品の種類の一つとして、財産として在庫の分は計上されていて、特定の年度、令和3年度に新たに購入、それから売りさばいたのはそれぞれのページで計上されていると、こういう理解でよろしいのでしょうか、確認です。

○委員長 執行部の答弁、蓮沼課長。

○会計課長 県収入証紙につきましては、そのとおりでございます。ただ、切手については、切手類ですね、収入印紙、印紙等についてはこちらに計上がございますので、各項目別で買った額と売った額を見てもらえればと思います。

以上です。

○委員長 よろしいですか。

他に、質疑のある方は挙手願います。

[発言する者なし]

○委員長 質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。会計課所管部分の審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前 10時 37分 休憩

---

午前 10時 39分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより審査に入りますが、議事の整理上、発言は委員長の許可を得てからお願いいたします。

---

△議会事務局所管部分について

○委員長 次に、議会事務局所管部分についての審査を行いますので、新井議会事務局長より

ご挨拶を含め、説明を求めます。

○**議会事務局長** それでは、改めまして、おはようございます。

議会事務局長の新井でございます。委員の皆様には、日頃から議会運営に対してご理解、ご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

引き続き、議会事務局の所管に係る令和3年度一般会計歳入歳出決算につきまして、ご審査のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、着座にて説明をさせていただきます。

初めに、主要施策の成果報告から申し上げますので、成果報告書の1ページをお願いいたします。

成果報告書の1ページ、(1)一般会計の①議会費、本会議生中継・録画配信事業でございます。決算額は132万6,776円で、平成28年度から本市で行っておりますインターネットによる本会議の中継に係る経費でございます。前年度と比較して180万円ほどの減額となっておりますが、これは議場内で使用している音響映像関連システムのリース期間が令和2年11月30日に満了し、機器本体が無償譲渡されたことから、借上料の支出がなくなったことによるものでございます。

なお、内訳、アクセス数等については、記載のとおりでございます。

主要施策については以上でございます。

続きまして、歳入歳出決算について、事項別明細書により説明申し上げます。

なお、今回は決算審査でございます。事業内容や歳出予算の前年度対比で変動の大きなもの等については、既に予算審議の中でご説明等しており、ご理解いただいているものと考えますので、今回は決算審査特別委員会で決定した決算審査に関する参考資料を踏まえ、本日は議会で議決いただいた予算を適正に執行したかの視点で、不用額の割合や金額が大きなものを中心に説明を申し上げます。

まず、歳出からとなりますが、73ページをお開き願います。

1款1項1目議会費ですが、執行率は93.85%となります。

まず、2節給料から4節共済費で、合計して560万円ほどの不用額が生じておりますが、これは主として事務局職員が1名減となったことによるものでございます。

次に、8節旅費は支出がなく、全額不用額となっておりますが、これは主として、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、議長会主催行事が書面開催等になったことや、各常任委員会及び議会運営委員会の行政視察などを中止したことによるものでございます。

次に、9節交際費で17万6,000円ほどの不用額が生じておりますが、これも同様に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、招待を受けていた各種団体の会議等が中止となったため、その会費等の支出がなかったことによるものでございます。

なお、支出の内訳としては、慶弔費関係で11件、香典が9件と、あと供花、お花のほうで2件の支出をしております。

次に、11節役務費で115万3,062円の不用額が生じておりますが、このうち108万7,105円が備考欄11節の4行目、データ反訳料で生じたものでございます。これは新型コロナウイルス感染予防として一般質問や質疑の時間制限を行ったことにより、会議時間が短縮されたことによるものでございます。

次に、18節負担金補助及び交付金で、92万2,168円の不用額が生じておりますが、このうち81万5,168円が備考欄18節の4行目、ページ、下から3行目となりますが、政務活動費交付金で生じたものでございます。これは各党派等からの請求が少なかったことによるものでございます。

次に、繰越明許費について申し上げます。

14節工事請負費の全額及び17節備品購入費のうち、267万3,000円について翌年度に繰り越すものでございます。いずれも委員会室感染症対策改修事業として措置しているものでございまして、令和3年度の国の地方創生臨時交付金を活用するもので、3月補正予算で措置し、令和4年度に工事の実施及び備品の購入を行うため、繰り越したものでございます。

これで歳出の説明を終わらせていただきます。

なお、歳入については、先ほどの地方創生臨時交付金など議会も関係しますが、議会単独のものはございません。

以上で議会事務局に係る歳入歳出決算の説明を終わらせていただきます。ご審査のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長 ありがとうございました。以上で説明は終わりました。

---

#### △質 疑

○委員長 次に、質疑を行います。

なお、質疑及び答弁につきましては、簡潔明瞭にお願いいたします。

質疑のある方は順次発言をお願いいたします。

2番、村田委員。

○2番 村田委員 1点、伺いたいと思います。

成果報告書の1ページにありますインターネットの生中継、録画放映の回数なんですが、これはカウントの方法が変わったのでしょうか。前年度ですと、令和2年度から比べて両方とも随分と数字が、回数が減っているように思うんですけども、何か別の要因がそれともあるのか、その辺はどのように分析されているのか、延べじゃなくなったということも考えられるんですか、お願いいたします。

○委員長 執行部、答弁願います。議会事務局長。

○議会事務局長 それでは、お答え申し上げます。

これにつきましては、特段カウントの仕方が変わったということではございません。委員ご指摘のとおり、平成31年、令和2年、令和3年と、3年続けて減少傾向という形にはなっておりますけれども、特段その要因については、議会事務局として分析がし切れていないという状況でございます。

以上です。

○委員長 よろしいですね。ご理解願います。

他によろしいですか。

[発言する者なし]

○委員長 他に質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。議会事務局所管部分の審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前 10時 48分 休憩

---

午前 10時 56分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより審査に入りますが、議事の整理上、発言は委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

---

△監査委員事務局所管部分について

○委員長 次に、監査委員事務局所管部分について審査を行います。

中村監査委員事務局長よりご挨拶を含め、説明をお願いいたします。

○監査委員事務局長 よろしく申し上げます。監査委員事務局の中村です。

皆様には、日頃、当事務局が所管いたします公平委員会、固定資産評価審査委員会及び監査委員に係る各業務にご理解、ご協力を賜り、この場をお借りし厚く御礼を申し上げます。

では、当事務局所管に係る令和3年度一般会計歳入歳出決算について説明をさせていただきます。

着座にて説明をさせていただきます。

歳出から申し上げますので、事項別明細書の93ページをお願いいたします。

2款1項9目公平委員会費でございます。

予算現額は30万2,000円、支出済額は19万3,800円、執行率は64.17%となっております。執行率が昨年度に続き、例年より低くなっておりますのは、新型コロナウイルス感染症の影響により、全国公平委員会連合会の総会などが書面会議、あるいは中止となったことから、旅費や負担金において不用額が生じているものでございます。

右ページ、備考欄、一番上の◎公平委員会運営費をご覧ください。

主なものを申し上げます。まず、1節委員報酬は、公平委員会の委員3名分の報酬で、年額報酬となっております。委員長が4万6,500円、委員が4万3,000円となっております。

その下、8節費用弁償は、公平委員会を開催した1回分にかかる費用弁償、1つ飛んで、18節公平委員会連合会関係負担金は、連合会への年会費等の負担金となっております。

次に、少し飛びまして、109ページをお願いいたします。

2項1目税務総務費、右ページ、備考欄、3つ目の◎固定資産評価審査委員会費でございます。ここには表記されておりませんが、予算現額は30万3,000円となっております。支出済額は3万5,200円、執行率は11.61%であります。執行率が低くなっておりますのは、公平委員会同様、新型コロナウイルス感染症の影響により、例年参加しております研修会が中止になったことから、費用弁償あるいは旅費において例年以上の不用額が生じたことによるものでございます。

主なものを申し上げます。1節委員報酬は、委員3名分の報酬で、日額報酬となっております。委員長が日額1万1,000円、委員が日額1万円でございます。令和3年度、当委員会に対して審査の申出はなく、その旨を報告する委員会を8月に開催いたしました。

なお、委員会終了後には、固定資産税の動向につきまして税務課職員から説明を受けております。

次に、少し飛びまして、119ページをお願いいたします。

一番下、6項1目監査委員費でございます。予算現額は3,005万1,000円、支出済額は2,961

万8,013円、執行率は98.35%となっております。

右ページ、備考欄、◎監査執行費の主なものを申し上げます。まず、1節委員報酬は、監査委員2名分に係る報酬でございます。こちらは月額報酬となっております。代表監査委員が6万8,500円、議会選出の委員さんが4万3,500円となっております。

なお、端数が生じておるのは、議会選出の監査委員の交代に伴い、日割りで報酬を算出したことによります。

その下、2節一般職給から、122ページをお願いいたします。4節市町村職員共済組合負担金までは、職員3名分の人件費、8節費用弁償は、委員が定期監査、例月検査などに出席した場合、あるいは議会などへ出席したときに支給した費用弁償、10節消耗品費は、加除式図書追録購入費用や事務用消耗品の購入費用であります。

その下、12節工事監査委託料は、より効果的な工事監査を実施するため、技術的・専門的な識見を有する専門の方へ業務を委託したもので、令和3年度の対象工事は、水道課所管、排水管布設替え工事その7でありました。

18節都市監査委員会負担金は、各都市の監査委員で組織する都市監査委員会、全国、関東、埼玉県、それと県北の4つの団体がございしますが、これらの都市監査委員会への年会費等の負担金でございます。なお、関東都市監査委員会への負担金につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により各事業が中止となったことから、負担金の徴収はございませんでした。

以上で歳出についての説明を終わらせていただきます。

なお、歳入につきましては、当事務局所管については全て一般財源を充てたものでございます。

以上で当事務局所管に係る令和3年度歳入歳出決算についての説明を終わらせていただきます。以上、よろしくをお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。以上で説明は終わりました。

---

#### △質 疑

○委員長 次に、質疑を行います。

質疑及び答弁につきましては、簡潔明瞭をお願いいたします。

質疑のある方は、順次発言を願います。

いかがですか。

村田委員。

○2番 村田委員 それでは、私から2点ほど質疑をさせていただきます。

まず、事項別明細書の94ページ、公平委員会ですけれども、これは1回開催というご説明でしたけれども、どのような審議案件での開催だったのか、その点について伺います。

もう一点、監査委員のほうで、これはページを言うと、122ページですね。12の工事監査委託料ですけれども、これは工事の種類によって委託先も変えているのか、今回の令和3年度のこの件についてはどちらに委託されているのか、そこの説明をお願いします。

○委員長 執行部の答弁を求めます。中村事務局長。

○監査委員事務局長 初めに、94ページ、公平委員会の開催に関する内容ということでございますが、こちらについては、職員団体の役員が替わったということで、登録内容の変更に係る開催ということでございます。

続いて、122ページ、12節工事監査委託料に関してということでございますが、委託先ですが、令和3年度は、特定非営利活動法人建設技術監査センターというところに委託しました。こちらにつきましては、3者で見積り合わせを行った結果、同者が一番低かったということからお願いしたものでございます。

以上です。

○委員長 ありがとうございます。

他にありますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 他に質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。監査委員事務局所管部分の審査を終了いたします。ありがとうございます。ご苦労さまでした。

執行部の入替えのため、暫時そのままお待ちください。

午前 11時 7分 休憩

---

午前 11時 11分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

今回執行部におかれましては、現状方針等を踏まえ、簡潔明瞭な説明を準備していただいておりますので、効率のよい質疑に努めていただきますようよろしくお願いいたします。

これより審査に入りますが、議事の整理上、発言は委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

---

△総合政策部所管部分について

○委員長 次に、総合政策部所管部分についての審査を行います。

渡邊総合政策部長よりご挨拶を含め、説明をお願いいたします。

○総合政策部長 皆様、こんにちは。

吉田委員長、福島委員長をはじめ委員の皆様には、日頃から総合政策部所管の業務につきまして格別なるご理解とご協力を賜り、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

それでは、令和3年度一般会計歳入歳出決算のうち、総合政策部所管部分につきましてご説明させていただきますので、ご審査のほどよろしくをお願いいたします。

失礼いたしまして、着座にて説明をさせていただきます。

では、初めに、主要施策の成果報告書からご説明を申し上げます。

報告書の2ページをお願いいたします。

一番上の情報発信事業は、令和4年1月20日にリニューアルした行田市ホームページをはじめ、市報「ぎょうだ」の発行、LINEなどの各種公式SNSを活用し、市政情報や行田の魅力を広く市内外へ発信したものでございます。

次の本庁舎窓口レイアウト改善事業は、職員の事務動線を改善し、分かりやすくスピーディーな窓口業務を実現するため、税務課、市民課、地域活動推進課の3課において、執務室のレイアウトを見直し、フリーアドレス制に対応した事務机等の庁用器具を購入したものでございます。

次の旧勤労会館跡地売却事業は、旧勤労会館解体後の跡地について、売却に向けた土地調査として官民境界確認及び測量を行い、不動産鑑定により適正価格を把握した上で、一般競争入札により売却し、歳入確保につなげたものでございます。

次の本庁舎等感染症対応備品購入事業は、新型コロナウイルス感染症予防対策として、ロビーチェア等を消毒作業が可能な耐アルコール性能を持つ製品へ入れ替えるとともに、飛沫感染を防ぐための事務机用アクリルパーティションや手指消毒用の消毒液オートディスペンサーを購入し、設置したものでございます。

3ページをお願いいたします。

一番上の本庁舎PCB廃棄物処理事業は、本庁舎で保管していた高濃度PCB廃棄物を廃棄物処理法に基づき計画的に処分しているもので、当該年度でその処分は全て完了したところでございます。

次のふるさと納税促進事業は、ふるさと納税としてご寄附いただいた方への返礼品の調達に要した費用等でございまして、寄附実績等の内訳はご覧のとおりでございます。

次のオリンピック聖火リレー関係経費は、令和3年7月7日に本市において開催されました東京オリンピック聖火リレーに係る経費でございます。県道128号大長寺前から郷土博物館前の全長1,180メートルを7名の聖火ランナーが聖火をつなぎました。

4ページをお願いいたします。

一番上の音声認識システム導入事業は、県内自治体で共同調達している音声認識システムを利用し、会議等で録音した音声データを文字文章にテキスト化することで、議事録作成時間の短縮等による事務の効率化を図ったものでございます。昨年5月から本システムを導入し、会議等における利用回数は256回でございます。

少し飛んで、8ページをお願いいたします。

一番下の基幹系システム共同利用事業は、基幹系システムの再構築により蓮田市との共同利用によるクラウド化を実施したものでございます。事業者が所有するシステムサーバー等を共同利用することにより、管理運営費用の削減とセキュリティ強化が図られたところでございます。

続いて、9ページをお願いいたします。

一番上のテレワーク環境整備事業は、コロナ禍における職員の働き方改革の一環として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、テレワーク用のパソコン等を40台購入したものでございます。

主要施策の成果報告書につきましては以上でございます。

続きまして、各事業につきまして、決算事項別明細書に基づきまして説明をさせていただきます。

まず、歳出の主なものについて説明申し上げますので、明細書75ページをお願いいたします。

2款総務費、1項1目一般管理費のうち、右ページの備考欄、上から2つ目の◎秘書課関係経費ですが、主なものを申し上げますと、3節の時間外勤務手当は特別職の公務に際しましての財産管理課職員の運転業務及び秘書課職員の時間外勤務手当でございます。

17節の庁用器具費は、ファクス複合機の購入費用でございます。

続いて、81ページをお願いいたします。

2目文書広報費のうち、右ページ、備考欄の一番上の◎広報活動費ですが、主なものを申

申し上げますと、10節の2つ目、印刷製本費は市報「ぎょうだ」に係る印刷費が主な支出でございます。

続いて、85ページをお願いいたします。

5目財産管理費のうち、右ページ、備考欄の◎市有財産維持管理費ですが、主なものを申し上げますと、12節の上から3番目、庁舎総合管理業務委託料は、電話交換業務及び夜間警備業務に係る委託料でございます。

次の清掃委託料は、庁舎の日常清掃、定期清掃に係る委託料でございます。

4つ飛びまして、施設機械設備保守点検委託料、以下各種委託料は、庁舎設備における法令等に基づく保守点検等を実施したものでございます。

次に、14節解体工事請負費は、国が実施する首都圏氾濫区域堤防強化対策として、利根川の堤防強化工事の区域内にあった大字酒巻地内の旧酒巻集会所を解体したものでございます。

88ページをお願いいたします。

備考欄の一番上の◎車両管理費は、公用車の維持管理に係る経常的な経費で、ほぼ前年同様の支出でございます。

次に、6目基金費は、右ページ、備考欄に記載の各基金に運用利子や寄附金を積み立てるほか、令和3年度当初予算、令和3年12月補正予算及び令和4年3月補正予算で計上した積立額を財政調整基金、減債基金及びごみ処理施設整備基金にそれぞれ積み立てております。

次に、7目企画費、右ページ、備考欄の◎行政企画費ですが、不用額の主な要因は企画政策課所管分のふるさとづくり事業補助金の執行がなかったことによるものでございます。

歳出の主な内訳を申し上げますと、7節委員謝金はふるさとづくり事業選定委員会を2回開催したことによる委員への謝金、1行下の謝金は昨年11月1日に開催されましたものづくり大学開学20周年記念事業特別公開講座でご講演いただいた多摩大学学長の寺島実郎氏への謝金でございます。

90ページをお願いいたします。

上から7行目、12節OAシステム保守点検委託料は、本市への移住情報を包括的に網羅するポータルサイト「住まいる行田暮らし」の保守に係る委託料でございます。

18節の3つ目、秩父鉄道整備促進協議会負担金は、秩父鉄道沿線の5市3町で構成する協議会への負担金でございます。内訳は、通常負担金として5万円、秩父鉄道株式会社が実施する安全対策事業に対する本市負担分である特別負担金が853万5,000円でございます。

次の◎行政改革推進費の主なものを申し上げますと、1節の委員報酬及び8節費用弁償は、

改革推進委員会を3回開催したことによる委員9名分の報酬及び費用弁償でございます。

飛びまして、103ページをお願いいたします。

15目情報管理費、右ページ、備考欄の◎情報管理費ですが、主なものを申し上げますと、12節の上から2つ目、グループウェアシステム保守点検委託料は、職員が業務で使用しているグループウェアシステムのハード機器及びソフトウェアの保守料でございます。

1つ飛びまして、OAシステム保守点検委託料は、基幹系システムのハード機器及びソフトウェアの保守料でございます。

13節は、各業務システムのライセンス利用料、サーバーやネットワーク機器等のハードウェア及び各種ソフトウェアの借上料を計上しております。これらは職員が各業務で活用しているシステムで、OAシステム利用料は基幹系システムに係るもの、その下は財務会計システム、その下はグループウェアシステム、その下は住民情報系の基幹システムでございます。

次に、17節庁用器具費は、オンライン会議用端末等整備事業として、パソコン、液晶モニター、スピーカー、広角カメラ、モバイルルーター等5セットを購入したものでございます。

次に、18節の一番下、番号制度システム交付金は、自治体中間サーバーシステムを利用するための交付金でございます。

次に、その下の◎情報管理費繰越明許費分でございます。12節OAシステム改修委託料は、県と県内自治体が共同運用する電子申請サービスにおいて、キャッシュレス決済機能及び公的個人認証読み取り機能を追加するためのシステム改修を実施したものでございます。

少し飛びまして、119ページをお願いいたします。

5項1目統計調査総務費、右ページ、備考欄◎統計調査一般管理費は、統計担当職員2名分の人件費や事務費などでございます。

その下の2目諸統計調査費、右ページ、備考欄の◎経済統計調査費は、昨年6月1日を調査期日として5年に一度実施している経済センサス活動調査に要した経費でございます。

主なものを申し上げますと、1節調査員報酬は、調査員41名分の報酬、その下の指導員報酬は指導員4人分の報酬でございます。

次に、飛びまして、243ページをお願いいたします。

11款公債費、1項1目元金の右ページ、備考欄、◎市債元金償還金は、臨時財政対策債や総務債の新規借入れに係る元金償還の開始などにより増額となっております。

245ページをお願いいたします。

2目利子、右ページ、備考欄、◎市債利子償還金は、臨時財政対策債の利率見直しなどに

より減額となっております。

次に、一番下の13款予備費でございます。予算現額欄の中ほどに三角、マイナス表示で659万8,900円という額がありますが、これが各項目へ予備費を充用した金額で、右ページ、備考欄に内訳を掲載しております。令和3年度は6件の予備費の充用がありました。

主なものを申し上げますと、右ページ、備考欄の一番上、2款1項8目支所費、12節土壤調査委託料への充用は、南河原支所の灯油漏えい事故への対応として、土壤調査や水質調査を実施したものでございます。

1つ飛ばしまして、3款1項4目老人福祉センター施設費、14節施設設備改修工事請負費への充用は、老人福祉センターの屋内消火栓設備の故障に伴う交換工事を実施したものでございます。

歳出につきましては以上でございます。

次に、歳入の主なものについて説明いたしますので、戻りまして、39ページをお願いいたします。

まず、2款地方譲与税のうち、1項1目地方揮発油譲与税及び2項1目自動車重量譲与税は、国税が交付基準に基づき都道府県と市町村に交付されるものであります。

3項1目森林環境譲与税は、森林整備や木材利用の促進などに充てるための財源として譲与されるもので、令和3年度は森林環境整備促進基金への積立てを行っております。

3款利子割交付金から41ページの8款環境性能割交付金までの各交付金については、県税の一部が交付基準に基づき市町村に交付されるものであります。

引き続き41ページをお願いいたします。

9款地方特例交付金は、新型コロナウイルスの影響により売上げが減少した中小事業者に係る固定資産税及び都市計画税の減免に対する地方税の減収補填制度が令和3年度限定で措置されたことから増額となっております。

10款地方交付税ですが、右ページ、備考欄、普通交付税は、臨時経済対策費や臨時財政対策債償還基金費が設置されたことや、地域社会のデジタル化を推進する経費として地域デジタル社会推進費が創設されたことなどにより増額となっております。

特別交付税は、個人番号カードを活用した住民票等のコンビニ交付に係る経費が措置されたことなどにより増額となっております。

11款交通安全対策特別交付金は、道路交通法の反則金収入が交付基準に基づき交付されるものであります。

次に、47ページをお願いいたします。

14款国庫支出金でございますが、ページの真ん中少し下になります2項1目総務費国庫補助金の1節総務管理費補助金のうち、右ページ、備考欄の1行目、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、今般の感染症対策として、地方単独事業等を実施した場合に交付される交付金であり、本市へ交付される交付限度額分のうち、令和3年度執行分を受け入れたものでございます。

その1つ下、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金繰越明許費分は、令和2年度中に同交付金を活用して実施することとした事業のうち、令和3年度へ繰り越して実施した分に係る交付金の受入れ分でございます。

その3つ下、番号制度システム整備費補助金は、自治体中間サーバーシステムの更新等に係る補助金でございます。

続いて、51ページをお願いいたします。

15款県支出金の1項3目地方分権推進交付金は、本市が県から権限移譲を受けた事務の執行経費として、県の基準に基づく交付金を受けたものでございます。

続いて、57ページをお願いいたします。

3項1目総務費委託金のうち、節欄の一番上、5節統計調査費委託金は、右ページ、備考欄のとおり、経済センサス委託金及び学校基本調査委託金の2件分の委託金収入となっております。

16款財産収入、1項1目財産貸付収入ですが、総合政策部で所管する部分は、右ページ、備考欄の1行目から6行目の一般土地貸付収入及び5行飛びまして、建物貸付収入（財産管理課）と下から2行目の電柱等設置料の計8件でございます。

次に、2目利子及び配当金は、右ページの備考欄、財政調整基金利子から、60ページの4行目、森林環境整備促進基金利子までの11基金の運用利子及びテレビ埼玉の株式配当金でございます。

引き続き、59ページをお願いいたします。

ページ上の2項1目不動産売払収入ですが、右ページ、備考欄の土地売払収入（財産管理課）は、旧勤労会館跡地及び棚田町1丁目地内の市有地2件分の売却収入でございます。

17款寄附金、1項1目ふるさと納税寄附金は、ふるさと納税3,733件の寄附総額でございます。内訳は、備考欄のとおりであり、ふるさとづくり基金への寄附金が147件、その他寄附金が3,586件でございます。

18款繰入金ですが、2目ふるさとづくり基金繰入金は、昨年度実施したふるさとづくり事業のまち並み景観モデル形成事業6件、交付総額1,130万5,000円の2分の1をふるさとづくり事業から取り崩したものであります。

なお、同事業は都市計画課において執行をしております。

続いて、61ページをお願いいたします。

19款繰越金ですが、右ページ、備考欄、前年度繰越金は令和2年度歳入歳出決算における実質収支額でございます。

その下の繰越明許費分は、令和3年度へ繰越し措置を行った繰越事業に係る財源としての繰越金でございます。

20款諸収入ですが、所管する主なものについて申し上げますので、63ページをお願いいたします。

ページ中ほど、4項1目雑入の4節交付金及び助成金収入ですが、右ページ、備考欄の一番上、埼玉県市町村振興協会市町村交付金は、サマージャンボ及びハロウィンジャンボ宝くじの収益金の一部が均等割と人口割により交付されたものでございます。

続いて、67ページをお願いいたします。

10節広告料収入ですが、右ページの備考欄の一番上、市報広告料は、市報ぎょうだに掲載されている4ページ分の広告収入とホームページのバナー広告収入でございます。

13節返還金のうち、右ページ、備考欄の下から2つ目、子育て世帯定住促進奨励金返還金は、奨励金の交付から5年以内に転居や子育て世帯ではなくなったことなど、当該奨励金の交付要件を満たさなくなった交付対象者1名から、年割りで奨励金を返還いただいたものでございます。

なお、当該対象者は昨年度中に全額返済を完了しております。

69ページをお願いします。

15節の雑入ですが、右ページ、備考欄の上から19行目、真ん中少し下になりますが、物件移転等補償費（財産管理課）は、利根川の堤防強化工事の区域内にあった旧酒巻集会所の解体に伴う国からの損失補償金収入でございます。

71ページをお願いいたします。

21款市債ですが、所管する部分について申し上げますと、6目臨時財政対策債は、普通交付税の振替措置として借入れを行っているものでございます。

以上で総合政策部所管の決算についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよ

ろしくお願いいたします。

○委員長 以上で説明は終わりました。

---

△質 疑

○委員長 これより質疑に入ります。

議事の整理上、発言は委員長の許可を得てからよろしくお願いいたします。

次に、総合政策部について審査を行います。

質疑のある方はご通告を願います。どうでしょうか。

2番、村田委員。

○2番 村田委員 まず、事項別明細書の76ページになりますね。秘書課関係の歳出の関係で何点か質疑させていただきます。

まず、1点目なのですが、7節の報償品費ですが、秘書課から出る報償品費というのはどういうものなのか。前年度比で若干増えているようですけれども、お願いいたします。

続けて、それから18節の内外情勢調査会費とありますけれども、これも前年度比で若干、10万円ほどだと思えるようですけれども、増えているようですが、どういうものなのか、増額となっている理由も併せてお願いします。

まずこの2点。

○委員長 答弁を求めます。

鴨田秘書課長。

○秘書課長 まず、報償品費の関係でございますけれども、各大会がございまして、例えば軟式野球ですとか、中学校の軟式野球、弓道等の大会がございまして、そちらの団体から市に申出がありまして、カップ、トロフィー等を作成していただけないかということで支出したものでございます。

こちらにつきましては、ほぼ前年どおりであると思えるのですが、令和2年度との比較は、数字は持ち合わせてこなかったんですけれども、例年大体3件程度の団体から申請をいただいているところでございます。

次に、内外情勢の関係でございますけれども、令和3年度につきましては1万5,000円の12か月分、消費税別で支払ったところでございます。令和2年度につきましては、半年分が全く事業が行われなかったため、請求がなかったものでございます。

以上でございます。

○委員長 他にありますか。

2番、村田委員。

○2番 村田委員 今の答弁の関係で、内外情勢調査会というのはどういう活動をやっているのか、少しご説明をお願いしたい。

○委員長 鴨田秘書課長。

○秘書課長 内外情勢調査会でございますけれども、毎月開催されます政治経済、行政関係の評論家などの著名人を講師にいたしました講演会の参加等でございます。また、月刊誌が発行されており、送付されてきておりますけれども、その辺の会費の金額でございます。

以上です。

○委員長 他にありますか。

小林委員。

○4番 小林委員 伺いますけれども、主要施策の9ページのテレワーク環境整備事業ということで、40台入れたということですが、どのような配布になっているのでしょうか。それと、今後どのように整備環境を充実していくんですか、それを教えてください。

もう1点ですが、決算書の86ページの需用費の不用額が654万5,321円、また、17節備品購入費の不用額が756万8,735円、この理由ですね。

あともう1点ですが、市有財産維持管理費の中段のところに機械器具等保守点検委託料86万2,400円とありますけれども、前年を見ますと206万400円ぐらいかかっていたと思うんですが、これがなぜ114万円ぐらい減額になっているか。この3点をお願いします。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

細谷情報政策課長。

○情報政策課長 主要施策のテレワーク環境整備事業の関係ですが、これはパソコン40台購入しております。40台というのは、職場用に1台と、あと自宅というか、テレワークをやるところに1台ということで、2台でワンセットということになりますので、20セット購入したという形になっております。これは配置というのはございませんで、テレワークをやりたいという申請が上がってきまして、それをリースというかレンタルとしてお貸しするものでございまして、情報政策課にパソコンは備えつけてあります。

以上です。

○委員長 小林委員。

○4番 小林委員 これから継続してどうするか、これで終わりということですか。

○情報政策課長 これから継続してというのは、台数を増やすかどうか、そういった絡みですか。

今のところは台数を増やす予定というのはございません。

○委員長 次に、石川財政管理課長。

○財政管理課長 86ページのご質疑、需用費についてお答えします。

こちらの需用費は、市有財産管理費と、次のページの車両管理費の合計がこちらに載っております。主な不用額の要因は修繕料となっております。修繕料の執行率を見ますと52%でございます。この修繕につきましては、本庁舎設備において修繕が発生した場合に対応しているもので、例年約700万円ほどあらかじめ予算計上して対応しておりましたが、令和3年度は市有財産管理費の中で高額な費用を必要とする修繕案件が少なかったことによるものでございます。

続きまして、17節の備品購入費の不用額についてご説明いたします。

こちらは結論から申し上げますと、入札差金によるものでございます。この備品購入費は、主要施策の成果報告書にございます2ページの本庁舎等感染症対応備品購入事業にかかったものがほとんどでございます。この内訳として、ロビーチェア等の購入、事務机用飛沫防止アクリルパーティションを購入しておりますが、それぞれ指名競争入札を実施いたしました。その結果、入札差金によるものがほとんどでございます。例えば申し上げます。ロビーチェア等の購入に係る落札率が65.8%でございました。入札差金大体213万円。アクリルパーティションも指名競争入札しました。こちらが落札率が44.8%でございました。こちらが入札差金300万円でございます。そのような結果、主な要因が入札差金による結果となっております。

続きまして、機械器具等保守点検委託料についてお答えいたします。

令和3年度につきましては、この機械器具等保守点検委託料は、本庁舎の非常用発電装置ですとか、空調用自動制御機器の保守点検を行っているものでございます。令和3年度は令和2年度に実施しておりました空調設備更新工事に伴う動作確認の観点から、無償対応となっております。令和2年度に工事をしたので、令和3年度は無償対応となっておりますので、その分が令和2年度と比べ決算額が低くなっております。

以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。よろしいですか。

他にありますか。

村田委員。

○2番 村田委員 基金の関係で幾つか伺いたいと思います。

まず、財政調整基金ですけれども、コロナ感染対策ですとか、想定外の行政課題、今まさにそういう渦中にあると思うんですけれども、行政課題に有効活用すべきものかと思うんですけれども、この令和3年度では年度の中で出したり、また戻したり、活用というのはどのくらい図られたのか、その辺を令和3年度についてお聞きしたいと思います。

それと併せて、基金残高、市としての目標や基準といたしますか、そうした目安というものをお持ちなのかが第1点。

次がふるさとづくりの基金なんですが、私はなかなか仕組みがよく分からないところがありますので、基本的なことを伺いたいんですけれども、令和3年度は200万円分の積立てのようなんですけれども、この原資というのは何か特別なものが予定されているものというんでしょうか、収入源というのがあってのものなのか。この基金の積立ての残高の基準といたしますか、そういうものというものはお持ちなのか。この2点を伺います。

○委員長 執行部の答弁を受けます。

浅見財政課長。

○財政課長 お答えさせていただきます。

まず、財政調整基金の関係についてでございます。令和3年度財政調整基金の活用が図られたかというご質疑でございますけれども、令和3年度につきましては、財政調整基金は当初予算で繰入れを見込んでおりました。しかしながら、その後の財政運営におきまして、一定の決算剰余金等が見込まれたというところがございます。この関係で、補正予算で減額措置を行いまして、財政調整基金については繰入れを実施していない状況でございます。これがまず1点目でございます。

それと、2点目、財政調整基金の積立ての基準というところでのご質疑でございます。

財政調整基金につきましては、先ほどご指摘いただきましたように、自然災害、あるいは一般財源の不足、そういったものに急遽対応するというものでございます。1つの目安として、財政調整基金の積立てとしては、県内の市町村の財政調整基金の規模、この平均を1つの目安として捉えております。なかなかどれだけ災害が発生するとか、あるいはどれだけ一般財源の規模が不足するというのが難しいので、明確な積立て基準というのはないですけれども、県内市町村の財政調整基金の規模を1つの平均と考えております。

行田市におきましては、財政調整基金の比率、財政調整基金の残高と標準財政規模の割合、これが令和3年度の他市の状況は分からないので、令和2年度の状況をお答え申し上げます。

令和2年度ですと、この財政調整基金の行田市の比率が9.3%、それに対しまして、県内の市町村の平均でいきますと、この比率が15.3%、比較しますと行田市がちょっと低いような状況となっております。財政運営に当たりましては、そういったところを参考にさせていただいております。

以上でございます。

○委員長 次に、島田企画政策課長。

○企画政策課長 ふるさとづくり基金につきましてご答弁申し上げます。

こちら基金の財源ということでよろしいでしょうか。こちらの基金につきましては、財源を令和3年度につきましてはふるさと納税からの寄附金を財源としているもの及びいわゆる民都機構、正式名称が一般財団法人民間都市開発推進機構からの拠出金を主に財源としております。

あと基金の残高についてもでしょうか。

○2番 村田委員 残高の目安、幾らまで積んでおくのか。

○企画政策課長 こちらの基金の活用といたしましては、ご承知のとおりふるさとづくり事業の財源として活用しておりますので、積み立てる基準ですとか目標数値といったものは持ち合わせておりません。

なお、先ほど申し上げましたいわゆる民都機構からの拠出金につきましては、3年度中で活用事業が終わりになることから、4年度以降につきましては、ふるさとづくり基金の財源となることはございません。これ以降につきましては、ふるさと納税の寄附金のみを財源とする予定となっております。

以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。よろしいですか。

何かありますか。よろしいですか。

村田委員。

○2番 村田委員 ありがとうございます。

関連するかとは思いますが、ふるさと納税管理業務委託料の関係ですね、成果報告書ですと3ページになるのかな。ふるさと納税促進事業になるかと思うんですが、まず50ページ、事業費が前年度比で2倍近くになっているかと思うんですが、増えた要因、寄附者が増えたということなんでしょうけれども、さらにもう少し掘り下げて何か要因、どのように分析されているのかがまず1点目。

2点目は、この事業のトータルの収支ですね、税収が逆に減った分ですとか、きちんと管理されていたかと思います。それらを含めた事業全体として、市の収支ですね、これの3年度分というのを教えていただければと思います。まずこの2点。

○委員長 執行部の答弁。

島田企画政策課長。

○企画政策課長 まず、このふるさと納税の支出が増えた要因でございますが、こちら令和3年度のふるさと納税の寄附の受入れ状況がこちらの主要施策にも記載してございますが、令和2年度は3,100万円だったものが5,400万円と1.5倍近くになっております。これに伴いまして、ふるさと納税の返礼品として提供する物品のお品代、それからそれに伴います配送などの委託料が増額となっておりますため、それに伴った支出増となっております。

また、トータルの収支でございますが、全体の令和3年度のふるさと納税の寄附の受入れ額5,400万円から、ここに所要となりました委託費などの直接経費が2,500万円ほどで、それから市民税におけます寄附金控除額、これが9,500万円ほどでございますが、これから地方交付税の補填額相当を差し引きますと、令和3年度につきましては、本日時点では932万8,522円のマイナスということになっております。

以上でございます。

○委員長 村田委員。

○2番 村田委員 ありがとうございます。

1点目の増えた要因については分かりました。

2点目のトータルの収支、900万円超えということで、なかなか厳しいなど。

その上で、改めて伺いたいのは、この事業ですね、様々課題といたしますか、問題点というものも指摘されていると思うんですね。1つは、このメリットを受ける所得階層が限られ、限定されるということですね。あるいは返礼品競争過熱もいろいろと取り沙汰といたしますか、国との争いになるほど過熱した状況もありました。行田では令和3年度の900万円超えの収支としてはマイナスという状況を踏まえて、行田市としてこの事業をどのように考えているのか、行田市としてあるいはメリット、この900万円マイナスの状況の中で、市でやるメリットというのは何かあるのか、どう考えているのか、この辺の認識についてお願いします。

○委員長 答弁願います。

島田企画政策課長。

○企画政策課長 本市におけるふるさと納税についてでございますが、確かに多様な特産品を

お持ちの地方に比べますと、首都圏のいずれの市町村においても、返礼品の充実というのはかなりの課題になっていると承知をしております。

そのような中で、本市といたしましては、地場産品、これは食べ物などだけではなくて、生活必需品などの日用品を含めた地場産業のものをご提供いただくことで、寄附額の向上に努めてまいりたいとまずは考えております。その上で、本市におきましては、足袋ですとか、スリッパだとか、他市にないような特産品がございますので、こういったものも返礼品に積極的に加えて、まずは返礼品の数を増やしていこうと考えております。

こうしたものを返礼品に加えることによる効果でございますが、こういった特産品につきましては、主に市内に足を運んでいただくとお買い求めいただけるんですけども、このふるさと納税という仕組みは、全国規模のポータルサイトに掲載しておりますので、全国の皆さんに発信して、関心を持っていただけると。寄附につきましても、全ての都道府県から寄附をいただいている現状がございますので、行田まで足を運べないような沖縄ですとか、北海道とか、そういったところの方からも返礼品を含めた寄附を頂いておりますので、そうした行田市の地場産品を、ふだん足を運んでいただけない方にまで関心を持っていただけるいいきっかけになるのではないかと考えております。

確かに現時点での収支といたしましてはマイナスとなっておりますが、こちらはもっと魅力的な返礼品をますます充実させることを通じて、こちらのマイナス幅をどんどん解消していきたいなと思っているところでございます。

以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。ぜひ頑張っていただきたいと思えますね。よろしいですね。

他にいいですか。他に改めて質疑もないよう……まだ質疑あるの。

村田委員。

○2番 村田委員 まだあります。

決算書の90ページ、秩父鉄道の整備促進協議会の負担金の関係ですけれども、前年度比では3分の1ほどに下がっているのは、先ほどの説明で恐らく安全対策の事業費、工事と申しますか、そういうものが減少したのかなと想像するんですけども、それでいいのかということの確認と、ここの5市3町の負担割合はどういう、秩父線の延長、距離割とか、何か合理的な理由があるのかどうか、それを教えてください。

それともう1つ、次の項目になってしまいますけれども、続けて行きますけれども、オリ

ンピックの関係ですね。成果報告書の3ページの一番下のところにオリンピック聖火リレー関係経費がありますけれども、ここの運営費負担金640万円強ですけれども、この負担金の負担割合、どういう計算式といたしますか、考え方でこの金額に行田市はなっているのか。その2点をお願いします。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

島田企画政策課長。

○企画政策課長 まずは、秩父鉄道整備促進事業費に係るものでございますが、こちら決算額が減ったのは、令和2年度につきましては、ICT化の負担金がございましたので、こちらが本市の負担分といたしまして1,617万3,000円ございました。こちらがなくなったことが主な要因でございます。3年度から2年度の負担金といたしましては、多少の増減ございますが、ほぼ同額となっております。

また、負担割合についてでございますが、こちらは各市町での負担割合につきましては、住民基本台帳人口による人口割と言われる負担割が5割、乗降客数割による負担割といたしまして、乗降客割が3割、それから均等割2割として各市町で負担割合が決められているところでございます。

次に、オリンピック・パラリンピックでございますが、こちらの負担割合につきましては、熊谷市との負担なんです。聖火リレーを実施するための警備員の人件費ですとか、あとは警備の資機材、コーンとか、カラーバーとか、警棒とか、そういったものを借り入れたもの、あと警備員に係る負担金となっております。こちら負担金の納入先は埼玉県推進委員会となっております。

こちらは負担割合とかパーセンテージで負担金を求められたものではなくて、当市に必要な人員だとか、警備に必要な人員をお願いをした分に係る負担金となっておりますので、その警備代とか、警備員ですとか、レンタルした物品に係る所要経費ということで負担金をお支払いしているものでございます。

以上です。

○委員長 ありがとうございます。

他にありますか。いいですね。

村田委員。

○2番 村田委員 ありがとうございます。

オリンピックの経費の関係で言うと、要は行田市で安全にきちっと運営するために、この

経費がこれくらいかかる。その積算、その金額について、負担金という形で県のしかるべき団体のところに納入をするという形で負担をしたという整理でいいのかと思います。もし違っていましたら訂正をしてください。そういう理解を私はしました。

続けて私の質疑ですけれども、決算書の90ページ、成果報告書ですと4ページの一番上かな、音声認識システム、この導入事業ですけれども、恐らく大変時間短縮になっているのではないかと私も期待をしたところなんです、時間ですとか、量的な省力化、効率化というのは、何かカウントされてますかね。調査とかされているか。数量的な把握ですね、その点をまず伺いたいと思います。

それから、続けます。

決算書の104ページ、情報管理費ですけれども、これはまず何課なのか、複数の課なのか、令和3年度ですから情報政策課というのではないかと思うんですけれども、今年度答弁されるとすれば、場合によっては情報管理課になるのか、ここの情報管理費の所管する課、複数にまたがるのであれば、それを含めて、まずそこを教えてくださいたいのと。

それから、説明の17の備品購入費ですけれども、先ほどオンライン会議用の5種類一式ということですが、これは令和3年度限りのものという理解でいいのか、前年度には出てなかったものだと思いますので、その点の確認。

それから、もう1つ続けます。18番、交付金のところで番号制度システム交付金なんですが、先ほど少し説明の中で言及されたとは思いますが、分からなかったものですから、ここでお尋ねしますけれども、まず前年度比で200万円ほど執行額が減少しているようなんですね。その理由。

それから、このシステム、どういうシステムなのか、申し訳ないけれども、もう一度分かりやすく説明をしてください。それで、交付金というのはどういう性質なのかというか、中身が分かれば意味も分かると思いますので、交付金ということの意味合いもね。それをお願いします。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

島田企画政策課長。

○企画政策課長 では、まず最初にオリ・パラの負担金についてでございますが、先ほど村田委員がおっしゃったとおり、こちらは県で、例えば警備員についての単価は幾らですよというようなことで、細かくそれぞれの物品について単価が示されておりますので、その単価に必要な人数を掛けて、これだけ必要ということをお願いをしたところの、その積算に係る

負担金ということになっております。

○委員長 細谷情報政策課長。

○情報政策課長 まず、音声認識システムのご質疑でございますけれども、これにつきましては、そちらにもあるとおり、利用回数というのは256回の年間で利用がございました。録音時間にすると245時間分でございます。使った箇所数につきましては16の箇所におきまして利用があったというような状況でございます。

これに基づきまして、どのぐらいの削減効果があったかということで調査いたしましたところ、全体を通して会議録作成までに約7時間程度の削減効果があったということでございます。全部ですね。245時間の録音時間に対して、作業時間と言うと7時間の削減効果があったということでございます。

効果は、まだ大きな効果というのは得られていないような状況でございますが、その録音するときの環境にもよります。このような静かな環境で録音した場合には、テキスト化も精度が高く上がってきますので、その後の見直しというのも少なくて済むかと思えます。ただ、会議によっては、皆さんがしゃべっている状況で録音しているものもございますので、その会議時間と同じぐらいにテキスト化するまでに時間がかかるということでございます。その後、職員が今度は自分で録音を聞いて会議録を起こすというような状況でございますので、今のところそんな大きな効果というのは得られてないというのが現状でございますが、今後、精度を上げていきたいというふうには、その録音の精度、テキスト化の精度を上げることを期待しているところでございます。

以上が音声認識システムでございます。

続いて、決算書の104ページの情報管理費というところでございますが、一応この部分につきましては、全て情報政策課に今年度から実態が移ってきておりますので、今回お答えするのは情報政策課でお答えするというところでございます。

それと、17節の庁用器具費の部分でございます。こちらにつきましては、オンライン会議用の端末を5セット購入いたしました。今後につきましては、今のところこの5セット、各課必要に応じてリースというか、貸し出して使っていただいているような状況でございますので、今のところ全て5台が一遍に出るというケースは実績としてはございませんので、この5台を今後も利用していければと考えております。

それと18節の番号制度システムの交付金ということでございます。こちらについては、マイナンバーカードに関わる国のシステム利用に伴う負担金でございまして、国でシステムと

サーバーを持っております。そちらを利用するための費用ということで、番号制度システムの交付金ということで支出しているものでございます。

○委員長 以上ですね。ありがとうございました。

他に改めて質疑を。

2番、村田委員。

○2番 村田委員 区切りが悪かったようで大変申し訳ございません。

情報管理費、もう1点ありまして、繰越明許分ですね、成果報告書ですと9ページ、テレワーク環境整備事業ですけれども、ここで活用の実績をお教えいただきたいんですね。何人が何日使用したのか、そのような点ですね。

それと、自宅でテレワークということが想定されているかと思うんですが、電気代の費用負担については市でルール化しているのか、事実上として自宅でそれぞれの職員の負担になっているのか、その点を教えてください。

それと、ほか何点か行きます。

財産に関する調書のところ、297ページ、普通財産、令和3年度で売り払われたところが棚田町の市有地ですとか、旧勤労会館の敷地ですとか、ご説明ありましたけれども、普通財産をかなり持っていると思うんですけれども、主な土地、あるいは建物もあるのでしたら、主なもの、どういうものがあるのか例示してほしいということですね。

全体として、これらの普通財産の管理状況で、今後の使用ということあまり考えられないんですけれども、処分の予定ですとか、あるいは処分の計画、こういったものがあるのか、そこをお尋ねしたいと思います。まずここで結構です。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

細谷情報政策課長。

○情報政策課長 まず、テレワークの環境整備事業の内容というか実績ということでございます。

こちらにつきましては、令和4年度1月4日から実際にはテレワークの要綱を設置しまして実施しているものでございます。ですので、3年度中は3か月程度の利用ということでございますが、3年度中の利用につきましては延べ11件ということでございます。日数にいたしますと13日程度の利用があったということでございます。

それと、あと費用負担の関係でございます。電気代とか、自宅のテレワーク用の環境整備をする必要があるものにつきましては、職員の負担ということに要綱上規定しております。

以上です。

○委員長 ありがとうございます。

石川財政管理課長。

○財政管理課長 お答えいたします。

普通財産の状況でございます。どのようなものを普通財産で管理しているのかというところでございますけれども、普通財産の今我々で管理していますのは、そのほとんどが貸付をしておりますが、今委員さんおっしゃったとおり、未利用地がございます。その未利用地については、計画的に売却をしていきたいなというところでございまして、令和3年度は旧勤労会館の売却を第一に進めさせていただきました。そのほか、従前から4箇所の市有地について公募しておりましたが、1箇所、棚田町の市有地1件につきまして売却が完了したところということで、歳入させていただいています。

先ほどお話ししました他の遊休市有地につきましては、どのようなものが多いのかということですが、接道がなかったり、面積が小さいなど、公募するには向かない土地もあります。現在、公募が見込める土地につきましては、これまで土地の境界確認や不動産鑑定を行ってから公募の手続きをしておりましたが、令和4年度、今年度は手法を変えまして、あらかじめ売却が見込めそうな土地をホームページ等で公開をして、市場のニーズを把握してから対応したいなということで工夫はしているところでございます。

以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

2番、村田委員。

○2番 村田委員 答弁ありがとうございます。

答弁の中で、テレワーク環境整備の関係で、実績、何課が実際やられたのか、そこも併せて分かれば教えていただきたいのと、環境整備代も含めて要綱で決まっているということですが、テレワークをこれからどう広げていく、広がっていくかは、いろんな要素があって不明な点も多いとは思いますが、環境整備も自分でというと、私、細かいこうした点では幾らぐらいかかるのか分からないんですが、全て職員負担というのはどうなのかなというのが気にはなるところなので、その辺のどういう議論、考え方でもって職員負担と要綱で定めているのか、改めて伺いたいのが1つです。

それと、時間も進んできましたので、最後の質問がもう1点だけあります。

地方債の状況で、これも基本的な質疑で恐縮ですが、分からないので伺います。

合併特例債ですね、これは令和3年度はもう発行はできなくなったのか、いつまで活用できるのか、発行できるのか、その点を確認したいと思います。

以上です。

○委員長 執行部の答弁をお願いします。

細谷情報政策課長。

○情報政策課長 テレワークの費用実績で何課の職員なのかということでございますが、先ほど令和3年度11名ということで利用したと、申請件数を申し上げました。その庁内の8課11名ということでございます。細かい課名まで申し訳ないですけれども、7課から11名の方が利用しております。

○委員長 次に、浅見財政課長。

○財政課長 合併特例債の発行年度でございますけれども、令和5年度まで発行ができるという形となっております。

以上でございます。

○委員長 続いて、細谷情報政策課長。

○情報政策課長 テレワーク環境の費用負担ということでございます。今のところご自宅でテレワークする方というのが多いわけですけれども、既にパソコン等、ご自宅に引いてありまして、そちらのご自宅で自分で引いてあるWi-Fiを利用して使っていただくというケースが多うございます。ですので、1からWi-Fi環境を整えるという方というのは、今のところいらっしゃる状況でございますので、そんなに費用がかかっているものとは考えておりません。

以上です。

○委員長 ありがとうございます。

最後の質疑、村田委員。

○2番 村田委員 すみません、併せて聞いておけばよかったので恐縮です。

地方債の関係なんですが、令和5年度まで発行可能ということですが、額の上限というのがあったかと思うんですが、額の上限まではあと何億円とか、その辺の数字を教えてください。

○委員長 浅見財政課長。

○財政課長 令和3年度末の残高を申し上げます。令和3年度末の残高でいきますと、約12億円残っているという状況でございます。

以上でございます。

○委員長 他に質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

総合政策部所管部分の審査を終了いたします。ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

午後 0時 26分 休憩

---

午後 1時 28分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

今回、執行部におかれましては、審査方針等を踏まえ、簡潔明瞭な説明を準備していただいておりますので、効率のよい質疑をしていただくようお願い申し上げます。

これより審査に入りますが、議事の整理上、発言は委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

---

△総務部及び選挙管理委員会事務局所管部分について

○委員長 それでは、総務部及び選挙管理委員会事務局所管部分についての審査を行います。

初めに、横田総務部長より、ご挨拶を含め、説明を求めます。よろしく申し上げます。

○総務部長 皆様、こんにちは。

吉田委員長を初め委員の皆様には、日頃より大変お世話になっております。ありがとうございます。

それでは、これより総務部及び選挙管理委員会事務局が所管いたします令和3年度一般会計歳入歳出決算について説明をさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

失礼いたしまして、着座にて説明させていただきます。失礼いたします。

初めに、主要施策の成果報告からご説明申し上げますので、成果報告書の10ページをお願いいたします。

総務部の成果報告は、10ページの下段、市税、電話催告業務運営事業1件でございます。

内容は、主に現年課税分の新規未納者に対しまして、電話による納付勧奨を実施しているものでございます。

続きまして、各事務事業の決算審査に当たり、決算年度において特徴的となる事項を中心に説明申し上げたいと存じます。

初めに、歳入歳出決算事項別明細書の75ページをお願いいたします。

2款1項1目一般管理費のうち、右ページ、備考欄1つ目の◎総務一般管理費の3節その他の手当ですが、特別職及び一般職員等の期末手当や退職手当等ございまして、前年度と比較して減額となっております。この主な要因は、退職手当が前年度に比べ4,196万6,816円の減額となったことによるものでございます。参考までに、退職手当の支給対象者は、特別職1名、一般職20名ございまして、前年度と比較して2名の増員となっておりますが、このうち特別職1名は、10款教育費からの支出であることに加えて、部長職の退職者が少なかったことによるものでございます。

次に、備考欄3つ目の◎人事課関係経費は、例年どおりの内容でございます。

78ページをお願いいたします。

備考欄2つ目の◎総務課関係経費及び備考欄一番下の◎職員保健衛生管理費につきましても、例年どおりの内容でございます。

80ページをお願いいたします。

一番上の◎職員研修費ですが、7節謝金は、会計年度任用職員を対象とした接遇研修及び所属長の推薦を受けた職員を対象に実施した健康づくりセミナーの講師へそれぞれ支出したものでございます。13節OAシステム利用料は、職員の自己啓発意欲の向上と効率的な自覚を可能にするため、ウェブによる研修システムを導入したものでございます。

次の◎契約検査課関係経費及び次の◎共通物品管理費並びに次のページをお願いいたします。2目文書広報費のうち、右ページ、備考欄一番下の◎文書管理費につきましても、例年どおりの内容でございます。

少し飛びまして、97ページをお願いいたします。

12目、右ページ、備考欄の◎人権推進費ですが、10節、5行目の修繕料は、南河原隣保館の空調設備等の修理費用でございます。

100ページをお願いいたします。

14節施設設備改修工事請負費は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、地域交流センター、トイレ手洗い場の5箇所の水栓を自動水栓に交換する工事に要した費用でございます。

少し飛びまして、107ページをお願いいたします。

17目諸費のうち、右ページ、備考欄1つ目の◎栄典費及び次の◎自衛官募集事務費は、例年どおりの内容でございます。

109ページをお願いいたします。

2項徴税費でございます。

1目税務総務費、右ページ、備考欄の◎税務一般管理費及び次の◎税務課関係経費は、税務課職員31名及び会計年度任用職員4名に係る人件費でございます。

次に、2目賦課徴収費、右ページ、備考欄の◎賦課費は、税務課の賦課業務における人件費、郵便料、電算委託料などで、例年どおりの内容でございます。

112ページをお願いいたします。

中段の◎徴収費は、税務課の徴収業務における人件費、郵便料、電算委託料などで、こちらも例年どおりの内容でございます。

115ページをお願いいたします。

4項選挙費でございます。

1目、右ページ、備考欄の◎選挙管理委員会費及び次の2目、右ページ、備考欄の◎選挙常時啓発費は、例年どおりの内容でございます。

117ページをお願いいたします。

3目、右ページ、備考欄の◎衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査執行費は、当該選挙執行に係る各種費用で、各種経費でございます。

恐れ入ります。次に、歳入についてご説明申し上げますので、戻りまして、37ページをお願いいたします。

1款市税でございます。

収入済額について、前年度と比較いたしますと1億5,506万4,642円、1.47%の減となっております。内訳といたしましては、現年課税分が約1億9,612万円の減、滞納繰越分が約4,106万円の増となっております。また、不納欠損額として4,122万2,576円を処分した結果、収入未済額は1億9,818万603円となっております。

市税全体の徴収率に関しましては、現年度課税分が99.18%、滞納繰越分が41.40%、前年度比でそれぞれ0.45%、12.1%の増、また、現年課税分と滞納繰越分の合計は97.74%で、前年度比0.51%の増となっております。

次に、1項から、次のページになりますが、6項までが税目ごとの状況となっております。

この中で、1項2目法人市民税ですが、現年課税分を前年度と比較いたしますと、収入済額は3,638万9,900円、6.42%の減となっております。これは、主に法人税割の税率が引き下

げられたことなどによるものでございます。

次に、2項1目固定資産税でございますが、右ページ、備考欄に課税客体別の収入済額を記載しておりますが、現年課税分を前年度と比較いたしますと、土地につきましては依然として地価が下落傾向にあることから1,071万2,218円、0.78%の減となっております。家屋につきましては、評価替えや新型コロナの影響を踏まえた中小事業者を対象とする軽減措置の影響により1億885万9,061円、5.03%の減、償却資産につきましては家屋と同様に、減税措置と毎年の減価により224万3,749円、0.28%の減となっております。

次に、3項軽自動車税ですが、1目の環境性能割につきましては、全額収入済みとなっております。前年度と比較いたしますと、72万5,700円、11.61%の増となっております。これは、税率の臨時的軽減措置が令和3年12月で終了したことによるものでございます。

次に、4項1目市たばこ税につきましては、現年課税分は全額収入済みとなっております。前年度と比較いたしますと、4,341万3,490円の増額となっており、8.37%の増となっております。これは、令和3年10月の税率引上げに伴うものでございます。

次に、5項1目都市計画税の状況は、固定資産税と同様でございます。

恐れ入ります。飛びまして、45ページをお願いいたします。

これ以降の各種歳入ですが、全て例年どおりの内容でございますので、総務部所管の科目のみを申し上げます。

45ページの中段になりますが、13款2項1目総務手数料の1節徴税手数料、右ページ、備考欄、税務証明手数料、一番下になりますが、14款1項1目総務費国庫負担金の1節総務管理費負担金、右ページ、備考欄、自衛官募集事務費負担金。

少し飛びまして、53ページをお願いいたします。

15款2項1目総務費県補助金の1節総務管理費補助金、右ページ、備考欄の1行目、隣保館運営事業等補助金。

55ページをお願いいたします。

下段の3項1目総務費委託金の2節徴税費委託金、右ページ、備考欄の個人県民税徴収委託金、3行下の4節選挙費委託金、右ページ、備考欄の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費委託金、次のページの一番上にありますが、在外選挙特別経費交付金。

59ページをお願いいたします。

16款になりますが、2項2目物品売払収入の1節物品売払収入、右ページ、備考欄の1行目、不用物品売払収入。

61ページをお願いいたします。

中段の20款1項1目の1節延滞金は、右ページ、備考欄が税目ごとの内訳となっております。

63ページをお願いいたします。

3項3目の1節同和対策住宅資金貸付金元利収入、右ページ、備考欄の貸付金元利収入。

4項1目雑入の5節委託金収入、右ページ、備考欄の下から3行目、見沼土地改良区費徴収交付金。

66ページをお願いいたします。

下段の9節用品等売払収入、右ページ、備考欄の1行目、資源ごみ売払収入（契約検査課）。次のページの12節、右ページ、備考欄の雇用保険料被保険者負担金。

69ページをお願いいたします。

15節雑入、右ページ、備考欄の上から6行目、全国市長会共済等事務費、次の全国都市職員災害共済会事務費、次の地方公務員災害補償基金確定還付金、2行下の不動産取得通知データ作成費、3行下の都市整備部長人件費企業会計負担分、次の退職手当企業会計負担分、次の埼玉県後期高齢者医療広域連合派遣職員給与等負担金、同じく備考欄の下から4行目、事務手数料（総務課）、その下の事務手数料（税務課）。

次のページ、お願いいたします。

上から2行目の事務手数料（地域交流センター）でございます。

以上で、総務部及び選挙管理委員会事務局が所管する決算の説明を終了させていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○委員長 以上で説明が終わりました。

これより審査に入りますから、議事の整理上、発言は委員長の許可を得てから行うようにお願いいたします。

---

#### △質 疑

○委員長 それでは、質疑のある方は挙手をお願いいたします。

2番 村田委員。

○2番 村田委員 それでは、順次質疑させていただきます。

まず、決算事項別明細書の76ページ、総務一般管理費です。上から3つ目の◎の人事課関係経費、こちらの12番の採用試験委託料ですけれども、たしかこれ、前年度比で2倍近く増

額になっているようですけれども、その理由をお願いします。

幾つか続けてやっていきたいと思います。

次が、同明細書の78ページの一番下の◎の職員保健衛生管理費、こちらです。産業医報酬の関係のところ、職員の時間外勤務が月で80時間、あるいは100時間超となった場合には、受診の勧奨ですとか、あるいは義務ということになるかと思うんですけれども、昨年度受診した職員の人数、それから課名まで問題ないと思いますので、いた場合には課名も教えていただきたい。

それから、受診勧奨対象者の受診率というのは把握されているのか。つまり、受診勧奨も含めて、受診したほうがいいという、そういう時間外勤務の実績、人数に対して何人ぐらいが実際に受けているのか、その割合を把握されていればお願いします。

それから、同じページの一番下、12番の健康診断委託料ですけれども、令和3年度で何パーセントの受診率なのか。受診していない職員のその理由、人間ドックですとか受けている場合は、そちらで足りるのでということはあると思うんですけれども、特にお聞きしたいのは、それ以外の理由で、何らかの理由で受診できなかった、しなかった職員というのがあるのかどうかを聞きたいということです。

以上です。

○委員長 執行部の答弁を求めます。挙手をお願いします。

松田人事課長、お願いします。

○人事課長 それでは、順次お答え申し上げます。

初めに、採用試験委託料増額の理由でございますけれども、増額の理由といたしましては、受験人数の増加が主な要因でございます。数字で申し上げますと、令和2年度の採用試験の1次試験の受験者、1次募集と2次募集、2回行っておりますけれども、令和2年度は1次募集、1次受験者が72名、2次募集の1次受験者が96名、合計しまして168名。令和3年度は、前期日程と後期日程、2回行ってございまして、数字で申し上げますと、前期日程の1次受験者が215名、後期日程の1次受験者が45名、合計260人の受験者に1次試験を受験していただいております。結果といたしまして、令和2年度に比べまして令和3年度、92名増員しております。これが主な増額の要因でございます。

次に、産業医の関係でございます。

産業医の産業医相談の関係でございますけれども、時間外勤務の増加した職員に対しまして、面談を受けていただいております。内科医の先生に面談を受けていただいておりますけれども、

ども、時間外勤務が一月100時間以上の長時間労働者14人を面談いたしました。

それと、受診勧奨の職員ですけれども、時間外勤務一月45時間以上の職員、申出による面談ということになっておりますが、昨年度は申し出た職員はおりませんでした。

長時間労働の面接した職員の人数といたしましては、14人でございます。

最後に、健康診断の関係でございますけれども、令和3年度の健康診断の受診率ということでございますが、受診率88.7%ございました。人数といたしましては、対象者が正規職員、あと会計年度任用職員を合わせまして796名、このうち受診者が706名、受診率88.7%ございました。

受診しなかった職員の主な理由といたしましては、先ほど委員がおっしゃいましたように、人間ドックを独自に受診されている方、それと自分の病状で定期的に通院しておりまして、そちらの病院で受診されるということで受診されない方もいらっしゃいました。

以上でございます。

○委員長 大丈夫ですか。いいですか。

○人事課長 答弁漏れがありましたので、お願いします。

2点目の産業医面談の関係でございますが、産業医の面談、主にどこの部署の職員が面談されたかということでございますけれども、主に長時間労働、コロナ対応に当たっております健康福祉部の職員でございます。14人が受診しましたので、100%でございます。

以上でございます。

○委員長 他にありますか。

江川委員。

○3番 江川委員 38ページの市税のところでも聞きたいのは、個人市民税と固定資産税のそれぞれ不納欠損の現年度分が、個人が42万3,000円、固定資産税が111万8,000円であるんですけども、現年度の不納欠損という、何件で、どのような内容なのか、簡単でいいですけども、お聞きしたいのと。

同じく個人市民税、固定資産税の不納欠損、滞納繰越分について、これも簡単にお聞かせいただけますでしょうか。

○委員長 吉田税務課長。

○税務課長 それでは、市税の不納欠損のうち、個人市民税の現年分、不納欠損額42万3,223円、固定資産税、現年課税分の不納欠損額111万8,300円の内容についてでございますが、市県民税につきましては、納税者が死亡して、その後、通常は相続人が納付の義務を負うわけです。

が、相続放棄がなされたと、そういった方につきまして不納欠損がされております。

次に、固定資産税につきましては、こちらも課税は、土地や家屋が存在はするわけですが、これも登記上の所有者が死亡したことによりまして、同様に相続放棄がなされたものにつきまして不納欠損をしているものでございます。

〔「今のそれぞれ何件であるのか」と言う者あり〕

○**税務課長** 個人市民税につきましては、納税者数でいきますと4名です。固定資産税・都市計画税につきましては38名でございます。それから、滞納繰越分の欠損の理由についてでございますが、それぞれの納税者の実態調査等を進めまして、財産がない者ですとか生活困窮、また、居所不明というところが主な理由でございます。これは、市県民税も固定資産税も同様でございます。

以上です。

○**委員長** いいですか。

○**3番 江川委員** はい。

○**委員長** 他に。

小林委員。

○**4番 小林委員** 3点ほど伺います。

主要施策の中の10ページの市税電話催告業務運営事業ということですが、方法的には相手先のオペレーターは何時から何時まで動いて、どういう方法でやるか、委託の方法の内容が1点と。それで、結果的にどれくらいの成果が出たか。また、今後、これについては令和3年以降も継続されるのかの3点を伺います。

また、別な問題として、今度、歳入歳出決算書の78ページの総務課関係経費の13節例規管理システム利用料が、前年から今年304万7,000円ということで、計算すると129万円ぐらい減額になっていると思いますけれども、その理由です。

あと、最後ですけれども、もう1点ですけれども、98ページの人権推進費の12節清掃委託料が、前年が146万8,800円で今年度が81万6,200円と、約65万円弱ぐらい減額になっていますけれども、その理由について、その3項目についてよろしくお願ひします。

○**委員長** 執行部の答弁を求めます。

吉田税務課長。

○**税務課長** それでは初めに、主要施策の成果報告書10ページの市税電話催告業務運営事業についてお答えいたします。

初めに、この事業の委託方法でございますが、こちらは民間事業者のほうに事業を委託しまして、実施の時間につきましては、月曜、木曜、金曜が午前9時から午後5時まででございます。そして、火曜日が午前12時から午後8時までとなっております。また、日曜日につきましては、午前9時から12時という時間帯で行っております。その間、委託先のオペレーターが3名常駐しておりまして、市のほうで用意しました架電リスト、電話をかけるリストに基づきまして、電話による納税の呼びかけをしているものでございます。

次に、この事業の成果でございますが、主要事業の報告書の中にも一部載っておりますが、実績のほうは、一番下に架電履行額ということで載せております。架電履行額1億267万9,300円ということで、こちらが電話催告業務で架電した納税者のうち、実際に納税がされたものを集計した額になります。この額がおおよそ市税の全体の収入額の約1%弱にはなっております。それによりまして、一定の成果は出ているものと認識しております。

また、今後のこの事業の継続についてでございますが、令和4年度につきましても、現在、事業を委託して実施しているところでございます。また、令和5年度以降も実施する方向で考えているところでございます。

以上です。

○委員長 菅原総務課長。

○総務課長 それでは、総務課関係経費、13節例規管理システム利用料、大幅な減額になった理由についてお答え申し上げます。

例規管理システムにつきましては、5年間の長期継続契約という形で契約を取らせていただいております。その契約を結ぶに当たりましては、膨大な改正データ等が5年間のうちに蓄積されますので、特命随意契約という形で行っております。

令和3年度に契約が更新の時期に当たっていたわけですが、契約更新に当たりまして、現在、当時契約していた会社と協議をして、それまでばらばらにコンテンツ、例規管理システムに付随するようなコンテンツもあって、それは事務の参考に職員が使っているんですけども、そういったものをパッケージで契約することによって安くなれると。

それからもう1つ、一番大きな理由が、紙の例規集を、契約更新に当たって、ホームページ等から閲覧、印刷ができるようになったことから、全ての紙ベースの例規集を廃止した、そちらが一番大きな要因になっているかと思っております。そういったことで大幅な減額となったものでございます。

以上です。

○委員長 次に、野辺人権推進課長。

○人権推進課長 人権推進費の中の清掃委託料減額の主な理由でございますが、これは人権推進課で所管しております2館の隣保館、地域交流センターと南河原隣保館でございますが、こちらの清掃回数の見直しを図ったことが要因でございます。各清掃、種類によつての回数を見直したわけですが、主な点といたしましては、地域交流センターの日常清掃の回数を週4回から週1回に見直したところが大きな要因でございます。

以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

他にありますか。

村田委員。

○2番 村田委員 順次、幾つか質疑します。

決算書の80ページの職員研修費です。一番上の◎のところですが。研修委託料、これは前年度比で倍額以上になっているんですけども、コロナの状況はあまり変わらないのかと思うと、これが増えている理由です。派遣人数というのは増えたのか、あるいは研修科目の一部変更とかがあって、履修する科目が増えたとか、どういう理由でなのかをお教えてください。

それから、13番になりますけれども、OAシステム利用料、先ほどウェブ研修を導入したということでの経費のようなんですけれども、新しい項目かと思うんですけども、どういう利用の仕方をするのか。例えば、自宅でもいいですよとか、そういうものなのか、全く分からないものですから、基本的なこの研修のやり方を教えてください。

続けて、もうちょっといいですか。

○委員長 はい。

○2番 村田委員 人権推進費、98ページです。委託料の関係は分かりました。

次のページの18番の補助金、部落解放運動団体補助金ですけれども、前年度に比べると90万円近く増額になっているようなんですけれども、その理由です。前年度に対しては増額になっている理由。また一方で、予算額に対しては減少しているのではないかと私思ったんですけども、その理由です。各団体の補助金額の増減の割合、どういう状況なのか。補助金の交付の方針、どのようなものに基づいて行っているのか。この点をお願いします。

それから、もう1つ関わりで、決算書の64ページ、歳入のところでの表で見ますけれども、同和対策住宅資金の貸付金元利収入がありますけれども、まず基本的なこととして、貸付けは今はやっていないのかと見ているんですけども、その確認で、何年度まで貸付けを行ってい

たのか。調定額に対して収入が少ないと思うんですけれども、実人数は令和3年度、何人から返済があったのか。未済の理由、未納者への働きかけ、どういうことを行ってきたのか。その点をお願いします。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

松田人事課長。

○人事課長 初めに、研修の関係からお答え申し上げます。

研修委託料が倍増した理由ということでございますけれども、倍増の理由といたしましては、コロナ禍であるにもかかわらず、令和2年度につきましては、コロナ禍の影響で、集合研修があまりできませんでした。数でいきますと、女性活躍推進研修ということで1つしかできませんでした。令和3年度につきましては、依然コロナ禍の状況でしたけれども、なるべく密にならないように開催をいたしましたので、委託料がほぼ倍増したことによるものでございます。

続きまして、ウェブ研修の詳細ということでございますけれども、コロナになりまして、基本的にはグループワークが中心となっている研修につきましては、性格上、オンラインでは十分な研修効果が確保できない等がございまして、ウェブによる研修というのを令和3年度は取り入れたものでございます。

具体的には、研修のコンテンツのアドレスにアクセスをしていただきまして、人事課のほうで付与したユーザーIDとパスワードを入力してログインをしていただきます。そうしますと、トップ画面から受講したい研修を選べるわけですけれども、コンテンツの内容といたしまして、ウェブ研修につきましては約5,000本の研修コンテンツがありまして、行政実務や行政の専門的なもの、あと自己研さんとか課題解決型の研修など、幅広く動画視聴ができる研修になっておりまして、自分の好きな時間に隙間時間を使って学習できるということから取り入れたものでございます。アクセスしていただければ自宅でも視聴ができますことから、時間を有効活用していただけるものと思っております。

以上でございます。

○委員長 次に、野辺人権推進課長。

○人権推進課長 それでは、まず部落解放運動団体補助金についてご説明させていただきます。

昨年と比較して交付額が減額となっているということの理由でございしますが、まず、この補助金については、2団体に対して交付していただいております。令和2年度と3年度の比較でお話しさせていただきます。

まず、令和2年度につきましては、2団体の合計の交付額が197万4,142円、うち部落解放同盟行田市協議会に対してが139万9,142円の交付、埼玉県北同和会行田支部に対して57万5,000円を交付しております。このうち、部落解放同盟行田市協議会につきましては、まず年度当初に交付した額というのが253万1,000円ございまして、新型コロナウイルス感染拡大に起因して、団体が活動を縮小している関係で、返還額がございました。この返還額が113万1,858円で、交付の確定額が139万9,142円ございました。この139万9,142円と先ほどの埼玉県北同和会の57万5,000円を合計して197万4,142円の現在の交付額となったところです。

令和3年度につきましては、2団体の交付額の合計が282万6,698円で、うち部落解放同盟行田市協議会に対して225万6,698円、埼玉県北同和会につきましては57万円の交付でございます。

また、部落解放同盟のことをもう少しご説明させていただきますと、令和3年度における部落解放同盟行田市協議会に対する当初の交付額が245万5,000円、そしてこれに、またコロナの影響で事業が縮小になった関係で返還いただいたのが19万8,302円、確定額が225万6,698円、この225万6,698円と埼玉県北同和会に交付した57万円の合計が282万6,698円ということでございます。

それから、減額率でございますが、部落解放同盟行田市協議会に対しましては例年、補助金に対しての協議をさせていただいております、交付額で前年度比3%ということで減額の協議をさせていただいております。

それから、埼玉県北同和会につきましては、率ではなくて、適宜減額をお願いしているところございまして、令和3年度につきましては令和2年度に比較して5,000円減額をお願いしたところでございます。

方針でございますが、先ほど申しましたように、例年、団体と補助金額に対しての協議をさせていただく中で、市の財政状況等のご理解いただいて、減額をお願いしているところでございます。

続きまして、住宅資金貸付金のご説明をさせていただきます。

同和対策住宅資金貸付金の制度につきましては、現在制度はございません。最終的な貸付けは平成7年でございます。令和3年度における返済いただいた方の実人数は、18人でございます。

それから、未済額におきましては、返済の意欲が少ない方もいらっしゃる中で、さらに加えて債務者のご病気とか高齢化の中で、返済額が減っているという状況が生じてございます。

そして、そういった方への働きかけでございますが、従来から取組の継続ではございますが、電話ですとか訪問によって現状を把握させていただきながら、返済をお願いしているところでございます。

先ほど申したように、ご本人がご病気や高齢化という方もいらっしゃいますが、ご本人にお話しすることと併せて、機会を捉えて親族の方等にもご説明させていただきながら、ご返済について、ご理解をいただくように努めているところでございます。

以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

再度、村田委員。

○2番 村田委員 ありがとうございます。何点か確認、あるいはもう少し説明、答弁いただきたいところがありまして、順次言っていきます。

まず、職員研修費のほうですけれども、ウェブ研修のご説明いただいたところですが、これは、そうすると、例えば自宅でやってもいいということなのか、どういう形態でやっているのか。それと、隙間時間を有効活用して、自分の好きな時間に入れられる、こういう説明があったわけで、この研修というのは、職員研修ですから、体系だって階層別の研修があったり、位置づけがそれぞれあると思うんですけれども、そういう中で好きな時間に好きなというふうに、自由にアクセスできてというのも分からんではないけれども、研修実績としての把握といいますか、人事課としての職員の研修歴の把握や、そうした面ではどのように管理されているのかというところを説明いただきたい、これが1点。

それから、人権推進費での補助金の関係は分かりました。2団体に補助されているということで、私の理解ではこの2団体の中で、また支部ですとか、細かく枝分かれして内訳があったかという理解ですけれども、そうであるとすると、全体の補助金の内訳と全体像を見たいので、後で結構なので、資料の形で提供をお願いしたいと思うんです。

それと、住宅資金の貸付けの点ですけれども、平成7年度が最後の貸付けということで随分たっていて、それぞれの事情というのはもう十分承知はされていると思うんですけれども、電話や訪問、何件、何回やったのか、今お答えできればお答えいただきたいのと。

これは、そうすべきだという意味ではなくて、質疑として聞いてほしいんですけれども、不納欠損にするという考えがあるのかなのか、この点を伺います。

○委員長 初めに、松田人事課長。

○人事課長 お答え申し上げます。

ウェブ研修の関係でございますけれども、ウェブ研修の目的が自己啓発意欲の向上ということでございます。自己啓発意欲を職員に持ってもらうために始めたのも理由の一つでございます。

自宅でもできるのかということでございますけれども、テレワークの申請をしていただければ自宅でも学習可能でございます。あくまでも、主たる目的が自己啓発意欲の向上ということですので、例えば休み時間に視聴していただいても結構ですということになります。

それと、階層別研修に利用しないのかというご質問だと思うんですけども、昨年度につきましては、主査級以下が必ず受講する研修科目というのを設定させていただいておりまして、業務改革のコンテンツと、あとメンタルヘルスの項目、これを必ず視聴して、報告書を提出していただくような形で、受講者の把握はしております。

以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

次に、野辺人権推進課長。

○人権推進課長 住宅資金の関係ですが、電話は何件ぐらいかということですが、例年12月にそちらの方にお電話なり訪問を行っているというのは結構やっているんですけども、ただ、それ以外でも適宜、電話、訪問等も行っているのです、すみません、全体的に電話を何回したかということまでは把握はしていませんが、基本的に12月には訪問して、あとはその他、随時お電話、訪問等をしているということでございます。

あとは、不納欠損についてでございますが、不納欠損について視野に入れるべきだとは考えておるところですが、今まで返済した方、また現在、分納ながらも返済している方、そういった方との公平性等も勘案しながら、慎重に考えてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長 先ほどの同和対策について、部落解放同盟の資料ですが、より細かい資料の提供ということで、それは後で出してくれるようにお願いします。

〔「はい」と言う人あり〕

○委員長 そういうことで了解してください。

〔「はい」と言う人あり〕

○委員長 村田委員、最後の質問。

○2番 村田委員 ありがとうございます。資料はそういうことで、よろしくお願いします。

同和対策住宅資金の貸付けの関係ですけれども、回数とかそれは分かりました。

その成果として、令和3年度で額にはかかわらず、新しく返済してくれる人というのは出たのか、あるいは近年でも結構ですので、出たのかということをつなげて、不納欠損のところは、私はあくまでもやるべきという立場で質疑をしているわけではなくて、市の結果的な考え方をお聞きしただけですので、公平性等ありますから、そこはしっかりと慎重にやっていただければと思います。その点1つです。

○委員長 終わりね。今、答弁できる、大丈夫か。

野辺人権推進課長。

○人権推進課長 訪問、電話による成果ということですが、新しい方が増えたという、言い方がいいのかどうか分かりませんが、滞っていた方が再度返済を再開して下さったというのがありますし、あとは親族の方とお話できたことで、分納ではなくて残りを一括してお支払いいただいたという事例もごございます。

以上でございます。

○委員長 以上でよろしいですね。

他に質疑もないようですので、これをもって……

〔「あります。あります。急ぎ過ぎですよ」と言う人あり〕

○委員長 急ぐと言われても、1人だけが……

〔「ほかの人、すればいいんですよ。1人だけと言われても……」と言う人あり〕

○委員長 ほかの人はまだ説明が分かって、了解しているんですよ。

〔「私はありますので」と言う人あり〕

○委員長 それでは。

○2番 村田委員 112ページ、お願いします。徴収費ですけれども、12番の市税等コンビニ収納、こちらですけれども、実績を件数と金額ですね。収納の中での割合、率というのも併せて、分かれば教えてください。

それから、22番ですから、次のページになります。過誤納金還付金ですけれども、前年度と比べて金額が大きく変わっているようですけれども一いや、失礼。例年、金額が大きいんですけれども、主な発生の原因、これを教えてください。

それから、その下の還付加算金です。還付に加算がつくというのは、市のほうがお金を上乘せをしてお返しするという形のことですよね。それはどういうケースがあるのか、具体的な例で、主なもので結構ですので、そこを教えてくださいたいと思います。

税務関係はあと1つあるんですが、項目は違いますけれども、続けてしまっていいですか。課長のほうはどう。

[「いいですよ」と言う人あり]

○2番 村田委員 成果報告書113ページ、市民税のところと固定資産税・都市計画税、この表のところですけども、比較しながら特徴みたいなのを前年度とか、過去の6年、7年、これを見ても、令和2年とか数字が違った動き方をしているように思うんですけども、過去の数年の傾向と比べて、例えば固定資産・都市計画税とかは、令和2年度は収納率は上がって、ですから不納欠損額はぐっと下がって、しかし、収入未済額が増えている。ほかの年度と比べて収納率もぐっと高まっていたり、不思議な傾向を示している。あるいは市民税ですと、R2を見ますと、収納率は近年上がっている傾向の中で、正常値かという感じはするので、不納欠損は少なくなっていて、収入未済のほうが増えている。つまり、不納欠損までは処理しないで、収入未済のほうに載っている状態、増やしていると言っていいのか分からないですが、この数字、傾向はどういうふうに見たらいいのか、市の政策的な意図とか、あるいはコロナの影響とか、何かほかの要因があるのか、どのようにここを分析されているのか、分からなければ分からない、説明……

○委員長 村田委員、私は再三言ったように、質疑と答弁は簡潔明瞭にしてくださいということをおは冒頭に申し上げているんだから、簡潔明瞭に言ってくださいよ。

○2番 村田委員 簡潔じゃなかった、失礼しました。

○委員長 執行部の答弁。

吉田税務課長。

○税務課長 初めに、コンビニエンスストア収納事務委託料についてでございますが、令和3年度におきましては、コンビニでの納付件数8万6,831件でございます。件数の他の納付方法との割合でございますが、コンビニ納付が29.1%となっております。金額といたしましては、13億3,889万7,741円という集計となっております。

次に、過誤納金還付金についてでございますが、こちらにつきましては市県民税の申告や法人市民税の申告、また、固定資産税の変更などによりまして、過去の年度に遡って税額の変更が出たものについて還付が出るものでございます。

また、還付加算金についてでございますが、こちらは還付が確定したときから実際に還付金が納税者に返還されるまでの期間、通常ですとほとんどつくことはないです。ただ、還付される額が大きいと、期間が短くてもこの加算金がつくケースが何件かございます。主にこ

これは、法人市民税の申告によるものでございます。

最後に、主要成果報告書の中のことでございますが、こちらにつきましては令和2年度の内容でございますので、令和3年度の決算とはまた別でございますので、お答えはしかねると思います。

以上です。

○委員長 もう一回、村田委員、いいですか。

村田委員。

○2番 村田委員 最後のところだけけれども、市税滞納繰越分年度別内訳というのは、2年度分のが繰り越されて3年度の今回の決算の中で報告された。R2というのは、本年度のこの決算の中で初めて説明を受けたという理解ではないでしょうか、そのつもりで質問したんですけれども、勘違いでしたらそれはそれですが、そういう理解じゃないでしょうか。

○委員長 総務部長。

○総務部長 村田委員のご質疑にお答えいたします。

113ページは市税滞納繰越分の年度別内訳になってございまして、この決算書は令和3年度の決算書ですから、滞納繰越分は必然的に2年度以前という形になります。そういった中で、執行停止でありますとか、そういったことを何年度に幾らやっているかというのがこの表ですから、ある程度、例えば令和元年度が増えているとか、そういうのは必然的な事例かと思えます。

以上でございます。

○委員長 ありがとう。

よろしいですね。

[発言する者あり]

○総務部長 滞納繰越分の内訳ということですよ。

○委員長 よろしいですね。

吉田税務課長。

○税務課長 こちら、滞納繰越分の年度別内訳ということで、それぞれの合計額が令和3年度に繰り越されている額というところに当たっています。

○委員長 よろしいですか、税務課長の説明で、今ので。しっかり答弁して、お願いします。

吉田税務課長。

○税務課長 こちらの113ページです。例えば、一番上の市民税（個人分）合計額で1億1,269

万7,095円というのがありますが、この金額は令和3年度の滞納繰越分の調定額の合計ということで。ですから、この額が令和3年度中の滞納繰越分の調定額として、3年度の当初に上がっていたものでございます。ですから、ほかの税目もそれぞれ、合計額が令和3年度の当初に上がっていた金額になります。

それで、何か分析というようなところでしたが、これはあくまでも年度ごとの調定額と収入額、そして不納欠損額の集計でございますので、強いて挙げれば、令和2年度中は新型コロナの関係で徴収猶予等があった関係で、多少ほかの年と違う動きがあるという見方ができると思います。

以上です。

○委員長 ありがとうございます。

他には質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

総務部及び選挙管理委員会事務局所管部分の審査を終了いたします。

---

#### △散会の宣告

○委員長 これをもって本日の日程を終了いたします。

なお、次回10月7日金曜日は午前9時30分から会議を開きますので、委員各位におかれましては定刻までにご参集願います。

本日はこれにて散会します。どうもご苦労さまでした。

午後 2時 40分 散会

---

決 算 審 査 特 別 委 員 会

1 0 月 7 日 ( 金 曜 日 )

令和4年行田市議会決算審査特別委員会会議録

- 開会年月日 令和4年10月7日（金曜日）
- 開催場所 第2委員会室
- 付議事件 環境経済部及び農業委員会事務局所管部分について  
教育委員会所管部分について

○出席委員（7名）

委員長	吉田豊彦	委員	3番	江川直一	委員
副委員長	福島ともお	委員	4番	小林修	委員
1番	高澤克芳	委員	5番	町田光	委員
2番	村田秀夫	委員			

---

○欠席委員（0名）

---

○説明のため出席した者

江森裕一	環境経済部長
森原秀敏	環境経済部次長兼 商工観光課長
近藤隆洋	環境課長兼 粗大ごみ処理場長
間宮秀昭	農政課長
前島伸行	農業委員会 事務局長
金子政好	環境経済部副参事
蓮見宗徳	環境経済部副参事
小池義憲	教育部長
福原智	教育部次長
石崎昌稔	教育部次長兼 教育指導課長
長島浩司	教育総務課長
小林誠	学校給食センター 所長
野口啓司	生涯学習 スポーツ課長
中島洋一	文化財保護課長
新井大	教育文化センター 所長兼 中央公民館長
柿沼誠	図書館長

鈴	木	紀三雄	郷土博物館長
岡	部	将弘	教育部副参事
田	口	範幸	教育支援センター 所長（会）

---

○事務局職員出席者

書	記	大澤光弘
		亀山智弘

午前 9時 29分 開議

△開議の宣告

○委員長 皆さんおはようございます。

昨日、今日、大分寒くなりまして、私も今日はネクタイ締めたほうが暖かくて、体を大事にしたいと思えますけれども、東北のほうでも初雪が観測されたという報道もされていますけれども、委員の皆様には体を十分注意してもらって、委員会活動を進めるためにもご労苦を願いたいと思います。

さて今日は、委員の皆様には大変寒い中、またお忙しい中ご出席賜りましてありがとうございます。

ただいまから第2回目の決算審査特別委員会を開催させていただきますけれども、冒頭の前に、過日、初日のときに、村田委員から部落解放運動団体の資料等をいただきたいということで、お手元のほうに配付させていただきましたので、よろしくご理解を賜りたいと思います。

さて、今日は環境経済部所管部分、または教育委員会所管部分の2課についてを審査していきたいと思えますので、委員の皆様のご協力を賜りまして、議事がスムーズに進行できますこと、私のほうからもお願い申し上げて、措辞ではございますがご挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願いたします。

それでは、着座にて議事を進めさせていただきますので、よろしくお願いたします。

それでは、ただいまから決算審査特別委員会を開会いたします。

本日の審査につきましては、お手元に配付した審査日程により行います。

今回、執行部におかれましては、審査方針等を踏まえ、簡潔明瞭な説明を準備していただいておりますので、委員の皆様も審査における着眼点に基づき、効率のよい質疑に努めていただきますようお願い申し上げます。

これより審査に入りますが、議事の整理上、発言は委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

---

△環境経済部及び農業委員会事務局所管部分について

○委員長 初めに、環境経済部及び農業委員会事務局所管部分についての審査を行います。

江森環境経済部長よりご挨拶をいただきながら説明をお願いいたします。よろしくお願いたします。

江森環境経済部長。

○環境経済部長 おはようございます。環境経済部でございます。

委員の皆様には、環境経済部の諸事業に対しまして日頃からご支援賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

本日は、環境経済部を構成いたします環境課、農政課、商工観光課及び農業委員会の令和3年度決算につきましてご説明申し上げます。どうぞよろしく願いいたします。

失礼しまして、着座にて説明をさせていただきます。

最初に、主要施策の成果報告、次に歳出、歳入の順に主な事業を説明させていただきます。

初めに、環境課の主要施策の成果からご説明いたしますので、令和3年度主要施策の成果報告書及び決算書附表の6ページをお願いいたします。

下段の環境調査事業は、大気、土壤汚染、水質、騒音について定期的な調査を実施し、公害発生の把握に努めたものでございます。

続きまして、7ページをお願いいたします。

上段の合併処理浄化槽設置費補助事業は、単独処理浄化槽やくみ取便槽から合併処理浄化槽へ転換する設置者に対し、設置費、処分費及び配管費の一部を補助したものでございます。実績といたしましては、5人槽が25基、7人槽が9基で、合計34基分を補助しております。

次に、少し飛びまして34ページをお願いいたします。

上段の新ごみ処理施設整備事業のうち、ごみ処理基本計画改定委託料は、ごみ処理の基本方針を市が定める法定計画で、今回の改定は羽生市との共同ごみ処理に向け、分別方法等の見直しを行ったものでございます。

循環型社会形成推進地域計画策定委託料は、国の交付金を受けるため羽生市と共同で策定したものでございまして、契約額の2分の1を羽生市が負担しております。

次に、中段の資源リサイクル地域活動促進事業は、地域における資源回収活動を促進するため、奨励金及び買上げ金を交付したものでございます。

次に、下段の資源物収集事業は、市民の日常生活から排出される缶、瓶類及び紙、布類について資源物として収集することで、ごみの減量化及び資源化を図ったものでございます。

35ページをお願いいたします。

上段のごみ収集事業は、市民の日常生活から排出される可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみ等の収集委託料でございます。

次に、中段の彩北広域清掃組合負担金は、本市と鴻巣市で構成する彩北広域清掃組合への

本市の負担金でございます。

次に、下段の生ごみ処理機器購入費補助事業は、家庭から排出される生ごみの自家処理を促進し、ごみの減量化を図ることを目的に、市民等に対し購入費の一部を助成するもので、コンポスト容器が131基、EMぼかし容器が18基、電気式生ごみ処理機が74基、計223基分でございます。

36ページをお願いいたします。

上段の粗大ごみ処理場管理運営事業は、粗大ごみ、不燃ごみ等の衛生的な処理及び処分を行ったもので、施設の維持管理及び廃棄物等の処理に要した費用でございます。

次に、下段の環境センター管理運営費は、し尿及び浄化槽汚泥の衛生的な処理及び処分を行ったもので、施設の維持管理費等に要した費用でございます。

続きまして、農政課関係について申し上げますので、38ページをご覧ください。

一番上の農地集積推進事業は、農地中間管理機構に農地を貸し付けた個人に機構集積協力金を交付し、担い手への農地集積、集約化を促進したものでございます。

2番目の新規就農総合支援事業は、青年等の就農意欲の喚起などを図るため、定期的な現地指導の実施や就農後の所得を確保する資金を交付し、青年新規就農者の確保に寄与したものでございます。

3番目の行田在来青大豆商品開発・販売促進事業は、当該協議会運営費を補助したものでございます。

一番下の環境保全型農業支援事業は、自然環境の保全に資する生産方法を導入する農業者等に対して、対象面積に応じて補助金を交付し、環境保全に効果の高い営農活動の普及等に寄与したものでございます。

39ページをお願いいたします。

上段の田んぼアート米づくり体験事業は、古代蓮の里東側の水田約2.8ヘクタールに、「田んぼに甦るジャポニスム～浮世絵と歌舞伎～」をテーマとした田んぼアートの制作を行ったもので、農業や環境への理解を深めるとともに、市内観光振興にも寄与したものでございます。

下段の行田はちまんマルシェ開催事業は、行田はちまんマルシェを33回開催し、市内農産物などを販売することで、地産地消の推進と八幡通りのにぎわいの創出を図ったものでございます。

40ページをお願いいたします。

上段の攻めの農業支援事業は、特産品として期待できる農産物の生産や、既存の生産方法を改善するための新たな取組に加え、スマート農業機器の導入や農地集約集積のための畦畔撤去に係る経費も対象としてその一部を補助し、農業者の意欲向上などに寄与したものでございます。

下段の水田麦・大豆産地生産性向上事業は、麦・大豆の生産性拡大と収量・品質の高位安定に取り組む産地に対して団地化の推進などを支援し、産地の生産体制の強化、収益性・生産性の向上の推進を図ったものでございます。

41ページをお願いいたします。

上段の主食用米次期作支援事業は、新型コロナウイルス感染症の拡大により米の需要が減少し、令和3年度の米価下落の影響を受けた農業者等に対して、作付面積に応じて主食用米次期作の種苗費相当額を交付し、米の生産継続を支援したものでございます。

中段の多面的機能発揮促進事業は、豊かな農村環境を後の世代に残すため、農家と周辺住民との協働による地域活動組織を支援し、計画的な保全活動に寄与したものでございます。

下段の農道及び農業用排水路整備事業は、市内の農道や農業用排水路の整備、補修などの基盤整備を実施し、本市における農業生産の向上に寄与したものでございます。

続きまして、商工観光課関係について申し上げますので、42ページ、商工費をご覧ください。

一番上、起業家支援事業は、空き店舗を活用して新たに創業する方に一定期間家賃及び改修費用の一部を助成するもので、18件に対して助成を行いました。なお、そのうち5件が令和3年度からの新規分でございます。

2番目、住宅改修資金補助事業は、令和3年度から令和5年度を事業期間とし、コロナ禍における建築業界の支援と市民の住環境の向上を目的に実施するもので、114件に対し助成を行ったものでございます。

3番目、若小玉地区産業団地整備事業は、埼玉県企業局が整備する若小玉地区産業団地内に点在する行田市名義の水路や道路敷について、整備を進めるために必要な措置として、表示保存登記を行ったものでございます。

4番目、プレミアム付商品券事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んだ地域経済の回復を促すため、市内店舗で利用可能なプレミアム付商品券を商店会連合会を通じて発行したものでございます。実績では、423店舗に参加をいただくとともに、発行総額3億9,000万円分を完売いたしました。

43ページをお願いいたします。

上段、中小企業経営安定化支援事業は、各種貸付制度における貸付け実行中の資金について、取扱い金融機関に対し利子補給を行ったものでございます。

中段、企業立地奨励金は、企業誘致条例に基づき奨励金を交付したもので、施設設置奨励金を10社、雇用促進奨励金を1社、用地取得奨励金を2社に対して交付したものでございます。

下段、キャッシュレス決済促進事業は、消費喚起とキャッシュレス決済の促進による新しい生活様式の普及を目的に、キャッシュレス決算ポイント還元事業、スマートフォン購入費補助事業、キャッシュレス決済環境整備事業補助金の3事業を実施したものでございます。

初めに、キャッシュレス決済ポイント還元事業についてでございますが、市内対象店舗において購入金額の20%相当額がポイントとして還元されるキャンペーンを、4つのキャッシュレス決済事業者により令和3年12月から翌年1月を期間として実施したものでございます。実績でございますが、予算に対する執行率で申し上げますと、12月に実施した1事業者については18.8%、1月に実施した3事業者につきましては、合わせて82.7%でございました。

次に、スマートフォン購入費補助金でございますが、デジタル化社会に対応する高齢者の支援として、初めてスマートフォンを購入する65歳以上の方を対象に、購入費用の3分の2、1万円を上限として補助を行うもので、241件の申請に対し補助を行ったものでございます。

次に、キャッシュレス決済環境整備事業補助金でございますが、商店におけるキャッシュレス決済の普及を目的に、クレジット端末やタブレットの導入費用の一部を補助するもので、11件の申請に対し補助を行ったものでございます。

44ページをお願いいたします。

上段、事業継続力強化計画策定支援事業は、コロナ禍や災害時における安定した事業継続を目指す事業者への支援を目的としたもので、国の認定を受けた計画を策定した96の事業者に対し、奨励金を交付したものでございます。

中段、団体型旅行促進事業は、本市への団体型旅行を催行する旅行会社に対し、行田おもてなし観光局を通じて助成金を交付することにより、団体観光客の誘客促進と地域経済の活性化を図ったものでございます。

下段、行田版DMOを核とした持続可能な地域形成プロジェクトは、観光庁より登録DMOとして認定された一般社団法人行田おもてなし観光局による観光コンテンツの開発やプロモーション等の強化に対し補助金を交付したもので、一部に国の地方創生推進交付金を活用

しております。

45ページをお願いいたします。

観光案内所運営費は、忍城バスターミナル観光案内所及びJR行田駅前観光案内所の2箇所の観光案内所の運営に対する一般社団法人おもてなし観光局への委託料でございます。

46ページをお願いいたします。

商工センター管理運営事業は、商工センター管理運営における指定管理料のほか、コロナ禍に対応した設備の更新に伴う費用でございます。

以上で令和3年度主要施策の成果報告について説明を終わらせていただきます。

続きまして、令和3年度行田市一般会計歳入歳出決算事項別明細についてご説明申し上げます。

初めに、歳出からご説明申し上げます。

環境課関係からご説明申し上げますので、厚いほうの歳入歳出決算書の95ページをお願いいたします。

初めに、2款総務費、1項11目環境対策費でございますが、右ページ備考欄の◎環境対策費の主なものについてご説明申し上げますので、98ページをお願いいたします。

25節けやき基金寄附金は、堤根地区で実施いたしました廃タイヤの撤去作業に伴う市の負担分で、令和3年度をもって支払いが終了したところでございます。

次に、不用額についてご説明いたしますので、戻りまして95ページをお願いいたします。

18節負担金補助及び交付金の不用額1,230万2,000円は、合併処理浄化槽設置補助金におきまして、新型コロナウイルス感染症拡大の影響などにより、申請件数が当初見込みより少なかったことによるものでございます。

次に、飛びまして161ページをお願いいたします。

4款衛生費、1項4目環境衛生費でございますが、右ページ備考欄の◎環境衛生一般管理費は、衛生協力活動に要する経費で、ほぼ前年同様の支出でございます。

次に、不用額についてご説明申し上げます。

18節負担金補助及び交付金の不用額72万5,500円は、新型コロナウイルス感染症拡大により衛生協力会連合会における諸事業が中止となったことから、衛生協力会連合会への補助金を減額したことによるものでございます。

次に、4款2項1目の清掃総務費でございますが、右ページ備考欄の◎清掃事業管理費の主なものは、職員の人件費でございます。

163ページをお願いいたします。

4款2項2目の塵芥処理費でございます。右ページ備考欄の◎塵芥処理事業費の主なものといたしまして、1節委員報酬は、資源リサイクル審議会の開催に伴う委員報酬でございます。

次の◎粗大ごみ処理施設管理費は、粗大ごみ処理場の運営管理に要する経費で、ほぼ前年同様の支出でございます。

166ページをお願いいたします。

次の◎長善沼整備事業費は、長善沼最終処分場の運営管理に要する経費で、ほぼ前年同様の支出でございます。

次に、不用額についてご説明申し上げますので、戻りまして163ページをお願いいたします。

2目塵芥処理費の不用額でございますが、7節報償費の不用額126万7,417円は、集団回収による資源リサイクルの回収量が当初見込みを下回ったため、奨励金に不用額が生じたものでございます。

次に、11節役務費の不用額207万8,445円は、小型家電及び処理困難物の搬入量が見込みを下回ったため、運搬料及び処理手数料に不用額が生じたものでございます。

165ページをお願いいたします。

4款2項3目のし尿処理費でございます。備考欄の◎し尿処理事業費でございますが、12節のし尿処理委託料は、生活保護世帯に係るし尿くみ取処理について委託したものでございます。

次の◎し尿処理施設管理費は、環境センターの運営管理に要する経費で、ほぼ前年同様の支出でございます。

次に、不用額についてご説明申し上げます。

10節需用費の不用額776万3,828円は、環境センターの施設運営に係る電気使用料と、処理水の下水道への流入量が見込みより少なかったことによる電気料及び上下水道料の残額でございます。

次に、12節委託料の不用額240万8,804円は、主に施設運転管理委託料の請負差金でございます。

以上で環境課分の歳出についての説明とさせていただきます。

続きまして、農政課及び農業委員会関係の歳出についてご説明申し上げますので、169ページをお願いいたします。

6款農業費、1項1目農業委員会費でございますが、右ページ備考欄の◎農業委員会運営費のうち、主なものでございますが、1節委員報酬、8節費用弁償は、農業委員、農地利用最適化推進委員の報酬及び費用弁償でございます。

次に、不用額についてご説明申し上げます。

1節報酬の不用額は576万6,000円は、農地利用の最適化に係る成果実績分の報酬が予算見込み額を下回ったものでございます。

続いて、不用額の欄の2つ左側の繰越明許費31万円につきましては、令和4年3月議会において議決をいただきました農業委員会タブレット端末購入費でございます。

次に、2目農業総務費でございますが、右ページ備考欄の◎農業一般管理費は、職員の人件費でございます。

次に、3目農業振興費でございますが、右ページの備考欄の◎農業振興費のうち、主なものを申し上げます。

172ページをお願いいたします。

次に、18節の11行目、農業経営者等育成支援事業補助金は、市内1事業者がトラクター1台を購入することについて補助したものでございます。

18節の下から2行目、プレミアム産地づくり事業補助金は、市内1事業者が農業用機械4台を導入することについて補助したものでございます。

次に、22節の返還金は、平成28年度及び29年度の機構集積協力金において、交付要件を満たさなくなる事象が発生したことに伴い、埼玉県へ返還したものでございます。

次の◎農業振興費（繰越明許費分）は、農業振興地域整備計画の策定委託料でございます。

続いて、不用額についてご説明申し上げますので、戻りまして170ページをお願いいたします。

18節負担金補助及び交付金の不用額1,840万2,779円の主なものは、新規就農総合支援事業費補助金、機構集積協力金及び主食用米次期作支援金において、積算した見込みより申請数が少なかったことによるものでございます。

173ページをお願いいたします。

次に、4目園芸振興費でございますが、右ページ備考欄の◎園芸振興費は、花き園芸組合への補助金でございます。なお、ほくさい農協行田園芸部は、新型コロナウイルス感染症の影響により事業が未執行のため、補助金は未交付となっております。

次に、5目畜産業費は、前年同様の支出でございます。

次に、6目農地費でございますが、右ページ備考欄の◎土地改良費のうち、主なものといまして、14節土地改良事業工事請負費は、前谷地区の県費単独土地改良事業用排水路整備工事を行ったものでございます。

次に、18節の5行目、元荒川上流土地改良区土地改良事業（建設事業費）負担金は、当該土地改良区が行う建設事業に対する負担金でございます。

次の◎土地改良費（繰越明許費分）は、県営ほ場整備の2地区において整備事業を繰り越したことによる負担金でございます。

次の◎農業用道路及び農業用排水路整備事業費のうち、主なものを申し上げます。

14節農道整備工事請負費、農道補修工事請負費及び用排水路整備工事請負費は、市内各所の工事を行ったものでございます。

176ページをお願いいたします。

備考欄の◎農業用道路及び農業用排水路整備事業費（繰越明許費分）は、大字小針地内の水路用地買収における費用でございます。

続いて、不用額について申し上げます。

戻りまして、174ページをお願いいたします。

12節委託料の不用額156万8,900円は、調査測量設計委託業務の請負差金でございます。

次に、18節負担金補助及び交付金の不用額126万3,832円は、各事業における負担金及び補助金が見積り額を下回ったことによるものでございます。

続いて、不用額の欄の2つ左側の繰越明許費747万6,057円につきましては、令和4年3月議会において議決をいただきました県営ほ場整備の2地区における整備事業の繰越し及び土地改良事業における堰整備工事の工期延長に伴う負担金等でございます。

以上で農政課及び農業委員会関係の歳出についての説明とさせていただきます。

続きまして、商工観光課関係の歳出について、主なものをご説明申し上げます。

戻りまして、167ページをお願いいたします。

5款労働費、1項1目労働諸費でございますが、右側168ページの備考欄、◎労務対策費のうち、主なものといましては、18節にございます行田市中小企業退職金共済会補助金でございます。

175ページをお願いいたします。

7款商工費1項1目商工総務費でございますが、右側176ページ備考欄の◎商工一般管理費につきましては、人件費が主なものでございます。

175ページにお戻りください。

2目商工業振興費でございますが、右ページの備考欄◎商工業育成振興費のうち、主なものを申し上げます。

18節、下から3つ目の商店街等施設整備事業費補助金は、行田市中央商店会が実施した商店街街路灯のLED化に対しまして費用の一部を補助したものでございます。

178ページ、備考欄、上から6つ目、足袋産業活性化推進交付金は、「足袋のまち行田」活性化推進協議会への補助金で、市内足袋業者の新商品開発や行田足袋のPRに対して補助したものでございます。

なお、本協議会につきましては、平成28年度からの6年間にわたる活動により一定の成果を上げたとし、令和3年度をもって協議会を解散するとともに、活動の主軸を行田商工会議所が新たに発足させた行田足袋振興会に移したものでございます。

その下の◎商工業育成振興費（繰越明許費分）につきましては、事業継続力強化計画策定奨励金に関するもので、財源は国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金となっております。

次に、不用額についてご説明申し上げますので、戻りまして175ページをお願いいたします。

12節委託料の不用額7,488万1,883円は、キャッシュレス決済ポイント還元事業委託料において、ポイント還元事業に参加した4事業者のうち12月に実施した1事業者において、事業者より算定した実施期間中におけるポイント還元相当額の見込みと実際に利用されたポイント還元相当額の間には大きな開きがあったことによるものでございます。

また、18節負担金補助及び交付金において、企業立地奨励金における当初見込みとの差異のほか、スマートフォン購入費補助金やキャッシュレス決済環境整備事業費補助金において、申請者が当初の見込みに達しなかったものでございます。

繰越明許費の11節役務費及び18節負担金補助及び交付金におきましては、令和4年3月議会において議決をいただき、令和4年度においても引き続き実施いたします事業継続力強化計画策定奨励金に関するものとなっております。

177ページをお願いいたします。

3目観光費でございますが、右ページ備考欄の◎観光事業費及び180ページ備考欄の◎桜維持管理費は、観光振興や武蔵水路沿い等に植樹された桜の管理に関する経費で、ほぼ前年同様の支出でございます。

次に、不用額についてご説明申し上げますので、戻りまして177ページをお願いいたします。

18節負担金補助及び交付金の不用額2,029万1,934円は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による各種イベントの中止のほか、行田版DMOを核とした持続可能な地域形成プロジェクトの中の事業を遂行するに当たり、各種事業の効率的な運営を図る中で費用の縮小を図ったものでございます。

繰越明許費の394万6,800円につきましては、令和4年3月議会において議決をいただきました（仮称）さきたま広場エリア整備事業に関するものとなっております。

179ページをお願いいたします。

4目商工センター費でございますが、右ページ備考欄の◎商工センター管理費の主なものは、商工センターの管理運営に対する12節指定管理料でございます。

その下の◎商工センター管理費（繰越明許費分）の主なものとしたしまして、14節施設整備改修工事請負費は、商工センタートイレ手洗い場自動水栓設置工事に要した費用でございます。

以上で商工観光課関係の歳出についての説明を終わります。

続きまして、歳入について主なものをご説明申し上げますので、戻りまして43ページをお願いいたします。

初めに、環境課関係でございます。

12款1項2目衛生費負担金の2節清掃費負担金の備考欄、ごみ処理広域化経費負担金は、循環型社会形成推進地域計画策定委託料に係る羽生市からの負担金でございます。

45ページをお願いいたします。

13款2項2目衛生手数料の2節清掃手数料の備考欄、許可申請手数料は、ごみの収集運搬業務の許可に係る手数料、その下の諸手数料は、粗大ごみ処理場における事業系ごみの処理手数料でございます。

47ページをお願いいたします。

14款2項1目総務費国庫補助金の1節総務管理費補助金のうち、備考欄の下から2行目、循環型社会形成推進交付金は、合併処理浄化槽への転換設置費用に対する交付金でございます。

次に、53ページをお願いいたします。

15款2項1目総務費県補助金の1節総務管理費補助金のうち、備考欄の2行目、浄化槽整備事業補助金は、合併処理浄化槽への転換設置に係る県補助金でございます。

その下のクビアカツヤカミキリ防除対策事業補助金は、市が行う防除対策に対する県補助

金でございます。

次に、55ページをお願いいたします。

一番下の15款3項1目総務費委託金の1節総務管理費委託金のうち、備考欄の一番上、環境保全交付金は、県交付金でありまして、公害関係の事務及びアライグマの個体分析調査費に対する交付金でございます。

57ページをお願いいたします。

16款財産収入、1項1目財産貸付収入ですが、環境課で所管する部分は、右ページ備考欄の上から7行目の一般土地貸付収入（環境課）、7行下の建物貸付収入（環境課）及び一番下の一般廃棄物最終処分場敷地貸付収入の3件でございます。

65ページをお願いいたします。

20款4項1目雑入の7節施設貸付収入ですが、環境課で所管する部分は、右ページ備考欄の11行目、環境課電気、ガス、水道料と、その下の環境課電気料の2件でございます。

次に、9節用品等売払収入のうち、備考欄の上から2行目、資源ごみ売払収入（環境課）は、資源リサイクル事業で回収した缶、瓶及び紙、布類の売払収入でございます。

以上で環境課関係の歳入に係る説明を終わらせていただきます。

続きまして、農政課及び農業委員会関係の歳入につきまして主なものを申し上げますので、戻りまして55ページをお願いいたします。

15款県支出金、2項4目1節の農業委員会費補助金は、農業委員会設置費交付金をはじめとする各種事業に対する補助金でございます。

2節農業振興費補助金は、農業経営基盤強化資金利子助成金をはじめとする各種事業に対する補助金でございます。

3節農地費補助金は、土地改良事業費補助金及び多面的機能発揮促進事業補助金でございます。

次に、63ページをお願いいたします。

20款諸収入、4項1目雑入の5節委託金収入のうち、備考欄の上から7行目、農業者年金事務委託金は、農業者年金基金から農業者年金事務委託を受けたことに対する委託金でございます。

次に、68ページをお願いいたします。

13節返還金のうち、備考欄の最後の行となります機構集積協力金返還金は、平成28年度及び29年度の機構集積協力金において、交付要件を満たさなくなる事象が発生したことに伴い、

当該交付者に返還を求めたものでございます。

以上で農政課及び農業委員会関係の歳入についての説明とさせていただきます。

続きまして、商工観光課関係の歳入について申し上げます。

49ページをお願いいたします。

14款国庫支出金、2項4目商工費国庫補助金、1節商工費補助金のうち、50ページ備考欄の地方創生推進交付金は、行田版DMOを核とした持続可能な地域形成プロジェクトに係る費用の2分の1について、国から補助されたものでございます。

55ページをお願いいたします。

15款県支出金、2項5目商工費県補助金、1節商工費補助金は、56ページ備考欄の商店街等施設整備事業費補助金でございまして、行田市中央商店会における商店街街路灯のLED化に伴う工事費用に対する県負担分でございます。

70ページをお願いいたします。

上段、14節精算金のうち、備考欄の上から3つ目、商工センター指定管理料精算金は、商工センターの管理委託における指定管理料の精算金でございます。

以上で環境課、農政課、商工観光課及び農業委員会の決算に関する説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○委員長 以上で説明は終わりました。

---

### △質 疑

○委員長 次に、質疑を行います。

なお、質疑及び答弁につきましては、簡潔明瞭をお願いいたします。

質疑のある方は、順次発言を許しますので、挙手を願います。

どうでしょうか、質疑のある方。

江川委員。

○3番 江川委員 まず1点だけ伺いたいんですけども、58ページの一般廃棄物最終処分場敷地貸付というのは、これは具体的にどこから入ってくるものなのか、まず1点だけお願いしたいんですけども。

○委員長 執行部の答弁をお願いしますよ。

近藤環境課長。

○環境課長 質疑にお答えいたします。

一般廃棄物最終処分場敷地貸付収入につきましては、小針クリーンセンター地内の最終処分場の使用許可をしているものでございまして、許可先といたしましては彩北広域清掃組合となっております。

以上でございます。

○3番 江川委員 了解です。

○委員長 よろしいですか。

他にありますか、質疑は。

小林委員。

○4番 小林委員 合併処理浄化槽設置費補助金について、主要施策の7ページで、決算書の98ページですか。一応これを見ると合併処理浄化槽の申出が少なかったのが、18節の負担金が大分、不用額が増えたということですが、これを見ますと、合併処理浄化槽の補助金というのは、下水道区域外においてプラス下水道が5年以内に入らなかった区域も該当すると思うんですが、それはまだ生きているということでよろしいですか。

○委員長 小林委員、マイク入れてもらっていいですか。もう一度。

○4番 小林委員 すみません。合併処理浄化槽の補助金要綱を見ますと、以前は下水道区域外においてプラス5年以内に下水道指定区域においても入らなかった場合は補助金を出すという要綱になっていると思いますけれども、それはまだ続いていますか。

○委員長 答弁をお願いします。

近藤環境課長。

○環境課長 まだ続いております。

小林委員。

○4番 小林委員 そうすると、その下水道処理区域外ではなくて、その下水道区域に5年以内に入らないところの地域についての申請件数は、今回全体で25基と9基あったということですから、その仕分けが分かれば教えてください。

○委員長 答弁願います。

近藤環境課長。

○環境課長 エリアごとの仕分けについては、現在資料を持ち合わせておりませんので、お答えできません。後ほど資料のほうを提供させていただきます。

○委員長 いいですか。

○4番 小林委員 はい。

○委員長 じゃ、お願いしますよ、課長ね、これね。

他に。

村田委員。

○2番 村田委員 何点か続けてしたいと思うんですけども……

○委員長 2つでも言っていてくださいね。

○2番 村田委員 まず、1点目ですけれども、決算事項別明細書の162ページ、環境衛生一般管理費ですけれども、18節の衛生協力会連合会補助金ですけれども、前年度の決算書、令和2年度の決算書と見比べてみたときに、この項目が見当たらなかったんですが、私の見誤りであれば申し訳ないですが、その辺の事情も含めて、これは新しい補助制度なのか、この仕組みといいますか補助制度についてお答えいただきたい。それと、あわせて不用額は、こちらの補助金のほうにもあるのか、先ほどご説明いただいたようですけれども、もう一度こちらの補助金についての不用額の関係も併せてお願いしたいと思います。

もう一つは、次の164ページになります。塵芥処理事業費のほうですけれども、行田市内のリサイクル率について伺いたいですけれども、環境基本計画では、24年度はたしか10%で、令和5年度に25%に引き上げる、こういう目標の中の令和3年度だと思うんですが、令和3年度のリサイクル率というのは出ているかと思うんですけれども、そちらをお願いします。

それと、もう1点にとどめておきます。同じく塵芥処理事業費の7節の報償費で、売上金ですとか、それぞれ市の売りさばき収入ですね、先ほど説明があったのかもしれないですけども、整理がしかねておりますので、これは改めて伺いたいと思いますので、お願いします。

○委員長 順次答弁願います。

近藤環境課長。

○環境課長 初めに、162ページの環境衛生一般管理費の衛生協力会連合会補助金、こちら令和2年度はなかったのかというご質疑ですが、こちらについては例年、補助金として交付しているというものでございますが、令和2年度はコロナの関係で事業が全く行われなかったということで、交付をしていないということで決算書に現れなかったというところでございます。

不用額72万5,500円につきましては、こちらの補助金に対して一部事業が執行されたその部分に対して補助金を交付しておりまして、不用額といたしまして、この補助金で申し上げますと、予算額が93万1,000円に対しまして決算額25万9,500円、不用額が67万1,500円となって

おります。

次に、164ページの塵芥処理事業費、こちらのほう、リサイクル率のお話でございますが、こちらは現在資料を持ち合わせておりませんので、後ほど資料のほうを提供させていただきます。

○委員長 もう1件。

○環境課長 同じく塵芥処理事業費の7節、奨励金のお話でよろしかったでしょうか。

○2番 村田委員 売上金の内訳ですね。

○環境課長 まず、奨励金につきましては、PTAなど地域の団体が行う集団回収によって収集された新聞、雑誌、段ボール、布類などに対する奨励金でございます。

あと、買上金につきましては、各衛生協力で分別、搬出された缶や瓶、また紙、布類などに対する買上金として交付しているものでございます。

○委員長 よろしいですか。

○2番 村田委員 はい。

○委員長 他に。ほかにありますか。

小林委員。

○4番 小林委員 続きまして、企業立地奨励金で、主要施策の43ページ、決算書178ページで、一応先ほども説明の中で件数10件とか用地は2件とか、そういうお話もあったんですけども、その交付実績の施設設置奨励金の業者数と単価、また用地取得奨励金の件数と単価、雇用促進奨励金の単価と件数、またこの3つありますけれども、これは3つ同時に受けることができるのかどうかの4点を伺います。

○委員長 答弁願います。

森原観光課長。

○商工観光課長 お答え申し上げます。

まず、3つ同時に交付することは可能でございます。

最初の施設設置奨励金についてでございますけれども、これは新設のための取得、または賃借した土地に対して課された固定資産税に対しまして、事業開始の翌年度から3年間、固定資産税分を交付しているものでございまして、それぞれ会社名も申し上げたほうがよろしいでしょうか。

○4番 小林委員 そこまではいいです。

○商工観光課長 よろしいですか。施設設置奨励金に対しては、10社に対しまして1億2,230万

1,632円を交付しております。

あと、雇用促進奨励金につきましては、これは市内に住所を有し、かつ新設等に伴い事業開始日前の6カ月から事業開始後6カ月間までの間に正規に雇用された社員が、事業開始後の1年経過後にも引き続き市内に住所を有したまま継続して雇用されている場合に、対象者1人当たり50万円を交付するものでございまして、これは1社に対して3人分交付してございます。

最後、用地取得奨励金でございますけれども、これは事業開始前の5年以内に事業用地を取得して、1年間そこで引き続き事業を行った場合に、用地取得費用の2分の1、上限1,000万円を交付しております、2社に対して2,000万円交付したものでございます。

以上でございます。

○委員長 よろしいですか。

○4番 小林委員 はい。

○委員長 他に質疑ありますか。

村田委員。

○2番 村田委員 それでは、成果報告書の34ページ、決算書ですと164ページですね、先ほどの続きと言えますか、塵芥処理事業費の中の12節の委託料ですけれども、そのうちの資源物収集委託料ですけれども、これは買上げ業者の決定方法ですね、買上げ単価を入札方式にしているものかと思うんですけれども、この令和3年度はどんな形、形というのは指名競争入札の方法なのか、どういう入札の方法だったのか、応札をしたのは何社で、応じなかった会社の理由ですとか、それらが分かりましたら。それと、その結果は、令和2年度の応札結果と比べ、同じなのかどうだったのか、そこの違いといいますか、前年度との比較での説明をお願いしたいと思います。

それから、買取り単価、各ごみの種類ごとに、幾らになったのかをお願いします。

たくさん言ってしまいましたけれども、大丈夫でしょうか。分けてもらってもいいですが。

○委員長 執行部の答弁、先ほど部長のほうからは、資源物の収集委託料は昨年同様ですと説明ありましたよね。その詳細が村田委員は知りたいみたいですから、答弁願いますよ。

近藤環境課長。

○環境課長 まず、塵芥処理事業費の資源物収集委託料につきましては、資源物の収集運搬を委託しているものでございまして、それに対して支払っているものでございます。

○2番 村田委員 もしかしたら、私、違うところで質問を言ってしまうのかと。資源

回収の、リサイクル事業のほうになるのでしょうか。もう少し続けていただいた上で……

○委員長 もう一回、はっきり質疑して。

○環境経済部長 内容は承知しましたので、今お答えいたしますので。

○委員長 そうですか、では執行部答弁。

近藤環境課長。

○環境課長 それでは、売払いの収入の件でご質疑と受け止めましてお答えさせていただきます。

まず、令和3年度の売払いに関しましては、複数社における見積り合わせということで買取り単価を決定しております。半年ごとに業者選定を行いまして、それぞれ半年ごとに見積り合わせを実施しているところでございます。

それで、それぞれ買取り単価と何社参加で何社応札があったのかというところをご説明させていただきます。

令和3年度上半期につきましては、まずアルミ缶やスチール缶などの金属類に関しましては、それぞれアルミ缶45円、スチール缶3円でございます。瓶類につきましては、1.8リットル瓶マイナス5円、こちらは逆有償ということで、こちらからお支払いするような形になります。ビール瓶マイナス5円、茶くずマイナス5円、白くず1円、混合くずマイナス15円、こちらが瓶類でございます。続いて、古紙類でございます。古新聞4円、雑誌・雑紙1円、段ボール2円、紙パック2円、ごみぼろ、これは布類でございますが、こちらはゼロ円ということで落札されております。

受注業者につきましては、行田資源リサイクル共同組合となっております。9社見積りを徴収させていただいた中で、全てを辞退したところというのはないですが、品目ごとに辞退等もありましたが、一応全社参加をさせていただいております。

同様に、下半期もお答え申し上げます。

下半期、10月1日以降ですね、こちらも受注業者につきましては同様に、行田資源リサイクル協同組合が金属類、瓶類、古紙類、全てにおいて一番高値をつけております。

その中で、まず金属類、アルミ缶75円、スチール缶13円、瓶類の区分につきましては、ここから生き瓶とその他瓶という区分になりまして、それぞれ生き瓶がマイナス5円、その他の瓶がマイナス7円となっております。続いて、古紙類でございますが、古新聞4円、雑誌・雑紙1円、段ボール3円、紙パック2円、ごみぼろ、布類がゼロ円。

下半期につきましては、会社が1社減りまして、8社の見積り合わせを行っております。

令和2年度につきましては、品目に応じてもちろん変動はございますが、特に大きいアルミ缶、スチール缶等については令和3年度でかなり上がっているという認識でございます。

以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

よろしいですか、村田委員、大丈夫ね。

○2番 村田委員 はい。

○委員長 他に質疑ありますか。よろしいですか。

改めて、他に質疑もないようですので……

〔「あるある」と言う人あり〕

○委員長 町田委員。

○5番 町田委員 すみません。

事項別明細書の176ページの備考欄の商工業育成振興費の18節、商工会議所事業補助金630万円と商工会事業補助金100万円とあるんですけれども、行田市には商工会議所と商工会がありますけれども、この補助金の割合ってどういう形で決まっているんですか、教えてください。

○委員長 執行部、答弁求めますよ。

森原観光課長。

○商工観光課長 この補助金の金額に至っては、もう長年この金額で固定されていまして、聞くところによりますと、事業の団体の規模に応じて、1年ごとの運営費に応じて支出しているものと認識しております。ちなみに、商工会議所の年間にかかる運営費の総額というのは約6,000万円ほど、南河原商工会の運営費に関するものというのは1,000万円超と聞いておりますので、おおむね総額運営費の中の1割程度と認識しております。

以上です。

○委員長 よろしいですか。

○5番 町田委員 もう一つ、同じ事項別明細書の178ページの上から6行目、足袋産業活性化推進交付金がありまして、これは協議会に対する交付金という説明だったと思うんですけれども、協議会がなくなって、今度は行田足袋振興会になるとお伺いしましたけれども、これは先ほどの説明だと新商品開発等々でという部分で、これは個の事業者に行くんですか、それともそういう団体に交付されているものですか。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

森原商工観光課長。

○**商工観光課長** この交付金のうち、新商品開発に関わるものは、行田足袋活性化推進協議会の加盟している5社に対して交付したものでございます。ちなみに、この交付金のうち、新商品開発にかかる費用といいますのが、5社合わせまして279万4,310円を交付してございます。

以上です。

○**委員長** よろしいですか。

○**5番 町田委員** オーケーです。

○**委員長** 他に。

小林委員。

○**4番 小林委員** 最後ですけれども、成果報告書の41ページの農道及び農業用排水路整備事業、決算書の174ページについてですけれども、実際ここに実施件数があるんですけれども、もう一度確認しますけれども、この中で市民要望の農道整備工事、農道補修工事、用排水路整備工事の事業だと思うんですけれども、実施件数についてはおのおの書いてあるんですけれども、もう一度その種別、農道整備工事、農道補修工事、用排水路整備工事、おのおの実施件数と今ある要望件数、それで要望の中の実施率が幾つか、その3点についておのおの教えてください。

○**委員長** 執行部、答弁求めますよ。

間宮農政課長。

○**農政課長** それでは、お答えいたします。

まず、農道整備工事につきましては、実施件数は1件でございます。要望件数（緊急要望を除く。）については、現在は42件ございまして、実施率につきましては2.3%となっております。

農道補修工事につきましては、実施件数につきましては2件となっております、要望件数（緊急要望を除く。）については現在9件ございまして、実施率が22.2%となっております。

最後に、用排水路整備工事につきましては、実施件数につきましては13件になってございまして、要望件数（緊急要望を除く。）が85件ございまして、実施率については15.2%となっております。

○**委員長** よろしいですか。

○**4番 小林委員** はい。

○**委員長** ありがとうございます。

他に。

村田委員。

○2番 村田委員 何点かまた伺いたいと思います。

まず、先ほどの164ページ、成果報告書34ページの塵芥処理事業費、もう一回戻るんですけども、18節の生ごみ処理機器の購入補助金の関係ですけれども、執行残が少なくない額が決算でも計上されているわけですけれども、実際に行ったPRはどのようなことを行われたのか、今年度は一生懸命やられているのは私も承知しておりますが、令和3年度においてはどのような形で行われたかというのを伺うのがまず1点。

それから、先ほどの小林委員の質疑に関連しますので、ちょっと飛ばして、農道及び農業用排水路整備事業について重ねてお聞きします。

これは、実施率について、要望が何件のうち工事実績で何件というお答えの仕方からしますと、市でここは必要というような箇所づけというんですか、それと市民要望とを合わせてどこをやるかと決めるような形ではなくて、もう実態上は要望のほうがたくさん来ているけれども、予算がそれに間に合わず、執行残という言い方は適切ではありませんけれども、要望に対する率としては20%台であったり、こういう形となってしまうと。市のほうでここをこうやっていくという計画、そういう方式ではないのかどうかを、考え方ですね、確認したいんですが。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

近藤環境課長。

○環境課長 それでは、生ごみ処理機の周知につきましてお答え申し上げます。

昨年度、5月から制度が始まりまして、通常どおり市報ぎょうだ、ホームページ等での周知を行ったほか、市の公式LINEを通じて市民の皆様、登録者の皆様に周知をさせていただいております。それと、各地区の衛生協力会のほうで回覧をお願いしまして、そちらでの周知も行ったところでございます。

以上です。

○委員長 次、答弁。

間宮農政課長。

○農政課長 では、お答え申し上げます。

生活道路等の事業と同様に、事業評価制度に基づきまして箇所については決定しているところでございます。

以上でございます。

○委員長 よろしいですね。

村田委員。

○2番 村田委員 事業評価制度で評価をして優先順位を決めていくその中に、市がここが必要という市自体の判断での箇所づけといたしますか、そういうものはないのか。それをやっている間がないという実態があつての、そういう要望を評価して、その要望の中から順番立ててやるという形として結果としてなってしまうということなのか、その点をもう一度お願いします。

○委員長 答弁求めますよ。

間宮農政課長。

○農政課長 お答え申し上げます。

令和3年度の工事等につきましては、全て市民要望に基づいたものでございます。

以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

他に質疑もないようですので、これをもって……

村田委員。

○2番 村田委員 1時間を超えましたので、私のほうではまだ質疑がありますので、休憩を入れていただけたらいかがでしょうか。

○委員長 それは委員長の権限でやっているんだから。

○2番 村田委員 提案しただけだから。

○委員長 ああ、そうですか。

○2番 村田委員 続けますか。

○委員長 はい、続けます。

○2番 村田委員 すみません、引き続き。

それでは、農業振興費ですね、成果報告書の38ページ、決算書だと172ページ、まず18節の機構集積協力金ですけれども、成果報告書のほうでは農地中間管理機構に貸し付けたというような記述が、説明があるんですけれども、この農地中間管理機構、この組織の概要ですね、目的と主にどういう事業をやっているところなのか、主要な役員体制ですとか教えていただきたい。この機構集積協力金というのは、機構に対して払うのか、過去の実績ですとか、金額あるいは面積ですとか、そういう実績を教えていただきたい。それで、市として集積を行うに当たっての目標というのは持ってやられているものなのか、その点を伺いたいと思いま

す。そのほか幾つか続けていいですか。分けますか。

○委員長 続けてやってしまっ。

○2番 村田委員 2点目ですけれども、新規就農総合支援事業ですけれども、過去にさかのぼって近年の実績が分かれば教えていただきたい。それと、前年度の報告書では委員謝金とかあるんですけれども、この事業ですね、サポートメンバーへの謝金とかありますけれども、サポートメンバーというのはどういうことを実際やっているのか、より具体的な説明をお願いして、一応ここの仕組み、事業の内容を分かるように教えてください。

○委員長 当局の答弁を求めます。

間宮農政課長。

○農政課長 お答えいたします。

まず、農地集積推進事業の関係でございますけれども、県のほうになります。公益社団法人埼玉県農林公社が行っている事業でございます。農地の貸手、借手の中間に入りまして、個人同士の相対ではなくて、中間に入って農地の集積を目的に中間管理として入っているものでございます。

機構集積協力金の実績でございますが、本年度はこちらの資料のとおりで、4件が、これは個人の方になります。4件、個人の方に経営転換の協力ということで、農家をやられなくなった方が農地中間管理機構に貸手として登録しまして、そちらの経営転換の協力金として、10アール当たり1万5,000円という金額で経営転換の協力金が支払われているものでございます。

過去のものを持ちでございますので、いつ頃の、過去何年間とかありますか。

○2番 村田委員 3年ぐらいで。

○委員長 決算だから。いいですよ、次、答弁。

○農政課長 過去3年分は後ほど資料として提供させていただきたいと思っております。

続きまして、新規就農総合支援事業のほうですけれども、こちら農政課に新規で就農されたいという方が相談にいらした場合には、その方の農地を実際に持っている方、持っている場所とか、あとは借りる予定のところとか、そういう状況を把握しまして、新規就農に向けて支援する事業ということになりまして、こちら国の事業を活用いたしまして新規就農総合支援ということで行っています。

定期的な現地指導ということで、サポートメンバーの謝金がございますけれども、これは農林振興センターの方や、あとは行田市で指導農業士の方がいらっしゃいますので、その方

にサポートということで年に数回、昨年度は実施回数4回ですけれども、実際にそのサポートメンバーである農業指導士の方と、市と、あとは県の農業振興センターと一緒にあって、現場で指導しているものでございます。

以上でございます。

○委員長 丁寧な答弁ありがとうございます。

村田委員。

○2番 村田委員 機構の仕組みについては分かりました。

それと、新規の就農支援ですけれども、成果報告書のほうを見ますと、県支出金が全額ですけれども、これは国から県に来て、それで市に来るという、いわゆる間接補助の形ということでもいいのか、その点を1点確認させてください。

○委員長 間宮農政課長。

○農政課長 お答えいたします。

そのとおりでございます。

以上でございます。

○委員長 村田委員。

○2番 村田委員 それでは、引き続いて成果報告書の38ページの行田在来青大豆商品開発・販売促進事業ですけれども、たまたま前年度の決算の成果報告書でこの実績が出ていなかったと思うんですけれども、それで確認は、1つは、この促進事業は令和3年度からなのか、あるいは何年度から行っているものなのか、これが1点。

それと、ここに出ております開発・販売促進の協議会があるんですけれども、これはどういう団体で、どういう組織で、事務局はどこにあるのか、この協議会についての説明をお願いします。

次の質疑ですけれども、環境保全型農業支援事業ですね、38ページのこの下ですね。交付先団体1件とこの実績のところにあるんですけれども、この交付先というのはどういう団体なのか教えてください。

それと、この環境保全型農業というのは、何か支援する要綱等の中で定義というんですか、どういう農業を示している、あるいはどういうことをすることが補助対象になるのか、この点についてもう少し説明いただきたいですね。カバークロープとか有機農業とか、この概要成果の中には言葉はあるんですが、それらについても少し説明をいただければいいのかと思います。

以上です。

○委員長 執行部の答弁。

間宮農政課長。

○農政課長 お答え申し上げます。

まず、行田在来青大豆商品開発・販売促進事業の協議会の関係ですけれども、申し訳ありません、何年度からというのは今手持ちにないので、後ほど……

○2番 村田委員 この青大豆事業が何年度からかですけれども、もし不明でしたら後日、後で結構です。

○農政課長 後ほど提出させていただきたいと思います。

組織の構成につきましては、青大豆を生産する農家となっております。事務局は農政課でございます。

次に、環境保全型農業支援事業でございますけれども、これは自然環境の保全に資する農業の生産方式を実施している団体への交付金となりますが、こちら1団体は行田の方と鴻巣の方で一緒になっている団体で、環境保全に効果の高い営農活動を行っている方でございます。

内容のカバークロップというのは、簡単に言いますと、雑草が生えないようにするんですけれども、農薬等ではなくて、レンゲソウとかを使って、農薬等でなくやるものとなっております。そのほかとしては、有機農業の推進などとなっております。

以上でございます。

○委員長 次に。

村田委員。

○2番 村田委員 まあ大体分かりましたので、次の質問に移ります。

成果報告書40ページの攻めの農業支援事業ですけれども、これ実績が600万円と、予算書で見たほうがいいかもしれません。令和2年度は180万円に対して令和3年度が600万円に大幅な増だと思わんですけれども、この補助に当たって、申請というのは、例えば通年でずっと待っていて、随時申請を受け付けると、内定させて、その後、補正を組んだりして補助金をつけていくような形でやっているのかと読むんですけれども、予算上の上限とかそういうのはないのか。この予算づけと実施のその辺の仕組みを整理してお答えいただきたいのが1点と、もう一つが、農地の集約集積のため畦畔撤去費、これらも対象としたと、こういう説明はあるんですけれども、補助するに当たっての集約面積の面積要件というのはあるんでしょ

うか。一定規模以上でないと駄目ですよとか、そこを教えてください。

○委員長 執行部の答弁。

間宮農政課長。

○農政課長 お答え申し上げます。

1点目の申請につきましてですけれども、年間を通して、予算の範囲内においてということで申請を受け付けております。実際には、予算を上回る申請、相談等も受けているところがございます。

次に、畦畔撤去の面積要件ですけれども、そちらは面積要件はありません。

以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

村田委員。

○2番 村田委員 すみません、私の質疑の仕方が不十分だったのか、畦畔撤去は1つの新しい対象としての例の話だけで、この補助をするに当たっての面積要件ですね、それがいいのか、それを伺いたい。

○委員長 答弁。

間宮農政課長。

○農政課長 攻めの農業支援事業につきましては、面積要件はございません。

以上でございます。

○委員長 最後に、村田委員。

○2番 村田委員 最後ではありません。

○委員長 村田委員と言っている、指名している。

○2番 村田委員 最後だって言うから。最後ではありませんので。

続いてですが、同じ40ページの水田麦・大豆産地生産性向上事業ですけれども、先進的営農技術については定額とあるんですけれども、幾らで何人、どのようなものに補助したのか、具体的にお教えてください。

それから、団地化推進というのもあると思うんですけれども、これは面積要件というのがあるのか。団地化することを推奨しているわけなんですけれども、そのメリットですね、どういう点で推奨しているのか、その点をお願いします。

もう一ついいですかね。主食用米次期作支援事業ですね、成果報告書の41ページの一番上になるんですけれども、これは執行残も結構出たというふうな説明だったかと思うんですけ

れども、実際この事業で、市で把握されている中で何人の人が対象になって、そのうちの何人の農家の人が実際にこれを申請をして、まあ利用率ですね、農家の件数で把握しているのか、あるいは面積のほうが把握して説明しやすいのか、しやすいほうで、分かりやすいほうで結構ですので、その点をお願いしたいと思います。

加えて、分かれば、主食用の米の作付面積に対して、この支援事業がどれだけ活用されたのか、面積割合でね、これも資料でお持ちでしたらお願いしたい。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

間宮課長。

○農政課長 初めに、水田麦・大豆産地生産性向上事業でございますけれども、こちらはまず先進的な営農技術の関係でございますが、湿害対策の技術導入や土壌診断に基づく土づくり、それから生育後期の重点施肥等の営農技術に対するの定額での補助ということになっております。

それから、面積要件と申しますか、団地化の面積につきましては、要件は特にはございませんけれども、3年後の目標率というのを定めることになっておりまして、そちらが麦については、現状が595.25ヘクタールのところを3年後は638.32ヘクタールにという目標になっておりまして、大豆につきましては、現状が11.32ヘクタールのところを28.62ヘクタールにするという目標といたしまして、この事業の補助を受けているところでございます。

続きまして、主食用米次期作支援事業でございますけれども、まず件数は、補助の人数ということになりますけれども、こちらでの総人数は1,061人を予定しておりまして、そのうち854件の申請を受けたところでございます。

以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

村田委員。

○2番 村田委員 ありがとうございます。

2点ほど確認的に伺いたいんですけれども、まず団地化推進のほうでは面積要件はないという答弁だったんですが、分かりました。その後、3年後の目標率を定めるとあるんですが、これはその申請をした個人の農家の目標値なのか、市全体としてその目標値に向かってこの補助金交付事業をやっている、こんなふうにも聞こえてしまったんですが、個人の目標なのか、そうではないのか再確認です。

それから、主食用米のこの支援事業の関係ですけれども、そうすると、8割程度の利用、

活用だったという理解になるかと思うんですけども、懸念するのは、昨年、何か書類でどこかでそごがあったとか、対象者であったのに案内が来なかったという農家のお宅からの相談がありました。これが対象になっていけば、ほとんど10割の方が申請するのかなと思うんですけども、その点で、この8割というのはかなりの高率だとは思いますが、申請されなかった方の理由というのをそちらで把握されていけば、主な理由をお聞かせいただければと思います。

○委員長 村田委員、簡潔明瞭に言ってください、質問をね。質疑ではない部分もあるから。お願いしますよ。

答弁願います。

間宮農政課長。

○農政課長 お答え申し上げます。

まず、水田麦・大豆産地生産性向上事業でございますけれども、こちらは、対象となったのは農業事業者5件で構成している1団体の組織となっております、その1団体の補助を受けるための成果目標ということで、市全体というところではございません。

以上でございます。

○委員長 江森部長。

○環境経済部長 2点目の次期作支援の申請率の件でございますが、申請のなかった方には全員にフォローアップで申請の勧奨をいたしております。申請されなかった方の意見といたしましては、来年作付をする予定がないと。そういった場合は該当になりませんので、そういった方があったと報告を受けています。

以上です。

○委員長 ありがとうございます。

村田委員。

○2番 村田委員 ありがとうございます。

それでは、次に決算書の172ページの農業振興費の繰越明許分ですけれども、この農業振興地域整備計画策定ですけれども、私も承知していなくて、これはこういった性質のものなのか、計画の概要について教えてください。

次ですけれども、174ページ、土地改良費、成果報告書で言いますと41ページ、多面的機能発揮促進事業ですね。こちら協定農地面積、これが全農地面積に対する割合というのがどのくらいの規模なのか1点。それと、この地域協議会とありますけれども、17組織で構成、

どのような活動を行っているのか、その計画的な保全活動という説明があるんですけども、この辺のところを中心にご説明いただければと思うんですが。

○委員長 答弁願います。

間宮課長。

○農政課長 お答え申し上げます。

初めに、農業振興地域整備計画についてでございますけれども、これは主に優良農地の確保や農業振興地域の農用地の指定等に基づく計画となっております。

次、多面的機能発揮促進事業でございますけれども、こちらにつきましては、全農地に対する値としましては約42%となっております。

活動内容といたしましては、例えば水路の泥上げや農道の路面維持等や、あとは水路のひび割れ補修、農道の部分補修等を行っている団体でございます。構成しているのは、地区の農家や自治会等の方々に構成されている組織でございます。

以上でございます。

○委員長 村田委員、申し上げますけれどもね、今やっているのは決算審査であり、事業の実績やその効果について聞くのならともかく、予算審議で聞くような単に事業内容がどうのこうのということは質疑しないでください。よろしくご理解賜りますよ。

○委員長 村田委員。

○2番 村田委員 その辺はまた別の機会になるべく。

○委員長 あとは担当に直接に確認してもらえばいいんだからさ、委員会じゃなくてもね、と思いますよ。

ということで……

○2番 村田委員 次の質問です。

○委員長 すみませんけれども、最後にしてくださいね。

○2番 村田委員 最後かどうかは、まだ私は質問準備しております。

○委員長 いいですよ、切ってくださいよ、もう。

○2番 村田委員 準備していますんで、やります。

○委員長 みんな待っているんだから。

○2番 村田委員 余計なことは言わないでください。

○委員長 余計なことって、自分が余計なことを……

○2番 村田委員 委員長が余計なことおっしゃっていると思いますよ、私は。

- 委員長 最後の質問、はい。
- 2番 村田委員 最後ではありません。
- 委員長 最後ですよ。
- 2番 村田委員 最後ではありません。
- 委員長 締め切ってしまう、もう。
- 2番 村田委員 最後ではありません。発言しますから。
- 委員長 質疑もないようですので、これをもって質疑を……
- 2番 村田委員 発言はありますよ。委員長おかしいですよ、その運営は。
- 委員長 委員長の権限でやるんですから。
- 2番 村田委員 権限ですけれども、私は質疑があるので、挙手をしていますので、指してください。
- 委員長 簡潔明瞭に言ってくださいと言っているのに、それこそ予算審議に関係ないことも言うからですよ。
- 2番 村田委員 私はこれが最後ということについておかしいと言っているんです。
- 委員長 だからそういう時間が、初めに、私は言ったでしょう、簡潔明瞭に質疑をしてくださいと。予算審議で関係ないことまで今言うから、こういうふうなことを言わなくてはならなくなってしまうんですよ。予算審議で聞くような、実績の内容がどうのこうのという質疑をしているから、時間ばかり食ってしまうの。だから、私はそう申し上げているの。ということですよ。
- 2番 村田委員 質疑をするに当たって、その周辺の話もしながら、その質問の意図を伝えるという点で、私はそういう言い方をしているんですが、より簡潔にというのであれば、それは私は努力はします。
- 委員長 努力してください。
- 2番 村田委員 ただ、私が納得できないのは、これが最後だよという委員長の発言はおかしいんじゃないですかと。
- 委員長 私も、村田委員、言っておきますがね、おかしいから私はこういうことまで言わざるを得ないの、委員長として。ですから言っているんですよ。それも素直に受けてください。素直に簡潔明瞭に質疑していればそんなことはないですよ。やってくださいと言いますよ。
- 2番 村田委員 そのことと、これで最後だよ、これが最後の質問項目だよ、こういう指示ですよ。それは一致しないですよ。ここで2人で委員長と話をしてもしょうがないで

すから、休憩入れるか、あるいは私の質疑を続けさせてください。

○委員長 休憩入れない。やってください、質疑を。すみませんけれどもね、簡潔明瞭に願いますよ。

○2番 村田委員 商工関係で、決算書178ページ、成果報告書の42ページになりますね。起業家支援事業、こちらの関係で伺います。これまでの累計での成果と伺いますか助成の件数ですね、これをお願いします。それで、継続しての数字は先ほど説明いただきましたので結構です。それで、これを活用する地域、あるいは商店街という整理もあるのかもしれませんが、地域によって多い、少ない、こういう傾向というのはどういうふうにここから見て取れるのか説明をお願いします。

次にいきます。同じく178ページ、成果報告書の42ページ、次の段ですね、住宅改修資金補助事業ですけれども、これは令和3年度、改めて締め切ったのは10月だったかと思うんですが、10月の何日だったのかお答えいただきたいのと、市民ニーズに対して補助金の額が少ないのかと、10月とすると見えるんですが、その辺の認識を改めて伺いたいのと、それから補助金事業で、これは年限を切って行うのが通例と伺いますか、補助金事業については3年間とか何年間という年限を切って事業を実施するのが通例だと……

○委員長 村田委員、途中で悪いんですけども、そういう事業を年度切ってどうのこうのというのは、それは事業内容になってしまうよ。予算審議じゃないでしょう。

○2番 村田委員 事業内容と伺いますか、問題ないと思うんですが。そういう説明があったんですけども、ほかの商工関係の事業で結構ですので、補助金で年限を切って要綱を設置しているもの、そうではないもの、数が分かれば教えてください。

もう一つ、これで切りますか。

○委員長 執行部の答弁。

森原観光課長。

○商工観光課長 順を追って申し上げます。

初めの起業家支援に対する質疑でございますけれども、これまでの件数についてでございますが、令和4年度、現時点でよろしいでしょうか。現時点の件数では累計で101件ございます。

続いて、地域とかそういった起業する場所の傾向でございますけれども、この地域を限定して補助対象としているというのではなく、市内全域に対しての起業に補助してございます。傾向といたしましては、市内中心部が多いように見受けられますが、比較的市内全域に

において新たな起業が見受けられているところでございます。

続きまして、住宅改修でございますけれども、締め切ったのはたしか10月13日だったと思うんですが、これは再度確認してご報告申し上げたいと思います。

あと、補助金が少ないのではないのかという認識でございますけれども、非常に限られた財源の中でやっている補助事業でございますので、こうした意見も踏まえて今後予算のほうでは検討してまいりたいと思います。

あと、これは最後、3年間という事業を区切ってという補助事業、あとは年限を区切ってやっている事業がどのくらいあるのかというものでございますけれども、商工観光課で所管している補助金事業につきましては、本補助金事業について年限を設けているものでございます。

以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

村田委員。

○2番 村田委員 答弁ありがとうございます。

最後の答弁で、推移が分からなければ後でも結構ですけれども、例えば商工観光課、あるいは部で所掌している補助金、名称は交付金という名称でも、いわゆる補助金について、何件あって、年限を区切っている補助事業はそのうち何件、限っていないものがあるのであれば何件、こういう内訳で教えていただければと思います。これは後で結構です。

○委員長 村田委員、それは私が言っている事業内容はどうなっていますかということなんです。しょう。決算だから。

○2番 村田委員 それは質疑に該当しないですか。

○委員長 しないよ、そういうのは。事業の内容は。

○2番 村田委員 次の質疑、事業内容ではなくて決算に関する質問という形に絞るようにしながら、工夫を私なりにしながら、もう幾つかありますので、やらせていただきます。

〔「どのくらいありますか」と言う人あり〕

○2番 村田委員 事業の項目数で言うと5つぐらい。

○委員長 項目だけ言ってください。あとは切ってくださいよ。

○2番 村田委員 5つぐらい。

○委員長 はっきり言って、申し訳ないけれども、皆さん委員だってあきれ返っているんだよ。

○2番 村田委員 質問されないのはそれぞれ……

○委員長 いや、皆さん分かっているから、もう内容は。

○2番 村田委員 私は分かっているんで。

〔「5つということなんで、取りあえずね」と言う人あり〕

○2番 村田委員 5つと言いましたので、5つに整理して質問をしなくてはいけなくなってしまった。

企業立地奨励金は伺いましたので結構です。キャッシュレス決済促進事業ですけれども、成果といいますか、事業の目的というのか、どうも理解しがたいところがあって、支払い時の接触がこの事業によって少なくなった、対面の会話が少なくなるからコロナ対策として事業対象になるんだという、そういうような論理だったと思うんですが、理屈だったと思うんですけれども、果たしてそうなのか。それほど会話が少なくなるのかという根本的なところで、私この事業に対して、目的とやること、この事業内容というのがマッチしていないように思うんですけれども、そこの認識がね。だから、この事業の実施そのものに関わるわけですよ。金額がどうのこうのとか、幾ら使った、幾ら使っていないじゃなくて、事業そのものの存立という意味合いで認識を伺いたい。

○3番 江川委員 予算で決めたものじゃないですか、言っているのは。予算のことじゃなくて決算でというふうに。要は予算案として論議してそれをやっているわけじゃない。

○副委員長 実績に対してのということを我々は言っている話なんで。

○委員長 決算特別委員会。

○2番 村田委員 江川委員の言われる意味合いも分かるんですけども……

○委員長 分かったら分かったようにやってくださいよ。

○2番 村田委員 意味合いは分かるんですけども、決算の中でその事業そのものを行ったことに対しての当否というのを改めて問うことは、私、決算審議の中に当然含まれていいものと理解しているんですが。

○副委員長 質疑に入る前のその主張の部分というか、その部分をもうちょっと簡潔明瞭にということだと私は理解していますので、ぜひご留意いただけると。

○委員長 答弁願います。

○商工観光課長 このキャッシュレス決済環境整備事業でございますけれども、こちらについては、目的といいますのが、これはコロナ関係の国の交付金を活用している事業でございます、その中に、国が明確にキャッシュレス決済の推進というのは、感染症を防ぐ上での新しい生活様式の普及促進という中で明確にうたわれておりますので、それに基づいて、それ

を目的に事業を実施したものでございます。

以上でございます。

○委員長 村田委員。

○2番 村田委員 それは分かりました。

それでは、次ですけれども、決算書の180ページ、観光事業費、成果報告書ですと44ページ、おもてなし観光局の事業、行田版DMO、18節のおもてなし観光局補助金ですけれども、この額の主な内訳をまずお願いしたい。

それから、行田版DMO、成果報告書の44ページを見てですけれども、最初のDMOの形成・確立事業、これ前年度比300万円減少になっております。主な理由をお願いいたします。

それから、次の観光コンテンツ開発・強化事業ですね。これ、前年度と比べて3,000万円ほどの減、この理由、それから次の情報発信・プロモーション強化事業、前年度比1,400万円、こちらは増えております。増えた主な理由、この点について伺います。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

蓮見副参事。

○環境経済部副参事 質疑にお答えします。

まず、補助金の主な内訳ですけれども、DMO、まず決算の内訳等については、主な3点、事業として載せさせていただいております。

まず、形成・確立事業について、主なものですけれども、こちらはDMOが出来上がった段階で、専門職の人件費、それから観光データの収集調査業務委託、それからホームページの充実強化などが入っております。

続いて、コンテンツ開発・強化事業につきましては、こちらについては花手水の強化事業、それから特産品等の販売の体験拠点で展開する新商品の開発、それから通年型イベントの補助金などが入っております。

情報発信・プロモーション強化事業につきましては、先ほど説明もありましたけれども、新宿アルタビジョン、JR東日本のトレインチャンネルでのデジタルサイネージの情報発信、それからこれに伴う行田花手水weekの動画作成、それから東武鉄道駅の30駅でのポスター掲出などがこれに入っているかと思えます。

続きまして、それぞれの事業の前年比、減っているのではないかと、また増えているのではないかとということでございますけれども、この事業自体が3年間で支出する事業でございます。各年度においてそれぞれの準備をしてきた状況でございます。そのため、事業計画に

基づきましてこちらは予算づけさせていただいておりますので、それぞれ増減がございます。  
以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

5問目ですもんね、村田委員。

○2番 村田委員 ありがとうございます。

答弁の中で、花手水の件も出ておりましたけれども、花手水、実際対象としている地域というのが今あるのかと思うんですが、その普及率というのは、そういう把握のされ方はしているのか。商店の数があって、そのうち何件が協力している、そういうような率とかでの把握はされているのか、あるいは区域という設定を複数、2箇所ぐらいあると思うんですけれども、それを広げるとか、どうこれからしていくかという、そういう考え方というのを教えていただきたいのと、あと一つ、データ収集、調査の事業をやっていると思うんですけれども、具体的にはどういう観光データ、どういう調査を行ったのか、そこをご説明いただきたい。

それから、観光案内所運営事業ですけれども、成果報告書の45ページですけれども、コロナ以前との比較もしたいと思うんですけれども、令和元年度の利用者数との比較、これが出ていないんですけれども、参考にぜひ教えていただきたいと思うんですが。

最後に、森林環境整備基金の使用についてはここで伺ってよろしいのでしょうか。

〔「基金の関係は……」と言う人あり〕

○2番 村田委員 基金を積むとか、積んでいる全体の管理は財政課だと思うんだけど、その基金をどういう事業にどう運用するかということで聞きたいんだけど、ここで。

〔「今の所管の範囲でとなると、どうなのかなと」言う人あり〕

○2番 村田委員 議会事務局に確認していただきたいと。

〔「決算だから運用はいいんじゃないですかね」言う人あり〕

○2番 村田委員 運用じゃなくて、基金をどの事業に使う、使わない、使った、使わなかったかという。

○委員長 蓮見副参事。

○環境経済部副参事 お答えします。

初めに、花手水の普及対象区域等なんですけれども、こちらは特に設定はしてございません。ただし、当初からかなり増えてきておまして、要望があればそちらについてはぜひ参加していただくということを考えておりますので、特に区域とか件数というのは、こちらと

しては考えているものはございません。

続いて、DMOが収集する観光データの内容ですけれども、こちらはまず行田に来ていただいた方の世代であったり居住地、誰と来たか、同行者ですね、それから何の情報源を基に行田に来ていただいたか、それから利用している交通機関、旅行の形態、日帰りであったり宿泊であったりとか、それからどこに立ち寄っていただいたか、それと立ち寄った先の満足度とか、そういったものを全て集計を取ってございます。

続いて、観光案内所の利用者の比較ですけれども、こちらの主要施策のほうに入っている中では、令和2年度と比較して前年比は増加しておるところでございますが、先ほど委員ご質問の令和元年度との比較というのは、具体的な数字は持ち合わせてございませんが、確実にコロナの影響がありましたので、減少していると認識しております。

以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

環境経済部長。

○環境経済部長 森林環境整備基金に関してお答え申し上げます。

環境経済部所管の中では、令和3年度において支出はございませんでした。

以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

質疑もほかにないようですので、これをもって質疑を終結し、環境経済部及び農業委員会事務局所管部分の審査を終了いたします。

どうもありがとうございました。

暫時休憩をいたします。

午前 11時 33分 休憩

---

午前 11時 39分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

今回、執行部におかれましては、審査方針等を踏まえ、簡潔明瞭な説明を準備していただいておりますので、効率のよい質疑に努めていただきますようお願いいたします。

これより審査に入りますが、議事の整理上、発言は委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

---

### △教育委員会所管部分について

○委員長 次に、教育委員会所管部分についての審査を行います。

小池教育部長よりご挨拶を含め、説明を求めます。

○教育部長 皆さん、こんにちは。

吉田委員長をはじめといたしまして、決算審査特別委員会の委員の皆様には、日頃より本市教育行政の推進に多大なるご理解、そしてご指導、ご鞭撻をいただいておりますこと、この場をお借りしまして感謝を申し上げます。

それでは、教育部所管部分につきましてご説明させていただきます。着座にて失礼いたします。

説明の順序につきましては、主要施策の成果報告、次に歳出、歳入の順で申し上げます。

なお、ボリュームが多いため多少時間を要するところ、ご了承願いたいと思います。

初めに、主要施策の成果報告書及び決算書附表の55ページをお願いいたします。

学校再編成事業は、児童及び保護者等の不安解消を図るために実施した相談事業や学校間の教育課程の調整など、学校再編成を進めるに当たり、きめ細かな対応を図ることを目的として採用した会計年度任用職員1人分の人件費並びに学校の閉校や開校に係る記念事業を実施するために交付した補助金などでございます。

その下、学力向上支援事業は、各小・中学校に学力向上支援教員を配置し、算数・数学、国語、外国語における担任とのティームティーチングや補習学習指導により、児童・生徒の基礎学力の定着や学習意欲の向上を図るものでございます。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、受験への不安を抱える中学校3年生を支援するため、補習学習・行田版フォローアップ教室を実施したものでございます。

56ページをお願いいたします。

学校ICT活用推進事業は、学習用タブレット端末の賃貸借料、指導者用デジタル教科書及びフィルタリングソフトの使用料、ICT支援員の派遣委託料などでございます。

次のいじめ・不登校対策事業は、不登校対策担当チーム会議、学校集団アセスメント、hyper-QU、中学校ネットパトロール、さわやか相談員の配置などを通して、いじめの未然防止や早期発見、早期解決を図るため実施したものでございます。

57ページをお願いいたします。

学校応援団推進事業は、小・中学校の学校応援団活動に対して補助金を交付し、校内環境整備、登下校時の見守り活動など地域の力を活用した教育活動の推進を図ったものでござい

ます。

次のきらきらサポーター配置事業は、特別支援学級等の児童・生徒の学校生活を支援するため、31名の支援員を配置したものでございます。

次の早期療育事業は、発達に課題があると思われる幼稚園・保育園の年長児及び小学校1年生を対象に早期療育を実施し、幼児・児童の社会性の向上及び不適応行動の軽減を図ったものでございます。

58ページをお願いいたします。

人権教育指導事業は、教職員が高い人権意識と正しい知識を持って人権教育を進められるよう、各種研修を行ったものでございます。

次のホップ・ステップ・ジャンプ外国語教育事業は、小・中学校の外国語教育及び国際理解教育の充実を図るため、小・中学校に計14名の外国語指導助手を配置したものでございます。

次の英語検定取得支援事業は、英検対策講座や検定料の補助により、実用英語技能検定3級以上の取得を目指す中学校3年生を支援したものでございます。

59ページをお願いいたします。

小中学校感染症拡大防止対策事業は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、学校衛生環境の改善及び校内感染リスクの低減を図ることを目的とした物品の購入や手洗い場の設備改修工事などでございます。

次の就学援助事業は、経済的に困窮している世帯に対し、学用品などの経費の一部を給付し、保護者の負担軽減を図ったものでございます。

60ページをお願いいたします。

修学旅行取消料等補助金は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために中止した修学旅行や林間学校のキャンセル料を補助し、保護者の負担軽減を図ったものでございます。

次の小中学校施設整備事業は、小学校5校の屋内運動場において、地震による天井パネルや照明器具の落下及び窓ガラスの飛散を防止するための耐震改修工事を実施したほか、経年劣化した小・中学校の給食用エレベーター、高圧受変電設備、避難器具について、改修や更新を実施したものでございます。

次の放課後子ども教室事業は、放課後に子どもが安心して活動できる場としての放課後子ども教室づくりを進めているもので、市内11の小学校で実施したものでございます。

61ページをお願いいたします。

青少年健全育成事業は、主に成人式記念事業実行委員会交付金と青少年育成事業交付金でございます。

次の生涯学習推進事業は、行田市民大学の活動に対する補助金と、子どもたちを対象としたものづくり大学と連携して行う大学等連携事業に対する補助金でございます。

次の文化・芸術活動支援事業は、公募行田市美術展交付金で、多くの市民が文化・芸術に触れる機会を提供するため、令和4年2月に総合体育館を会場として開催したものでございます。

62ページをお願いいたします。

産業文化会館管理運営事業は、指定管理者による管理運営により、利用者のニーズに沿ったサービスの提供や効率的な経営の推進、また、豊かなコミュニケーションづくりの場の創出に努めたものでございます。

次の産業文化会館トイレ等自動水栓交換工事は、新型コロナウイルス感染症予防対策として、産業文化会館ホール棟、管理棟のトイレ等の水栓43箇所を自動水栓に交換する工事を実施したものでございます。

次の産業文化会館施設予約システム導入事業は、これまで行っている施設予約方法に加え、オンラインによる予約システムを導入することで人と人との接触の機会を低減させ、新型コロナウイルス感染予防対策を実施するとともに、利用者の利便性の向上を図ったものでございます。

次の伝統文化継承事業は、獅子舞保存団体6団体に活動助成、子供おはやし2団体に用具の修理などの助成を行ったものでございます。

63ページをお願いいたします。

日本遺産魅力発信事業は、日本遺産ガイダンスセンターの運営、旧忍町信用組合店舗の保存・活用、日本遺産サミットin小松への出展を通じて、行田市の日本遺産の魅力のPRを行ったものでございます。

次の文化財保存活用地域計画策定事業は、文化財の保存・活用を地域総がかりで行うためのマスタープラン兼アクションプラン作成の準備として、市民3,000人にアンケート調査を行ったものでございます。

次の文化財保存活用事業は、土木工事に伴って破壊されてしまうおそれのある埋蔵文化財の試掘・発掘調査及び出土品整理、指定文化財今津印刷所の調査、石田堤の並木の剪定などの指定文化財の整備、指定文化財案内板の修繕、八幡山古墳石室などの文化財の公開などを

行ったものでございます。

64ページをお願いいたします。

人権教育・啓発事業は、人権教育合同講演会と人権教育講座の講師料でございます。

次の教育文化センター管理運営事業は、教育文化センター全体のビル管理や舞台業務などの施設管理、修繕を行い、維持管理及び管理運営を行ったものでございます。

次の公民館生涯学習講座等開催事業は、中央公民館及び地域公民館において学級や講座を実施したものでございます。

65ページをお願いいたします。

公民館管理運営事業は、受変電設備の更新や新型コロナウイルス感染予防対策として、地域公民館のトイレ等の手洗い場を自動水栓へ変更する改修工事や施設予約システムの導入、また、地域公民館における修繕など、中央公民館及び地域公民館の維持管理に努めたものでございます。

次の図書館管理運営事業は、図書及び視聴覚関連資料の計画的な購入により、市民の文化・教養の向上に貢献したものでございます。

令和3年度の実績につきましては、ご覧のとおりでございます。

66ページをお願いいたします。

郷土博物館管理運営事業は、博物館の管理全般を行うとともに、温湿度調整や生物被害対策、防犯対策など、貴重な資料を収蔵する博物館の適切な環境維持を実施したものでございます。

次の第31回テーマ展「近代日本の写真と出版～原田家と小川一眞～」は、行田市出身の写真家小川一眞と小川の兄で美術書の出版などを行った原田庄左衛門に関する資料を展示し、行田出身の人物が近代の写真界や出版界に残した足跡を紹介いたしました。

67ページをお願いいたします。

第34回企画展「足元から紐解く生活史」は、足袋やスリッパなど履物とゆかりの深い行田市にあって、様々な履物を展示することにより、その歴史を通して履物と人々の関わりを紹介したものでございます。

次のスポーツ振興事業は、主にスポーツ推進委員やスポーツ推進審議会委員の報酬、市体育協会補助金でございます。

68ページをお願いいたします。

体育施設管理運営事業は、指定管理者による管理運営により、総合型地域スポーツクラブ

や各種教室などの事業の充実を図るとともに、安全な施設の提供に努めたところでございます。

次の総合体育館トイレ等自動水栓交換工事は、新型コロナウイルス感染予防対策としてトイレ等の水栓50箇所を自動水栓に交換する工事を実施したものでございます。

次の体育施設予約システム導入事業は、産業文化会館施設予約システムと同様に導入したものでございます。

次に、69ページをお願いいたします。

学校給食調理等業務委託事業は、専門業者に給食の調理や各学校への配送等を委託し、安心・安全な給食の提供を図ったものでございます。

次の学校給食賄材料費は、地産地消を推進するとともに、品質の確かな食材の購入に努めたところでございます。

次の学校給食施設設備改修事業は、皿用食器洗浄機と受変電設備が経年劣化により不具合が顕著となったことから、更新工事を実施したものでございます。

以上で、主要施策の成果報告についての説明を終わらせていただきます。

続きまして、各事業につきまして、決算事項別明細書に基づき説明させていただきます。

まず、歳出の主なものについて説明申し上げますので、205ページをお願いいたします。

10款教育費、1項1目教育委員会費の右ページ、備考欄の◎教育委員会運営費は、教育委員4名分の委員報酬及び費用弁償でございます。

次に、2目事務局費ですが、不用額の主な要因は、2節給料から4節共済費において一般職員の給与高低差による残のほか、学力向上支援教員及び特別支援教育支援員の配置について、予定より少なかったことなどによるものでございます。

右ページ、備考欄の◎事務局費は、教育長以下、教育委員会事務局職員の人件費を初めとする事務局運営費のほか、教育関連補助金や貸付金に関する事業でございます。

208ページをお願いいたします。

次の◎小中学校指導費ですが、主に学力向上支援教員等の人件費やICT支援員派遣委託料でございます。

210ページをお願いいたします。

備考欄2つ目の◎特別支援教育推進費（教育研修センター）は、早期療育事業（ステップ教室）における保護者への相談や、子どもの療育指導に当たる公認心理士、療育指導員及び言語聴覚士7名分の謝金でございます。

左ページ一番下、3目教育研修センター費の右ページ、備考欄の◎教育研修センター管理運営費ですが、主なものを申し上げますと、1節会計年度任用職員報酬は、所長、スクールソーシャルワーカー、事務員及び適応指導教室指導員の賃金でございます。

212ページをお願いいたします。

7節謝金は、教職員の資質及び指導力の向上を図るための各種研修会関連の指導者謝金及び教育相談を実施した際の公認心理士への謝金でございます。

12節警備委託料から浄化槽維持管理委託料までは、下忍分室の維持管理経費でございます。

次に、211ページの下段、2項小学校費、1目学校管理費ですが、不用額の主な要因は、12節委託料及び14節工事請負費の入札差金のほか、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として学校外での催しが中止となり、18節児童派遣費補助金が見込みより少なかったことなどによるものでございます。

右ページ、備考欄の◎小学校管理運営費（教育総務課）は、小学校16校に係る管理運営費でございます。

214ページをお願いいたします。

一番下の◎校舎維持管理費ですが、10節修繕料は、消防設備の点検時の指摘に伴う修繕のほか、漏水などの給排水管、浄化槽などの機械設備や空調、放送、照明機器などの修繕でございます。

216ページをお願いいたします。

2目教育振興費ですが、不用額の主な要因は、学校再編成に取り組むに当たり計画していた対象校同士の交流事業について、新型コロナウイルス感染拡大に伴い計画どおりに実施することができなかったことや、新型コロナウイルス感染拡大により修学旅行が実施されなかった学校があったことに伴い、19節扶助費の支出が少なかったことなどによるものでございます。

右ページ、備考欄の◎教育振興助成費（学校教育課）ですが、19節林間学校費補助金は、要保護・準要保護児童80名に対する給付でございます。

次に、3目学校建設費ですが、不用額の主な要因は、14節工事請負費の入札差金などでございます。

備考欄の◎校舎等新設改良費ですが、14節の1行目、駐車場整備工事請負費は県道拡幅工事に伴う埼玉小学校職員駐車場の改良工事でございます。

217ページをお願いいたします。

3項中学校費、1目学校管理費ですが、不用額の主な要因は、10節需用費の電気料や上下水道料が見込みより少なかったことや、12節委託料及び14節工事請負費の入札差金、また、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として学校外での催しが中止となり、18節生徒派遣費補助金が見込みより少なかったことなどによるものでございます。

右ページ、備考欄の◎中学校管理運営費（教育総務課）は、中学校8校に係る管理運営費でございます。

2つ下の◎校舎維持管理費ですが、10節修繕料は、消防設備の点検時の指摘に伴う修繕のほか、漏水などの給排水管、浄化槽などの機械設備や空調、放送、照明機器など各所一般修繕を実施したものでございます。

219ページをお願いいたします。

2目教育振興費ですが、不用額の主な要因は、新型コロナウイルス感染拡大により林間学校及び修学旅行が実施されなかった学校があったことに伴い、19節扶助費の支出が少なかったことなどによるものでございます。

右ページ、備考欄、2つ目の◎教育振興助成費（学校教育課）ですが、10節消耗品費は教師用教科用図書を購入したもの、17節教材費は教科書採択に付随する教材を購入したもの、19節林間学校費補助金は要保護・準要保護生徒73名に対する給付でございます。

221ページをお願いいたします。

4項社会教育費、1目社会教育総務費ですが、不用額の主な要因は、18節負担金補助及び交付金1億367万110円で、埼玉県の長寿命化計画に基づく行田地方庁舎受変電設備各劣化機器及び発電機器の更新工事として、機器の屋外等への設置を予定していたものが、技術面、財政面などの理由から、従前と同じ場所での設備更新となったと埼玉県から説明があり、費用が大きく減額されたことによるものでございます。

右ページ、備考欄の◎社会教育一般管理費ですが、1節委員報酬は、社会教育委員14名の委員報酬でございます。

7節の委員謝金は、放課後子ども教室運営委員への謝金、次の謝金は放課後子ども教室運営スタッフへの謝金でございます。

12節の放課後子ども教室委託料は、教室を実施した10校の実行委員会への委託料でございます。

18節負担金補助及び交付金は、行田市PTA連合会と行田市文化団体連合会への補助金でございます。

一番下の◎青少年教育費ですが、7節の謝金は、少年の主張大会審査員の謝金でございます。

10節印刷製本費は、少年の主張大会の記録冊子製本に係るものでございます。

224ページをお願いいたします。

備考欄、2つ目の◎はにわの館管理費は、公益財団法人行田市産業・文化・スポーツいきいき財団への指定管理料でございます。

次の◎産業文化会館管理費ですが、12節の指定管理料は、公益財団法人行田市産業・文化・スポーツいきいき財団への指定管理料でございます。

14節の施設整備改修工事請負費は、産業文化会館空調設備中央監視装置更新工事で、事務室内においてホール棟の空調設備を集中的に監視する装置の更新工事を実施したものでございます。

18節の埼玉県行田地方庁舎施設管理費負担金は、県施設の長寿命化計画により、行田地方庁舎受変電設備各劣化機器及び発電機等の更新工事を行った費用の2分の1を負担したものでございます。

223ページをお願いいたします。

2目文化財保護費ですが、不用額の主な要因は、いずれも受託事業により実施した発掘調査に関わるもので、下水道工事に関わる発掘調査について、遺跡が深く、作業の安全性が確保できないことから、調査を断念せざるを得なかったこと。民間開発に伴う発掘調査についても、当初の想定より少ない作業量で調査を完了することができたため、会計年度任用職員の報酬や役務費、重機等の使用料及び賃借料に不用額が生じたものでございます。

右ページ、備考欄の◎文化財保護費ですが、1節会計年度任用職員報酬は、埋蔵文化財発掘作業や出土品の整理作業に係る報酬でございます。

226ページをお願いいたします。

12節の文化財調査委託料は、市内の遺跡出土の遺物の実測、鉄製品の保存処理の委託料でございます。

13節の器具・機材借上料は、埋蔵文化財発掘調査で使用した油圧ショベル等の借上料でございます。

225ページをお願いいたします。

3目人権教育推進費のうち、右ページ、備考欄の◎人権教育推進費ですが、1節の会計年度任用職員報酬及び4節は、集会所指導員2名分の人件費でございます。

7節の謝金は、4箇所の集会所管理人に対する賃金、人権教育講座や人権教育研修会及び集会所における学力向上学級、各種講座の講師謝金でございます。

8節の費用弁償は、集会所指導員並びに集会所運営委員に支給したものでございます。

228ページをお願いいたします。

11節の保険料は、集会所行事傷害補償制度加入掛金と集会所管理人の災害補償制度加入掛金でございます。

12節の講演委託料は、令和3年12月に開催した行田市人権教育合同研修会の講師料でございます。

2行下の除草委託料から浄化槽維持管理委託料までは、4集会所の維持管理に要した経費でございます。

18節の人権教育推進協議会交付金は、協議会の運営費として交付したものでございます。

次に、4目教育文化センター費のうち、右ページ、備考欄の◎教育文化センター管理費ですが、12節の各委託料は、それぞれ施設設備の維持管理上必要な保守点検業務のための委託に伴う経費でございます。

229ページをお願いいたします。

5目公民館費ですが、不用額の主な要因は、コロナ禍の影響により講座や行事等の中止が生じたことや、地域公民館の清掃委託料、施設予約システムの構築、受変電設備改修工事に係る契約差金などでございます。

右ページ、備考欄の◎中央公民館管理運営費ですが、1節の会計年度任用職員報酬は、中央公民館に勤務する5名分の報酬でございます。

13節のOA機器借上料は、パソコン研修室内のパソコン等の賃貸借料でございます。

1つ飛んだ◎地域公民館管理運営費ですが、1節の会計年度任用職員報酬は、地域公民館の館長、生涯学習推進員、主事及び協力員の報酬でございます。

232ページをお願いいたします。

12節の1行目、調査測量設計委託料は持田公民館受変電設備改修工事に係る設計業務委託料、次の清掃委託料は地域公民館16館に係る館内清掃委託料でございます。

14節の1行目、施設改修工事請負費は、持田公民館の受変電設備の更新に係る工事請負費でございます。

次の◎中央公民館振興事業費及び次の◎地域公民館振興事業費ですが、主に各種講座開催に伴う講師謝金でございます。

234ページをお願いいたします。

備考欄の◎施設維持補修費は、地域公民館の照明設備や消防用設備などの交換、また、エアコンやトイレなどの修繕に要した費用でございます。

次に、6目図書館費の右ページ、備考欄の◎図書館管理運営費ですが、1節の会計年度任用職員報酬から4節社会保険料までは、会計年度任用職員25名分の経費でございます。

17節の2行目、図書費は、図書3,299冊、DVD等の視聴覚関連資料131点、合計3,430点を購入したものでございます。

235ページをお願いいたします。

7目視聴覚ライブラリー費の右ページ、備考欄の◎視聴覚ライブラリー運営費ですが、13節器具・機材借上料は、映像ホールのプロジェクターリース料でございます。

17節DVD等購入費は、団体貸出し用の視聴覚資料としてDVD3点を購入したものでございます。

8目博物館費のうち、右ページ、備考欄の◎博物館管理運営費ですが、1節の会計年度任用職員報酬は、入館者の受付や入館料の徴収、館内の案内業務などに従事する6名分と事務補助1名の報酬でございます。

12節の警備委託料以下は、施設や設備の維持管理上必要な警備や清掃、点検業務の委託に伴う経費でございます。

次の◎博物館管理運営費（繰越明許費分）は、新型コロナウイルス感染対策に関するもので、10節修繕料は忍城御三階櫓に網戸を設置した費用、14節の施設設備改修工事請負費は博物館と忍城御三階櫓の手洗いの自動水栓化の費用でございます。

238ページをお願いいたします。

備考欄の◎博物館振興事業費ですが、1節会計年度任用職員報酬は、資料整理などを行う職員1名分の報酬でございます。

10節の印刷製本費は、テーマ展や企画展の展示図録やポスター、チラシの印刷のほか、年間の催物案内や忍城ミュージアム通信などの印刷費用でございます。

12節資料運搬委託料は、テーマ展や企画展を開催するに当たって借用する展示資料の梱包や運搬に係る経費でございます。

次に、9目市史編さん費ですが、右ページ、備考欄の◎市史編さん費の主なものを申し上げますと、1節の会計年度任用職員報酬は、市史編さん作業に従事する会計年度任用職員2名分の報酬でございます。

次に、10節の印刷製本費は、市史資料編の印刷製本費でございます。

239ページをお願いいたします。

5項保健体育費、1目保健体育総務費ですが、不用額の主な要因は、市スポーツ推進委員について、定員37名のところ30名の任命にとどまったこと、新型コロナウイルス感染症の影響により、市民体育祭をはじめ駅伝競走大会、各種事業を中止したことなどによるものでございます。

右ページ、備考欄の◎スポーツ振興費ですが、1節委員報酬は、スポーツ推進委員30名分及びスポーツ推進審議会委員12名分に係る報酬でございます。

次に、7節の報償金は、県民総合体育大会や全日本バトントワリング選手権大会、全国高等学校ゴルフ選手権冬季大会など、全国大会に出場された団体及び個人への出場祝金でございます。

次の◎学校保健費（学校教育課）ですが、1節学校医報酬は学校医60名に対する報酬、次の薬剤師報酬は学校薬剤師14名分の報酬でございます。

11節の手数料は、児童・生徒及び教職員の健康診断の経費でございます。

18節の日本スポーツ振興センター共済掛金は、保険給付に係る共済掛金でございます。

242ページをお願いいたします。

備考欄、一番上の◎学校保健費（教育総務課）は、中学校部活動振興のための各中学校への交付金でございます。

次に、2目体育施設費ですが、右ページ、備考欄の◎施設管理運営費の10節修繕料は、市民プール揚水ポンプ及び非常灯、総合運動公園野球場のスコアボードの時計、総合体育館メインアリーナ2階のカーテンの修繕を行ったものでございます。

12節の調査測量設計委託料は、経年劣化による総合体育館の空調機器の更新のため、冷暖房設備更新工事設計を委託したものでございます。

次の産業廃棄物処理委託料は、市民プール変圧器等更新工事に伴う高濃度PCBの廃棄物処理業務を委託したものでございます。

次の体育施設指定管理料は、公益財団法人行田市産業・文化・スポーツいきいき財団に対する指定管理料でございます。

13節の器具・機材借上料は、総合体育館トレーニング室で使用しているトレーニング機器類や富士見球場に配置したグラウンドマスター及び市民プールに設置している硬貨専用両替機の借上料でございます。

14節施設改修工事請負費は、市民プール変圧器等更新工事として、P C Bを使用した変圧器及びコンデンサーを廃棄するため、入替えをするための更新工事を実施したものでございます。

17節の事業用器具費は、総合公園自由広場など主に屋外で利用する移動用音響設備を購入したものでございます。

次に、3目学校給食センター費ですが、不用額の主な要因は、14節施設設備改修工事請負費に係る請負差金などによるものでございます。

右ページ、備考欄の◎学校給食センター管理運営費ですが、10節の修繕料は、厨房機器や附帯設備等修繕に要した費用でございます。

244ページをお願いいたします。

12節の7行目、施設機械設備保守点検委託料は、施設及び機械設備等の維持管理に係る委託料でございます。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳入について申し上げますので、戻りまして45ページをお願いいたします。

13款1項6目教育使用料、3節社会教育使用料は、それぞれの施設使用料または入館料でございます。

次に、51ページをお願いいたします。

14款2項6目教育費国庫補助金ですが、1節小学校費補助金及び2節中学校費補助金は、それぞれ備考欄の学用品費等補助金、特別支援教育就学奨励費補助金、理科教育等設備整備費補助金、学校I C T環境整備費補助金、及び学校保健特別対策事業費補助金（繰越明許費分）について、対象事業に係る経費の2分の1の補助を受け入れたものでございます。

また、1節小学校費補助金のうち、4行目の学校施設環境改善交付金（繰越明許費分）は、小学校5校の屋内運動場非構造部材耐震改修工事に対する補助金を受け入れたものでございます。

次に、3節社会教育費補助金ですが、右ページ、備考欄の埋蔵文化財緊急発掘調査費補助金は、個人住宅等の建設に伴う発掘調査費の2分の1の補助を受け入れたものでございます。

55ページをお願いいたします。

15款2項8目教育費県補助金、1節教育総務費補助金、右ページ、備考欄の学校応援団推進事業補助金は、学校応援団推進事業に対する補助でございます。

次に、2節中学校費補助金ですが、右ページ、備考欄のいじめ・不登校対策充実事業補助

金は、さわやか相談員の報酬に対する補助金でございます。

次に、3節社会教育費補助金ですが、右ページ、備考欄の1行目、埋蔵文化財緊急発掘調査費補助金は、個人市住宅等の建設に伴う発掘調査費の4分の1の補助、その下の地域教育力活性化事業費補助金は、放課後子ども教室に係る事業への3分の2の補助を受け入れたものでございます。

57ページをお願いいたします。

16款1項1目財産貸付収入、1節土地建物貸付収入のうち、右ページ、備考欄の下から3行目、建物貸付収入（教育総務課）は、各学校の屋根に設置した太陽光発電用パネルに係る貸付収入でございます。

59ページをお願いいたします。

2項1目不動産売払収入、1節土地売払収入のうち、右ページ、備考欄の一番下、土地売払収入（教育総務課）は、県道拡幅に伴い埼玉小学校職員駐車場の敷地の一部を埼玉県に売却したものでございます。

次に、17款1項3目教育費寄附金、1節教育総務費寄附金の右ページ、備考欄の教育振興費寄附金は、個人2名からの寄附でございます。

次に、2節社会教育費寄附金の右ページ、備考欄、社会教育費寄附金は、県北美術展の解散により、その事業に協力した当該市町へ寄附されたものでございます。

61ページをお願いいたします。

18款1項5目教育振興奨励基金繰入金は、事務局費に計上した教育振興奨励費補助金及び奨学資金給付金の財源として用いるため、教育振興奨励基金の取崩しを行ったものでございます。

次に、20款諸収入の3項2目入学準備金貸付金元金収入は、大学または高等学校に入学する際に貸し付けた準備金に対する返済金収入でございます。

63ページをお願いいたします。

4項1目雑入、1節学校給食費納付金ですが、右ページ、備考欄にありますように、小学校、中学校、給食業務従事者分、PTAの試食会分及び滞納繰越分として収入されたものでございます。

同じく、雑入の3節負担金収入のうち、備考欄1行目の日本スポーツ振興センター保護者掛金は歳出における共済掛金のおおむね2分の1を、7行目の地域社会学習用教材費負担金は小学校3年生、4年生の社会科のワーク、作業帳の費用を、それぞれ保護者にご負担いた

だいたものでございます。

同じく負担金収入の備考欄の下から2行目、放課後子ども教室自己負担金は、教室参加児童の自己負担分でございます。

63ページ、節の一番下、5節委託金収入のうち、右ページ、備考欄の一番下、文化財発掘調査事務委託金は、民間企業等の営利開発事業、圃場整備事業などに伴う発掘調査及び出土品の整理作業を実施した際の開発事業者などからの委託金でございます。

65ページをお願いいたします。

7節施設貸付収入のうち、右ページ、備考欄、下から11行目、地域公民館電気料、1つ飛びまして市民プール電気料、1つ飛びまして総合体育館電気料、3つ下の教育文化センター電気料、その3つ下の学校給食センター電気料は、それぞれの施設に設置している自動販売機の電気料収入でございます。

同じ備考欄の下から5行目、旧忍町信用組合店舗電気料は、ヴェールカフェを運営している団体からの電気料収入でございます。また、下から3行目、教育文化センター使用料は福祉の店きゃんばすの使用料収入、その下、中央公民館事務室使用料は埼玉県公民館連絡協議会事務局の使用料収入でございます。

次に、8節電話使用料のうち、右ページ、備考欄の下から3行目は総合体育館分の、一番下は教育文化センター分の公衆電話使用料でございます。

68ページをお願いいたします。

9節用品等売払収入のうち、備考欄の一番上、電気売払収入（中央公民館）は、桜ヶ丘公民館の太陽光発電設備による残余電力を売電した収入でございます。

次に、5行下の図録等売払収入（郷土博物館）から市史編さん刊行物売払収入までは、刊行物に係る売払収入でございます。

70ページをお願いいたします。

14節精算金のうち、備考欄の上から6行目、はにわの館指定管理料精算金、その下、産業文化会館指定管理料精算金は、それぞれの施設の令和2年度分の指定管理料に対する公益財団法人行田市産業・文化・スポーツいきいき財団からの精算金でございます。

69ページをお願いいたします。

15節雑入の右ページ、備考欄の中ほど、物件移転等補償金（教育総務課）は、埼玉県が実施した県道拡幅工事に伴う損失補償金でございます。

また、下から6行目の水道料金返還金（教育総務課）は、南河原中学校での水道漏水に伴

う返還金でございます。

72ページをお願いいたします。

15節雑入のうち、備考欄の上から5行目、事務手数料（公民館）から事務手数料（郷土博物館）までは、それぞれの施設におけるコピーサービスに係るものでございます。

71ページをお願いいたします。

21款市債、1項5目教育債、1節小学校債の右ページ、備考欄、小学校体育施設耐震改修事業債（繰越明許費分）は小学校5校の屋内運動場非構造部材耐震改修事業の財源として、その下、小学校設備改修事業債は給食用エレベーター及び高圧受変電設備の改修事業の財源として、また、2節中学校債の中学校設備改修事業債は給食用エレベーター改修事業の財源として、それぞれ借入れを行ったものでございます。

次の3節社会教育債の右ページ、備考欄、地域公民館設備改修事業債、次の産業文化会館設備改修事業債は、財源確保のため、合併特例債等を活用したものでございます。

次の4節保健体育債の右ページ、備考欄、学校給食センター設備改修事業債は、皿用食器洗浄機と受変電設備改修事業の財源として借入れを行ったものでございます。

以上で、教育部の所管する部分についての説明を終わらせていただきます。

○委員長 以上で説明が終わりました。

暫時休憩いたします。

午後 0時 27分 休憩

---

午後 1時 31分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### △質 疑

○委員長 次に、質疑を行います。

なお、質疑及び答弁につきましては、簡潔明瞭をお願いいたします。

質疑のある方は順次発言を願います。

3番 江川委員。

○3番 江川委員 よろしく申し上げます。

206ページの事務局費のところ、予算よりも大分配分が少なかったということで、執行不用額が多かったというような説明があったと思います。このところの具体的内容を教えてい

ただけますでしょうか。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

長島教育総務課長。

○教育総務課長 お答え申し上げます。

事務局費におきまして、不用額が多額だったということだと思っておりますが、そちらにつきまして少し説明をさせていただきます。

まず、多くの不用額につきましては、給与、また職員の手当など、それは職員配置の給与の高低差というところが大きな差額が生じたところとっております。また、旅費などにつきましても、そんなに大きな額ではございませんが、コロナ感染の関係もございまして、それらもあまり使われていないという状況がございました。

以上でございます。

○委員長 よろしいですか。

3番 江川委員。

○3番 江川委員 それで、予算の時点で見込んだ人数とかではなくて、先ほど説明の報酬額等の高低差という部分がメインという解釈でよろしいでしょうか。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

長島教育総務課長。

○教育総務課長 そのとおりでございます。

○委員長 よろしいですか。

○3番 江川委員 はい、オーケーです。

○委員長 他に。

小林委員。

○4番 小林委員 主要施策の57ページの学校応援団推進事業と、決算書でいきますと208ページ、下から2番目に学校応援団推進事業費ということになってはいますが、以前、この内容で寺子屋事業交付金というのがこれに替わったと思うんですけども、その替えた理由を教えてください。

もう1点は、主要施策の60ページ、小中学校施設整備事業について伺います。決算書でいきますと216ページです。学校建設費。

それで、その中の事故繰越し303万4,900円の内容と、いつ完成するかについて1点と。

不用額が、先ほどの説明ですと請負残ということで3,680万円ほどありますけれども、工事

費に対して、要するに請負率が大分下がっていると、工事というのは品質確保の関係で最低制限価格等々とあると思いますので、この辺の率が分かれば教えてください。

それと、もう1点ですけれども、小中学校施設整備事業費で1億6,792万4,460円となっていますけれども、この根拠ですけれども、私が見る限りでは、市内各小学校の工事請負費と、ここに書いてありますように、222ページの市内各中学校工事請負費の合計額でよろしいかについて伺います。

以上3点、よろしく申し上げます。

○委員長 執行部の答弁を求めます。挙手してください。

石崎教育指導課長。

○教育指導課長 寺子屋事業というのが令和2年度までは事業として実施していたところですが、コロナ禍で、予算を執行できないような状況が、行事をうまく、いろんな劇団を呼んだりとか、そういった行事がなかなかしづらいような状況にあって、執行できないような学校がございました。また、学校によっては、使い道に困っているというような学校もこれまでありまして、予算の見直しということで、これを割愛し、学校応援団推進事業1本にまとめたものでございます。

以上でございます。

○委員長 よろしいですか。

次に、長島教育総務課長。

○教育総務課長 まず、1つ目でございますけれども、主要施策の60ページ、小中学校施設整備事業につきまして、繰越明許費分の内容でございますが、こちらの内容につきましては、小学校3校の高圧受変電設備につきまして、コロナ禍の中で部品の調達が行われず、当初計画していたところで年度内に部品が入らないために、工期につきまして令和4年7月28日まで延長いたしました。それで、令和4年7月5日に工事につきましては全て完了いたしました。

続きまして、また、執行率、契約の率の関係をいただきましたけれども、すみません、資料はここで持ち合わせなくて、お答えできなくて申し訳ございません。

〔「請負率」と言う人あり〕

○教育総務課長 すみません。請負率も持ち合わせていなくて、申し訳ございません。

また、最後に、これは決算額の1億6,700万円の内訳ということでよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○教育指導課長 こちらにつきましては、事項別明細書で申し上げますと、まず216ページ、校舎等新設改良費の中の工事請負費、また、その下の校舎等新設改良費（繰越明許費分）のほうの工事請負費、今のが小学校費になります。

それと、もう1つが220ページになります。これは中学校費でございますが、こちらの校舎等新設改良費の中の工事請負費、これらを合算したものになっております。

○委員長 よろしいですか。

小林委員。

○4番 小林委員 最後のほう、その合計、自分がやりますと合計金額が1億6,792万4,460円に、その3つ足してならないですよ。それなのでどうなのかと聞いたのと。

あと、最初の寺子屋事業で、学校応援団ということになると、内容的には、以前のは、要するに活動団体に1校につき8万円補助ということですが、金額は変わっていないかということについても伺います。

○委員長 先ほどの数字は1億6,000万円というのは合っているかどうか、確認できたか。

○4番 小林委員 それもお願いします。足してもらえば分かると思うんですけども。

○委員長 石崎教育指導課長。

○教育指導課長 学校応援団の金額は8万円で、変わっていないということでございます。

○委員長 今どうですか、計算して。

〔「計算していますのでお待ちください、すみません」と言う人あり〕

○委員長 計算してもらって、誰か次にありますか、質疑は。

村田委員。

○2番 村田委員 それでは、まず決算書の206ページ、事務局費ですけども、先ほど来の説明、あるいは質疑で、不用額の点お聞きしましたが、その上で、学力向上支援事業ですけども、支援員の採用の関係で不用額が大きかったという説明ありましたが、実際、小・中学校への配置の実人数、あるいはカウントの仕方あるかと思うんですけども、延べ人数でなのか、この実績を1つ教えていただきたいのと。

中学校の場合、科目ごとにその担当、資格を持つ先生、原則かと思うんですけども、そうできなかったケースが令和3年度あったのか、あったとしたら何の教科で何人とか、そこをお教えください。もう何点か。

○委員長 いいですか、それじゃ。

○2番 村田委員 はい。

○委員長 答弁願います。

石崎教育指導課長。

○教育指導課長 まず、学力向上支援員ですが、延べ人数で64人。先ほどの教科、中学校の場合は教科が関わりますが、国語、数学、英語、3教科ということで、学校の要望にはお応えをしておるところでございます。

以上でございます。

○委員長 村田委員。

○2番 村田委員 延べ64人ですが、実人数では把握されていますでしょうか。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

石崎教育指導課長。

○教育指導課長 延べ64人と答えたんですが、実人数は47人です。

○委員長 よろしいですか。

○2番 村田委員 はい。

○委員長 他にありますか。

江川委員。

○3番 江川委員 主要施策の成果報告書で68ページ、体育館施設予約システム導入事業ということで478万9,400円と出ているんですけども、そのほかのところでも出ているんですが、これっていうのは、もう全体を例えばボリュームで割ったものなのか、まるっきり別々ということではないと思うんですけども、その辺の費用負担の割合というのか、中身を少し教えていただきたい、その1点お願いします。

○委員長 答弁願います。

野口生涯学習スポーツ課長。

○生涯学習スポーツ課長 お答えさせていただきます。

今、このシステムを導入している施設の数によって算出をしております。ですから、例えば公民館であるとか産業文化会館とか体育施設、導入した施設の中で持っている施設の数等で数字を算定しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長 野口課長、施設は6施設だったら6施設、どことどことどこって話してやれば、それは解決するんですね。

野口課長。

○生涯学習スポーツ課長 体育施設が8施設、公民館が18施設、産業文化会館が2施設、商工センターとVIVAぎょうだがそれぞれ1、コミセンが2施設、合計32施設で算定しております。

以上、答弁とさせていただきます。(125ページで発言の訂正有)

○委員長 よろしいですか。

江川委員。

○3番 江川委員 確認ですけれども、ここに載っている体育施設予約システムというのは、その体育関係の8施設分がこの478万9,000円ということによろしいのか、確認です。

○委員長 野口課長。

○生涯学習スポーツ課長 そのとおりでございます。

○委員長 よろしいですか。

○3番 江川委員 はい、オーケーです。

○委員長 他にありますか。

村田委員。

○2番 村田委員 引き続き学力向上支援事業ですけれども、成果報告書の55ページ、実績等のフォローアップ教室の講師の関係で伺います。令和3年度実績ですね、何人で何回実施し、できましたら教科ごとの数でお教えいただければありがたいんですが、すぐ出なければトータルで結構です。

これは、学力向上支援員とは全く別の人を別個に雇用しているのか、重なる場合もあるのか、この点もお願いします。

もう1点が、成果目標として、学力調査の結果で県平均を上回るとか、こういう指標を持っていると思うんですけれども、それに照らしてでは令和3年度の成果といたしますか、実績はどのような位置づけになるのか、お願いしたいと思います。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

石崎教育指導課長。

○教育指導課長 まず、フォローアップ教室ですが、延べ人数で参加者が357名、中学校8校です。それから、協力指導者76名で、この76名は学力向上支援員ではなく、それぞれの学校の教職員が担っております。学校によっては土曜日に実施し、土曜日に実施したところは謝金を払うと。ただ、学校によっては火曜日、夏休み中の平日に当たる部分ですね、そこでやって、謝金を払わずに、補習授業の一環という形で、フォローアップ教室ということでやった

学校もでございます。

学力向上支援員が学力向上どれぐらいということで本市の状況ですけれども、令和2年度から3年度にかけてですけれども、具体的には、令和2年度が実施をできなかつたと、コロナで全国学力調査が実施できていない状況がございます。ただし、県学力・学習状況調査、埼玉県の方は実施をいたしまして、令和2年度から3年度ですけれども、県平均をやや下回るというふうな市の状況でございます。

ただ、3年度の話ではなくて、昨年度から今年度にかけて、県の差が令和3年から令和4年にかけて、差が大分縮まっているというのは結果として現れていまして、この成果というのはそういうところには出ているのかなと分析しているところでございます。（138ページで発言の訂正有）

○委員長 ありがとうございます。

長島課長、数字出ましたか、どうでした、合っていましたか。

○教育総務課長 遅れまして申し訳ありませんでした。数字を使って説明をさせていただきたいと思います。

結果から申し上げますと、実は小学校費、216ページの一番下、学校建設費の右の◎校舎等新設改良費の中の14節の市内各小学校工事請負費1,787万3,900円の中に、今回、主要施策で上げさせていただきました学校の改良の中に含めていない、具体的に申し上げますと、太田西小学校の外階段が老朽化で、塗装とか剥がれておりましたので、その塗装したという部分がございます。老朽化部分、こちらには計上しておりませんので、それを除いて、その額が195万8,000円でございます。ですので、1,789万3,900円から195万8,000円を除いた1,591万5,900円、こちらにつきまして主要施策の小中学校施設整備事業のほうに計上させていただいたところでございます。すみません。

○委員長 小林委員、分かりましたか。

○4番 小林委員 分かりましたけれども、先ほどの説明だと、駐車場のほうも含めて107万2,500円も入れてとなっているんですけれども、入っていないですね。

○委員長 長島教育総務課長。

○教育総務課長 そうですね。107万2,500円は主要施策の中には入ってございません。

○委員長 小林委員。

○4番 小林委員 だとすれば、新設ですけれども、事業費には別にそれも入れるのはいいんだと思いますけれども、以上です。

○委員長 いいですね。

〔「委員長、すみません」と言う人あり〕

○委員長 野口生涯学習スポーツ課長。

○生涯学習スポーツ課長 失礼いたします。先ほどの体育施設の数の回答に、すみません、誤りがありましたので、訂正をさせていただきます。8施設と答えましたが、こちらの主要事業の中にあるとおり、6施設の私の見間違いでした。大変申し訳ございません。訂正させていただきます。

○委員長 分かりました。

他にありますか。

5番 町田委員。

○5番 町田委員 1点だけ。事項別明細書の240ページのスポーツ振興費の中の、委員が37名が定員という説明があつて、30名にとどまったという表現をされたんですけども、成り手がいないということでしょうか、確認です。

○委員長 スポーツ推進員ですね。

野口生涯学習スポーツ課長。

○生涯学習スポーツ課長 定員37名で、地区の規模等によって人数をお願いしているところですが、それに対して地区の中で選任がまだできていない、あるいは希望、なかなかできないというところで、30人にとどまっております。

○委員長 よろしいですか。

○5番 町田委員 いいです。

○委員長他にありますか。

村田委員。

○2番 村田委員 それでは、成果報告書の56ページ、学校ICT活用推進事業、こちらについて何点か伺います。

ICT支援員ですけども、この支援員の資格というのがあるんでしょうか、こういう資格の人を採用しますという。

それと、派遣委託ということですけども、どちらに対して派遣を求めているのか、会社ですね。1人当たりの単価というのが予算上でも決算上でもあるのかと思うので、その点を教えてください。

それから、2点目ですけども、たしか私の記憶では、自宅でパソコンを使う場合の電気

料金ですとか補助をするという仕組みを持ったというふうに記憶しておるんですが、その確認と。どういう制度として行っているのか、対象者の所得水準ですとか、そうした基準といえますか、それは予算書のどこに、今年度の決算書の中で上がってきているのかどうか、実績をお願いします。

最後、もう1点が、先ほどもずっと同様の質疑ですけれども、学力調査は県はやっているということですので、ICT活用の点で、学力調査の評価というのはできるのかどうか分からないのですが、ここについてもその成果なりを答弁をお願いします。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

石崎教育指導課長。

○教育指導課長 まず、ICT支援員ですが、特に決まった資格を持った方をということではなく、委託業者をお願いし、研修を受けた形で配置をしていただいていると。委託業者の選定はプロポーザルで行いました。会社名は、ICTの人材派遣のアウトソーシングテクノロジーという業者をお願いをしたところでございます。令和3年度については、3名のICT支援員の派遣をお願いしたところでございます。

続いて、電気代を補助するよなということが村田委員のほうからお話ございましたけれども、そういうことではなく、Wi-Fiの環境がないというご家庭にルーターを貸し出して、この貸出しは無料で行いました。ただし、使った通信料についてはご家庭の負担でということで、ルーターの貸出しを教育委員会からしたということでございます。

それと、ICT支援員が学力向上にどれほど寄与しているかということで、はっきりした数字とか効果というのは関連がはかれないところですが、少なからずプラスには働いていると考えています。

逆に、今後、学力テストがタブレットで行われるよな国の示唆を受けておりまして、県の学力・学習状況、また、全国学力・学習状況調査がこの後、タブレットを介して答えるよな形になります。そういったことから、かなりそういった作業の仕方とか解答の仕方がうまくできるように、また、そういったICTが活用できるように整えているという面ではかなり効果的なのかと、今後、そういったものにも対応できると考えてございます。

以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

他にありますか。

村田委員。

○2番 村田委員 ありがとうございます。

私の記憶というのは、前の部長のときの一般質問の答弁だったので、私なりに再度確認を試みたいと思いますが。

次の質疑ですが、同じく56ページのいじめ・不登校対策事業、こちらから何点か伺います。

さわやか相談員ですとかウイズ指導員ですとかをお願いしているわけですがけれども、先ほどと同じように、どういう方をお願いしているのか、資格要件があるのか、その点が1点。

それから、あと、実際の派遣回数、あるいはルールで週何日というふうに、ルーチンで決まった年間計画に基づいているんでしたらそういうことで、あるいは突発的なことで集中的に入るとか、そういうこともあるのかどうなのか、その辺の運用の実際、実績、これについてお聞きしたいと思います。

あわせて、もう1つ、57ページ、次のページです。真ん中のきらきらサポーターですがけれども、こちらは人数とかによる配置基準ですとか、どういう形に基準をお持ちなのかどうか、基準があるんだとすれば、その基準どおりに令和3年度配置できたのかできなかったのか、その辺の実績を教えてください。

また、サポーター、資格要件とか、こういう専門職というのがあるのかも併せてお聞きします。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

石崎教育指導課長。

○教育指導課長 まず、さわやか相談員につきまして、特に決まった資格があるわけではございません。ただし、学校現場でそういった子どもたちの悩みを聞くことを、使命感を持ってやっていただけの方をお願いするという形です。

年3回程度、この方たちには研修をお願いして、さわやか相談員対象の県の研修がございまして、そういったところで研修を受けて、相談業務の質の向上、また、そういった子どもたちの悩みに対応できる相談業務を進めていただけるようお願いしているところです。

まず、勤務の状況ですがけれども、各学校に2人配置をしております。週3回勤務ということで、2人いる場合もございますし、どちらか片方の方の場合と、とにかく学校にいないというような状況をつくらないように、2人合わせますと年間200日近くの日数になると思われまます。

それから、きらきらサポーターのことですがけれども、配置基準と申しますか、お子さんによっては、支援学級の子でもかなり身体的に配慮を要するお子さんがございます。そういっ

た子たちを優先的に、そういう方がついて補助という形をまず取ってございます。

それから、支援学級によっても、少人数のクラスと大人数のクラス、最高8人の数になるんですね。9人になると2クラスという形になりますので、そういった人数によっても、多いクラスに配置するという必要でも必要ですし、支援学級にも知的学級と自閉・情緒学級がございまして、特に自閉・情緒学級には配慮を要するお子さんが多数おられますので、そういった子たちの人数に応じて配置しているところでございます。

学校の立場としてはたくさんつけてほしいというのが、もちろん私も校長経験がございまして、そういう気持ちはございます。しかしながら、それを全部果たすと予算面と折り合いがつかなくなるというところも、今、この行政の仕事をしてよく分かりますので、そこら辺は学校とよく協議しながら配置を考えてございます。今のところは、何とか学校の要望に応じてやれていると市教育委員会としては考えております。

以上でございます。

○委員長 よろしいですか。

石崎課長、確認するけれども、先ほどさわやか相談員というのは何も資格は要らないと言ったけれども、ただ、県の講習を3回受けたら、それは最低の条件ということですか。

○教育指導課長 そうですね。できる限りそういった研修に参加していただくと、必須というわけではないですけれども、その方が行ける限り行っていただくと。

○委員長 別に3回受けなくてもいいということですね。そうですか、分かりました。

○教育指導課長 絶対に受けるというものではございません。

○委員長 分かりました。

次に、田口教育支援センター所長。

○教育支援センター所長 ウイズ指導員のことについてお答えいたします。

ウイズ指導員は、今、教育支援センター下忍分室にある適応指導教室ウイズの指導員でございまして。現在、常勤が2名、非常勤が4名ということで昨年配置しました。資格としては、幼稚園、小学校、中学校の教諭の免許を持っている者、さらに大学生は4年生で、今、教員採用試験を受けている者ということで、私のほうで面接をして採っておるところでございます。

○委員長 ありがとうございます。よろしいですか。

他にありますか。よろしいですか。

村田委員。

○2番 村田委員 それでは、決算書の210ページの人権教育指導事業について伺います。成果報告書だと58ページですかね。

成果報告書の58ページ、一番上、実績等の中で研修負担金、あるいは研修補助金というのが出ておりますが、この研修というのはどういう内容のものか。それから、対象者は校長、教頭なのか、あるいは一般の教職員まで含めるのか、この点について伺います。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

石崎教育指導課長。

○教育指導課長 教職員研修補助金は、各学校に6,000円ずつ、校内研修で人権の研修をやっていただくことを目的として、補助金を出しているという状況でございます。人権教育の研修ということを学校でやっていただくということです。

それから、研修の対象者ということですが、管理職、校長、教頭をメインで行ってございます。プラス、他市町から来ている者、特に若い教職員が同和問題とかの理解が十分でないという部分もございまして、そういった若い教職員、1年目から3年目、また、他市町から来た教職員を対象に研修を行っているということでございます。

○委員長 ありがとうございます。

他にありますか。

村田委員。

○2番 村田委員 それでは、決算書の同じく210ページ、成果報告書ですと58ページの真ん中のホップ・ステップ・ジャンプ外国語教育、この事業でまず伺います。

報酬ですとかの決算額、前年度よりも減っているようですけれども、事業を縮小させているのかどうなのか、その背景、理由を1つ伺います。

もう1つは、各校への配置の基準と、その配置の実情ですけれども、基準をお持ちかと思うんですけれども、どういう基準で、それで実際そこにぴたっと、欠員なくはまっていたのか、その点です。

あと、週何時間ぐらいお一人でこまを持つことになっているのか、そこを伺います。

ここで一旦切ります。

○委員長 執行部の答弁を願います。

石崎教育指導課長。

○教育指導課長 ホップ・ステップ・ジャンプ外国語教育事業と、昨年度に比べて事業費が減っているということで、これは1名減になりました。外国語指導助手、いわゆるALTが15

から14名、1名減ということで、その分、1人分報酬が少なくなったということでございます。かといって、事業を縮小しているかと、そんなことはございません。1人欠けた分も、できるだけ配置でカバーしているというところでございます。経費を抑えるというところで考えました。

配置につきましては、大体、中学校が1人で2校回っていただいております、ALTに。すなわち4名で対応していると。小学校の大きな学校については、常駐という形で1人でやっています。やや小さめの学校、あるいは小規模校、そういった学校には2校配置でということで、14名でうまく、令和3年度ですので24校の配置をやったというところでございます。

ALT（外国語指導助手）の勤務ですけれども、週に20時間の勤務ができるようにしてございます。授業こまで20コマぐらいできるという形にはしてございます。

以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

他にありますか。よろしいですか。

村田委員。

○2番 村田委員 それでは、成果報告書で次の59ページになるんですけども、下の段の就学援助事業、こちらについて3点ほど伺いたいと思うんですが、この補助対象の世帯の要件を教えていただきたいのと。

扶助費の小学生のところ、500万円ほど不用額が出ているようなんですけれども、この要因はどのようなことなのか。中学校の額は大きいんですけども、あわせて、決算書だと220ページになるのでしょうか。不用額が発生した主な要因です。

2点目は、新入学生への事前の支給です。いつ頃、何月の上・中・下ぐらい、教えていただければと。

3点目ですけれども、決算書の216ページの教育総務費の給食費補助ですけれども、これは、比較したいと思って前年度の決算書も見たんですが、場所が違うのか、何か費目とか組替えをしているのか、仕組み上のことなんですけれども、教えていただきたいんですが、この3点お伺いします。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

長島教育総務課長。

○教育総務課長 まず、就学援助費につきまして、就学援助費の受給要件というところでござ

います。受給の対象者につきましては、まず本市に住所を有して、本市の公立中学校に就学する方、また、本市に住所を有して、他のまちの公立学校に就学する方ですが、その就学している市町村において就学援助の支給を受けていない方という要件がございます。

あと、基準といたしましては、平成24年度の生活保護費の1.3倍までの方というのが基準となっています。こちらが、まず要件というところでお話をさせていただきます。

次に、不用額が500万円ほど出ているというお話をいただいた件でございますけれども、こちらにつきましては、新型コロナとかございますので、予算要求をそれを見越して行ったところでございますけれども、予想よりは申請件数が少なく、例年どおりだったというような形でございます。

続きまして、新入学児童・生徒の支給につきましてでございますけれども、こちらにつきましては、年が明けた1月頃に申請をいただいた中で、2月頃の支給という形を取っております。

続きまして、216ページの給食費……

〔「給食費補助金、教育振興助成費（教育総務課）の19節」と言う人あり〕

○教育総務課長 給食費補助金が昨年度と額が違う……

〔「昨年度、ここの欄に見当たらなかったんだけど、組替えがあったのか何なのか」と言う人あり〕

○教育総務課長 こちらにつきましては令和2年度につきましては、給食費の無償化をした関係から、給食費を徴収しておりませんので、就学援助も支出していないという状況がございます。

〔「それが令和3年になったので」と言う人あり〕

○教育総務課長 令和3年になったので、給食費の徴収を行ったので支給をしたという状況でございます。

○委員長 よろしいですか。

村田委員。

○2番 村田委員 成果報告書の60ページ、一番上の修学旅行取消料等補助金ですけれども、コロナで致し方ないところですが、最終的に各小・中学校で行おうとしていた林間学校あるいは修学旅行、実施できたのか。できなかったところは代替の別の事業とか行事を行ったところもあるかと思うんですが、その実情を教えてくださいのと。

これは、取消料補助金というよりも、実際の実施事業の補助金のほうの質疑に当たるかと思うんですけども、そこはご容赦いただいて、その状況をお願いします。

○委員長 石崎教育指導課長。

○教育指導課長 令和3年度につきましては、非常にコロナがまだ蔓延して、ちょうど林間学校の時期ですとか修学旅行の時期にまん延防止等重点措置が敷かれていてということで、ここにありますように、小学校、林間学校7校キャンセルと。この7校につきましては全て、日を変えて実施をしております。

続いて、中学校ですが、修学旅行に京都・奈良、全ての学校が計画したわけです。しかし、京都・奈良に行けたのは見沼中学校1校のみ、そのほか7校については別の形で実施をいたしました。例えば、太田中学校につきましては、東北のほうに2泊3日で行ったと。それから、行田中学校は山梨方面に1泊の修学旅行。忍中学校、長野中学校、埼玉中学校、西中学校につきましては、日帰りの旅行ということで、例えば、私、西中学校の校長をしておりますので、西中学校につきましては富岡製糸場に、世界遺産の、あそこに見学に行きました。大変一日有意義に過ごして、でも残念でした。1泊で、あるいは2泊で行きたかったところでございます。

そして、南河原中学校につきましては、実は3月に延期を持っていったんです。そしたら、3月の修学旅行、まん防がかかってしまって行けなかったということで、代替もたしか多分行っていなかったと記憶してございます。かなり厳しい、もう卒業式間際だったのでというところで。

それから、林間学校5校というのは、全てスキー学校でして、これは中学校のスキー学校です。夏の林間をやっている学校もございますけれども、多くの学校が冬のスキー学校を林間学校としておりまして、それで、この5校につきましては代替もございませんでした。

すみません、西中の例ばかりで。西中学校は1年生と2年生、2年生が昨年も行けなかったのも両方企画したんですが、1年生が終わった後、2年生と組んだんですが、1年生は行ってこられました。その帰った日がまん防ということで、2年生は行けずに。さらに、春スキーにしようということで3月に延期したんですけども、そこもまん防に引っかかってしまって駄目だと。だから、今の3年生に当たるんですけど、残念ながら行くことができませんでした。そのような状況でございます。

以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

他にありますか。

村田委員。

**○2番 村田委員** 丁寧な答弁ありがとうございました。

次に、放課後子ども教室と文化財保護の関係でお尋ねしたいと思います。何点か続けて質疑させていただきますので。

まず、成果報告書の60ページの放課後子ども教室ですけれども、似たような事業で学童保育があるかと思うんですけれども、仕組み上でのすみ分けというんですか、事業としての違いはどのようなふうになっているのか、あるいはそうになっていたとしても、学童保育の対象の子がこちらがいいという、相互乗り入れといったのを実際やっているのか、その辺、仕組み上のことと運用実態上の両方でご答弁いただければと思います。

それから、3年度の実績が成果報告書のほうに載っているわけですが、統廃合等を考えると、未実施校は今年度はないのかと、そういう整理でいいのかなというのを1点伺いたいです。

もう1点が、子ども教室の委託ですが、これはどういうところに委託をしていて、そこでコーディネーターというのが活動されているようですが、どういう役割を持ってやってらっしゃるのか。委託先の団体のやることとコーディネーターのやること、このところについての説明をお願いします。

もう1つの大きなのが、文化財保護費の関係です。成果報告書の63ページ、日本遺産魅力発信事業ですが、日本遺産ガイダンスセンター運営についてお金を出しているわけですが、どこにあって、どういう事業をやっているものなのか。行田市が出す理由といいますか、メリットといいますか、そうしたことも併せて教えてください。

それから、旧忍町信用組合店舗の保存・活用の必要経費というのがこちらに、経費の内訳を、主なものを教えてください。

それから、市民からの見学依頼、お店が閉じているときでも、依頼があったら中はオープンしますよということだったと思うんですけれども、実際のそういう依頼と見学があったのか。

それから、もう1点が、日本遺産サミットに出展されていますけれども、行田市では何を展出したのか、この点をお願いします。

**○委員長** 執行部の答弁を求めます。

野口生涯学習スポーツ課長。

○生涯学習スポーツ課長 放課後子ども教室のご質問についてお答えをさせていただきます。

まず、学童保育と放課後子ども教室については、こういった形で区別、あるいは分けているのかというところがございますが、放課後子ども教室につきましては、子どもたちが安心して放課後に活動できる場を提供するという大きな目的として、地域の方々の参画をいただいて、体験学習、スポーツ・文化活動などを実施しておる教室でございます。おおむね実施していただける学校は、月1回程度の事業を行っているところでございます。

学童保育と併用できるのかということの御質問があったかと思うんですが、学童保育を利用されている方につきましては、幾分制約というような部分があるんですが、学校の敷地内に学童保育施設がある場合は、その学童保育に通園している児童については、放課後子ども教室を利用していただくということについては了解をいただいて利用していただいていると。ただ、事情によって学区の外の学童保育等を利用されている場合には、どうしてもこのコーディネーターを含めた地域の方々が送り届けたりすることができませんので、学童保育を利用されている方は、基本的にはその時間帯ご家族等が留守の方ということが学童保育に入所するための条件になっている部分があるので、入所はいただけない形でご理解をいただいております。

実績の関係につきましては、令和3年度については、11校の学校が今、開設をしておるところでございます。令和2年につきましても同様でございました。

委託の関係でございますが、コーディネーターと子どもたちの面倒を見ているスタッフの方々がおるわけですが、この方々の、基本的にはコーディネーターが代表となった地域実行委員会というのを、実施している学校単位で設置をさせていただいております。その地域実行委員会に、放課後子ども教室で必要となる消耗品、あるいは講師等を、地域の方々以外の方から依頼をする場合、必要となる経費等を学校規模と予定表等を加味しながら、大体1校当たり3万円から4万円の契約額で委託契約をして、その金額を1年間の中で使わせていただくという形で対応しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長 次に、中島文化財保護課長。

○文化財保護課長 ご質問いただきました件について、順次お答えさせていただきます。

まず、日本遺産のガイダンスセンターですが、行田市行田5-15、埼玉縣信用金庫の裏側、埼玉りそな銀行の斜め裏側という感じですが、そこにある足袋蔵まちづくりミュージアムというところの2階を、これは部屋を借りているお金として月4万円、年間48万円をお支払い

しているところでございます。

2階を借りて、そこに日本遺産の關係のガイダンスの展示を行っているということで、人は常駐しておりませんけれども、ビデオをかけたという形をやっております。職員も時折ですが行って、お客さんがいれば説明をしているという形です。

ガイダンスセンター全体、1階も含めてですが、年間、令和3年度は入館者が4,330人訪れております。大部分の方は2階に上がっているようなので、多くの方が展示を見ていただいていると思っております。

続いて、旧忍町信用組合の關係ですけれども、経費の内訳ですが、一番金額的に支出額で単純に多いのは電気料でして、38万5,640円を支払っているんですが、うち運営団体のほうから室内の部分の電気料は頂いておりますので、31万364円は収入があるという形になっております。それ以外には、警備委託料が11万6,160円、それから雨どいの清掃を年に1回やっておりまして、それが8万8,000円、消防用設備の点検が年間4万4,000円、エレベーターの保守点検費が13万1,890円となっております。それと、AEDの借上料が4万6,200円で、その合計額がこの金額になっているところでございます。以上が内訳でございます。

それから、市民の方の見学依頼ですけれども、純粋な意味での見学依頼は、実は残念ながらありませんでした。ただ、その中で、イベントを行いたいの、休館の日にイベントのための一イベントというか、こちらは展示をお願いしたいということもありますので、中を設備として見たいという依頼は2～3度受けて、開けて、見ていただいております。

それと、日本遺産サミットの件ですけれども、これは現地のほうで日本遺産の構成遺産の写真とか日本遺産のストーリーについての展示を行ったり、あるいは実物として足袋やミシンを持っていっています。また、「陸王」のときのロケのグッズを少し持っていって、これはお客さんが非常に食いつきがいいので、持っていっています。そういうお客さんに対して、パンフレットを配布しております。ちなみに、サミットin小松は、2日間で8,489名の来場者があって、かなりの方が行田市のブースにも訪れていただいております。

以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

村田委員。

○2番 村田委員 ありがとうございます。

1点確認といえますか、改めて伺いたいですけれども、放課後子ども教室の關係で、コーディネーターというのは委託とは別途お願いをして、また、謝金もこのように別途計上し

てやっているということかと思うんですけども、コーディネーターと委託先の団体の関係というのはどういうふうに現場では動いているのか、そこら辺分からないので教えてください。

○委員長 野口生涯学習スポーツ課長。

○生涯学習スポーツ課長 基本的にはコーディネーターとスタッフの方々につきましては、この委託の中で謝金を払っているのではなくて、謝金としては年の活動の回数等の中で、決められた単価でそれぞれにお支払いをしているという形で、コーディネーターとスタッフ、要するに学校の地域の指導者という形で、その方々が地域実行委員会として運営しているという形であるというところでございます。

○委員長 よろしいですか。

村田委員。

○2番 村田委員 私からはあと、大きな項目で2項目ほど質疑をさせていただきたいんですが、1つは同和対策事業、もう1つは学校給食の関係です。

まず、同和対策事業のほうで1～2点伺いたいと思うんですけども、まず、予算書を見ても同和対策の事業は非常に分かりにくくて、コロナの関係もあるかと思うんですけども、社会科見学ですとか隣保館、交流センターで同和教育事業ですとかやっていたり、あるいはいろいろな啓発事業をやっていると思うんですが、同和対策事業としてそのこのところ、決算書の何ページを見ればこの事業は出ているということを教えてください。

2点目は、同じ趣旨の中で、同和対策集会事業費、生涯学習スポーツ課所管だと思うんですが、各集会所の事業、これはどこに計上されているのか。それぞれの事業の実績、回数ですね、それと主な講座内容を教えてください。

最後、学校給食の関係で、2点ほど伺いたいと思います。

成果報告書だと69ページ、決算書で242ページですか。

まず、地産地消ということを推進されているかと思うんですけども、令和3年度で何パーセントの地産地消が賄材料費の中で調達できたのか、割合で把握されているようでしたら教えてください。割合での把握がされていない場合、何でしていないのか、したほうがいいのではないかとということが背景にあってですけども、なぜしていないのかも併せてお尋ねします。

もう1点は、行田でどういうのが主な野菜なのかですけども、どういったものが主に食材として使われているのか、地元産がですね。その率を上げる努力というのは、令和3年度

の中ではどのような形で行われたのか、お願いします。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

初めに、野口生涯学習スポーツ課長。

○生涯学習スポーツ課長 それでは、人権教育に関してのご質問につきましてお答えをさせていただきます。

まず、人権教育関係の事業費等についてはどこに記載されているのかというお話につきましては、事項別明細書の225ページ、3目人権教育推進費でございます。この中の特に事業として使用している部分につきましては、7節謝金、これは学力向上学級であったり、成人教室の中の講師として活動していただく方々の謝金として計上しているところでございます。

それと、各人権教育の講座、研修会等の講師をお願いをした場合の謝金、あるいは費用ということで計上しておるところでもございます。これが主な事業費でございます。

それと、集会所学習につきましての内容でございますが、各集会所において、それぞれではございますが、成人の方々が陶芸や手芸、園芸、料理、生け花等の教室を開催して実施をしていると私たちは報告を受けております。ただ、昨年度はコロナの関係もございまして、まん延防止等の期間等があった中で、参加者等が減ってきているということも確認をしているところでございます。

それと、4集会所と地域が対象地区となっている学校等につきましては、学力向上学級を実施してございますが、それらにつきましても集会所を中心に、あるいは学校を使って活動しているところでございます。

それぞれの集会所につきましては、成人学級を年間で48回の活動、4集会所の合計でございますが、行われております。延べ参加人数が273人という報告を受けております。

学力向上学級につきましては、昨年は年間で99回の開催が、小・中学校それぞれの合計ですが、ございました。延べ参加人数は1,671人という報告を受けてございます。

以上、報告とさせていただきます。

○委員長 次に、小林学校給食センター所長。

○学校給食センター所長 まず、地産地消率の関係でございます。

令和3年度の地産地消率、賄材料費に対しての率でございます。こちらにつきましては19.2%でございます。ちなみに、令和2年度につきましては19.9%、令和2年度が過去最高という数字でございます。

次に、地産地消に係ります主な食材の内容でございます。

食材につきましては、令和3年度、まず野菜につきましては6品目を使用しております。内訳につきましては、在来の青大豆、それとニンジン、ナガネギ、オクラ、サツマイモ、生シイタケ、それと今回新しく果物を1品追加しております。こちらにつきましてはイチゴを使っております。イチゴを使った小さいゼリーに加工したもの、これが新しく追加という形でございます。

以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

他にありますか。よろしいですか。

石崎教育指導課長。

○教育指導課長 先ほど村田委員のご質問の中で、訂正しなくてはいけない部分が出てきました、申し訳ございません。

55ページの学力向上支援事業のところ、下側のところにフォローアップ教室と、中学校3年生に対しての補習的な事業がありますけれども、この人数です。私のほうは延べ357名、協力者76名、これは今年度の現在の数字で、これからやるところも何校かございまして、さらに増えるものと思われま。

昨年度の数字ですが、協力者は、すみません、ここで答えられないですけれども、生徒のほうは延べで579名、フォローアップ事業に参加しております。この点、訂正させていただければと思います。大変ご迷惑かけました。失礼いたしました。

○委員長 よろしくお願ひします。

他に質疑はないですね。

[発言する者なし]

○委員長 他に質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

教育委員会所管部分の審査を終了いたします。ご協力ありがとうございました。

---

#### △散会の宣告

○委員長 これをもって本日の日程を終了いたします。

なお、次回、10月11日火曜日は午前9時30分から会議を開きますので、委員各位におかれましては定刻までにご参集願ひします。

本日はこれにて散会いたします。ご協力ありがとうございました。

午後 2時 41分 散会

---

決 算 審 査 特 別 委 員 会

1 0 月 1 1 日 ( 火 曜 日 )

令和4年行田市議会決算審査特別委員会会議録

- 開会年月日 令和4年10月11日（火曜日）
- 開催場所 第2委員会室
- 付議事件 消防本部所管部分について  
都市整備部所管部分について  
建設部所管部分について

○出席委員（7名）

委員長	吉田豊彦	委員	3番	江川直一	委員
副委員長	福島ともお	委員	4番	小林修	委員
1番	高澤克芳	委員	5番	町田光	委員
2番	村田秀夫	委員			

---

○欠席委員（0名）

---

○説明のため出席した者

木村昌明	消防長
堀一夫	消防本部次長
吉澤宏	消防本部次長兼 消防署長
野口祥和	消防総務課長
服部昌彦	予防課長
山口謙一	消防本部副参事
青山義徳	都市整備部長
斎藤和也	都市整備部次長兼 建築開発課長
寺田定弘	都市計画課長
黒澤典弘	下水道課長
橋本雅至	上下水道経営課長
加藤修	水道課長
藤野賢哉	都市整備部副参事
長谷見悟	建設部長
吉田兼弘	管理課長
五十幡雅弘	道路治水課長
山崎博司	営繕課長

---

○事務局職員出席者

書 記 田 島 裕 介

書 記 高 橋 優 太

午前 9時 29分 開議

△開議の宣告

○委員長 それでは、皆さんおそろいで定刻になりましたので、ただいまから決算審査特別委員会を開会させていただきます。

委員の皆様には、3連休の後で大変お疲れのことと思います。そうした中、今日は早朝より決算審査特別委員会という形で、委員の皆様にはまた今日はお世話になるわけでございますけれども、今日は長時間にわたろうかと思っておりますけれども、ぜひよろしくご協力を賜るようお願い申し上げます、早速ですがこの審査委員会を開始させていただきますので、よろしくお願いたします。

それでは、本日の審査につきましては、お手元に配付した日程により行いますので、よろしくお願いたします。

今回、執行部におかれましては、審査方針等を踏まえ、簡潔明瞭な説明を準備していただいておりますので、委員の皆様にも審査における着眼点に基づき、効率のよい質疑に努めていただきますようお願い申し上げます。

これより審査に入りますが、議事の整理上、発言は委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

---

△消防本部所管部分について

○委員長 初めに、消防本部所管部分についての審査を行います。

木村消防長、ご挨拶をいただくわけですが、消防長には申し上げますけれども、この間も火災がありましたよね。今年度の近況、災害件数等の状況も挨拶前にお知らせしていただいて、挨拶もその後お願いたしたいと思っております。よろしくお願いたします。

消防長。

○消防長 皆さん、おはようございます。

委員長を初め委員の皆様には、日頃消防業務推進に当たりご理解とご指導を賜り、誠にありがとうございます。

委員長よりご依頼がございましたので、説明の前に本年の火災、救急の件数等についてご報告申し上げます。

まず、本年10月10日現在、昨日現在の出動状況は、火災25件、こちらは前年比3件のプラスでございます。救急に関しましては3,421件、こちらは前年比514件の増でございます。

現在もコロナ禍ではございますが、全国的に感染者数は第7波となった本年7月から8月下旬をピークに9月は減少傾向が続く一方で、死亡する人の数は依然として多い状況が続いております。本市の救急出動状況もこれに比例をし、疑いを含むコロナ関連の出動件数が8月は過去最高を記録し、加えて受入れ先である医療機関も逼迫した状態であったことから、かなり厳しい状況下での救急業務の遂行でございました。

消防本部では、BCP（業務継続計画）の見直しを行うなど、感染予防対策も含め、想定と準備を怠ることなく今後も適切に対応していく所存でございます。

着座にて失礼いたします。

それでは、令和3年度一般会計歳入歳出のうち、消防本部所管部分につきまして説明させていただきますので、審査のほどよろしく願いいたします。

初めに、主要施策の成果報告書から説明申し上げます。

成果報告書52ページをお願いいたします。

一番上の救急救命士養成事業は、救急救命士の新規養成及び救急救命士の有資格者に対し、救急救命処置の質を確保し、知識、技術の維持向上を図るため、再教育を行ったものでございます。なお、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から、実習人員が減少となっております。

次の防火服更新事業は、経年劣化等により防火性能が低下した防火服について、令和3年度から4年間で102着の更新を計画しており、令和3年度は31着分を購入したものでございます。この事業により、隊員の安全性向上と災害現場活動の強化が図られたところでございます。

次の消防通信指令センター共同運用事業は、熊谷市と高機能消防指令センターを共同運用するための事業で、消防通信指令業務の効果的な運用が図られているところでございます。

53ページをお願いいたします。

一番上の消防団装備の充実強化事業は、消防団員の安全確保上、必要な個人装備及び救出救助器具を配備し、大規模災害時等における救助活動の向上と強化を図っているものでございます。

次の消防車両更新事業は、消防本部所管車両更新基準に基づき、消防力の充実強化を図るため、消防署西分署の高規格救急自動車と高度救命用資機材を更新したものでございます。

次の自動式心マッサージ器整備事業は、新型コロナウイルス感染症が拡大する中、心肺蘇生を実施する救急隊員の感染防止を図るため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時

交付金を活用し、自動式心マッサージ器を各救急車積載分として4台購入したものでございます。

主要施策の成果報告書につきましては以上でございます。

続きまして、各事業につきまして、決算事項別明細書に基づきまして説明させていただきます。

まず、歳出の主なものを申し上げますので、197ページをお願いいたします。

なお、9款消防費のうち、5目災害対策費を除く消防本部所管部分についてご説明申し上げます。

まず、9款1項1日常備消防費のうち、右ページの翌年度繰越額、繰越明許費の11節役務費は、令和4年3月補正で予算措置をした事業費で、新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金を活用した社会機能維持のための職員PCR検査等事業費を、令和4年度においても支出が見込まれることから繰り越したものでございます。

また、同ページの不用額につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により職員の各種研修、実習等が制限されたことや、年度途中で2名の職員が退職したことにより、給料、職員手当及び共済組合負担金などの人件費の支出がなかったことが主な要因でございます。

その右、備考欄の◎消防本部及び消防署運営費ですが、消防行事務を遂行する上での常備消防組織の活動及び運営費でございます。主なものを申し上げますので、200ページをお願いいたします。

備考欄、8節の2つ目、研修旅費は、埼玉県消防学校、救命救急士養成所、救急救命士東京研修所への各種研修に係る旅費でございます。

10節の2つ目、燃料費は、消防団を含めた49台の車両の燃料費と、各署所におけるLPガス、灯油等の購入費でございます。

その4つ下、被服費は、消防職員の職務に必要な被服及び附属品等給貸与品の購入と、防火服更新事業の防火衣を購入したものでございます。

11節の3つ目、通信料は、消防通信指令回線の使用料及び救急活動用タブレットのポケット通信定額料等でございます。

その3つ下、手数料は、消防職員の定期健康診断及びB型肝炎の抗体検査、ワクチン接種等の手数料でございます。

続きまして、12節の救急救命処置事後検証業務委託料から救急救命士再教育委託料までは、救命救急士養成事業としての病院実習等に係る委託料で、その2つ下、医療用廃棄物処理委

託料は、救急活動で使用した救急資機材の廃棄処理をするための委託料でございます。

13節の一番下、器具・機材借上料は、隔日勤務者の仮眠用寝具のリース料金でございます。

18節の下から3つ目、第二次救急医療機関隔離室環境整備費補助金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、市内の第二次医療機関に対して、救急搬送した患者を隔離するために必要な隔離室を整備するため補助金を交付したものでございます。

202ページをお願いいたします。

次に、2目非常備消防費のうち、右ページの不用額の主な要因は、新型コロナウイルス感染症の影響により出初め式等の行事が中止になったことや、消防団員の各種研修等が制限され、出動費用弁償の支出が減少したこと、令和2年度の退職消防団員が見込み人数より少なく、退職団員報償金の支払いが減少したことによるものでございます。

次に、備考欄の◎消防団活動費の主なものを申し上げますと、1節の団員報酬は、基本消防団員248人分の年報酬でございます。

7節の記念品費は、消防団員勤続賞の表彰副賞や、消防団員のご家族に対して家族記念品を購入したものでございます。

その下、退職団員報償金は、令和2年度末で退団した7人分の退職報償金でございます。

8節の出動費用弁償は、消防団員の各種出動手当でございます。

10節の3つ目、被服費は、行田市消防団員被服等給貸与規則に基づき、消防団員の職務に必要な被服及びその給貸与品を購入したものでございます。

18節の3つ目、退職報償掛金は、消防団員等公務災害補償等共済基金へ、退団される消防団員に対して退職報償金を支払うための掛金でございます。

その2つ下、分団運営交付金は、行田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例に基づき交付する分団運営のための交付金でございます。

次に、3目消防施設費のうち、右ページ、翌年度繰越額の繰越明許費、14節及び17節の工事請負費及び備品購入費は、令和4年3月補正で予算措置をした事業費で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した消防本部庁舎浴室の個室化改修工事及び消防隊仮眠室個室化改修工事費と、仮眠室個室化に伴うロッカーの購入費で、入札や工事が年度内に執行できないことから、令和4年度に繰り越したものでございます。

右の備考欄、◎消防施設整備費は、車両購入を初めとする消防施設整備等の維持管理に係る費用でございまして、主なものを申し上げますと、10節の2つ目、修繕料は、消防車両、消防資機材、消防庁舎の維持管理のための修理・整備代でございます。

11節の一番下、手数料は、火災、救急等災害現場活動時に使用する資機材等の機能保守点検、法定点検等の手数料でございます。

12節の1つ目、清掃委託料は、消防本部庁舎の日常清掃、定期清掃に係る委託料でございます。

14節の1つ目、施設改修工事請負費は、救急隊員の仮眠中の感染リスクの低減を図るため、消防署本署の救急仮眠室を個室にした改修工事費でございます。

204ページをお願いいたします。

備考欄の一番上、施設設備設置工事請負費は、感染対策として適切な換気を行うため、消防本部庁舎及び北分署に網戸を設置したものでございます。

その下、施設設備改修工事請負費は、消防本部庁舎及び西分署、北分署のトイレ手洗い場を自動水栓に交換し、感染対策を講じたものでございます。

なお、これら3つの工事請負費につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、実施したものでございます。

17節の1つ目、事業用器具費は、空気呼吸器の予備面体及び高圧空気ボンベ、エンジンカッター等、消防活動時に要する資機材を購入したものでございます。

その下、車両購入費は、消防署西分署に配備の高規格救急自動車を更新したものでございます。

さらにその下、救急用具購入費は、高規格救急自動車更新に伴い、高度救命処置用資機材等を購入したものでございます。

次に、その下、◎消防施設整備費（繰越明許費分）の10節消耗品費及び17節救急用具購入費は、令和2年度から繰り越した救急活動感染防止対策事業費で、救急出動時の救急隊員の感染防止対策の強化を図るため、各種感染防止対策資機材を購入したものでございます。

次に、4目水防費のうち、右ページの不用額の要因は、新型コロナウイルス感染症の影響により行田市水防演習の中止と出動費用弁償の支出がなかったことによるものでございます。

右の備考欄、◎水防活動費の内訳ですが、1節の機能別団員報酬は、機能別消防団員34人分の年報酬で、その下、10節被服費は、水防活動に必要な救命胴衣と水防訓練用手袋を購入したものでございます。

歳出につきましては以上でございます。

次に、歳入の主なものにつきまして説明申し上げますので、戻りまして45ページをお願いいたします。

13款 2 項 5 目消防手数料の備考欄、許可手数料は、危険物施設の設置や変更許可、完成検査等50件分の手数料でございます。

続きまして、55ページをお願いいたします。

15款 2 項 7 目消防費県補助金の備考欄、消防・救急体制整備費補助金は、東京オリンピック・パラリンピックの埼玉県で開催された競技会場の警備体制に伴う補助金でございます。

続きまして、57ページをお願いいたします。

3 項 4 目消防費委託金の備考欄、新型コロナウイルス感染症患者等移送業務委託金は、埼玉県と県内の各消防本部が新型コロナウイルス感染症患者の移送に関し締結した協定に基づき、コロナウイルスに感染した患者を移送した場合に支払われる委託金で、24件分の収入となっております。

16款 1 項 1 目財産貸付収入の 1 節土地建物貸付収入のうち、備考欄の下から 4 つ目、建物貸付収入は、消防本部庁舎屋上の太陽光発電設備のパネル設置に係る屋根貸し収入と、自動販売機の設置に係る公有財産の貸付収入でございます。

次に、63ページをお願いいたします。

20款 4 項 1 目雑入の 4 節交付金及び助成金収入のうち、備考欄の下から 2 つ目、消防団員安全装備品整備等助成金は、消防団員の安全装備品の購入に係る消防団員等公務災害補償等共済基金からの助成金でございます。

66ページをお願いいたします。

7 節施設貸付収入の備考欄、下から12行目、消防庁舎電気料は、消防庁舎に設置の自動販売機の電気料及び消防本部敷地内に設置してある水道課管理の第 2 水源取水ポンプの電源供給元が消防庁舎であることから、水道課の取水ポンプの使用電気料の収入でございます。

68ページをお願いいたします。

11節の消防団員退職報償金は、令和 2 年度をもって退団した 7 名分の退職報償金でありまして、消防団員等公務災害補償等共済基金からの収入でございます。

69ページをお願いいたします。

15節雑入の備考欄、1 つ目、自動車重量税還付金と下から 7 つ目、自動車保険解約返戻金は、消防団車両更新に伴う廃車に係る還付金及び返戻金でございます。

同ページの下から 8 つ目、自動車リサイクル預託金等返戻金は、車両更新時の旧車両を海外へ寄贈したことに伴うリサイクル料の返戻金でございます。

次に、71ページをお願いいたします。

21款1項4目消防債の備考欄、消防施設整備事業債は、消防車両の更新の際、地方債を活用したものでございます。

以上で消防本部所管の決算についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長 以上で説明は終わりました。

---

△質 疑

○委員長 次に、質疑を行います。

なお、質疑及び答弁につきましては、簡潔明瞭をお願いいたします。

質疑のある方は順次発言を願います。挙手をお願いします。

どうでしょうか。

小林委員。

○4番 小林委員 1点だけ教えていただきたいんですけども、主要施策の52ページの救急救命士養成事業と、決算書の200ページの12節の項目で、救急救命士の委託料が出ていますけれども、この救急救命士養成事業の事業概要を読みますと、下から2行目、なお、手術室で実施する気管挿管病院実習については、新型コロナウイルス感染症の影響により、計画どおり研修を実施することができなかつたとなつていますが、決算内訳の上から4つ目について、救急救命士気管挿管病院実習委託料10万円とありますけれども、この施策と決算の10万円を見てあるのにできなかつたということになってますし、これについては前年度、令和2年度についてはゼロ円、今年度は10万円見えていますので、この辺の差異について説明をお願いします。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

野口消防総務課長。

○消防総務課長 お答え申し上げます。

この救命救急士気管挿管病院実習につきましては、毎年気管挿管の認定救命士1名及びビデオ喉頭鏡気管挿管認定救命士3名の養成の予算要求しております。これに伴いまして、気管挿管に関しましては1件1万円で30症例の実習が必要です。ビデオ喉頭鏡につきましては5症例の実習が必要となりますので、全部で予算的には45万円の予算を計上しております。それで、今回10万円というのは2名のビデオ喉頭鏡の養成しかできなかつたというところになりますので、ご理解いただければと思います。

○委員長 よろしいですか。

○4番 小林委員 いいですよ。

○委員長 他に質疑は。

村田委員。

○2番 村田委員 人員等の関係での関連する質疑で3点ほど伺いたいと思うんですけども、1点目は決算書の198ページの消防本部及び消防署運営費、この中で再任用職員の給与費のほうで、これは1名増えているのかな。前年度比で増えているんですけども、この要因ですね。令和3年度、職員体制は何人体制で行われてきたのか。先ほどの説明では、途中で2名退職というご説明もあったようですが、そこのところも含めて、何人体制でそれぞれ本署、分署行われたのかというのがまず1点目です。

人員体制との関係で伺いたいんですけども、令和3年度、コロナによる出勤も大変多くて大変だったと思うんですけども、出勤の救急搬送の実績、どういう対応をされたのかということですね。病院探しですとか病院での待機、足止めというんでしょうかね、そういうふうな事例もあったようにも聞いておるんですけども、その辺の令和3年度の実情、実態を少し紹介いただきたい。

3点目、最後ですけども、そういう中で救急出勤の要請があつて、一般的にはたしか要請があつてから8分程度で出勤できています、こういうふうな説明をよく聞いていた記憶ですけども、令和3年度で数字が出ていれば教えていただきたいんですけども、本署、各分署で平均何分での到着になったか、その傾向とといいますか、そういうものを教えていただければと思います。

○委員長 3点ね。

執行部の答弁を求めます。

野口総務課長。

○消防総務課長 1点目につきまして、私のほうからお答えさせていただきます。

令和2年度は、職員数は再任用を含めて106名で対応しておりました。令和3年度は、再任用を含めて104名になります。ですので、再任用につきましては、令和2年度が4名で、令和3年度が3名になっております。

令和3年度の2名の職員が退職したことにつきましては、7月22日に1名と12月に1名、消防吏員が退職したという形になります。

署所の体制につきましては、各分署に関しては12名体制を維持するという形で、本署のほ

うは2名減になったという形になります。

○委員長 よろしいですか。

2番目は、答弁。何分ぐらいで出動できて、平均の。

吉澤消防署長。

○消防署長 コロナ関係ですけれども、令和3年度は、コロナ関係の出動件数にあっては全部で64件ありました。コロナ絡み、陽性も疑いも含めてですけれども、出動件数が64件で、その代わり不搬送もありますから、搬送したのが53件となっています。

今年度は昨年よりだいぶ増えていまして、9月末現在ですけれども、令和4年度はもうその出動件数は239件ありまして、そのうちの搬送件数は176件という具合に、令和3年と4年を比べると3倍から4倍ぐらいの形で移送件数は増えている状態になっております。

○委員長 吉澤課長、今、村田委員からは、それで電話があってから到着するまで何分ぐらいかかっていますかと。

野口消防総務課長。

○消防総務課長 3点目の出場から現場到着までの時間についてお答えさせていただきます。

令和3年度、救急出動件数については3,819件ありまして、現場到着までは平均時間8.7分となっております。

以上でございます。

○委員長 よろしいですか。

○2番 村田委員 はい。

○委員長 他にありますか。

村田委員。

○2番 村田委員 それでは、もう3点ほど伺いたいんですけれども、まず1点目は成果報告書の52ページ、真ん中のところですね。防火服更新事業ですけれども、概要のところを見ますと、ガイドラインに対応したものに更新するんだとあるんですけれども、このガイドラインでも何年ごとに更新するんだとか、その種類ですとかによってあるのかどうなのか、そのガイドラインに沿った形での年度の更新、そういうことでいいのかというのがまず1点聞きたいところです。言い換えますと、ガイドラインの中身ですね。

2つ目は、同じく成果報告書52ページの救急救命士養成事業ですけれども、私も気管挿管病院実習、この事業が気になりまして、令和2年度はやられなかったということですのでけれども、コロナの影響は脇に置いて、どういう養成計画、実習、研修に参加させる計画というの

は何か持って、それに基づいて年度によってはこの研修には参加がないとか、そういう計画的な進め方というのをお持ちでしたら、令和3年度を例にそういう計画をお聞かせいただきたい。

3点目、最後になるんですけれども、成果報告書ですと53ページ、決算書ですと202ページになります。消防団活動費で7節の退職団員報償金、これがすごく上がっている、前年度比3倍になっているんですけれども、退団人数はお聞きしましたけれども、この分がこの年度の中で補充されたのかどうか。なかなか手が厳しいという話も聞いておりますが、消防防災活動に十分な状況だったのか、その辺の状況についてお聞かせいただきたい。

以上です。

○委員長 3点のほう、順次答弁願います。

吉澤消防署長。

○消防署長 それでは、まず1点目の防火服のガイドラインの関係ですが、平成29年3月7日に消防庁の消防・救急課から、消防隊員用個人防火装備に係るガイドラインについての通知が来ております。その前には検討会がありまして、それは個人防火装備に係るガイドラインの見直しに関する検討会を終えて消防庁からガイドラインが出ています。これに対しては、ISO規格等の基準を基礎としまして、消防団員用個人防火装備に係るガイドラインとして、基本的には各消防本部で地域特性、また消防戦術等を考慮して、ガイドラインを参考に整備しなさいということになっております。

そのときに、整備する内容ですけれども、まず防火服は濡れると水を含んで重くなるということがありますから、消防団員の活動性に影響を与えることからその軽量化、それと金属類の腐食抵抗というのがありまして、火災で着装時、緊急時にもし火を浴びてしまったとかというときに、消防隊員はその防火服を脱ぐ可能性がある場合がありますけれども、そういうときに、どうしてもファスナーの部分がさびとかで、しっかりさびを防止して、金属類の耐食性をしっかりして、緊急時にも防火服を脱げるようにする。それから、リストと言って手の部分ですけれども、手の部分から中に熱風が炎が入らないように、このリスト、手首の周りの部分の加工の改正、あと防火帽というヘルメットがあるんですけれども、こちらは今までは頭頂部だけの耐久試験、衝撃試験でしたが、消防隊員の安全性を向上させるために4箇所、頭頂部、後頭部、あとは右左の側頭部の試験を追加して、あと顎のひもですけれども、今は一定の荷重が加わったときに防火帽からそのヘルメットが離脱しないように必要な性能を取り入れるということが大きな改定になっています。

29年に変えた後に、また31年にも少しずつの改正はありますが、行田市消防としましては、もう今10年以上使っている防火服を、29年のガイドラインに従って、4年間かけて変えているところでございます。

以上でございます。

○委員長 野口消防総務課長。

○消防総務課長 2点目の質問になります。

気管挿管病院実習につきましては、令和3年度を例に挙げてという形で言われましたけれども、現在消防署では、先ほども申しましたが、1名の気管挿管認定と、あとビデオ喉頭鏡3名の年間養成を計画しております。気管挿管につきましては、救命士養成課程で新しく救命士となった救命士に対して、順次1名ずつその気管挿管の病院実習も1年、2年ぐらいに経験させる、取ってもらうような計画になっております。ビデオ喉頭鏡につきましては、その後養成課程ができましたので、その後、まだ現在持っていないのが十数名いますので、その救命士を順次3名ずつ養成しているというようなところになります。

○委員長 木村消防長。

○消防長 3点目の団員の人員等につきまして、私のほうからお答え申し上げます。

報酬に関しまして、退職分の補充はされているのかというようなご質問でよろしいかと認識しておりますが、実際のところ、全てができているわけではございません。近年、全国的に消防団員数の減少が言われているところでありまして、当市といたしましても様々な手を使いましてPR活動をしているところでございます。基本的に今までは9割方、消防団員の充足率がありましたが、このところ9割を切る状況でございます。

退職団員につきましては、各分団のほうで、退職時に代わりの方を見つけていただくといえますか、入団者を探していただくというような方法を取ってございましたが、それでは足りませんので、消防団員自らも含め、PR活動を行っております。

そういったところの一環としまして、幼少期の頃から消防署だったり消防団であったりというところの意識の醸成をするために、そういった幼児教育といえますか、そういったところにも取り組んでいるところでございまして、先日も消防署のほうで、今年初めて行いましたが、消防フェアというものを開催し、幼児期から、そこに消防団員も参加をしていただき、PR活動等を現在しているところでございます。こちらは、その他いろいろな方法がまだまだ考えるところはございますから、機能別消防団員の増設等も含めまして、検討しているところでございます。

以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

消防長、参考に、今消防団というのは幾つぐらいあるんですか。何団。

○消防長 21でございます。

○委員長 21件、ありがとうございます。

他にありますか。

[発言する者なし]

○委員長 よろしいですか。

他に質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

消防本部所管部分の審査を終了いたします。ありがとうございます。

暫時休憩いたします。

午前 10時 09分 休憩

---

午前 10時 25分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

今回、執行部におかれましては、審査方針等を踏まえ、簡潔明瞭な説明を準備していただいておりますので、効率のよい質疑に努めていただきますようお願いいたします。

これより審査に入りますが、議事の整理上、発言は委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

---

#### △都市整備部所管部分について

○委員長 次に、都市整備部所管部分についての審査を行います。

青山都市整備部長よりご挨拶を含め説明を求めます。

青山部長。

○都市整備部長 おはようございます。

委員の皆様には、日頃より都市整備部所管の事務事業につきましてご理解、ご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、ご多忙にもかかわらず、令和3年度事業の決算審査をいただきますことに、重ねて感謝申し上げます。

本日審査いただきます内容は多岐にわたりますが、慎重なる審査、そしてご指導を賜りま

すようよろしくお願いいたします。

恐縮ですが、着座にて説明させていただきます。

それでは、令和3年度行田市一般会計歳入歳出決算のうち、都市整備部所管事業についてご説明申し上げます。

初めに、主要施策の成果の主なものについてご説明いたしますので、主要施策の成果報告書及び決算書附表の50ページをお開き願います。

まず、まち並み景観形成先導モデル事業でございますが、八幡通り沿いの建物所有者等が行う建物外観改修費用等に対する補助金を交付したものでございます。

次に、老朽空き家等解体補助事業でございますが、近年増加している空き家等のうち、特に危険な状態にあるものの解体に要する費用に対する補助金を交付したものでございます。

次に、令和3年度一般会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

歳出から申し上げますので、歳入歳出決算書の189ページ、190ページをお開き願います。

8款土木費、4項都市計画費、1目都市計画総務費は、予算現額2億726万2,000円のうち、都市整備部分は2億722万8,000円で、支出済額1億8,198万2,263円のうち、都市整備部分は1億8,197万2,263円で、不用額は2,527万9,737円でございます。

不用額の主な要因は、2節給料及び3節職員手当等、4節共済費につきましては、見込んでいた職員数が減ったこと及び人事異動による給与高低差によるものでございます。

12節委託料につきましては、請負差金などによるものでございます。

18節負担金補助及び交付金につきましては、まち並み景観形成モデル事業補助金の申請が少なかったことなどによるものでございます。

次に、備考欄をご覧ください。

上から2つ目の◎都市計画一般管理費の主なものといたしまして、2節から4節は職員関係経費で、都市計画課及び建築開発課職員19名分の人件費等でございます。

一番下の◎都市計画課関係経費は、経常的な経費のほか、都市計画法に基づく業務委託料、関係団体への分担金や負担金などでございます。

191、192ページをお開き願います。

主なものといたしまして、上から2行目、12節都市計画基礎調査委託料は、都市計画法第6条に規定されているものであり、都市計画区域の現状及び将来の見通しをおおむね5年ごとに調査する費用でございます。

次の◎建築開発課関係経費は、経常的な経費のほか、道路後退用地整備事業、空き家対策

事業に係る工事請負費及び補助金などがございます。

主なものといたしまして、14節道路後退用地整備工事請負費は、道路後退寄附用地の道路整備に要した費用でございます。

193、194ページをお開き願います。

続きまして、2目街路事業費は、予算現額1,412万円のうち、都市計画課分は1,400万円で、支出済額は1,290万9,680円のうち、都市計画課分は1,278万9,680円でございます。

次に、備考欄をご覧ください。

一番上の◎常盤通佐間線街路事業費は、都市計画道路常盤通佐間線に係る費用でございます。

3目公共下水道費は、公共下水道事業会計への繰出金でございます。

右側備考欄の18節公共下水道会計繰出金は、公共下水道事業会計への負担金及び補助金として、23節下水道事業会計出資金は繰入資本金として、それぞれ繰り入れたものでございます。

次に、4目公園費は、予算現額2億7,454万6,000円に対し、支出済額は2億6,631万2,061円で、不用額は823万3,939円でございます。

不用額の主な要因は、3節職員手当等につきましては、公園作業員7名のところ、年度初めに1名の欠員が生じていたことなどによるもの、14節工事請負費につきましては、請負差金によるものでございます。

次に、右側備考欄の◎公園維持管理費は、市内87箇所の公園と9箇所の緑地の維持管理に要した費用でございます。

主なものといたしまして、1節から8節までは職員関係経費で、会計年度任用職員7名分と公園担当職員5名分の人件費等でございます。

195、196ページをお開き願います。

12節施設管理委託料は、忍城址及び見沼元塚公園の緑地管理業務を初め、各所公園の樹木剪定や除草、遊具点検業務など施設管理に要した費用でございます。

14節各所公園整備工事請負費は、二子山公園バリアフリー化工事や園内灯更新工事など、計7件の工事に要した費用でございます。

総合公園整備工事請負費は、管理事務所の空調設備設置工事などに要した費用でございます。

古代蓮の里整備工事請負費は、園内トイレの改修工事などに要した費用でございます。

次の◎忍川水辺環境維持費は、埼玉県行田県土整備事務所と締結した河川環境水辺親水施設の維持管理に関する覚書の規定に基づき、忍川堤防周辺の除草や清掃、消毒などを実施したものでございます。

次の◎彩の国さきたま公園整備対策費は、さきたま古墳公園の整備を促進するため、地元住民が中心となって活動しているさきたま古墳公園整備事業地元推進協議会への交付金などでございます。

恐縮ですが、戻りまして、167、168ページをお開き願います。

4款衛生費、3項上水道費、1目上水道事業費は、水道事業会計への繰出金でございます。右側備考欄の18節水道事業会計繰出金は、主に繰出基準に基づき、統合前の南河原地区簡易水道事業債償還金の元金及び利子に対する繰出金でございます。

以上で歳出の説明を終わりといたします。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、戻りまして43、44ページをお開き願います。

一番下から次のページにかけて、13款使用料及び手数料、1項使用料、5目土木使用料、3節都市計画使用料は、公園及び緑地の占用料及び使用料でございます。

45、46ページをお開き願います。

2項手数料、4目土木手数料、2節開発手数料は、開発許可等の申請に係る事務手数料でございます。

次の3節建築手数料は、建築確認等の申請に係る事務手数料でございます。

55、56ページをお開き願います。

15款県支出金、2項県補助金、6目土木費県補助金、1節都市計画費補助金は、まち並み景観形成先導モデル事業補助金として、6件分の建物所有者等に対する補助金でございます。

57、58ページをお開き願います。

3項委託金、3目土木費委託金、1節都市計画費委託金は、都市計画基礎調査事務委託金で、都市計画法第6条に規定された調査について、市が実施した業務に対する委託金及び建築動態統計調査交付金でございます。

次に、16款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、1節土地建物貸付収入のうち、右側備考欄の11行目、一般土地貸付収入の都市計画課分は、長野5丁目で貸し付けている土地の収入でございます。

63、64ページをお開き願います。

20款諸収入、4項雑入、1目雑入、5節委託金収入のうち、右側備考欄の上から4行目、建築確認調査事務委託金は、埼玉県が審査する建築確認申請等に関し、県から委託された調査事務に対する委託金でございます。

65、66ページをお開き願います。

次に、7節施設貸付収入のうち、右側備考欄の20行目、公園電気料は、忍城址や棚田中央公園、水城公園バスターミナルに設置している災害時飲料供給用自動販売機の電気料の収入でございます。

8節電話使用料のうち、右側備考欄の下から2行目、公衆電話使用料の古代蓮会館分は、館内に設置してある公衆電話の使用料でございます。

67、68ページをお開き願います。

9節用品等売払収入のうち、右側備考欄の上から2行目の都市計画図売払収入は、都市計画図等を販売した収入でございます。

69、70ページをお開き願います。

14節精算金のうち、右側備考欄の上から4行目の総合公園等指定管理料精算金とその下の古代蓮の里指定管理料精算金は、それぞれ令和2年度分の指定管理料の償還金でございます。

71、72ページをお開き願います。

15節雑入のうち、右側備考欄の上から3行目、事務手数料の建築開発課分と、その下の事務手数料の都市計画課分は、有料コピーサービスに対する収入でございます。

21款市債、1項市債、3目土木債、3節都市計画債は、公園施設長寿命化事業に基づく工事に充当した都市公園整備事業債でございます。

以上で令和3年度行田市一般会計予算の都市整備部に係る歳入歳出決算についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長 ありがとうございました。

以上で説明は終わりました。

---

### △質 疑

○委員長 次に、質疑を行います。

なお、質疑及び答弁につきましては、簡潔明瞭にお願いいたします。

質疑のある方は、挙手を順次お願いいたします。

どうでしょうか。

村田委員。

○2番 村田委員 それでは、まず私からは都市計画課関係経費、決算書ですと192ページ、成果報告書ですと50ページになるようですけれども、ここから何点か伺いたいと思います。

1点目、まち並み景観形成先導モデル事業ですけれども、これ、令和3年度、何箇所というんでしょうか、何件補助を行ったのか。先ほど、県費補助の関係で6件という説明も出たんですけれども、改めて伺いたい。それで、具体的な店舗名も併せてお聞きしたいんですけれども、説明では申請が少なかったという説明はありましたけれども、令和3年度はどのようにこの補助対象の事業、申請を決定したのかも教えてください。

それから、もう一つが建築開発課の関係経費のところですが、18節の老朽空き家等解体補助金、この事業について伺います。

前年度比では執行額が増えているようですが、件数も増えているのか、2年度と3年度と教えていただければと思うんですが、加えて、分かりましたら推移も知りたいので、もう少し遡っての解体件数が分かれば併せてお願いします。

それから、最後ですけれども、7件が令和3年度、解体ということのようですが、この7件というのは特定物件として継続的に指導してきて、その一つの成果といたしますか、解体の補助金を使つての解体に至ったのかどうなのか、この7件のその辺の経緯、それと、その後この解体した後の土地はどのようなになっているのか、把握されているかと思うので、併せてその点をお聞きしたい。

○委員長 3点ね。

3点ありましたけれども、まず答弁1。先ほど、まち並み整備のほうで何件と言っていましたけれども、あとできたら個人名をとということを、村田委員からお話があったけれども、個人情報保護条例ではどうなんですかね、そこら辺関わるようだったら個人名は村田委員に返事してもらって、関わらなければ個人名もという、質疑ですからね。

寺田課長。

○都市計画課長 私のほうからはまち並みの関係でお答えいたします。

今回実施した件数ですけれども、令和3年度につきましては6件でございます。もともと9件を予算計上しておりましたけれども、6件ということで、こちらについては、実施に向けて沿線の皆様とも、当初ご希望があると言っていた皆様とお話はさせていただいておったんですけれども、実施に向けて調整していく中で、ご家族でお話した結果、見送るというような結果の元、令和3年度につきましては6件ございました。

個々の事業者というか申請者ですけれども、そうですね、沿線の……

○2番 村田委員 お店の名前とか、それだけで結構です。

○都市計画課長 沿線の自転車屋が1件です。あと、保育園が1件です。あとは、商売をやられている方が2件ですね、事務所兼住宅が1件、あとは個人住宅が1件、計6件でございます。

○委員長 次に、斎藤建築開発課長。

○建築開発課長 それでは、老朽空き家等解体補助金についての件数等についてお答え申し上げます。

令和2年度と3年度の件数でございますが、令和2年度は補助件数が6件でございます。令和3年度が7件でございます。ただ、過去の経緯というふうなことで少し遡ってお答えいたしますと、平成29年度が7件、平成30年度は9件、令和元年度が7件ございました。

また、解体後の土地の利用についてですが、すみません、そちらについてはまだ、その後でどういうふうな土地の利用になったかというものは、確認は取れておりません。

今年度補助した7件については、全て解体補助金というのが指導文書等でもって指導を継続しているというところが1つの条件となっておりますので、基本的には全て継続して空き家の指導をしたところでございます。

以上でございます。

○委員長 よろしいですか。

○2番 村田委員 はい。

○委員長 他に。

村田委員。

○2番 村田委員 それでは、決算書の194ページ、成果報告書の50ページになりますけれども、常盤通佐間線街路事業、これについてまず伺います。

これ、前年度比で3倍近くの執行になっているんですけれども、いよいよ本格的に少し前に進んできたのかと見るんですけれども、この令和3年度の負担というのは、県のどういう事業に対する負担分なのか、それが1点。

それから、令和3年度末で全体のこの整備の事業の中のどこの部分が終了したのか、この補助金は全体の計画の中の位置づけでどういう内容、どこの部分についての負担なのか、この点をお願いいたします。

次の固まりも言ってしまうていいですか。

○委員長 いいですよ。

○2番 村田委員 決算書の196ページ、成果報告書ですと51ページになります。公園施設長寿命化事業ですね。これについて何点か伺いたいと思います。

まず1点目、この事業、決算書の14節で、各所公園整備工事請負費ということで先ほど説明いただきましたけれども、この中で園内灯の更新というのが説明の中で、成果報告書のかな、あったかと思えますけれども、これはLED化ということでいいのか、その点。

それから、前年度の決算額、たしか9,000万円だったようですけれども、今回2,000万円ですね。随分減っておるんですけれども、その理由ですね。長寿命化計画に基づいて実施しているのではないかと思うんですけれども、こういう大幅な変更が生じた原因というのを教えてください。

以上です。

○委員長 順次答弁願います。

寺田都市計画課長。

○都市計画課長 お答えいたします。

まず、常盤通佐間線の関係でございますけれども、令和3年度に埼玉県が実施した内容でございますが、地質調査、橋りょう予備設計、用地測量、道路詳細設計、こちらについて実施したと伺っております。

どこの部分かということですが、この未整備区間の中でのものがございます。

続きまして、公園施設長寿命化の関係ですが、園内灯をLED化したのかということですが、LED灯に更新したものでございます。

次に、各所公園の工事費が令和2年度から令和3年度で大幅に減している理由はということですが、こちらにつきましては、令和3年度については水城公園の整備内容を見直したことによって、水城公園の整備をやっていないことによる減額でございます。

以上でございます。

○委員長 よろしいですか。

○2番 村田委員 はい。

○委員長 他にありますか。

村田委員。

○2番 村田委員 ありがとうございました。

それでは、もう一つ、区切りが悪かったですね、決算書の196ページの18節市民協働参画事

業連携推進交付金、これは都市整備部でよろしいのでしょうかね。説明がなかったかと思うんですけども、これはどういう中身なのかが成果報告書のほうでも見えなかった。教えていただきたい。それで、連携推進の中身、どういうことをやっているのかという点、それから交付の額はどういうふうに決めているのか、この2点を中心に説明をいただきたい。

○委員長 執行部の答弁を願います。

寺田都市計画課長。

○都市計画課長 お答えいたします。

市民協働参画事業連携推進交付金の関係でございますけれども、こちらの事業につきましては、既存の都市公園において、老朽化したベンチやあずまやの改修及び花壇の設置等を市民や学校などと協働で行うための交付金でございます。

令和3年度におきましては、2箇所のあずまやをものづくり大学とともに、自治会も含めてですけれども、行ったもので、城西公園と八幡山公園に設置をしたものでございます。支出については100万円ということでございます。

以上です。

○委員長 よろしいですか。

○2番 村田委員 はい。

○委員長 他にありますか。

[発言する者なし]

○委員長 他に質疑もないようですので、これをもって質疑を終結します。

都市整備部所管部分の審査を終了いたします。

ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

午前 10時 57分 休憩

---

午前 11時 14分 再開

○委員長 休憩前に引き続いて会議を開きます。

今回、執行部におかれましては、審査方針等を踏まえ、簡潔明瞭な説明を準備していただいておりますので、効率のよい質疑に努めていただきますようお願いいたします。

これより審査に入りますが、議事の整理上、発言は委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

---

△建設部所管部分について

○委員長 次に、建設部の所管についての審査を行います。

初めに、建設部長よりご挨拶を含め説明を求めます。

○建設部長 建設部長の長谷見でございます。

委員の皆様には日頃より、建設部所管の事務事業につきましてご理解、ご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、ご多忙にもかかわらず、令和3年度事業の決算審査をいただきますことに、重ねて感謝申し上げます。

本日審査いただきます内容は多岐にわたりますが、慎重なる審査、そしてご指導を賜りますようお願いいたします。

恐縮ですが、着座にて説明させていただきます。

初めに、主要施策の成果報告書からご説明申し上げます。

主要施策の成果報告書47ページをお開き願います。

一番上の道路台帳整備事業は、前年度に実施した道路新設改良工事や側溝整備工事等により道路形態が変わった箇所及び開発行為等により整備され、本市に帰属、寄附された道路を道路台帳に反映させたものでございます。

次に、道路維持補修事業は、長年の供用により老朽化や損傷した道路の舗装や側溝などについて、道路路面排水や生活排水の適正処理を行い、生活環境の改善を図るため、修繕や補修などを実施したものでございます。

次に、道路舗装新設事業は、安全で快適な住環境の改善を図るため、未舗装の生活道路の舗装整備を実施したものでございます。

48ページをお願いいたします。

一番上の狭あい道路拡幅事業は、安全・安心で快適な住環境への改善を図るため、幅員4メートル未満の生活道路の拡幅、舗装及び側溝整備などを実施したものでございます。

次に、道路側溝新設事業は、道路排水機能及び交通の利便性の向上を図るため、側溝未整備の生活道路に新たに側溝を整備したものでございます。

49ページをお願いいたします。

一番上の橋りょう長寿命化事業は、計画的な橋りょうの維持管理により、利用者の安全確保及び施設の延命化を図るため、市が管理する橋りょうの定期点検や修繕工事などを実施し

たものでございます。

次に、出水対策事業は、台風やゲリラ豪雨による都市型水害対策を図り、安全で快適な住環境を確保するため、西新町地区の集水管渠設置工事や忍小学校の校庭貯留施設整備の測量設計業務などを実施したものでございます。

次に、側溝改良事業は、生活道路の排水機能の改善と道路交通の安全性の確保を図るため、蓋のかからない旧タイプの側溝から、車両が載っても安全な蓋つきの側溝へ修繕工事を実施したものでございます。

50ページをお願いいたします。

一番上の排水路改良事業は、宅地化による家庭雑排水が流入する素掘りの用排水路について排水処理機能の向上を図るため、排水路整備工事を実施したものでございます。

51ページをお願いいたします。

中段の市営住宅管理事業は、市営住宅16団地596戸を県営住宅などの管理運営で長年実績のある埼玉県住宅供給公社に管理代行することにより、円滑な管理運営を図った事業でございます。

次に、市営住宅改修事業は、市営住宅長寿命化計画に基づく改修等により、施設の維持保全及び入居者の安全性、利便性の向上を目的とした事業でございます。

以上で、主要施策の成果について説明を終わります。

続きまして、歳入歳出決算事項別明細書により、各事業の主なものにつきましてご説明申し上げます。

それでは、事項別明細書の179ページをお願いいたします。

下段の8款土木費、1項1目土木総務費のうち、右ページ、備考欄の一番下の◎土木一般管理費は、管理課、営繕課の2課職員の一般職給、その他の手当並びに市町村職員共済組合負担金及び会計年度任用職員賃金の費用でございます。

182ページをお願いいたします。

一番上の◎管理課関係経費の主なものですが、11節保険料は、本市で管理する延長1,121キロメートルの市道等について、道路管理の瑕疵を原因とした事故に備えるための道路賠償責任保険の掛金でございます。

12節除草委託料は、見沼廃川敷、旧忍川及び忍川の遊歩道沿いの除草費用でございます。

18節は、荒川北縁水防事務組合費分担金以下4団体への負担金でございます。

次の◎営繕課関係経費は、職員の時間外勤務手当や事務費などの経常的経費でございます。

一番下の◎用地関係事務費は、用地交渉等に係る事務費などの経常的経費や車検及び協議会負担金の費用でございます。

次に、不用額の主なものについてご説明申し上げます。

12節委託料は、水防演習中止に伴う会場除草業務委託料の未執行残等でございます。

次に、183ページをお願いいたします。

2項1目道路橋りょう総務費のうち、右ページ、備考欄の◎道路橋りょう一般管理費の主なものについてご説明申し上げます。

13節土木積算システム借上料は、土木積算システム23人分のライセンスの借り上げ費用で、次のOA機器借上料は、白焼き図面機のリース費用でございます。

18節水道工事負担金は、工事に支障となる水道の配水管及び個人の給水管の切り回しや移設費用について、行田市水道事業に支払ったものでございます。

道路河川愛護会連合会補助金とその下の道路河川愛護会補助金は、道路や河川の愛護思想の普及を主たる目的として組織している市内35団体とその上位団体である連合会に、それぞれ補助金を交付したものでございます。

次に、不用額の主なものについてご説明申し上げます。

18節負担金補助及び交付金は、水道工事負担金に係るもので、道路改良工事等において、支障となる水道管の移設が見込みより少なかったことによるものでございます。

次に、185ページをお願いいたします。

2目道路維持費のうち、右ページ、備考欄、一番上の◎市道維持補修費の主なものとして、10節電気料は、行田市駅やJR行田駅のトイレ、エレベーター、国道125号のアンダーパスなどの施設に要した費用でございます。

11節出役料と7つ下の13節器具・機材借上料は、道路や側溝等の簡易な修繕や補修及び清掃、街路樹の剪定や除草作業に要した経費と運搬用ダンプトラック等の借り上げに要した費用でございます。

15節補修用材料費は、補修等に係るアスファルト合材、ガードレール、ラバーポール、側溝蓋等の購入に要した費用でございます。

上に戻りまして、12節調査測量設計委託料は持田地内以下4件の側溝修繕工事や舗装修繕工事に伴う測量や設計委託料、次の清掃委託料は行田市駅のトイレ施設、JR行田駅のトイレ及びエレベーターの清掃作業委託料、次の除草委託料は須加地内以下3件の主要道路等の除草作業に係る委託料、次の機械器具等保守点検委託料はJR行田駅のエレベーターの保守

点検に係る委託料、次の道路パトロール業務委託料は市内を南北2地区に分けて実施した道路パトロールの委託費用でございます。

14節側溝修繕工事請負費は谷郷1丁目地内以下6件、延長約570メートルの側溝布設替工事、道路舗装修繕工事請負費は南河原地内以下18件、延長約690メートルの舗装打ち替え工事、幹線道路舗装修繕工事請負費は門井町3丁目、大字持田地内、延長約140メートルの切削オーバーレイ工事を、それぞれ実施したものでございます。

次の◎市道維持補修費（繰越明許費分）は、富士見2丁目地内以下2件、延長約220メートルの側溝修繕工事について、事業実施時期の集中を防ぐことを目的に、平準化事業として実施したものでございます。

次に、翌年度繰越額の繰越明許費についてご説明申し上げます。

14節工事請負費は、富士見町2丁目地内以下4件、延長約450メートルの側溝修繕工事について、事業実施時期の集中を防ぐことを目的に、平準化事業として繰り越したものでございます。

次に、不用額の主なものについてご説明申し上げます。

12節委託料及び14節工事請負費は、委託及び工事の請負差金などがございます。

次に、3目道路新設改良費のうち、右ページ、備考欄、一番下の◎市道新設改良費の主なものとして、12節調査測量設計委託料は犬塚地内以下13件で、道路整備の実施に伴う測量や設計委託料、14節道路改良工事請負費は斎条地内以下9件、延長約800メートルの道路改良工事、次の舗装新設工事請負費は谷郷3丁目地内以下3件、延長約130メートルの舗装新設工事、次の側溝整備工事請負費は持田地内以下4件、延長約220メートルの側溝布設工事を実施したものでございます。

188ページをお願いいたします。

16節土地購入費は生活道路の工事に伴い、拡幅等に必要な土地33筆、面積475.66平方メートルの取得費用で、次の21節物件移転等補償料は用地取得した6路線分の物件補償等費用でございます。

次に、一番上の◎市道新設改良費（繰越明許費分）でございますが、14節道路改良工事請負費は荒木地内以下2件、延長約210メートルの道路改良工事について、次の側溝整備工事請負費は中里地内、延長約80メートルの側溝布設工事について、それぞれ平準化事業として実施したものでございます。

16節土地購入費は、道路拡幅等に必要な土地計8筆、面積93.71平方メートルの取得費用で

ございます。

185ページに戻りまして、翌年度繰越額の繰越明許費についてご説明申し上げます。

12節委託料は、大字持田地内、延長約170メートルの道路改良調査測量設計業務委託について、関係機関との協議に不測の日数を要したものでございます。

14節工事請負費は、若小玉地内以下2件、延長約160メートルの道路改良工事について、及び中里地内延長120メートルの側溝新設工事について、それぞれ平準化事業として繰り越したもののや、大字長野地内、延長約75メートルの道路改良工事について、埋蔵文化財発掘調査に不測の日数を要したものでございます。

次に、不用額の主なものについてご説明申し上げます。

1節報酬及び13節使用料及び賃借料は、文化財発掘調査の一部未執行によるものでございます。

14節工事請負費は、工事請負差金及び地権者の協力が得られず工事ができなかったことによるものでございます。

188ページをお願いいたします。

21節補償補填及び賠償金は、電柱移設補償料について、現場立会いの結果、換地への建柱が多くなったことなどから移設費用が縮減したものでございます。

次に、4目橋りょう維持費のうち、右ページ、備考欄、上から2番目の◎橋りょう維持補修費、12節調査測量設計委託料は、桜町1丁目及び小針地内などの橋りょう修繕設計業務及び斎条地内3-6号橋ほか90橋の橋りょう定期点検業務などに要した費用でございます。

次の14節橋りょう修繕工事請負費は、小針地内の8-16号橋の修繕工事に要した費用でございます。

次の18節橋りょう修繕事業負担金は、鴻巣市が実施した本市と鴻巣市の行政界に架かる前谷地内の橋りょう修繕工事の負担金でございます。

次の◎橋りょう維持補修費（繰越明許費分）でございますが、12節調査測量設計委託料は、秩父鉄道行田市駅の跨線橋耐震補強補修設計業務委託で、入札不調により令和2年度内の完了が困難となったことから、適正工期を確保するため繰越し措置し、設計業務を完了したものでございます。

次に、不用額についてご説明申し上げます。

12節委託料は、委託請負差金によるものでございます。

次に、5目橋りょう新設改良費、右ページ、備考欄、下から3つ目の◎橋りょう新設改良

費の12節調査測量設計委託料は、荒木地内2-107号橋の架け替えに伴う地質調査業務委託に要した費用でございます。

次に、翌年度繰越額の繰越明許費についてご説明申し上げます。

12節委託料は、埼玉県が実施する忍川の浸水対策重点地域緊急事業において、架け替えが予定されている佐間地区の諏訪山橋及び下忍地区の日の出橋に取り付く市道の調査測量予備設計業務について、埼玉県発注の橋梁詳細設計業務の履行期間が年度をまたぐことから繰り越したものでございます。

次に、3項河川費、1目河川維持費のうち、右ページ、備考欄、下から2番目の◎河川等改修費の主なものとして、11節出役料は、水路清掃等に要した費用でございます。

12節調査測量設計委託料は門井町1丁目地内以下8件の工事实施に伴う調査測量設計業務、14節排水路整備工事請負費は棚田町1丁目地内以下4件、延長約370メートルの側溝布設替工事や西新町地内の出水対策工事を実施したものでございます。

次の排水路改良工事請負費は、若小玉地内以下2件、延長約290メートルの排水路改良工事をそれぞれ実施したものでございます。

次の◎河川等改修費（繰越明許費分）でございますが、14節排水路整備工事請負費は、門井町1丁目地内、延長約90メートルの側溝布設替工事。

190ページをお願いいたします。

排水路改良工事請負費は、谷郷3丁目地内以下3件、延長約270メートルの排水路改良工事について、それぞれ平準化事業として実施したものでございます。

次に、一番上の◎河川維持管理費の主なものとして、10節電気料は、内水排除施設や調整池及び遊水地のポンプ施設で使用した電気料でございます。

11節出役料と4つ下の13節器具・機材借上料は、水路の清掃、しゅんせつ及び補修等に要した経費とこれに伴う運搬用ダンプトラック、汚泥処理車等の借り上げに要した費用でございます。

12節除草委託料は調整池や用悪水路の除草費用、次の自家用電気工作物保守点検委託料は上荒井ポンプ場や成田排水機場などの保守点検、調整池及び国道125号アンダーパスの排水施設等26箇所の点検費用でございます。

戻りまして、187ページをお願いいたします。

次に、翌年度繰越額の繰越明許費についてご説明申し上げます。

14節工事請負費は、西新町地区の出水対策事業及び門井町1丁目地内第8号排水機場設備

更新事業等について、平準化事業や工法の見直しなどによる適正工期の確保から繰り越したものでございます。

21節補償補填及び賠償金は、西新町地区の出水対策事業に係るガス管の移設工事に要するものでございます。

次に、不用額の主なものについてご説明申し上げます。

14節工事請負費は、工事請負差金によるものでございます。

189ページをお願いいたします。

次に、4項都市計画費、1目都市計画総務費のうち、192ページ、備考欄、一番下の◎道路治水課関係経費、18節負担金補助及び交付金は、全国街路事業促進協議会の負担金でございます。

193ページをお願いいたします。

2目街路事業費のうち、右ページ、備考欄、2つ目の◎県道整備促進事業調整費は、県道3団体の協議会への交付金でございます。

次に、197ページをお願いいたします。

8款5項1目住宅管理費、右ページ、備考欄の◎市営住宅維持管理費のうち、13節器具・機材借上料は市営住宅の各住戸に設置しているガス漏れ警報機の借上料、次の土地借上料は市営住宅の敷地として借用している民地の借上料でございます。

14節施設改修工事請負費は、市営小橋住宅等の改修工事に要した費用でございます。

次に、不用額の主なものとして、14節工事請負費は、竹の花住宅の給水管改修工事を予定しておりましたが、工事内容が各住戸に入室し配管作業を行うものであることから、コロナウイルス感染拡大防止の観点から工事の実施を見送ったことによる不用額でございます。

次に、大きく飛びまして、245ページをお願いいたします。

12款2項1目土地開発公社振興費は、土地開発公社への事務費補助でございます。

以上で歳出の説明を終わります。

続きまして、歳入の主なものについてご説明申し上げますので、43ページをお願いいたします。

下段の13款5目土木使用料、1節道路橋りょう使用料は、東京電力やN T Tの電柱の設置、東京ガス等の埋設管などの市道の使用に伴う占用料でございます。

2節河川使用料は、接道要件として、宅地と道路との間にある水路に必要な工作物を設け、出入口として水路敷を使用することに伴う使用料でございます。

次に、45ページをお願いいたします。

4節住宅使用料は、現年度分及び滞納繰越分を合わせた市営住宅に係る住宅使用料でございます。

次に、2項4目土木手数料のうち、1節土木管理手数料は、サインポールや広告板等の屋外広告物の設置に係る許可手数料、境界確認等の証明書交付手数料及び道路台帳平面図等の写しを交付する際の手数料でございます。

次に、49ページをお願いいたします。

14款2項5目土木費国庫補助金、1節道路橋りょう費補助金は、狹隘道路の整備事業及び橋りょう長寿命化修繕事業に係る補助金として国から交付されたものでございます。

2節河川費補助金は、忍小学校の出水対策事業に係る補助金として国から交付されたものでございます。

次に、57ページをお願いいたします。

16款1項1目財産貸付収入の主なものは、備考欄、上から8番目の一般土地貸付収入（管理課）は、忍1丁目地内の排水路敷等8件、面積にして1,178.54平方メートルの貸付収入でございます。

次に、59ページをお願いいたします。

上段、2項1目不動産売払収入、1節土地売払収入の備考欄、土地売払収入（管理課）は、不要になり廃止された道路敷等を隣接者に売払いをしたことによる収入で、大字須加地内以下5件、面積にして309.21平方メートルを処分したものでございます。

次に、70ページをお願いいたします。

20款4項1目雑入、15節雑入のうち、備考欄、下から14行目、物件移転等補償金（管理課）は、利根川堤防強化工事の区域内にあった下中条水防倉庫の物件移転補償費でございます。

次に、71ページをお願いいたします。

21款1項3目土木債、1節道路橋りょう債は、橋りょう長寿命化事業債で、鴻巣市が実施した橋りょう修繕工事への負担金に充当したものでございます。

2節河川債は、西新町地区で実施した出水対策事業に充当したものでございます。

以上で、建設部所管に係る一般会計歳入歳出決算の説明を終わらせていただきます。審査のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長 以上で説明は終わりました。

## △質 疑

○委員長 次に、質疑を行います。

なお、質疑及び答弁につきましては、簡潔明瞭をお願いいたします。

質疑のある方は順次発言をよろしくをお願いいたします。

江川委員。

○3番 江川委員 お願いします。

1点目だけお伺いしたいんですけども、46ページ、歳入のほうで、上の公営住宅使用料の収入未済額1,600万円、これの、大体何件ぐらいということと、今回、不納欠損というのは出ていないですけども、この要件に当てはまるものがなかったということでしょうか。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

山崎営繕課長。

○営繕課長 収入未済額ですが、滞納者が累計で42人おりました、それらの滞納分ということになります。入居中の方が17人、既に過去に退去された方が25名ほどおりました、累計で42名分の滞納額ということになっております。

以上です。

○委員長 よろしいですか。いいですか。

江川委員。

○3番 江川委員 今の説明だと、25人がもう既に出ているということですけども、これって見込みあるんですか。市内に住んでいるんですかね。その点だけ。

○委員長 営繕課長。

○営繕課長 市内に住んでいる方と市外に転出された方おりました、引き続き住宅供給公社のほうで、そういった収納業務を担っております、近年ですと、訪問等もするんですが、コロナウイルスの関係もあって、訪問での徴収がなかなか難しい状況ではあるんですが、引き続き電話とか、あとは文書ですとか、そういったことをもって、可能な限りの徴収に努めているところでございます。

○委員長 いいですか。

今の質疑の中で、何人とか、できれば市内何人、市外で何人という、もう少し細かく説明してもらえればありがたいかなと思うんです、分かれば。

○営繕課長 市内、市外のカウントが集計できておりません、市外の方もいらっしゃる、市内の方もいるという形になるんですけども、それぞれの件数が、手元には資料がないの

で。

○委員長 よろしいですか。

江川委員。

○3番 江川委員 不納欠損には該当するような要件というのは、今回ゼロということですが、このときにはなかったということですか。

○委員長 答弁を求めます。

山崎営繕課長。

○営繕課長 徴収業務を進める中で、相手方から時効の援用という形の話があれば、当然それに基づいて処理をするんですが、昨年度令和3年度についてはそういった事案がなかったのので、不納欠損処理はいたしておりません。

○委員長 よろしいですか。

○3番 江川委員 はい。

○委員長 他に。

村田委員。

○2番 村田委員 それでは、まず、決算書の186ページ、成果報告書ですと47ページになります。道路維持補修事業の道路パトロール業務の委託、この点で2点ほどまず伺います。

南北に分けてという説明があったんですけども、令和3年度、受託している業者はどこなのか。その選定方法です。毎年、入札等で行うのか、あるいは市内業者の輪番制というような、随契の形を取っているのか、この点。

それから、市民の方から道路補修の要望が多いようですけれども、パトロール体制ですね、十分なのか。早期発見ですとか迅速な対応、この点で、令和3年度で何か新しい対応、あるいは工夫、そういったものは行われているのか、この2点を。

それからもう1つ、道路新設等のほうも次に聞いてしまいたいと思うんですが、成果報告書ですと47ページから49ページにわたってですけれども、事業としては分かれていますけれども、伺いたいことの中身は一緒ですので、道路補修の新設、狹隘道路の拡幅、道路側溝の新設、あるいは側溝の改良工事、これらの工事で、市として工事すべき令和3年度、例えば実施すべき工事箇所というのが当初で決まっていて実施しているのか。そういう工事計画というのは単年度ではなくて、恐らく複数年度で計画があるとすればつくられるかと思うんですけれども、そういう計画に基づいての予算執行なのか、あるいはその部分と市民からの緊急の対策工事の要望ですとかあって、それが優先度が高い場合の選択と伺いますか、そうい

う判断基準といったのは、どんな形で実際にやられているのか、この点。

○委員長 村田委員、ここは決算審査だから、その点わきまえて質疑をお願いします。

答弁願います。

五十幡道路治水課長。

○道路治水課長 まず、歳出の186ページ、道路パトロール業務委託料についてでございます。

南北に分けてということでございますが、まず旧125号線を境にしまして、南北に分けております。それで、北側につきましては、伊藤建設が請け負ってございます。南側につきましては、小川工業株式会社が請け負っているものでございまして、こちらにつきましては選定方法ですが、指名競争入札で毎年実施しているものでございます。

次に、道路補修パトロールの迅速な対応についてでございます。

こちらにつきましては、先ほど申しました業者へ委託しているものと、あと、職員によるパトロールをやっているものでございます。パトロールの方法としましては、月2回を目標にして対応しているところでございます。

新しい工夫につきましては、これまでも実施しておりますが、職員が外に出た際には、道路の状況、水路の状況ですとか、そういうものを把握するように現地を見てくるように指示しているところでございます。

○委員長 五十幡課長、途中で申し訳ないけれども、北側、南側と、どこが分岐点とか確認を、どこら辺だか。

○道路治水課長 旧の国道125号線、今、県道でございますが、こちらを境にしまして、南北で分けているものでございます。

○委員長 ありがとう。

○道路治水課長 続きまして、道路の改良工事、狭隘道路、舗装工事、側溝工事の選定といたしますか、計画についてでございますが、こちらにつきましてはこれまでどおり、事業評価制度を用いて実施しているものでございます。

この計画につきましては、基本的には3カ年の実施計画に基づきまして、予算の要求をさせてもらっているところでございます。

また、緊急なところの対応につきましては、これまでどおり、市民の皆様からのお電話なり要望等を受けた中で、職員が現場を確認した上で対応しているものでございます。

以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

村田委員。

○2番 村田委員 では、次に伺いたいと思うんですけれども、決算書の188ページ、成果報告書ですと49ページの橋りょう長寿命化事業、こちらについてですけれども、秩父線の行田市駅の跨線橋の調査測量設計委託ですけれども、耐震のためのという説明があったんですけれども、長寿命化という大きな枠がけ事業ですから、耐震による長寿命化という、一般的にはそう考えるわけですけれども、それ以外のことも含めた長寿命化の必要なところはどこかとか、そういう調査も入っているのかどうか。

加えて、予算の関係で、たしかエレベーター設置を仮定したときのこういう調査をするのかどうか、できるのかどうか、こういう問いかけがあったかと思うんですが、この点は結果としてはどういうことになったのか、エレベーター設置を想定した調査測量もこの中には含まれているのか、その点を伺います。

○委員長 答弁願います。

五十幡道路治水課長。

○道路治水課長 188ページの橋りょう維持補修費（繰越明許費分）の調査測量設計委託料、行田市駅の跨線橋に関するご質問でございます。

こちらにつきましては、委託の内容でございますが、まずは昭和52年に建てられた跨線橋につきまして、施設の老朽化による修繕工事と。それと、昭和52年ということで、橋りょうの耐震化の基準をクリアできていないという部分がございますので、そちらのほうの補強の工事です。具体的には、橋脚の補強ですとか落橋防止ですとか、そういうものを今回の委託業務の中で積算しているところでございます。

それと、エレベーターの設置につきましては、今回の委託業務の中では、エレベーター設置については含まれていない形で積算しております。

以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

よろしいですか、村田委員。

村田委員。

○2番 村田委員 先ほどの質疑につきましては、取りあえず分かりました。

次に、同じく決算書の188ページです。成果報告書50ページの排水路改良工事、こちらについて伺いたいんですけれども、施策・事業の概要と成果の説明書きの中では、住宅化による家庭雑排水の流入云々と、こういう説明、工事の必要性を書いてあるんですけれども、令和

3年度の事業で私分からないのは、昔からある農村部の生活雑排水が入ってくるというのは、古くからそういう形で事実上流していたものだというのは分かるんですけども、住宅化による、新しく住宅を建てる時にそういうような場所に建てるのがまずできるのかという疑問があって、令和3年度の事業ではそういう用排水路に対しての工事だということですけども、普通にあるんでしょうか。まず、それが1点です。

逆に言うと、建築物が建てられるのかということですけども、それは建築開発の絡みになってくるかとは思いますが、道路治水課と建築開発課、それぞれの担当するところで、建築開発に当たって、そうした許可申請が出てきたときにチェックが入るのではないかなどなのか、その辺の連携といいますか、その点は。大きく2点、お答えいただきたいんですけども。

○委員長 執行部の答弁。この件について詳しく説明してやって。

五十幡道路治水課長。

○道路治水課長 令和3年度の排水路改良工事でございますが、大字和田地内、大字若小玉地内の2件の排水路改良工事を実施しております。場所につきましては、既存集落がある中の用排水兼用の水路という形でございます。

住宅を建てることのできるかどうかの場所につきましては、所管の部分ではございませんが、都市計画法の規定に基づきまして建てられるもの、建てられないものがあるものでございまして、こちらにつきましては、現在もこの2箇所につきましては家が建っているところでございます。生活雑排水を排水路に流している。そちらについてヘドロですとか、生活環境が悪化しているという中で生活要望がございまして、そこで事業採択をして事業化に至ったものでございます。

以上でございます。

○委員長 よろしいですか。

他に。

村田委員。

○2番 村田委員 すみません。確認ですけども、ということは既存の集落のところの工事であって、住宅化によってという、新しく住宅が張りついてきたのでということではないという理解でよろしいでしょうか。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

五十幡道路治水課長。

○道路治水課長 今回のこの2箇所につきましては、既存の住宅の排水を処理する水路でございます。

○委員長 村田委員。

○2番 村田委員 最後に、大きな固まりでもう1点、市営住宅の関係で、決算書の198ページ、成果報告書ですと51ページです。

何点か伺いたいんですけれども、まず、成果報告書の成果の欄に、夜間や休日等の緊急対応のことがあるんですけれども、これは令和3年度から始めたものなのか。だとすると、委託料増加分が140万円と結構大きいんですけれども、これはそういうことで、夜間、休日等の緊急対応として増額になったのか、以前はどのような対応していたのか、これが1点。

それから、決算書の10節の需用費ですけれども、修繕料ですけれども、令和2年度では計上されていなかったようなんですけれども、何で令和3年度には出たのか。額も小さくないので、改めて伺います。

3点目、14節の施設改修の工事請負費ですけれども、竹の花団地ですか、コロナの関係でという説明ありましたけれども、改めて伺いたいんですけれども、配管工事で緊急性、住んでらっしゃる方にとっての必要性というのは、コロナだから中に入っていくのがはばかれるのでというふうに理解したんですが、工事やらなくても大丈夫だったのか、そこを改めて、技術的なことと衛生面との兼ね合いが分からないので、そこを教えてください。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

山崎営繕課長。

○営繕課長 まず、1点目の夜間の緊急ダイヤルについてですが、こちらについては令和3年度から始めたものではなくて、平成20年度から住宅供給公社に管理代行した当時から、休日・夜間のトラブル、漏水ですとかそういったものの修繕ダイヤルを設けておりまして、それに昨年度も今年度もそうですけれども、対応している状況でございます。

委託料が増えた要因等は、こういった夜間ダイヤルに基づくものではなくて、近年、施設がかなり老朽化していますので、そういったところの修繕費用等を見込んで、委託料の増額になっているところでございます。

2点目の需用費の修繕料ですが、127万6,000円ということなんですけれども、これは昨年度途中に、緊急に荒木住宅の浄化槽の不具合が発生しておりまして、その分を予算流用という形で予算措置したものでございます。修繕料については、浄化槽のトラブルに緊急に対応したということになります。

3点目の竹の花住宅の給水管工事の中止ですが、昨年度、コロナウイルスがかなり感染拡大している中で、予定していた工事の内容が給水の本管から各お部屋の内部の末端まで、全ての給水管を取り替えるような形で工事を予定しておりましたが、どうしても作業員が中に入って、高齢者もいる中で作業を、何日間かかけて1人当たりしなければならないということで、感染拡大の影響を考慮した中で、全体工事としては中止したところであります。

幸いにも、竹の花住宅については、管の中がかなり腐食が進んでいるという調査報告は受けているんですが、漏水等の影響は今のところないということで、今後、さらに影響があるとなれば、個別に漏水対応という中で応急処置をしながら、何とか修理したいという形を持っています。

もちろん、今後の工事についても、時期を改めまして、工事の内容等も十分検討しながら、感染等のリスク、そういった兼ね合いを考えながら、また再度仕切り直しする形でやっていきたいと思っています。緊急の場合は当然、漏水の緊急対応という形で当面对応できればという考えでおります。

以上です。

○委員長 ありがとうございます。

他によろしいですね。

[発言する者なし]

○委員長 他に質疑もないようですので、これをもって質疑を終結し、建設部所管部分の審査を終了いたします。ありがとうございました。

---

#### △散会の宣告

○委員長 これをもって本日の日程を終了いたします。

なお、次回、10月20日木曜日は午前9時30分から会議を開きますので、委員各位におかれましては定刻までにご参集願います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後 0時 14分 散会

---

決 算 審 査 特 別 委 員 会

1 0 月 2 0 日 ( 木 曜 日 )

令和4年行田市議会決算審査特別委員会会議録

- 開会年月日 令和4年10月20日（木曜日）
- 開催場所 第2委員会室
- 付議事件 市民生活部所管部分について  
健康福祉部所管部分について  
討論  
採決

○出席委員（7名）

委員長	吉田豊彦	委員	3番	江川直一	委員
副委員長	福島ともお	委員	4番	小林修	委員
1番	高澤克芳	委員	5番	町田光	委員
2番	村田秀夫	委員			

---

○欠席委員（0名）

---

○説明のため出席した者

吉田悦生	市民生活部長
	危機管理監兼
岡村幸雄	市民生活部長
	危機管理課長
	事務取扱
磯貝和実	市民課長
酒井晴彦	地域活動推進課長
風間重文	交通対策課長
今井良和	南河原支所長
堀口修司	男女共同参画推進センター所長
長澤紳介	市民生活部副参事
松浦由加子	健康福祉部長
増田勉	健康福祉部次長兼
	保険年金課長
五十嵐章五	健康福祉部次長兼
	健康づくり課長兼
	保健センター所長
藤倉敬士	福祉課長
上野浩二	子ども未来課長
柴崎英明	高齢者福祉課長
横山敦亮	地域共生社会推進室長
吉田秀和	健康福祉部副参事

大 木 宏 之 健康福祉部副参事

---

○事務局職員出席者

書 記 田 島 裕 介

書 記 高 橋 優 太

午前 9時 29分 開議

△開議の宣告

○委員長 おはようございます。

委員の皆様には、大変公私ともお忙しい中、そして何か寒さも身にしみるような季節になってきて、インフルエンザ等もね、風邪も引かないように、これからもご留意願えればありがたいと思います。

さて、今日は第4回目の決算審査特別委員会でございます。今日は市民生活部と健康福祉部の所管部分を審査させていただきますけれども、初めに市民生活部の吉田部長はじめ執行部の皆様には大変お忙しい中、説明のためにご臨席賜りましてありがとうございます。

委員の皆様もいろいろ説明を受けて、そして感じるころがあれば質疑していただいて、よりよい審議にしていきたいと思います。ただいまから決算審査特別委員会を開催させていただきますので、よろしくご協力をお願いして、ご挨拶に代えさせていただきます。

今日は傍聴人に改めて、ご存じかと思えますけれども、委員会審査中の雑談、発言等を禁止いたしますので、よろしくご聴取のほどお願い申し上げ、入退室に関しては自由でございますので、よろしくお願いいいたします。

それでは、着座にて委員長職を務めさせていただきます。

本日の審査につきましては、お手元に配付した審査日程により行います。

今回、執行部におかれましては、審査方針等を踏まえ、簡潔明瞭な説明をご準備いただいておりますので、委員の皆様にも審査における着眼点に基づき、効率のよい質疑に努めていただきますようお願い申し上げます。

これより審査に入りますが、議事の整理上、発言は委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

---

△市民生活部所管部分について

○委員長 初めに、市民生活部所管部分についての審査を行います。

吉田市民生活部長よりご挨拶を含め説明を求めます。

吉田部長、よろしくお願ひします。

○市民生活部長 皆さん、改めまして、おはようございます。

委員の皆様には、日頃より市民生活部所管の事務事業につきましてご理解、ご支援を賜り、この場をお借りいたしまして厚くお礼を申し上げます。

本日は、市民生活部を構成する市民課、地域活動推進課、危機管理課、交通対策課、南河原支所、男女共同参画推進センターの令和3年度一般会計歳入歳出決算につきまして、ご審査のほどよろしくお願ひいたします。

これより説明に入りますが、初めに主要施策の成果報告、次に歳出、歳入の順で説明をさせていただきます。

失礼して、着座にて説明をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

主要施策の成果報告につきまして主なものを申し上げますので、令和3年度主要施策の成果報告書及び決算書附票の4ページをお願ひいたします。

初めに、交通対策課でございます。

中段の運転免許証自主返納者支援事業は、運転免許証を自主的に返納しやすい環境を整備し交通事故防止を図るもので、令和3年度よりデマンドタクシーでも使用可能な20枚つづりのタクシー利用券を交付いたしました。

次の交通安全施設等整備事業は、道路反射鏡、道路照明灯の設置や区画線の整備など交通安全施設等の整備により、交通事故の防止と道路交通の円滑化を図ったものでございます。

5ページをお願ひいたします。

一番上の循環バス運行事業は、高齢者や運転免許証を持たない交通弱者の交通手段の確保をはじめ、市内の公共施設及び観光施設の利用者並びに通勤通学者の利便性の向上を図ったものでございます。

次の生活路線バス支援事業は、住民生活に必要な路線バスの運行を維持するものでございます。

6ページをお願ひいたします。

一番上のデマンドタクシー事業は、市内循環バス等の停留所までの移動が困難な交通弱者の移動手段を確保するものでございます。

次に、地域活動推進課について申し上げます。

7ページをお願ひいたします。

上から2つ目の自治会施設建設事業費補助事業は、コミュニティ活動の拠点となる自治会集会所の新設や改修、また、倉庫の新築を行った自治会に対し経費の一部を補助するものであり、主なものといたしましては、壱里山町自治会集会所の新設に対する補助でございます。

その下の自治会振興事業は、自治会運営に係る経費に対し交付金等を交付することにより、財政面から自治会活動を支援し、地域コミュニティの活性化を図ったものでございます。ま

た、自治会連合会補助金は、自治会連合会の運営に係る経費に対する補助金でございます。

8ページをお願いいたします。

上から2つ目の防犯灯設置費補助事業は、夜間における犯罪防止等を目的に自治会が設置管理する防犯灯の新設、移設、修繕を行った際の経費の一部を補助するものでございます。

その下の防犯灯電気料補助事業は、防犯灯に係る電気料の90%を補助することにより、各自治会の負担軽減を図ったものでございます。

次に、男女共同参画推進センターについて申し上げます。

9ページをお願いいたします。

上から2つ目、男女共同参画推進事業は、誰もが生き生きと暮らせる男女共同参画社会を推進するため、多種多様な団体・機関等によるネットワーク会議の開催、女性活躍推進セミナーや意識啓発講座のほかDV被害者への支援や、家族の問題などの相談を実施したものでございます。

次に、市民課について申し上げます。

11ページをお願いいたします。

住民票等コンビニエンスストア交付事業は、マイナンバーカードを利用して住民票の写しや印鑑登録証明書などをコンビニエンスストアにおいて取得できるサービスで、6,945件の利用があり、コロナ禍における窓口の混雑緩和や市民の利便性の向上を図ったものでございます。

飛びまして、33ページをお願いいたします。

2つ目の斎場管理運営事業は、指定管理者による斎場施設の管理運営により、指定管理者が有する知識やノウハウを活用し、費用の削減や利用者へのサービス提供など効率的な管理運営を図ったものでございます。

次に、危機管理課について申し上げます。

飛びまして、53ページをお願いいたします。

上から4つ目の防災ガイドブック作成事業は、万が一の災害時に役立つよう災害の備えや行動をまとめるとともに、市内各世帯に配布したものでございます。

54ページをお願いいたします。

一番上の自主防災組織資機材購入費補助事業は、発電機など防災資機材の購入に対して補助を行ったもの。次の災害情報伝達強化事業は、防災行政無線など災害時の各種伝達媒体を活用し情報発信するもの。次の防災体制整備事業は、市内各避難所に食料など備蓄品を整備

したものでございます。

以上で、主要施策の成果報告について説明を終わらせていただきます。

続きまして、令和3年度行田市一般会計歳入歳出決算事項別明細書につきまして、歳出から説明申し上げますので、歳入歳出決算書の113ページをお願いいたします。

初めに、市民課でございますが、2款3項1目戸籍住民基本台帳費のうち、右ページ、備考欄の◎戸籍住民基本台帳費について主なものを申し上げますと、12節の2つ目のOAシステム保守点検委託料は、住民基本台帳ネットワークシステム、戸籍情報システム及びコンビニ交付システムの保守費用でございます。

その下のOAシステム改修委託料は、戸籍法の改正に伴う戸籍情報システムの改修及びデジタル手続法の改正に伴う住民基本台帳ネットワークシステムの改修に係る委託料でございます。

116ページをお願いいたします。

18節個人番号カード負担金は、マイナンバーカード関連事務の委任等に係る交付金で、地方公共団体情報システム機構から示された負担金を支出したものでございます。

次に、備考欄の◎戸籍住民基本台帳費（繰越明許費分）の11節手数料は、コンビニ交付サービスの利用を促進し、市役所窓口の混雑緩和を図るため、コンビニ交付サービスにおける証明手数料の減額に係るシステムの設定変更を行ったものでございます。

18節臨時特別出産祝給付金は、令和2年4月28日から令和3年3月31日までに出生した新生児が給付金の対象であり、出生日の関係等で申請から支給決定の通知までの手続が令和3年度となった対象32世帯に、それぞれ10万円を給付したものでございます。

戻りまして、左ページをお願いいたします。

2目住居表示整備費でございますが、右ページの消耗品費は、住居表示板などを購入したものでございます。

次に、不用額の主なものについてご説明いたしますので、戻りまして、113、114ページをお願いいたします。

18節の負担金補助及び交付金は、個人番号カード負担金において、地方公共団体情報システム機構から示された負担金請求見込額と確定額の差額によるものでございます。

飛びまして、161ページをお願いいたします。

4款1項5目斎場費でございますが、不用額の主な要因は、委託料の指定管理料では、斎場施設の管理や使用において必要となる修繕について、1件当たり50万円を超えない簡易な

修繕に限って執行できることとしております。その予算として250万円を計上しておりますが、未執行となった残額を年度末に精算することにより生じたものでございます。

続きまして、地域活動推進課について説明いたしますので、戻りまして、81ページをお願いいたします。

2款1項2目文書広報費のうち、右ページの備考欄、2つ目の◎市民相談費について主なものを申し上げますと、1節会計年度任用職員報酬と8節費用弁償は、市役所の開庁に合わせて実施しております消費生活相談の相談員2名に係る経費でございます。

4つ下の12節弁護士委託料は、無料法律相談を実施するための委託料で、3箇所の法律事務所に委託したものでございます。

その3つ下のSAITAMA出会いサポートセンター運営協議会負担金は、県・市町村、県内企業等の参加団体によって運営される結婚支援センターの負担金であり、その下の消費者くらしの会運営費補助金は、消費者意識の向上と消費生活の改善向上を目指して活動している行田市くらしの会に対する補助金でございます。

飛びまして、99ページをお願いいたします。

2款1項13目自治振興費のうち、右ページの備考欄、1つ目の◎都市社会施設整備費について主なものを申し上げますと、10節の3つ目、修繕料は、子ども広場等のフェンスや遊具の修繕に要した経費でございます。

その2つ下の12節遊具点検作業委託料は、子ども広場等52箇所に設置してある遊具101基の点検作業に係る委託料で、利用者の安心・安全を図るため、毎年度実施しているものでございます。

その3つ下の18節自治会施設建設事業費補助金は、主要施策の成果報告で説明申し上げたとおりでございます。

次に、その下の◎自治会振興費について主なものを申し上げますと、12節文書使送業務委託料は、市から自治会へ依頼しております回覧文書等を各自治会に使送する業務を委託した経費でございます。

その下の18節自治会関係補助金及び交付金につきましては、主要施策の成果報告で説明申し上げたとおりでございます。

次に、その下の◎防犯対策費について主なものを申し上げますと、1節会計年度任用職員報酬、4節社会保険料及び8節費用弁償は、防犯囑託員2名に係る経費でございます。

102ページをお願いいたします。

12節安全・安心情報メール配信委託料は、不審者情報や犯罪情報などを配信する浮き城のまち安全・安心メールに係る委託料であり、18節防犯協会補助金と暴力排除推進協議会交付金は、防犯対策関係団体に対する補助等でございます。

次に、不用額の主なものについてご説明いたしますので、戻りまして、99、100ページをお願いいたします。

12節委託料の不用額は、安全・安心情報メール配信委託料をはじめとした各種委託料が当初の見込みより減額となったことによるものであり、18節負担金補助及び交付金の不用額は、自治会女性部数の減による自治会青年部女性部補助金の減及び防犯灯の電気料が当初の見込みより少なかったことにより、当該補助金の減などによるものでございます。

101ページをお願いいたします。

2款1項14目コミュニティ費のうち、右ページ、備考欄、1つ目の◎コミュニティセンター管理運営費について主なものを申し上げますと、11節の2つ目、手数料は、コミュニティセンターみずしろ管理運営に係る人材派遣手数料でございます。

その下の12節整備委託料から受水槽清掃委託料までの各委託料は、コミュニティセンターに係る経常的な経費で、例年と同程度の支出となっております。

一番下の14節施設設備改修工事請負費は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して実施したみずしろ分館のトイレ手洗い場の自動水栓化に係る経費でございます。

次に、その下の◎コミュニティセンター管理運営費（繰越明許費分）ですが、こちらも先ほど説明した交付金を活用して実施したもので、13節OAシステム利用料は、コミュニティセンターの予約システムに係る利用料、14節施設設備改修工事請負費は、みずしろのトイレ手洗い場等の自動水栓化に係る経費でございます。

104ページをお願いいたします。

一番上の◎コミュニティ事業活動費について主なものを申し上げますと、14節看板等設置工事請負費は、コミュニティ掲示板の設置にかかった経費でございます。

次に、不用額の主なものについてご説明いたしますので、戻りまして、101、102ページをお願いいたします。

12節委託料の不用額は、当初の見込みより清掃委託料が減額となったことによるものであり、14節工事請負費の施設設備改修工事の請負額が当初の見込みより減額となったことによるものでございます。

少し飛びまして、107ページをお願いします。

2款1項17目諸費のうち、右ページ、備考欄、上から3つ目の◎市民活動支援費について主なものを申し上げますと、1節委員報酬及び8節費用弁償の一部は、行田市市民公益活動推進委員会の委員報酬などがございます。

続きまして、危機管理課について説明いたしますので、大きく飛びまして、203ページをお願いいたします。

9款1項5目災害対策費でございますが、右ページ、備考欄の◎災害対策費について主なものを申し上げますと、10節消耗品費は、避難所に備蓄する食料などの購入費でございます。

2つ下の印刷製本費は防災ガイドブックの印刷に要した経費で、12節の防災行政無線保守点検委託料は、防災行政無線の親局及び子局152箇所保守点検に係る経費でございます。

18節の自主防災組織補助金は、防災資機材の購入に対する補助金で、15団体に交付したものでございます。

206ページをお願いいたします。

備考欄の◎防災訓練費は、地域防災力の要である自治会を対象に自助・共助の訓練を実施するための経費でございます。

次に、不用額の主なものについてご説明いたしますので、戻りまして、203、204ページをお願いいたします。

3節職員手当等の不用額は、災害対応時に支払う時間外手当の執行残でございます。

11節役務費、2つ下の13節使用料及び賃借料につきましては、例年に比べ台風等の災害が少なかったことによる執行残でございます。

続きまして、交通対策課について説明いたしますので、戻りまして、93ページをお願いいたします。

2款1項10目交通対策費のうち、右ページ、備考欄の◎交通安全対策費の主なものを申し上げますと、7節交通指導員謝金は、交通指導員9名分の謝金でございます。

10節電気料は、市内全域に設置している道路照明灯及び児童交通公園等の電気料でございます。

次の修繕料は、道路照明灯、道路反射鏡、路面標示などの修繕料でございます。

12節放置自転車指導委託料は、市内に設置している自転車駐車場の整理・誘導に係る委託料でございます。

次の交通公園管理委託料とその下の遊具点検作業委託料は、富士見町にある児童交通公園

の管理運営に係る委託料でございます。

13節土地借上料は、秩父鉄道行田市駅及び持田駅に設置している自転車駐車場敷地の借上料でございます。

14節解体工事請負費は、第2壺里山町自転車駐車場の供用開始に伴い、仮設の自転車駐車場の撤去工事を行ったものでございます。

次の交通安全施設工事請負費は、主要施策の成果報告で説明申し上げたとおりでございます。

96ページをお願いいたします。

備考欄の◎循環バス運行事業費、次の◎デマンドタクシー利用助成費、次の◎生活路線バス支援事業費は、いずれも主要施策の成果報告で説明申し上げたとおりでございます。

次に、不用額の主なものについて申し上げますので、戻りまして、93、94ページをお願いいたします。

10節需用費の不用額は、主に電気料の引下げによる執行残でございます。

14節工事請負費の不用額は、主に通学路の安全対策としてグリーンベルトや外側線の設置を見込んでおりましたが、一部の道路において「通学路注意」等の路面標示に変更したことによるものでございます。

続きまして、南河原支所について説明いたしますので、戻りまして、89ページをお願いいたします。

2款1項8目支所費でございますが、主なものを申し上げますと、92ページになりますが、11節出役料は、灯油の漏えい場所を特定するための施策を行ったものでございます。

12節の2つ目、土壌調査委託料は、漏えいした灯油の漏えい方向及び範囲を推計するために油汚染調査を実施したものでございます。

14節の施設設備改修工事請負費は、コロナウイルス感染症対策としてトイレ手洗い場自動水栓設置工事を実施したものでございます。

続きまして、男女共同参画推進センターについてご説明いたしますので、飛びまして、105ページをお願いいたします。

2款1項16目男女共同参画推進費ですが、右ページ、備考欄の◎男女共同参画推進センター管理運営費について主なものを申し上げますと、12節施設管理委託料以下の各委託料は、男女共同参画推進センターの管理運営に係る委託料でございます。

次の◎男女共同参画推進センター管理運営費（繰越明許費分）の13節OAシステム利用料

は、男女共同参画推進センターの予約システム導入に要したものでございます。

次の◎男女共同参画推進事業費について主なものを申し上げますと、1節委員報酬は、男女共同参画推進審議会の委員報酬でございます。

108ページをお願いいたします。

7節の2つ目、謝金はDVや夫婦の問題など相談業務に当たる相談員2名分の謝金及び啓発講座の講師謝金でございます。

12節研修委託料は、女性活躍推進に係るセミナー等の研修委託料でございます。

以上で歳出についての説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳入について説明申し上げます。

歳入につきましてもおおむね例年どおりでございますので、令和3年度に新たに受け入れた主なものについて説明申し上げます。

戻りまして、53ページをお願いいたします。

15款県支出金、2項1目総務費県補助金の1節総務管理費補助金のうち、右ページ、備考欄の上から4つ目、地域団体共同事業補助金は、壱里山町自治会集会所の整備費用に対する県補助金でございます。

少し飛びまして、67ページをお願いいたします。

20款諸収入、4項1目雑入のうち、10節広告料収入の右ページの2つ目、循環バス広告料は、市内循環バスの車内に掲載した1件の広告料収入でございます。

69ページをお願いいたします。

15節雑入のうち、右ページ、備考欄、中ほどより下の物件移転等補償金（危機管理課）は、埼玉県が埼玉交差点整備事業で実施した主要地方道行田蓮田線の拡幅工事に伴い、埼玉小学校の職員駐車場の一部が道路の拡幅部分に該当することから、職員駐車場に設置してある避難所看板を移設するための補償金でございます。

2つ下の物件移転等補償金（交通対策課）は、同じく埼玉交差点整備事業に伴い、道路反射鏡2基を撤去するための補償金でございます。

以上をもちまして、市民生活部に係る令和3年度行田市一般会計歳入歳出決算についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長 以上で説明は終わりました。

---

△質 疑

○委員長 次に、質疑を行います。

なお、質疑及び答弁につきましては、簡潔明瞭にお願いいたします。

質疑のある方は順次発言をお願いいたします。挙手をお願いします。

○委員長 江川委員。

○3番 江川委員 それでは、1点だけお聞きしたいんですけども、成果報告書の4ページで、運転免許の自主返納の事業をご説明いただきました。

この中で、交付者数1,047、うち継続交付816ということで、この3年度までは年度ごとに配っていただいたと思うんですけども、実質この事業費決算額126万6,600円、実際に使われた結果がこの金額だと思うんですけども、幾ら分交付、配布をして、これは何パーセントに当たるのかをお聞きしたいんですけども。

○委員長 挙手願います。

風間交通対策課長。

○交通対策課長 お答えいたします。

令和3年度につきましては、交付枚数が1万2,780枚、それに対しまして請求枚数が、実際に利用された枚数が2,111枚、利用率にいたしますと16.52%でございます。

以上でございます。

○委員長 よろしいですか。

○3番 江川委員 はい。

○委員長 他にありますか。

2番 村田委員。

○2番 村田委員 決算書の82ページの市民相談費、こちらについて伺います。

12節の弁護士委託料ですけれども、これは前年度と同額ですけれども、経費の内訳で、顧問としての代金だけなのか、特別な支出を伴う案件はなかったのかどうか、この点1点。

それから、もう一つ伺います。

決算書の94ページ、交通安全対策費です。

10番需用費の不用額につきましては、先ほど説明いただきましたので、電気代ということですね。結構です。

14番の解体工事請負費ですけれども、私の聞き漏らしか、ここはどこの何を解体したのか、ご説明お願いしたい。

それと、この請負費ですけれども、成果報告書ですと4ページですよ。交通安全施設等

の整備事業費ということですが、この工事箇所の箇所づけ、どこをやるかというのは、どのようなルール、規定に基づいてやってらっしゃるのか。市民の方の年度途中での要望とかその辺の兼ね合いですね、それも含めて伺いたいと思います。この2点、お願いします。

○委員長 順に答弁お願いいたします。

酒井地域活動推進課長。

○地域活動推進課長 弁護士委託料のご質問に対してお答え申し上げます。

費用につきましては、定期的な相談に対しての費用でございます。特別な質問に対しての費用についてはございません。

以上でございます。

○委員長 次、風間交通対策課長。

○交通対策課長 お答えいたします。

まず初めに、14節の解体工事費についてでございますが、こちらにつきましてはJR行田駅前の第2壺里山自転車駐車場、こちらは令和2年2月から供用開始されまして、それに伴って仮設の自転車駐車場のほうを解体した工事費でございます。

次に、主要施策4ページの交通安全施設の整備事業、どのようなルールで箇所づけを行っているかというところでございますが、こちらは主に警察や市民、また自治会関係者、市職員などの要望等に基づいて、道路反射鏡ですとか道路照明、また区画線などの整備を行った費用でございます。

以上でございます。

○委員長 村田委員。

○2番 村田委員 ありがとうございます。

1点だけ確認したいんですけれども、市民相談費の弁護士委託料ですけれども、私の理解では、令和2年度と67万1,000円というのは同額だと思うんですけれども、前年度令和2年度の場合には、特別な案件が2～3件あったかと思うんですけれども、それは別途、経費は区分けしているということでしょうか。改めて、これは定例的な相談をお願いしている3弁護士事務所のものだけということでしょうか。特別な案件というのはどのように決算上示されているのか。

○委員長 答弁、酒井地域活動推進課長。

○地域活動推進課長 お答え申し上げます。

こちらの法律相談につきましては、市民の方がご自身の相談したいものに対して弁護士に

相談するものでございまして、特別な案件というものではないと認識しております。あくまでも、市民の方が先生に相談したいものがそれぞれあるだけのものでございます。

以上でございます。

○委員長 他にありますか、よろしいですか。

村田委員。

○2番 村田委員 それでは、決算書の94ページ、成果報告書ですと4ページになるんですけども、運転免許証の自主返納者へのタクシー利用助成です。令和3年度から1回のみ交付ということだったと思うんですけども、金額が大きいように思うんですが、令和3年度、額が大きくなった理由というのは何かあるのか、その点をお教えいただきたいのと。

成果報告書の中で、継続交付とありますけれども、これは制度が変わる前の各年度で、5年間だったのでしょうか、それがまだ権利として残っているというか、その積み重ねの累積なのか、その数字の意味を教えてください。一旦ここで。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

風間交通対策課長。

○交通対策課長 お答え申し上げます。

免許の自主返納者の支援事業につきましては、今年度から、令和4年度から制度を改正いたしまして、1回限りの制度になったところでございます。こちらの成果報告書に出てございます継続交付者、これは平成29年の制度開始時から制度を利用して、亡くなったりですとか転出した方以外で継続になっている方的人数でございます。

以上でございます。

○委員長 風間課長、今、令和4年度ということでしたよね。今、やっているのは令和3年度分の決算ですよ。令和4年というのはどういうことかなというのを、教えてください。

○交通対策課長 村田委員が、令和3年度から制度が変わったとおっしゃったんですけども、実際制度が変わったのは4年度からでございまして、3年度は今までの制度で、継続してタクシー券のほうを交付させていただいたということでございます。

○委員長 村田委員、いいですか。

○2番 村田委員 分かりました。

○委員長 他に。

小林委員。

○4番 小林委員 2点ほどお聞きします。

同じように、村田委員の質問ですけれども、決算書の94ページで、主要施策の4ページの交通安全施設工事請負費で、先ほど不用額の関係で何か場所の方法が変わって減額になったと言いますけれども、それは不用額の占める割合のどのくらいがそれに当たっているか。

もう1点ですけれども、交通安全施設整備というのは市民要望でやりますので、その辺で不用額が出た場合、できるだけ執行するような考えはなかったのかについて。

もう1点伺います。次の96ページの循環バス運行事業費の地域公共交通事業継続支援金が、令和3年で162万円が出ていますと思いますけれども、この積算根拠と内訳をお願いします。

以上、お願いします。

○委員長 順次答弁願います。

風間交通対策課長。

○交通対策課長 お答えいたします。

初めに、工事費のうち交通安全施設、通学路の安全対策といたしまして、12月議会におきまして工事費694万3,000円を承認いただき、支出額は452万1,961円となっております。先ほど部長の説明にございましたとおり、グリーンベルトですとか外側線を予定していましたが、幅員の関係ですとかございまして、注意喚起の「通学路注意」というような標示に変更になったものでございます。

○委員長 よろしいですか、答弁はそれで。

○交通対策課長 いえ、あります。

こちらの不用額につきましては、要望に基づき、またこちらの交通安全対策実施マニュアルに照らして工事を進めていたところですが、通学路の交通安全の対策のほうはかなり年度末まで工事が長引いた影響から、ほかの工事に充当といいますか、充てることが難しくなってしまったというところでございます。

次に、循環バスの継続支援金についてでございます。

こちらは新型コロナ関連の臨時交付金を活用いたしまして、市内循環バスの運行事業者3者に対しまして、1事業者当たり50万円、プラス運行台数1台当たり1万5,000円を加えた額を交付したところでございます。

以上でございます。

○委員長 よろしいですか。

小林委員。

○4番 小林委員 先ほどの工事費の関係ですけれども、694万円が450万円って、240万円ぐら

いが不用額が出たんですけれども、実際不用額が378万円出ていますので、その差額の120万円ぐらいですね、市民要望がたくさんあると思いますので、その辺に活用してもらいたかったなというのが1つと。

先ほど言った循環バスですけれども、50万円掛ける3業者プラス台数の1万5,000円ですけれども、この積算根拠はどこから出ているかもお聞きしたいんですけれども。

以上です。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

風間交通対策課長。

○交通対策課長 お答え申し上げます。

まず、循環バスの事業者を支援する根拠ですが、これは埼玉県や国からのコロナに対する支援金がなかったということ。それで、この金額ですが、全国的な支援内容を参考にしながら決定させていただいたものでございます。

以上でございます。

○委員長 よろしいですか。

○4番 小林委員 はい、いいです。

○委員長 他に、よろしいですか。

村田委員。

○2番 村田委員 循環バス運行事業費、成果報告書5ページの関係です。

また私の誤解があったらただしていただきたいんですけれども、観光のルートが、実績が令和2年度よりもまた下がっているようなんですけれども、コロナの影響の点で、これはどのように見ているのか、あまり変わらないように思うのか、あれはルートが変わったりとか、何か要因があるのか、その辺を教えてください。それが1点。

それから、生活路線バス支援事業費のところは何いたいんですけれども、成果報告書ですと5ページの一番下です。

熊谷駅・犬塚間のバス路線の負担金ですけれども、負担金の算出方法、吹上線と同じような精算方式と呼びますけれども、そういう方式なのかどうなのか。熊谷市との分担割合、その考え方です。

それと、吹上線のほう、朝日自動車のほうです。この補助金の額の積算方法についてはいろいろな意見があるところだと思うんですけれども、令和3年度、補助金の額の算定方式で見直しの検討は行ったのかどうなのか、その点、2点伺います。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

風間交通対策課長。

○交通対策課長 お答え申し上げます。

令和3年度の4月から、観光拠点コースについては、片回りのコースに変更したところがございます。

しかしながら、他のコースが令和2年度よりも令和3年度のほうが利用者の方が増えてございます。観光拠点のみが減少という形になっております。こちらについては、今後また、今年度の状況を踏まえて、分析をさせていただきたいと思っております。

犬塚線についてでございます。犬塚線は、令和3年度から運行費の補助を行ってございます。実際に犬塚線の赤字相当額は666万円でございます。これは、令和元年度の決算に対して令和3年度に補助をするという形になってございます。

失礼しました。666万円の令和元年度赤字を令和3年度補助したわけですが、実際にはこの半額の333万円について、行田市と熊谷市で案分をして補助いたしました。その補助割合ですが、距離割が40%、人口割が30%、均等割が30%で案分いたしまして、結果といたしまして、行田市が135万1,000円、熊谷市が198万円、合計333万1,000円の助成をいたしたところがございます。

吹上線についてでございますが、こちらは当初から赤字額を補てんするというような形で、平成26年度から実施してまいりました。令和3年度につきましても、令和元年度の赤字額を令和3年度に補助をさせていただいたところがございます、3,100万6,340円。

しかしながら、額も徐々に大きくなって、市の財政的な負担も鑑みて、令和4年度につきましてもは満額ということではなく、朝日自動車との交渉の中で、一部赤字額以下の補助金というふうな形にさせていただいております。

以上でございます。

○委員長 村田委員。

○2番 村田委員 1点確認です。熊谷駅・犬塚間の負担金の算出方法は伺いましたけれども、基本となる対象の金額は、前年度の赤字額を翌年度に、そういうふうに令和元年度の赤字額を令和2年度に補助するんですよね。というふうに聞いたんですが、そこをもう一度お願いします。

○委員長 答弁願います。

風間交通対策課長。

○交通対策課長 吹上線と同様、令和元年度の赤字額を基に令和3年度に補助するような形になってございます。

○委員長 よろしいですか。

村田委員。

○2番 村田委員 私の聞き間違えだったのかもしれませんがね。

要は、吹上線と同じ方式ということは確認できましたので、次の質問よろしいでしょうか。

決算書の96ページ、成果報告書ですと6ページのデマンドタクシー利用助成費ですけれども、まず成果報告書のところを見ますと、年末年始が運行していない、この理由ですね。主に会社側の理由なのか、それとも市のほうの理由が要因なのか、そここのところの理由。

それと……

○委員長 ちょっと今の、今まで質問等の参考に、決算のことだから、事業年度違ってしまいうから何とかと今、そういう形だけれども、そこら辺注意してください。

○2番 村田委員 決算になじまないですか。

○委員長 どうぞ、村田委員。

○2番 村田委員 事業を聞くわけですから、金額、お金だけではなくて、制度、仕組み自体について、その事業をやっている理由、その事業を構成する中身としてお金の額、それから事業のやり方、これらは一体だと思っんですが、その点で……

○委員長 端的に質疑してください。

○2番 村田委員 じゃ、先ほどの撤回しますね。

○委員長 はい、端的にやってください。

○2番 村田委員 撤回しますね。

○委員長 はい。

○2番 村田委員 年末年始がなぜできないのかの理由です。

次が利用時間、これが8時半から午後5時というこの理由。これも、やはり会社側なのか、行政の側なのか、この辺。

それから、3点目は、タクシー、メーター料金ごとに利用者負担額というのが定められていますけれども、利用区分ごとの利用実績というのは、お手元資料あれば教えてください。もしないようでしたら後でも結構ですが、伺いたい。

それから、どうしても市街地から離れた農村部とかでは料金が高くなってしまふところがあるんですけれども、料金体系ですね。これらの見直しの検討とかは令和3年度行ったのか、

この点を伺います。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

風間交通対策課長。

○交通対策課長 お答えいたします。

まず、年末年始に運行しない理由ですが、もともとデマンドタクシー自体が、バス停までの移動が困難な方のための循環バスを補完する制度ということで始まりました。そうしたことから、循環バスが運休している年末年始につきましては運休とさせていただいております。

また、利用時間ですが、これは年末年始運休の理由の一つでもあるんですけども、半数以上の利用が病院です。ですので、主に75歳以上の高齢者や障害者ということで、実際の利用時間も9時から11時に集中してございます。そうしたこともございまして、循環バスの運行時間とほぼ同等の利用時間ということで、5時までということで運行をさせていただいております。

次に、料金体系ですが、周辺部の方のほうが、どうしても自己負担が高くなります。これは、公共交通につきましては、路線バスについても鉄道についても、運行した距離に応じた運賃ということになってございます。ただ、そうしたご意見もございますので、見直しの際には、もっと全体的な料金の体系については検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長 他に質問ありますか。

村田委員。

○2番 村田委員 ありがとうございます。

次に、98ページの自治会振興費、成果報告書ですと7ページになります。

18節の補助金ですけども、説明の中で青年部女性部がなくなったところがあるということだったと思うんですけども、どこの自治会の青年部婦人部がなくなったのかと、その理由です。

それから、18節の負担金補助及び交付金、不用額が出たのは何の事業が主なのか、その点を教えてください。

次に、決算書100ページの都市社会施設整備費、成果報告書ですと7ページです。

成果報告書のほうにそれぞれ実績がありますけれども、それぞれ交付金の規定、上限が幾らで、あるいはその何割とか、その辺の補助金額の規定はどうなっているのかです。言い換えれば、工事費の7割が補助されているのか、それを教えてください。

補助金の決定方法、時期、これは予算を確保しておいて、その年度に要望が上がってきたものを、重要度とか緊急度とかでそちらで査定して決めていくのか、あるいはあらかじめ想定を持ってやっていらっしゃるのか、その点について伺います。まず、その3点、2つの事業についてお願いします。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

酒井地域活動推進課長。

○地域活動推進課長 ご質問にお答え申し上げます。

まず、自治会青年部女性部の関係について、減額になったことについてでございますが、すみません、手元に資料がないため、特定の女性部、基本的に青年部は減数はなかったんですけども、女性部が大幅に減しております、どこかというのは手元にないため、個別についてお答え申し上げられません、申し訳ございません。

それで、こちらのほうがなくなった理由でございますが、昨今、自治会女性部連絡会という組織が解散になったところでございますが、昨今の情勢におきまして、女性という役割が自治会連合会本体の中でもう十分活躍できるということで、女性部自体というものが必要ではないのではないかと、もう役割が終わったのではないかとということで、地区において解散した経緯があり、大幅に減になっているところでございます。

不用額のほうにつきましても、そういったものを踏まえまして、自治会女性部が解散したことによりまして、そちらのほうの自治会連合会補助金においても、その分に伴って減額、また自治会青年部女性部補助金におきましても、解散により、補助金の申請がなくなったことによって不用額が発生したものでございます。

続きまして、都市社会施設整備費の自治会施設建設事業費補助金についてのご説明でございますが、こちらにつきましては、当該年度におきまして自治会のほうで実際、経費の2分の1、また最大経費で最高400万円まで補助させていただくところでございますが、自治会において当該年度に整備を行う必要が発生した場合、こちらのほうに申請があった際に、うちのほうはその内容を精査して確認しているところでございます。事前に相談があるものについては、その状況を加味して、喫緊のものについてはいつ補助できるものかを踏まえて相談をさせていただきますが、基本的には自治会のほうが喫緊で必要になったものについてご相談があり、当該年度で補助できるものについては当該年度で補助しているものでございます。

以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

村田委員。

○2番 村田委員 それでは、男女共同参画推進事業費について伺いたいと思います。

決算書ですと106ページ、成果報告書ですと9ページですか。

まず1点目が、相談事業についてですけれども、ここの相談というのはどのような性質の相談までやっているのか、相談員というのはどのような経歴の方をお願いしているのか。令和3年度の相談実績、内容的にどういう相談が多かったのか、幾つか例示いただきたい。相談から解決に導く流れというのはどのようなになっているのか、典型的な例で結構ですので、例示をお願いしたい。

2つ目ですけれども、成果報告書……、失礼。

[「金額の中身聞いていないよな。事業内容だけ聞いている」と言う人あり]

○2番 村田委員 何か問題でも。

[「いや、事業の内容だけ聞いたのではおかしくないですか」「現在形というよりも過去形で質問していただけたらなというのがあります」と言う人あり]

○2番 村田委員 令和3年度の、ですから相談実績ですが、令和3年度の相談から解決に導かれた流れ、例ですね、お願いしたいと思うんです。

それと、成果報告書の9ページを見ますと、財源が特定財源でその他があるんですけども、これについてご説明いただきたい。

それから、言ってしまいますね。

○委員長 はい。

○2番 村田委員 市民活動支援費、決算書の108ページです。成果報告書ですと10ページになるんですけども、これは前年度から相談件数が激増しております。この要因は何か、相談はどのような内容が増えたのかという点です。

それから、市民公益活動登録数もかなり増えておりますけれども、この要因と、これは登録をすることのメリットというのはどういうことなのか、相談を受けるために必要なのか、何かここの部屋を使えるとか、そういうメリットが何かあるのか、そこを教えてください。

最後、成果報告書ですと10ページの真ん中のところになりますけれども、市民活動やる気応援助成金ですけれども、これは令和2年度は交付ゼロだったと思うんですけども、毎回やっている事業で、たまたま2年度はゼロで3年度はまた出てきたということなのか、この

辺のところを教えてくださいたいのと。

実績が少ないように思うんですけども、この辺の広報等、令和3年度、特別何か取組ですとかやられたのか、そこを教えてください。

○委員長 答弁願います。

堀口男女共同参画推進センター所長。

○男女共同参画推進センター所長 まず、相談員の登録等でございますけれども、相談員につきましては、長年相談員等をされている方ということでやっておりまして、社会福祉士の免許を持っている者。

相談内容につきましては、一般にはDV相談や離婚、夫婦関係、ストーカーや生活経済・生き方や、子どもからの虐待、その他親子関係など多岐にわたっております。

相談の件数等、実績でございますが、令和3年度につきましては、面接内容は58件ございました。相談者につきましては51名で、男性が2名、女性が49名ございました。そのほか電話相談を受けておりまして、こちらは7件ございました。内訳といたしましては、男性が1件、女性が6名ございました。

あと、相談内容の延べ件数になりますが、令和3年度につきましては、DV相談が22件、離婚につきましては22件、夫婦関係につきましては26件、ストーカーについて1件、生活経済・生き方について31件、子どもからの虐待が5件、その他親子関係等の相談が21件ございました。

それと、解決方法につきましては、相談を受けまして、例えば避難が必要ということにつきましては避難をさせるということでやっております。相談で済んでしまうものにつきましては、おのおの必要な部署につきましては、相談を受けて、例えば福祉課へ相談を引き継ぐとかそういうことをやっています。

あと、その他の財源につきましては9,000円でございますが、こちらの財源につきましては、講座等で材料費等をもってございまして、そこからの材料費になっております。こちらについては、講座で例えばアロマの講座とかをやったときには材料費等をもってございまして、この収入になっております。

以上でございます。

○委員長 酒井地域活動推進課長。

○地域活動推進課長 ご質問にお答え申し上げます。

まず、市民活動支援費につきましては相談件数、また登録団体数が伸びた件につきまして

でございますが、こちらのほうにつきましては、これまでコミュニティセンターの1階にサポートセンターというものがありますが、なかなか周知されてなく活用されていない実態がございました。そちらのほうを、サポートセンターの職員の意識改革、また周知等を図り、またサービスの拡充を行ったことによりまして認知され、いろいろな方がご訪問していただいて、各種相談をいただくようになったところでございます。

また、市民登録団体につきましても、そういったようなサポートセンター、いろいろなサービスの拡充と丁寧な対応におきまして信頼を得て、登録団体が増えていったということを確認しているところでございます。

なお、登録団体となることの、登録するメリットでございますが、市のホームページに団体情報の掲載、また、コミセンの会議室の無料開放、またトナー印刷による印刷サービス等、登録団体になっていただくことによるサービスのメリットをつけたところでございます。

続きまして、市民活動やる気応援助成金についてですが、こちらのほうにつきましては従前からあった補助金でございまして、令和3年度につきましては申請が、前年度なかったものが申請があったところでございます。

なお、こちらのほうの実績につきましては、30万円ということでございます。こちらについては予算の満額を使い切っております。申請団体数3団体について、それぞれ10万円ずつ補助しているものでございます。

なお、実績状況の中で、これが額としてどうなのかというところでございますが、こちらのほうの交付の要綱におきまして、予算の範囲内でこちらを実施するという中で、予算額30万円、全額使っているところでございます。

以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

村田委員。

○2番 村田委員 ありがとうございます。

1点だけ、市民活動サポートセンター、非常に劇的に改善が図られて、意識改革ですとか頑張られたということのようですけれども、サービスの拡充をされたということですが、幾つかその例を、このように改善したというのを教えていただければと思います。

○委員長 酒井地域活動推進課長。

○地域活動推進課長 まず、私どものほうで団体のいろんな状況をリサーチしまして、各種印刷物等がなかなか自分たちでやるのが大変という状況を認識しまして、白黒印刷のサービス、

またラミネーター、裁断機の貸出しとか、ポスタープリンター利用とか、そういったようなサービスを無料で提供するような形を実施したところでございます。すみません、一部負担をしていただくところもありますが、そういったものを活用したところでございます。

また、サポートセンターにつきましても、団体の情報を把握するために、各種団体のところに行って状況を確認しながら、どういったことを望んでいるか、そういったものを直接聞き取りをするような、そういった取組を行っているところでございます。

以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

他に質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

市民生活部所管部分の審査を終了いたします。ありがとうございます。

暫時休憩いたします。

午前 10時 44分 休憩

---

午前 10時 59分 再開

○委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

---

△健康福祉部所管部分について

○委員長 今回、執行部におかれましては、審査方針等を踏まえ、簡潔明瞭な説明を準備していただいておりますので、効率のよい質疑に努めていただきますようよろしくお願いいたします。

これより審査に入りますが、議事の整理上、発言は委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

次に、健康福祉部長からご挨拶いただくところでございますが、その前に、委員の皆様にはお手元に健康福祉部から正誤表が配付してあります。これを含め、説明をよろしくお願いいたします。

健康福祉部長。

○健康福祉部長 おはようございます。

委員の皆様には、日頃から健康福祉部所管の業務につきまして格別なるご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

説明に入らせていただく前に、令和3年度主要施策の成果報告書及び決算書附表に誤りが

ございましたので、訂正させていただきたいと存じます。

お手元に正誤表をお配りさせていただきました。

○委員長 部長、座ってください。

○健康福祉部長 失礼します、着座にて説明させていただきます。

では、主要施策の成果報告書の13ページをお願いいたします。

上段の地域共生社会推進事業の決算内訳・実績等欄中、2行目について、令和4年度の記述を削除及び「令和4年1月27日」を「令和4年1月23日」に訂正をお願いいたします。

次に、14ページをお願いいたします。

下段の障害児（者）生活サポート事業の施策・事業の概要と成果欄中、2行目の「衣装」を「移送」に訂正をお願いいたします。

次に、18ページをお願いいたします。

上段の老人福祉事業の決算内訳・実績等欄中、表の一番上、緊急通報システムサービス事業の概要欄、緊急通報装置の「42台」を「28台」に、次に上から6つ目、敬老事業の概要欄、金婚夫婦の表彰の「218組」を「240組」に、次に下から2つ目、老人クラブ育成事業の概要欄、老人クラブ数の「57クラブ」を「49クラブ」に訂正をお願いいたします。

次に、19ページをお願いいたします。

下段の総合福祉会館「やすらぎの里」運営事業の決算内訳・実績等欄中、5行目の機能回復訓練室開室日数の「25日」を「225日」に訂正をお願いいたします。

次に、33ページをお願いいたします。

上段の新型コロナウイルスワクチン接種事業の施策・事業の概要と成果欄中、1行目について、「令和3年2月より準備を始めていた」の記述を削除及び「5月」を「4月」に訂正、2行目について、「追加接種（3回目接種・4回目接種）」を「3回目接種」に訂正をお願いいたします。

以上、5事業の訂正となります。複数の事業について、議案提出後、また委員会付託後の訂正となりまして、大変申し訳ございませんでした。よろしくをお願いいたします。

それでは、令和3年度一般会計歳入歳出決算のうち、健康福祉部所管部分について説明させていただきますので、ご審議のほどどうぞよろしくお願い申し上げます。

なお、健康福祉部所管部分につきましては、そのほとんどが主要施策の成果報告書に展開されておりますので、主要施策の成果報告書の説明を中心に行い、事項別明細書の歳出及び歳入は、主要施策の成果報告書以外で決算年度において特徴的な主なものとさせていただきます。

たいと存じますので、あらかじめご了承ください。

それでは、初めに主要施策の成果報告書から説明申し上げますので、12ページをお願いいたします。

民生委員活動支援事業は、民生委員の活動経費を補助したもの、次の安心生活創造事業は、地域で支え合う仕組みづくりを推進するため、支えあいマップの作成によるふれあい見守り活動や、市民ボランティアによる有償サービスを提供するいきいき・元気サポート制度などを実施したものでございます。

13ページをお願いいたします。

地域共生社会推進事業は、本年1月23日に地域共生社会に関する市民向けのフォーラムをオンラインのライブ配信により開催し、有識者による基調講演や実践報告を通して、地域共生社会に関する理解を深めたものでございます。

次の住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業は、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化を踏まえ、令和3年度の住民税が非課税の世帯及び新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変し、住民税非課税相当となった世帯に対し、一世帯当たり10万円を給付したものでございます。

次の自立支援医療費支給事業は、障害の除去、軽減のために必要な手術や治療に係る医療費の一部を公費負担し、対象者の経済的負担の軽減を図ったものでございます。

14ページをお願いいたします。

障害者生活・就労支援事業は、障害のある方が自立した日常生活・社会生活を送れるよう、障害者やその家族等を対象に、障害全般や福祉サービスの利用などに関する生活相談や、就職・就労定着のために必要な就労相談を委託して実施したものでございます。

次の障害児通所給付費給付事業は、児童福祉法に基づく就学前児童を対象とした児童発達支援や、就学中の児童を対象とした放課後等デイサービスの給付費でございます。

次の障害児（者）生活サポート事業は、民間サービス事業者が実施する在宅障害児（者）の一時預かり、送迎、外出援助等の利用料の一部を助成したものでございます。

15ページをお願いいたします。

特別障害者手当等支給事業は、二十歳以上で常時特別の介護を必要とする在宅の重度障害者、二十歳未満の重度障害者及び昭和61年の制度改正以前に一定の要件を満たす方に対し、それぞれ国で定める金額を支給したものでございます。

次の心身障害者福祉手当支給事業は、県の事業として、重度心身障害者に対し、障害の程

度に応じて手当を支給しているものですが、本市では、身体障害者1、2級の方と知的障害者マルA、Aの方に県の補助基準額に上乘せして支給したほか、対象者を拡大して実施したものでございます。

16ページをお願いいたします。

障害者自立支援事業は、障害者総合支援法に基づく事業で、在宅障害者の訪問介護や短期入所等に伴う自立サービス等給付費、車椅子や義足等の補装具費、長期入院による医療的ケアに加え、常時の看護を必要とする身体・知的障害者に介護に関する費用を助成する療養介護医療費を給付したものでございます。

次の障害福祉施設等感染防止対策支援事業は、新型コロナウイルス感染症が拡大する中、障害福祉サービス等事業所に対し、感染症予防物品の配布や感染防止に係るかかり増し経費の補助を行い、サービス提供体制の確保に向けた支援を行ったものでございます。

次の重度心身障害者医療費支給事業は、重度心身障害者の医療費の自己負担分を助成したものでございます。

17ページをお願いいたします。

地域生活支援事業は、障害者総合支援法に基づく各種サービスで、紙おむつ、ストマ用畜尿・蓄便袋などを給付する日常生活用具支給事業、外出時の付添いや介助を実施する移動支援事業、常時看護を要する障害者を日中一時的にお預かりして看護者の休息や就労に役立つ日中一時支援事業、通所による創作活動や機能訓練などを通じて、在宅障害者の居場所の確保や能力の維持向上を図る地域活動支援センター事業を実施したものでございます。

次の障害者福祉センター運営事業は、障害者福祉センターの指定管理者による管理運営により、能力、特性及び障害の程度を考慮した障害者への生活作業支援を実施したものでございます。

18ページをお願いいたします。

老人福祉事業は、老人福祉に係る各種事業でございまして、そのうち紙おむつ給付事業は、これまで介護保険事業費特別会計で措置していたところ、令和3年度から国が給付対象要件を見直したことに伴い、介護保険事業の対象外となった方に対し実施したものでございます。その他の事業は前年度と同様でございます。

次の介護サービス事業所等感染防止対策支援事業は、新型コロナウイルス感染症が拡大する中、介護サービス事業所等に対し、感染症予防物品の配布や感染防止に係るかかり増し経費の補助を行い、サービス提供体制の確保に向けた支援を行ったものでございます。

19ページをお願いいたします。

老人福祉センター管理運営事業は、老人福祉センター2館の指定管理者による管理運営により、高齢者の健康増進やレクリエーション活動の促進を図ったほか、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、トイレ手洗い場等の自動水栓化工事を行ったものでございます。

次の総合福祉会館「やすらぎの里」運営事業は、総合福祉会館の指定管理者による管理運営により、高齢者や障害者の機能回復訓練等の各種事業や、ボランティア活動の支援を行ったほか、非常用電源設備整流器の更新工事などを行ったものでございます。

20ページをお願いいたします。

人間ドック助成事業は、後期高齢者医療保険被保険者に対する人間ドック等の健康診断費用に対する助成金でございます。

次のファミリー・サポート・センター事業は、市社会福祉協議会に委託し、子育ての援助を行いたい人と受けたい人が会員となり、会員間で子どもの預かりや学童保育室への送迎などの援助を行ったものでございます。

次のひとり親家庭等児童養育手当支給事業は、本市の単独事業でございまして、父もしくは母、または父母が共にいない小中学生の保護者で、市民税所得割が非課税の方に手当を支給したものでございます。

次の病児・病後児保育事業は、病期中あるいは病気の回復期にある小学6年生までの児童であって、就労等により保護者が家庭で保育できない場合に、一時的に病児保育所で預かったものでございます。

21ページをお願いいたします。

保育所運営費補助事業は、民間保育所等15施設に対して、運営費の一部を補助したものでございます。

次の保育サービス充実促進事業は、保護者の多様なニーズに対応するため、延長保育、一時預かり、障害児保育事業等を行う施設に対し補助を行ったほか、保育士の負担軽減による保育環境改善を図るため、保育人材確保として、宿舍借り上げ費用の一部や保育補助者雇用費の補助を行ったものでございます。

次の児童福祉施設等感染拡大防止対策事業は、児童福祉施設等の新型コロナウイルス感染拡大を防ぐため、衛生用品の購入及び感染症対策のための時間外勤務手当の補助を行ったものでございます。

次の親子の食サポート事業は、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、子

育て世帯を支援するため、子育て世帯に対して弁当や食材の配布を実施する子ども食堂や飲食店7団体に対し、事業経費の補助を行ったものでございます。

22ページをお願いいたします。

ワクチン接種促進のための乳幼児保育支援事業は、乳幼児を持つ保護者が安心して新型コロナワクチン接種を受けられるよう、接種時間帯に一時預かり保育事業を利用した場合に、その利用料を支援したものでございます。

次の児童福祉施設等感染症防止対策物品配布事業は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、学童保育室や保育施設等に対し感染症予防物品を配布したものでございます。

次の子ども医療費支給事業は、18歳に達する年度の末日までの子どもの医療費の自己負担分を助成したものでございます。

次の放課後児童健全育成事業は、公設学童保育室18箇所、民設学童保育室1箇所への運営委託料などでございます。

23ページをお願いいたします。

ひとり親家庭等医療費支給事業は、母子または父子家庭等に対し、医療費の自己負担分を助成したものでございます。

次の地域子育て支援拠点事業は、きつずプラザあおいなどの地域子育て支援拠点において、子育て中の親子が自由に集い、交流する場を提供するとともに、専門の保育士や子育てアドバイザーによる育児情報の提供や育児相談などを実施したものでございます。

次の子育て世帯臨時特別給付金給付事業は、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、生活の支援を行う観点から、子育て世帯に対し、対象児童1人当たり10万円を支給したものでございます。

24ページをお願いいたします。

子育て世帯生活支援特別給付金給付事業は、同様の観点から、低所得の子育て世帯に対し、対象児童1人当たり5万円を支給したものでございます。

次の幼児教育・保育施設等給付費支給事業は、子ども・子育て支援新制度に基づき、認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育事業所等に対して、教育・保育に要する経費を支給したものでございます。

25ページをお願いいたします。

児童手当支給事業は、中学校修了前の児童を養育している保護者等に児童手当を支給したものでございます。

次の公立保育園運営事業は、市立保育所3園において保育を実施したほか、新型コロナウイルス感染予防の観点から、手洗い場の自動水栓化工事を行ったものでございます。

26ページをお願いいたします。

児童センター管理運営事業は、児童センターの運営により子どもたちに健全な遊び場を提供し、健康増進と豊かな情操を育んだほか、新型コロナウイルス感染予防の観点から、手洗い場の自動水栓化工事を行ったものでございます。

次の生活困窮者自立支援事業は、生活困窮者自立支援法に基づく事業で、市社会福祉協議会に委託して、生活困窮者に寄り添いながら自立に向けた支援をする相談支援事業、住宅を失うおそれのある方へ家賃相当額を支給する住居確保給付金の支給、生活困窮世帯及び生活保護受給世帯の中高生を対象とした学習支援事業を実施などしたものでございます。

次の新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業は、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、埼玉県社会福祉協議会が実施する貸付けを終了した生活困窮世帯等に対し、支援金を給付したものでございます。

27ページをお願いいたします。

生活保護事業は、生活保護法に基づく各種扶助を実施したものでございます。

28ページをお願いいたします。

休日急患診療事業は、行田市医師会に委託し、本市における年末年始を含む休日の急患診療体制を整備したものでございます。

次の小児救急医療体制整備支援事業は、本市が属する第二次救急医療圏における休日、夜間の小児救急医療体制を整備したものの、次の第二次救急輪番制病院運営事業は、本市における休日、夜間の入院治療を必要とする重症患者に対応する医療体制を整備したものでございます。

29ページをお願いいたします。

第三次救急医療運営費補助事業は、深谷赤十字病院に整備した救急救命センターの運営経費を補助したものでございます。

次の自宅療養者生活支援事業は、新型コロナウイルス感染症による自宅療養者等に対し、食料品等の提供を初めとする生活支援を実施したものでございます。

次の医療機関等感染拡大防止対策支援事業は、新型コロナウイルスの感染拡大を防止しながら医療を提供する医療機関や薬局に対し、感染拡大防止対策に要した費用を補助したものでございます。

30ページをお願いいたします。

健康づくり事業費は、市民自ら健康づくり活動に取り組むきっかけづくりを行うとともに、その活動の維持継続により健康寿命の延伸に資することを目的として、健康づくりマイスター養成事業等の各種健康づくり事業を実施したものでございます。

次の子育て包括支援センター運営事業は、助産師である赤ちゃんコンシェルジュにより妊娠期から出産、育児期への切れ目のない相談支援を実施したものでございます。

31ページをお願いいたします。

妊婦健康診査事業は、妊婦に対する健康診査費用の一部を助成したもの、次の不妊検査・治療費助成事業は、不妊検査や不妊治療の費用の一部を助成したものでございます。

次の新生児聴覚検査費助成事業は、新生児の聴覚に関する異常を早期に発見し、療育支援につなげるため、検査に係る経済的負担の軽減を図ったものでございます。

32ページをお願いいたします。

がん検診推進事業は、がんの早期発見・早期治療ができるよう、集団検診や個別検診を実施したものでございます。

次の感染症予防事業は、乳幼児から高齢者までの幅広い年齢層を対象に、感染症の予防接種を実施したほか、コロナ禍のインフルエンザ流行による医療逼迫を防ぐため、妊婦や生後6カ月から中学3年生までの児童を対象に、インフルエンザ予防接種の助成を実施したものでございます。

33ページをお願いいたします。

新型コロナウイルスワクチン接種事業は、国の方針に基づき、新型コロナウイルスワクチンの1・2回目接種から3回目接種を順次実施したものでございます。

少し飛びまして、37ページをお願いいたします。

シルバー人材センター運営費補助事業は、行田市シルバー人材センターに対し、運営費の補助を行ったものでございます。

主要施策の成果報告につきましては以上でございます。

続きまして、歳入歳出決算事項別明細書を説明させていただきます。

初めに、歳出についてでございますが、例年どおりのものが大半でございますので、説明を割愛させていただき、決算年度において特徴的なもののうち、主要施策の成果報告書で説明した以外の主なものについて説明申し上げます。

124ページをお願いいたします。

3款民生費、1項1目社会福祉総務費のうち、備考欄の上から2つ目の◎遺家族等慰藉費は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を考慮し、戦没者追悼式を執り行わなかったことにより、行田市遺族会の補助金のみの支出となったものでございます。

125ページをお願いいたします。

2目障害者福祉費のうち、備考欄◎障害者福祉費の12節、上から8つ目、OAシステム改修委託料は、税制及び健康保険証に係る制度の改正に伴う障害福祉システム改修などによるもの、その下の施設措置委託料は、障害区分認定を受けていない等により障害福祉サービスを受けられない方について措置委託を行ったものでございます。

不用額の主なものとしましては、12節の生活サポート事業委託料、OAシステム改修委託料、次のページの19節の心身障害者福祉手当支給費、地域生活支援費、自立支援サービス等給付費でいずれも当初見込みを下回ったことによるもの、18節の社会福祉施設等感染拡大防止対策費補助金は、事業所からの申請件数が当初見込みを下回ったことによるものでございます。

129ページをお願いいたします。

3目老人福祉費のうち不用額の主なものとしては、備考欄◎老人福祉費、18節の一番下、社会福祉施設等感染拡大防止対策費補助金について、事業所からの申請件数が当初見込みを下回ったことによるものでございます。

次の◎老人福祉費（繰越明許費分）は、介護サービス事業所等に対する感染防止対策物品配布事業でございます。

131ページをお願いいたします。

5目総合福祉会館費の不用額の主なものは、14節電気機械設備工事請負費で、非常用電源設備整流器の更新等の費用が当初見込みを下回ったためでございます。

133ページをお願いいたします。

8目介護保険事業費のうち、備考欄2つ目の◎介護保険事業費（繰越明許費分）は、介護施設運営法人が行った水害対策工事に対する補助金でございます。

136ページをお願いいたします。

2項1目児童福祉総務費の備考欄、児童福祉一般管理費のうち、18節の一番下、保育士等処遇改善臨時特例事業補助金は、新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く保育士、幼稚園教諭、保育教諭等の処遇改善のため、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、令和4年2月から収入を3%、月額9,000円程

度引き上げるために要する費用を保育所等に補助したものでございます。

138ページをお願いいたします。

上から3つ目の◎児童手当事務費の主なものは、12節OAシステム改修委託料で、児童手当において現況届と高所得者支給が廃止されたことに伴うシステム改修に係るものでございます。

歳出につきましては以上でございます。

続きまして、歳入について説明申し上げます。

歳入につきましても例年どおりのものが大半でございますので、決算年度において特徴的な主なものについて説明申し上げます。

戻りまして、47ページをお願いいたします。

14款国庫支出金、1項3目衛生費国庫負担金の1節保健衛生費負担金の備考欄2つ目の新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金及び同繰越明許費分は、新型コロナウイルスワクチンの接種費用に係る国の負担金でございます。

次に、2項2目民生費国庫補助金の1節社会福祉費補助金の備考欄2つ目、住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業事務費補助金及び住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業費補助金は、住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業に対する国の補助金、次の50ページの備考欄の1つ目、地域介護・福祉空間整備推進交付金（繰越明許費分）は、介護施設運営法人が行った水害対策工事に対する国の補助金でございます。

次の2節児童福祉費補助金の備考欄6つ目、子育て世帯臨時特別給付金給付事業事務費補助金から9つ目、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金は、コロナ禍における子育て世帯への生活支援を行う観点から行われた国の各種給付金に対する国の補助金でございます。

その下の児童手当制度改正実施円滑化事業補助金は、児童手当のシステム改修に係る国の補助金、その下の保育士等処遇改善臨時特例交付金は、保育士等処遇改善臨時特例事業に対する国の補助金でございます。

次の3節生活保護費補助金の備考欄2つ目、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業交付金は、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業に対する国の補助金でございます。

次に、3目衛生費国庫補助金、1節保健衛生費補助金の備考欄、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金及び同繰越明許費分は、新型コロナウイルスワクチン接種の体制整備

に対する国の補助金でございます。

55ページをお願いいたします。

2項県補助金、3目衛生費県補助金、1節保健衛生費補助金の備考欄、上から3つ目、集団接種会場医療従事者派遣事業費補助金（繰越明許費分）は、新型コロナワクチン接種の集団接種会場に医療従事者を派遣した医療機関に対する県の補助金でございます。

59ページをお願いいたします。

17款寄附金、1項2目民生費寄附金、1節社会福祉費寄附金のうち、社会福祉費寄附金は、市民から寄附を受けたもの、老人福祉費寄附金は、市内企業から高齢者福祉を目的とした寄附を受けたもの、次の2節児童福祉費寄附金は、企業から寄附を受け付けたものでございます。

次の4目衛生費寄附金の1節保健衛生費寄附金の備考欄、感染症予防費寄附金は、市民から新型コロナウイルス感染症対策に対する寄附を受けたものでございます。

61ページをお願いいたします。

18款繰入金、1項基金繰入金、4目1節社会福祉事業費基金繰入金は、総合福祉会館の電気機械設備更新工事請負費に用いるため取り崩したものでございます。

63ページをお願いいたします。

20款諸収入、4項1目雑入、5節委託金収入の備考欄3つ目、新型コロナウイルスワクチン接種委託料は、市外の方が本市の接種会場で新型コロナワクチン接種を受けた場合の埼玉県国民健康保険団体連合会からの委託金でございます。

以上をもちまして、健康福祉部が所管する決算の説明を終了させていただきます。ご審議のほどどうぞよろしくお願い申し上げます。

**○委員長** 以上で説明が終わりました。

審査に入る前に、委員の皆様にお諮りさせていただきます。

ただいま説明の中で、主要施策の成果報告書及び決算書附表の訂正がありましたよね。先例によりこれを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長** ご異議なしと認め、承認することにいたします。ありがとうございました。

執行部の皆様に、委員長として私が一言申し上げます。

来年度からこのような訂正がないように、事前にチェックをしっかりと行っていただくことをお願いいたしますので、よろしくお願いいたします。

○健康福祉部長 このたびは申し訳ありませんでした。確認を徹底してまいりたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

---

△質 疑

○委員長 それでは、次に質疑を行います。

なお、質疑及び答弁につきましては、簡潔明瞭をお願いいたします。

質疑のある方は挙手を願います。

小林委員。

○4番 小林委員 2、3質疑させてもらいます。

成果報告書の18ページの介護サービス事業所等感染防止対策支援事業について伺いますけれども、この決算書を見ると130ページということになっておりますけれども、その中の18節で社会福祉施設等感染拡大防止対策費補助金ということであって、そしてまたもう一つ下で、繰越金として消耗品費で269万3,570円となっておりますけれども、この中の成果報告書の社会福祉系施設等におけるかかり増し経費補助事業というのは、この社会福祉施設等感染拡大防止対策事業補助金に該当、同じ意味なのかどうか伺います。1点目です。

そして、あと一つが成果説明書の26ページの生活困窮者自立支援事業についてですけれども、決算書の150ページ、生活困窮者支援費の中に相談支援業務委託料、学習支援業務委託料、住居確保給付金ということで3項目あるんですけれども、この生活困窮者自立支援事業について、3番目で被保護者健康管理支援事業というのがありますけれども、予算書のどこを見ればいいのか伺います。

もう1点、歳入ですけれども、繰越しで地域介護・福祉空間整備推進交付金ということで、繰越しで何か水害対策をやったということですが、どういう事業をどこの団体がやったか、またその交付金額についてはその必要経費の全額になっているかどうかについて伺います。

以上です。

○委員長 以上3点について、答弁願いますよ。

まずは挙手をお願いします。

柴崎高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長 お答え申し上げます。

まず、成果報告書の18ページの介護サービス事業所等感染防止対策支援事業と、あとは歳

出の130ページにおいての老人福祉費業務のうちの社会福祉施設、こちらですね、18節の一番下のところと、あと繰越明許で消耗品等の物品対策、配布を行っている、主要施策で言うところの18ページの決算内訳・実績等の感染防止対策物品配布事業、このかかり増し経費とのすみ分けというか、どのようになっているかということについてお答え申し上げます。

まず、介護事業所の感染予防物品の配布につきましては、介護事業所において衛生対策等の関係でアルコール消毒液だとかの消耗品、そういったものが必要であるということで、繰越しになるんですが、予算措置をして、それを執行したものでございまして、先ほどのかかり増し経費の補助金につきましては、その下の段のところに書いてあるとおり、こちらについては介護事業所で消毒液とかも配ったものだけでは足りないですとか、感染の状況に応じて例えば空気清浄機を入れたりですとか、その他つい立てを買ったりですとか、様々な対策を行って、それに対する補助を別建てで行ったものでございます。

次に、質問の3点目にございました歳入ですけれども、こちらが事項別明細の50ページですね、地域介護・福祉空間整備推進交付金、こちらの水害対策事業につきましては、まず行ったところが社会福祉法人瑞穂会、市内太田地区、下須戸にありますふあみいゆ東館、そちらで、実際の工事の内容ですけれども、施設の出入り口に、雨が降って水かさが上がってきたときに、雨水が入らないように止水板を設置できるような工事を行ったものでございます。

工事費につきましては、国庫補助で10分の10でございました。ただ、10分の10のうち、補助金のメニューが2つに分かれておりまして、そのメニューで端数の処理の関係で、10分の10には違いないんですけれども、実際は1,000円未満の端数の切捨てがあったので、1,000円だけそちらの法人で持ち出しがあったんですが、基本的なものとするとも10分の10ということで支出したところでございます。

以上でございます。

○委員長 よろしいですか。

小林委員。

○4番 小林委員 1点ですけれども、最初の質問は、18ページの介護サービス事業所等感染防止対策支援事業のかかり増し経費補助金が2,724万421円ということになってはいますが、この根拠が知りたかったんで、それが18節のこの決算書の社会福祉施設等感染拡大防止対策費補助金は2,723万8,530円ということで数字が違うんですけれども、その差は何かということでも聞きたかったんですけれども。

○委員長 答弁願いますよ。

柴崎高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長 すみません、お答え申し上げます。

そちらの差につきましては、事業の補助金のほかに郵便料を措置しておりますので、その分の差でございます。

以上でございます。

○委員長 よろしいですか。

藤倉福祉課長。

○福祉課長 主要施策の26ページの生活困窮者自立支援事業の被保護者健康管理支援事業はどこにあるのかということでございますが、148ページの上から2つ目の◎生活保護一般管理費のうち、12節の上から3つ目のデータ分析委託料というものでございます。

以上でございます。

○委員長 よろしいですか。

○4番 小林委員 はい、いいですよ。

○委員長 他に。

村田委員。

○2番 村田委員 まず、決算書の122ページ、高齢者福祉課関係経費ですよ。真ん中から下のところですけども、3節の時間外勤務手当ですけども、前年度比で2倍以上になっているかと思うんですけども、業務上の主な要因は何なのかという点と、それから月45時間、産業医の面談の奨励ですね、あるいは100時間を超えて医師に診てもらった、こういう職員がいるのか、面接を行っていたのか、いたならば何人なのか、この点をお願いします。

2点目ですけども、決算書の122ページ、やはり同じ民生委員活動費、一番下のところになりますけれども、令和3年度末現在でいいかと思うんですが、民生委員・児童委員の人数ですね、教えていただきたい。なり手不足ということも聞くんですけども、市の場合、令和3年度はどんな状況だったのか。何年もやっている人がいるのか、平均の委員の在職年数ですとか、もし手元に資料ございましたら、そうした数値も併せて令和3年度の状況を教えてください。

もう2ついいですかね。

○委員長 いいですよ。

○2番 村田委員 決算書の124ページになります。

上から3つ目の◎社会福祉協議会振興費ですけども、こちら気になったのは、前年度比

で450万円ほど決算額で減っておるんですが、減った主な要因ですね、何々という事業がなくなったとか、あるいは人の構成の関係なのか、その辺を教えてください。

4点目が、同じく124ページのトータルサポート推進事業費、こちらですけれども、まず3節の時間外手当が激増しているようですけれども、予算執行上の割り振りという問題なのか、あるいは事業内容の中で大きく変更があつてのことなのか、令和3年度の状況、時間外増の理由ですね、教えてください。

○委員長 執行部の答弁を求めますよ。

柴崎高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長 お答え申し上げます。

事項別明細の122ページ、高齢者福祉課関係経費の時間外勤務手当についてでございますが、まず前年度比で増えた理由でございますけれども、こちらにつきましては、職員のうち新型コロナウイルスワクチン対応等の担当業務に従事していた者もおりまして、そういった部分の負担で他の職員の業務負担が増えた部分がございます。そのほか、平日もコロナワクチンの集団接種を行ったりですとか、そういったこともございましたので、そういった職員の日中の不在、あとは振替休暇とかもございました。そういったもので時間外勤務手当で措置しなければならないというところで、前年度と比較すると時間外が大幅な増となったところでございます。こちらが主な理由でございます。

続きまして、時間外の超過時間が45時間ないし100時間を超えて指導を受けたり、そういった対象になった者がいるかということですが、高齢者福祉課関係経費で時間外の措置をした対象職員が6名おりましたが、この6名の中でそういった指導を受けたということはございません。

以上でございます。

○委員長 次は誰ですか、答弁。

藤倉福祉課長。

○福祉課長 まず、令和3年度末の民生委員の人数でございますが、民生委員・児童委員の方が142名で主任児童委員の方が11名、合わせて153名でございます。

平均年数に関しては、確認させていただいてよろしいでしょうか。

○2番 村田委員 はい。

○委員長 よろしいですか。

あと、社会福祉協議会。答弁は誰。

○福祉課長 こちらも確認させていただいてもよろしいでしょうか。

○委員長 はい。では次。

○福祉課長 続きまして、トータルサポート推進事業費の時間外に関してでございますが、地域共生社会フォーラムに関しまして、当初は集まって会場にてこの事業を行うという予定でございましたが、途中からネット上のライブ配信によるものに変更させていただきましたので、その関係の作業等がございましたので、時間外が増加したものでございます。

○委員長 よろしいですか。

他に。

村田委員。

○2番 村田委員 1点、再質疑したいんですけども、高齢者福祉課関係経費の時間外手当の関係ですけども、6人対象者がいたということですが、この6人というのは指導を受けなかったということですので、受けなければいけない義務の人ではなくて、勸奨の人という理解でよろしいのでしょうか。

○委員長 答弁願いますよ。

柴崎高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長 お答え申し上げます。

勸奨や義務云々というよりも、月のうち45時間を超えたりですとか、そういった勤務は発生しておりませんでした。

以上でございます。

○委員長 村田委員。

○2番 村田委員 6人という人数を答弁されたと思うんですが、その6人はどういう方なのか、では改めて伺います。

○委員長 執行部の答弁。

柴崎高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長 高齢者福祉課関係経費で時間外勤務を手当、措置している職員につきましては、昨年度までの高齢福祉担当の職員と、地域包括ケア担当の職員の主査以下の者ということでございます。

以上でございます。

○委員長 よろしいですか。

村田委員。

○2番 村田委員 職員の人数ということですね、分かりました。

続いて質疑していいでしょうか。

○委員長 いいですよ。

○2番 村田委員 それでは、決算書の124ページ、社会福祉総務費、安心生活創造事業委託料、成果報告書の12ページかな、主な事業が◎で書かれているんですけども、まず成果報告書12ページの委託事業、この中の委託事業というのは、ふれあいといきいき、上の2つ、この2事業でいいのか。これは委託先は自治会なのか、そう読んだんですけども、それでいいのか。

それと、地域安心ネットワーク、これですね。これはどこの事業者と令和3年度締結されたのか教えてください。それと、この見守り事業で、実際に令和3年度の事例ですとかありましたら、典型的などといいますか、特徴的なものを教えてください。

それから、次に避難行動要支援者名簿の関係ですけども、同意を拒んでいる方ですとか、令和3年度、どのような対処をされたのか、そういう同意を求める努力など、その辺の状況について、対策も含めて、あるようでしたら教えてください。

まずお願いします。

○委員長 答弁願いますよ。誰ですか、答弁は。手を挙げて。

藤倉福祉課長。

○福祉課長 まず、いきいき・元気サポート制度と、こちらの支えあいマップの作成のほうの委託先に関しましては、行田市社会福祉協議会でございます。

あと、特徴的な事例に関してでございますが……

○委員長 どうですか、答弁は。

○福祉課長 順番が変わってしまうのですが、避難行動要支援者名簿に関してでございますが、同意を拒んでいる方におかれましても、災害時には自治会等には名簿は提供するようになっております。

あと、地域安心ネットワークに関しては、協定締結事業所でございますが、現在19ございまして、生活協同組合ですとか東京ガス、東京電力やヤマト運輸などになっております。

あと、ふれあい見守り活動の中で、令和3年度における具体的な事例に関しましてはございませんでした。

以上でございます。

○委員長 村田委員。

○2番 村田委員 ありがとうございます。

1点確認ですけれども、この見守り活動での報告ですとか通報、連絡というのはなかったということではよろしいのか、その点確認です。

○委員長 執行部の答弁求めますよ。

藤倉課長。

○福祉課長 さようでございます。

○委員長 よろしいですか。

村田委員。

○2番 村田委員 続いて、また何点か続けて質疑いたしますのでお願いします。

決算書で124ページ、成果報告書13ページになりますけれども、住民税等非課税世帯の方への臨時特別給付金事業ですけれども、家計急変世帯、給付世帯実績4件ということのようですが、これは申請をしてあなたは対象外ですという、はねたといえますか、そういう事例はあるのか。件数が少ないなと思うんですが、どのような周知方法を取られたのか、工夫ですね、そこを教えてください。

次ですけれども、128ページ、障害者福祉費のところですが、負担金、補助金で18節ですね、各種給付金給付事業があるんですが、令和3年度の自動車改造費の補助金があったかと思うんですが、それや、発達支援サービス、地域生活支援費、こうあるんですが、どのようにこの利用者の方がこの利用に結びついたのか、令和3年度の場合。自動車改造って、そうなかなか出てこないのかと。令和2年度決算書ではなかったようですし、そのところを教えてください。

以上、お願いします。

○委員長 答弁願いますよ。

藤倉福祉課長。

○福祉課長 非課税世帯の臨時給付金の家計急変世帯の4件というところではございますが、周知に当たりましては、自治会への回覧やホームページや市報にて周知をしておりました。また、申請に当たりましては窓口で聞き取りなどをして申請を受けておりましたので、該当しなかった方というのは中にはおられました。件数等につきましては正確に数の把握はしておりません。

続きまして、自動車の改造ですが、自動車の改造につきましては、申請をなさる方というのはいらっしゃる。今年は数件ありました。例えば、アクセル等を手動に変える方です

とかはいらっしゃいます。

○委員長 よろしいですか。

村田委員。

○2番 村田委員 自動車改造ですとかで例示として伺いたかったのは、利用者、必要な方がきちっとこうした事業、サービスを利用できているのか、令和3年度できたのか、どういう形で必要な方が利用に結びついたのかという流れを教えてくださいましたか。もし加えて説明いただけるのであればお願いしたいんですけれども、次の質問も進めていいですか。

○委員長 はい、続けていいですよ。

○2番 村田委員 もしお答えいただけるようでしたら、ご準備いただければと思います。

次の質疑をさせていただきたいんですけれども、決算書130ページ、成果報告書18ページですけれども、こちらの緊急通報システムサービスですとか、独り暮らしの方への乳飲料サービス事業、これらで通報や連絡が入って、こちらの事業で実際に行政が動いたそういう実例は令和3年度はあったのか、どういうケースがあったのか、例示していただければと思います。

次に、決算書の136ページ、児童福祉一般管理費、ここの18節の負担金補助及び交付金のところですが、不用額がかなり大きいのですが、主な要因、主な事業、この中のどれがその不用額になってしまったのか、その理由と併せてお願いいたします。

一旦切ります。

○委員長 答弁願いますよ。

柴崎高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長 お答え申し上げます。

まず、緊急通報システムについて、通報があつて、そういった出動した事例ということでよろしいのかと思うんですけれども、まず緊急通報システムについて、通報があつた搬送依頼の件数は、令和3年度は29件ございました。あと、乳酸飲料の安否確認件数については、委託業者からの確認の依頼があつた件数が53件でございました。特徴的な事例と言いますと、配布に伺った配達員がたまたまそこのお宅に行ったときに利用者の方が倒れていて、それで救急搬送をしたというケースもありましたし、あとはたまたま配達したときに、利用者の方がけがをされているということで、そこから市に連絡がありまして、私どもから登録されている緊急連絡先に情報提供したり、そういったこともございました。

以上でございます。

○委員長 次に不用額、誰。

藤倉福祉課長。

○福祉課長 先ほどの自動車の改造の例示でございますが、こちらの申請をなさる方に関しましては、窓口で受けさせていただいております、必要な書類等の提出をいただいて、審査をさせていただきます。

以上でございます。

○委員長 よろしいですか。

上野子ども未来課長。

○子ども未来課長 子ども未来課所管分で、136ページのところで、不用額の主なものでございますが、こちら子ども未来課の事業を、前のページからいきますと、◎児童福祉一般管理費から数えまして、138ページの◎が5個ございまして、その次の140ページもあるという中で、全てのところの積み上げになってございますので、主なものというものはなかなか申し上げにくいところございまして、例えば先般、9月議会で返還金等で手当させていただいた子育て世帯臨時特別給付金等をこの令和3年度の分で返還しなくてはならないので、先般の9月議会で返還金の措置をさせていただいたんですけれども、そちらが例えば870万円をお返しするとか、そういった額の積み重ねがありましてこの額になっているというところでございます。細かいところがなかなか申し上げられなくて申し訳ございません。

以上でございます。

○委員長 よろしいですね。

他に質疑もないようですので……

○2番 村田委員 あります。

○委員長 村田委員。

○2番 村田委員 それでは、私が見つけれられないのかもしれないのでお尋ねするんですけども、決算書ですと136ページ、12節ですけども、ひとり親家庭等生活向上事業委託料ですね。これは成果報告書ではどこに載っているのか、載っていないのでしたら令和3年度の事業の内容を教えてください。

それと、同じく子どものための施設短期利用事業、この委託料も同じです。

次に、病児・病後児保育事業の利用者の実人数を教えてください。延べしかないようでしたら、分かる数字で結構です。令和3年度ですね。この利用者の流れについても紹介してい

ただければと思います。医療機関から紹介されるそういうルートが主なのかですとかね、その点をお願いします。

次に、放課後児童対策事業費、決算書の138ページになります。令和3年度末でも結構です、区切りのいいところで各学童保育室の現員数を教えてください。おおむね50人というのが市の定員数、基準だと思うんですけども、基準超えのところを、19箇所全部じゃなくて結構です、失礼。基準の50人超えの学童保育室があるようでしたら教えてください。

まずはここでお願いします。

○委員長 執行部の答弁を求めますよ。

上野子ども未来課長。

○子ども未来課長 順次お答えいたします。

まず、136ページの12節ひとり親家庭等生活向上事業についてでございます。こちらはひとり親家庭学習支援事業に対するものでございまして、委託先として行田市社会福祉協議会でございます。こちらにつきましては、該当するお子さんたちに学習支援を行ったものでございまして、年間50日開催いたしまして、利用者は延べ524人の実績でございます。

続きまして、病児・病後児の実績でございますが、これは主要施策の成果報告書の20ページでございまして、20ページの一番下のところでございますが、これは年間の延べで200人となっております。利用の流れですけれども、こちらは保護者が直接病児・病後児の施設でありますげんきキッズと申しますが、そちらにお子さんを連れて来場していただくという形になってございます。特に医療機関からあっせんを受けて流れてくるとかということではございません。保護者が独自にご利用なさっているという状況でございます。

続きまして、138ページで、放課後児童のいわゆる学童でございますが、利用定員、おおむね45人までということでやっておるところでございますが、現在、その定員を超えてしまっているところだと、今は忍学童に名前が変わりましたが、当時、中央学童保育室が定員60名でございました。さらに、南第一学童保育室は49名でございます。西小学校の中に第一、第二とございまして、第一が70人、第二が50人ということでございます。また、東小の中に、こちらは第二学童ですけれども、60人の定員になってございます。北小で、こちら北第二は70人の定員です。桜ヶ丘小の、こちらさくら第二学童については50人です。太田西小についても、太田西学童が70人の定員でございます。泉太井学童保育室、泉小学校の敷地にあるものですが、こちらは55人となっております。埼玉学童保育室が48人でございます。南河原学童保育室が70人という定員になってございます。

以上でございます。

○委員長 村田委員。

○2番 村田委員 すみません、答弁漏れだと思うんですが、子どものための施設短期利用、それと病児・病後児は、そうなんです、延べはこちらいただいているんですが、人数、実人数でお答えいただければと思います。

○委員長 上野子ども未来課長。

○子ども未来課長 お答えいたします。

順番が前後してしまって恐縮ですが、病児・病後児についてですけれども、こちら何日かにわたって利用されているケースがほとんどでございます、何人の方がというのはこちらで手持ちがございませんで、同じ方が例えば4月にかかったり、またしばらくたって10月にかかったりとか、そういったことは実際あるかと思うんですけれども、ひもづけて実際何人の方かというところまではデータとしては持ち合わせておりませんで、申し訳ございません。

子どものための施設短期利用事業委託料、この実績ですけれども、こちらにつきましては2人でございます。

以上です。

○委員長 ありがとうございます。

他に質疑も……

○2番 村田委員 あります。

○委員長 村田委員。

○2番 村田委員 もう何点かありますので、お願いします。

140ページの生活困窮者支援費、成果報告書26ページですけれども、成果報告書でいきますと、被保護者健康管理支援事業、これのレセプトデータの分析ですけれども、この分析を行っているのはどういう職員なのか、どのような分析をされたのかという点が1点。

生活困窮者住居確保給付金の点ですけれども、成果報告書の26ページですね。就職活動を要件として家賃相当額を支給したとあるんですけれども、この要件はどこまで、就職活動はどのくらいどこまで要求しているのか、その点について伺います。

次に、決算書の150ページ、扶助費、成果報告書ですと27ページ、生活保護費、その中に施設事務費、こうあるんですけれども、前年度比で450万円ほど上がっているようなんですけれども、これはどういうものなのか教えてください。

それと、令和3年度の新規の被保護者の人数ですね、新規に増えた人数、それと生活保護となった要因ですね、あるいはその被保護者の方の属性、障害のある方だとか高齢で独り暮らしだとか、そのような属性、分類されていると思うんですけども、その分類に基づいた属性というのが分かれば教えてください。お願いします。

○委員長 答弁願いますよ。

挙手をお願いします。

藤倉福祉課長。

○福祉課長 順次お答えいたします。

被保護者健康管理支援事業のレセプトデータの関係でございますが、こちらの分析は、職員はどのような者かというお話でございますが、こちら委託で行っております。内容としましては、重複受診ですとか頻回のもの等の抽出が主なものでございます。

あとは、こちらで26ページの右側に相談件数とあるんですが、こちらに関しましては、その被保護者に対してどうやって説明をしたらよいか、頻回の者に対してどういった形で説明したらよいかということの質問をしたものでございます。

次に、住居確保給付金の就職活動でございますが、どこまで要件かとおっしゃいますと、月に1回以上の自立相談支援機関の面接等の支援を受けることと、あと月に2回以上、公共職業安定所または地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口で職業相談を受けることとなっております。

あと、次に扶助費の中の施設事務費の増加というところでございますが、こちら施設事務費と申しますのは、救護施設と申しまして、分かりやすく言いますと、自分1人で上手に生活できない方が入る寮みたいなところでございまして、そちらに関する経費でございます。こちらに関しましては、その救護施設に入所する方が増えたための増加でございます。

あと、生活保護の新規の件数等でございますが、令和3年度で112件でございます。内容といたしましては、高齢者の方が47件、母子世帯の方が6件、障害をお持ちの方が8件、傷病者の方が4件で、その他の方が36件ございました。

○委員長 ありがとうございます。

村田委員にお尋ね、あと何問ぐらいありますか。もう皆様十分で……

○2番 村田委員 再確認が1点と、あとそのほかにもう一つ質疑があります。

○委員長 あと2点ね。では2点お願いします。

○2番 村田委員 細かい点までありがとうございます。

先ほどの関係で、1点さらに確認したいんですけども、レセプトデータの分析ですけども、委託というのは専門のそういう業者なのか、あるいは国保連というのも想定されるかと思うんですけども、具体的に教えてください。

それと、もう1点、最後になりますけれども、母子保健費ですけども、成果報告書だと30ページ、妊産婦乳幼児相談業務委託、こういう事業があるようですけども、どこに委託しているのか。それで、成果報告書にもありますけれども、子育て包括支援センター運営事業、こういうのが市の事業として大きくあるわけですけども、この子育て包括支援センターと、先ほど言いました妊産婦乳幼児相談業務委託、これとの関係、連携といたしますか、包含関係にあるのか、別の組織として連携を取ってやっている事業なのか、そしてまたそれらと保健センターがどういう関係で相互に連携を取っているのか、どういう関係であるのか、その構成というんでしょうか、そこを教えてください。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

挙手をお願いしますよ。

藤倉福祉課長。

○福祉課長 先ほどのレセプト点検をやっておるのは、業者か国保連等かということでございますが、こちらはレセプトは業者でございます。

以上でございます。

○委員長 五十嵐健康づくり課長。

○健康づくり課長 お答え申し上げます。

子育て包括支援センター事業と乳幼児、産婦の訪問事業との関係でございますが、まず子育て包括支援センター事業につきましては、成果報告書の30ページでその運営につきましてご説明をさせていただいております。もう一方の乳幼児、妊婦の訪問事業の委託先ということでございますが、子育て包括支援センターの運営を実際には健康づくり課の事務室内に環境を整えまして行っているところでございますが、その委託先は、実際にそこに子育て包括支援センターとしていらっしゃる助産婦、この方々に改めて個人委託、一部には外部の方もいらっしゃるんですけども、改めて個人委託をさせていただいて、事業を実施しているという関係でございますが、ほぼ保健センターの環境の中で、同じ方に別委託をしてお願いしている事業でございますので、連携というよりも、ほぼ十分に連携という形ではできているものと考えております。

以上でございます。

○委員長 ありがとうございました。

他に質疑もないようですので、これをもって質疑を終結し、健康福祉部所管部分の審査を終了いたします。ありがとうございました。

執行部が退席しますので、委員の皆様はそのままお待ちください。

午後 0時 29分 休憩

---

午後 0時 32分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○委員長 以上をもちまして全ての所管に関わる審査を終了いたしました。

---

#### △議案第60号の討論

○委員長 続いて、討論を行います。討論のある方は挙手を願います。

では、反対討論。

村田委員。

○2番 村田委員 4日間にわたって各部門ごと精査させていただいたわけですが、事業によりましては執行部の事務改善ですとか効果的な事業実施に向けた努力も見受けられました。確認できました。しかし、事業効果として大変疑問のある事業、あるいは効率的な執行という点で課題の多い事業も多々見受けられたところです。したがって、私からは反対とする討論とさせていただきます。

○委員長 他に討論の申出はないようですので、討論を終結いたします。

---

#### △議案第60号の採決

○委員長 次に、採決をいたします。

議案第60号 令和3年度行田市一般会計歳入歳出決算認定については、これを認定するに賛成の委員は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長 挙手多数と認めます。よって、本決算はこれを認定することに決しました。

以上で当委員会に付託されました案件の審査を終了いたします。

なお、お諮りいたします。委員会審査報告書及び委員長報告の作成等につきましては、委

員長にご一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

---

△閉会の宣告

○委員長 これをもって本日の日程を終了いたします。

なお、実質、審査は本日で終了いたしましたが、委員長報告検討のため、次回11月11日金曜日は午前9時30分から開催いたしますので、委員各位におかれましては定刻までご参集願います。

本日はこれにて閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

午後 0時 35分 閉会

---

行田市議会委員会条例第30条第1項の規定によりここに署名する。

決算審査特別委員会委員長 吉 田 豊 彦